

設計業務標準仕様書

令和 7 年 10 月

名古屋市緑政土木局

設計業務標準仕様書

目 次

第 1 編 共 通 編	1- 1
第 1 章 総 則	1- 1
1-1- 1 適 用	1- 1
1-1- 2 用語の定義	1- 1
1-1- 3 受発注者の義務	1- 4
1-1- 4 業務の着手	1- 4
1-1- 5 設計図書の支給及び点検	1- 4
1-1- 6 監督員	1- 5
1-1- 7 管理技術者	1- 5
1-1- 8 照査技術者及び照査の実施	1- 6
1-1- 9 担当技術者	1- 7
1-1-10 提出書類	1- 7
1-1-11 打合せ等	1- 8
1-1-12 業務計画書	1- 8
1-1-13 資料の貸与及び返却	1- 9
1-1-14 関係官公庁への手続き等	1- 9
1-1-15 地元関係者との交渉等	1-10
1-1-16 土地への立入り等	1-10
1-1-17 成果品の提出	1-11
1-1-18 関連法令及び条例の遵守	1-11
1-1-19 検 査	1-11
1-1-20 修 補	1-12
1-1-21 条件変更等	1-12
1-1-22 契約変更	1-12
1-1-23 履行期間の変更	1-12
1-1-24 一時中止	1-13
1-1-25 発注者の賠償責任	1-13
1-1-26 受託人の賠償責任	1-13
1-1-27 部分使用	1-14
1-1-28 再委託	1-14
1-1-29 成果品の使用等	1-14
1-1-30 守秘義務	1-15
1-1-31 個人情報への取扱い	1-15
1-1-32 安全等の確保	1-17
1-1-33 臨機の措置	1-18
1-1-34 履行報告	1-18
1-1-35 屋外で作業を行う時期及び時間の変更	1-18

1-1-36	行政情報流出対策の強化	1-18
1-1-37	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	1-20
1-1-38	保険加入の義務	1-20
第2章	設計業務一般	1-21
1-2-1	使用する技術基準等	1-21
1-2-2	現地踏査	1-21
1-2-3	設計業務等の種類	1-21
1-2-4	調査業務の内容	1-21
1-2-5	計画業務の内容	1-21
1-2-6	設計業務の内容	1-21
1-2-7	調査業務の条件	1-22
1-2-8	計画業務の条件	1-22
1-2-9	設計業務の条件	1-23
1-2-10	調査業務及び計画業務の成果	1-24
1-2-11	設計業務の成果	1-24
1-2-12	環境配慮の条件	1-25
1-2-13	維持管理への配慮	1-25
	主要技術基準及び参考図書	1-26
	設計業務の主要な区切り	1-39
	リサイクル計画書	1-42
	(別表-1) 管理技術者及び照査技術者の資格要件と業務の分類表	1-44
第2編	河川編	2-1
第1章	河川環境調査	2-1
第1節	河川環境調査の種類	2-1
2-1-1	河川環境調査の種類	2-1
第2節	環境影響評価	2-1
2-1-2	環境影響評価の区分	2-1
2-1-3	計画段階配慮(案)の作成	2-1
2-1-4	方法書(案)の作成	2-2
2-1-5	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定	2-3
2-1-6	調査	2-4
2-1-7	予測及び評価並びに環境保全措置の検討	2-5
2-1-8	準備書(案)の作成	2-6
2-1-9	評価書(案)の作成	2-6
2-1-10	評価書の補正等	2-7
第3節	河川水辺環境調査	2-7
2-1-11	河川水辺環境調査の区分	2-7
2-1-12	魚類調査	2-8
2-1-13	底生動物調査	2-8
2-1-14	植物調査	2-9
2-1-15	鳥類調査	2-9
2-1-16	両生類・爬虫類・哺乳類調査	2-10
2-1-17	陸上昆虫類等調査	2-10
2-1-18	河川環境基図作成調査	2-11

2-1-19 河川空間利用実態調査	2-11
2-1-20 河川水辺総括資料作成調査	2-12
第4節 成果品	2-12
2-1-21 成果品	2-13
第2章 河川調査・計画	2-14
第1節 河川調査・計画の種類	2-14
2-2-1 河川調査・計画の種類	2-14
第2節 洪水痕跡調査	2-14
2-2-2 洪水痕跡調査	2-14
第3節 計画降雨検討	2-15
2-2-3 計画降雨検討の区分	2-15
2-2-4 ティーセン法による検討	2-15
2-2-5 降雨強度曲線による検討	2-16
第4節 基本高水・計画高水流量検討	2-17
2-2-6 基本高水・計画高水流量検討の区分	2-17
2-2-7 貯留関数法による検討	2-17
2-2-8 準線形貯留型モデルによる検討	2-18
2-2-9 雨量確率手法による検討	2-19
2-2-10 流出確率手法による検討	2-20
第5節 低水流出解析	2-21
2-2-11 低水流出解析	2-21
第6節 河道計画	2-23
2-2-12 河道計画（大規模河川）	2-23
2-2-13 河道計画（中小河川）	2-25
第7節 内水処理計画	2-26
2-2-14 内水処理計画	2-26
第8節 利水計画	2-29
2-2-15 利水計画検討	2-29
第9節 正常流量検討	2-31
2-2-16 正常流量検討（大規模河川）	2-31
2-2-17 正常流量検討（中小河川）	2-34
第10節 氾濫水理解析	2-36
2-2-18 氾濫水理解析（二次元モデルを用いる場合）	2-36
第11節 総合治水対策調査	2-37
2-2-19 総合治水対策調査	2-37
第12節 洪水予測システム検討	2-45
2-2-20 洪水予測システム検討	2-45
第13節 成果品	2-49
2-2-21 成果品	2-49
第3章 河川構造物設計	2-50
第1節 河川構造物設計の種類	2-50
2-3-1 河川構造物設計の種類	2-50
第2節 築堤設計	2-50
2-3-2 築堤設計区分	2-50

2-3-3 築堤予備設計	2-50
2-3-4 築堤詳細設計	2-52
第3節 護岸設計	2-54
2-3-5 護岸設計の区分	2-54
2-3-6 護岸予備設計	2-55
2-3-7 護岸詳細設計	2-58
第4節 樋門設計	2-60
2-3-8 樋門設計の区分	2-60
2-3-9 樋門予備設計	2-61
2-3-10 樋門詳細設計	2-63
第5節 床止め設計	2-66
2-3-11 床止め設計の区分	2-66
2-3-12 床止め予備設計	2-66
2-3-13 床止め詳細設計	2-68
第6節 堰設計	2-71
2-3-14 堰設計の区分	2-71
2-3-15 堰予備設計	2-71
2-3-16 堰詳細設計	2-74
第7節 水門設計	2-78
2-3-17 水門設計の区分	2-78
2-3-18 水門予備設計	2-78
2-3-19 水門詳細設計	2-80
第8節 排水機場設計	2-82
2-3-20 排水機場設計の区分	2-82
2-3-21 排水機場予備設計	2-83
2-3-22 排水機場詳細設計	2-85
第9節 成果品	2-87
2-3-23 成果品	2-87
第3編 排水施設編	3- 1
第1章 排水管・用排水路設計	3- 1
第1節 管渠・用排水路設計	3- 1
3-1-1 管渠・用排水路設計の区分	3- 1
3-1-2 管渠・用排水路基本設計	3- 1
3-1-3 管渠・用排水路詳細設計	3- 2
第2節 成果品	3- 5
3-1-4 成果品	3- 5
第4編 砂防及び地すべり対策編	4- 1
第1章 砂防環境調査	4- 1
第1節 砂防環境調査の種類	4- 1
4-1-1 砂防環境調査の種類	4- 1
第2節 自然環境調査	4- 1
4-1-2 自然環境調査の区分	4- 1
4-1-3 魚類調査	4- 1
4-1-4 植物調査	4- 2

4-1- 5 鳥類調査	4- 2
4-1- 6 両生類・爬虫類・哺乳類調査	4- 3
4-1- 7 陸上昆虫類調査	4- 3
4-1- 8 底生動物調査	4- 3
第 3 節 景観調査	4- 4
4-1- 9 景観調査	4- 4
第 4 節 溪流空間利用実態調査	4- 5
4-1-10 溪流空間利用実態調査	4- 5
第 5 節 成果品及び貸与資料	4- 5
4-1-11 成果品	4- 5
4-1-12 貸与資料	4- 5
第 2 章 砂防調査・計画	4- 6
第 1 節 砂防調査・計画	4- 6
4-2- 1 砂防調査・計画の種類	4- 6
第 2 節 砂防調査	4- 6
4-2- 2 砂防調査の区分	4- 6
4-2- 3 土砂・洪水氾濫対策調査（水系砂防調査）	4- 6
4-2- 4 土石流対策調査	4- 9
4-2- 5 流木対策調査	4-10
4-2- 6 火山砂防調査	4-11
第 3 節 砂防計画	4-12
4-2- 7 砂防計画の区分	4-12
4-2- 8 土砂・洪水氾濫対策計画	4-12
4-2- 9 土石流対策計画	4-14
4-2-10 流木対策計画	4-15
4-2-11 火山砂防計画	4-16
第 4 節 成果品	4-18
4-2-12 成果品	4-18
第 3 章 砂防構造物設計	4-21
第 1 節 砂防構造物設計	4-21
4-3- 1 砂防構造物設計の種類	4-21
第 2 節 砂防堰堤及び床固工の設計	4-21
4-3- 2 砂防堰堤及び床固工の設計の区分	4-21
4-3- 3 砂防堰堤及び床固工予備設計	4-21
4-3- 4 砂防堰堤及び床固工詳細設計	4-23
第 3 節 溪流保全工の設計	4-25
4-3- 5 溪流保全工設計の区分	4-25
4-3- 6 溪流保全工予備設計	4-25
4-3- 7 溪流保全工詳細設計	4-27
第 4 節 土石流対策工及び流木対策工の設計	4-29
4-3- 8 土石流対策工及び流木対策工の設計の区分	4-29
4-3- 9 土石流対策工予備設計	4-29
4-3-10 土石流対策工詳細設計	4-31
4-3-11 流木対策工予備設計	4-34

4-3-12 流木対策工詳細設計	4-36
第5節 護岸工の設計	4-38
4-3-13 護岸工設計の区分	4-38
4-3-14 護岸工予備設計	4-38
4-3-15 護岸工詳細設計	4-40
第6節 山腹工の設計	4-41
4-3-16 山腹工設計の区分	4-41
4-3-17 山腹工予備設計	4-41
4-3-18 山腹工詳細設計	4-43
第7節 成果品	4-45
4-3-19 成果品	4-45
第4章 地すべり対策調査・計画・設計	4-57
第1節 地すべり対策調査・計画・設計	4-57
4-4-1 地すべり対策調査・計画・設計の種類	4-57
第2節 地すべり調査	4-57
4-4-2 地すべり調査の区分	4-57
4-4-3 地すべり予備調査	4-57
4-4-4 地すべり概査	4-58
4-4-5 地すべり機構解析	4-59
第3節 地すべり対策計画	4-61
4-4-6 地すべり対策計画	4-61
第4節 地すべり防止施設設計	4-62
4-4-7 地すべり防止施設設計の区分	4-62
4-4-8 地すべり防止施設予備設計	4-62
4-4-9 地すべり防止施設詳細設計	4-64
第5節 成果品	4-65
4-4-10 成果品	4-65
第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計	4-68
第1節 急傾斜地対策調査・計画・設計	4-68
4-5-1 急傾斜地対策調査・計画・設計の種類	4-68
第2節 急傾斜地調査	4-68
4-5-2 急傾斜地調査の区分	4-68
4-5-3 急傾斜地予備調査	4-68
4-5-4 急傾斜地概査	4-69
4-5-5 急傾斜地機構解析	4-70
第3節 急傾斜地崩壊対策計画	4-73
4-5-6 急傾斜地崩壊対策計画	4-73
第4節 急傾斜地崩壊防止施設設計	4-74
4-5-7 急傾斜地崩壊防止施設設計の区分	4-74
4-5-8 急傾斜地崩壊防止施設予備設計	4-74
4-5-9 急傾斜地崩壊防止施設詳細設計	4-76
第5節 成果品	4-77
4-5-10 成果品	4-77
第5編 道路編	5- 1

第 1 章 道路環境調査	5- 1
第 1 節 環境影響評価	5- 1
5-1- 1 環境影響評価の区分	5- 1
5-1- 2 計画段階配慮書（案）の作成	5- 1
5-1- 3 方法書（案）の作成	5- 2
5-1- 4 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定	5- 3
5-1- 5 調査	5- 4
5-1- 6 予測及び評価並びに環境保全措置の検討	5- 4
5-1- 7 準備書（案）の作成	5- 5
5-1- 8 評価書（案）の作成	5- 6
5-1- 9 評価書の補正等	5- 6
第 2 節 成 果 品	5- 7
5-1-10 成 果 品	5- 7
第 2 章 交通現況調査	5- 8
第 1 節 交通現況調査	5- 8
5-2- 1 交通現況調査の種類	5- 8
第 2 節 交通量調査	5- 8
5-2- 2 交通量調査の区分	5- 8
5-2- 3 単路部交通量調査	5- 8
5-2- 4 交差点部交通量調査	5- 9
第 3 節 速度調査	5- 9
5-2- 5 速度調査の区分	5- 9
5-2- 6 走行速度調査	5- 9
5-2- 7 旅行速度調査	5-10
第 4 節 起終点調査	5-11
5-2- 8 起終点調査の種類	5-11
5-2- 9 路側 OD 調査	5-11
5-2-10 オーナーインタビュー OD 調査	5-12
第 5 節 交通渋滞調査	5-13
5-2-11 交通渋滞調査	5-13
第 6 節 駐車場調査	5-14
5-2-12 駐車場調査の区分	5-14
5-2-13 駐車場施設実態調査	5-14
5-2-14 駐車原単位調査	5-15
第 7 節 成 果 品	5-15
5-2-15 成 果 品	5-15
第 3 章 道路網・路線計画	5-17
第 1 節 道路網・路線計画の種類	5-17
5-3- 1 道路網・路線計画の種類	5-17
第 2 節 現況調査	5-17
5-3- 2 現況調査	5-17
第 3 節 交通量推計調査	5-18
5-3- 3 交通量推計調査	5-18
第 4 節 道路網・路線計画	5-19

5-3- 4 道路網・路線計画	5-19
第 5 節 成 果 品	5-20
5-3- 5 成 果 品	5-20
第 4 章 道路設計	5-21
第 1 節 道路設計の種類	5-21
5-4- 1 道路設計の種類	5-21
第 2 節 道路設計	5-21
5-4- 2 道路設計の区分	5-21
5-4- 3 道路概略設計	5-21
5-4- 4 道路予備設計(A)	5-23
5-4- 5 道路予備修正設計(A)	5-25
5-4- 6 道路予備設計(B)	5-25
5-4- 7 道路予備修正設計(B)	5-27
5-4- 8 道路詳細設計	5-28
第 3 節 歩道設計（自転車歩行者道を含む）	5-30
5-4- 9 歩道設計の区分	5-30
5-4-10 歩道詳細設計	5-31
第 4 節 平面交差点設計	5-32
5-4-11 平面交差点設計の区分	5-32
5-4-12 平面交差点予備設計	5-32
5-4-13 平面交差点詳細設計	5-34
第 5 節 立体交差設計	5-36
5-4-14 立体交差設計の区分	5-36
5-4-15 ダイヤモンド型 I C 予備設計	5-36
5-4-16 ダイヤモンド型 I C 詳細設計	5-38
5-4-17 トランペット・クローバー型 I C 予備設計	5-39
5-4-18 トランペット・クローバー型 I C 詳細設計	5-41
第 6 節 道路休憩施設設計	5-42
5-4-19 道路休憩施設設計の区分	5-42
5-4-20 道路休憩施設予備設計	5-42
5-4-21 道路休憩施設詳細設計	5-44
第 7 節 一般構造物設計	5-46
5-4-22 一般構造物設計の種類と区分	5-46
5-4-23 一般構造物予備設計	5-46
5-4-24 一般構造物詳細設計	5-48
5-4-25 落石防護柵詳細設計	5-50
5-4-26 一般構造物基礎工詳細設計	5-51
第 8 部 盛土・切土設計	5-52
5-4-27 盛土・切土設計の区分	5-52
5-4-28 盛土・切土予備設計	5-52
5-4-29 盛土・切土詳細設計	5-53
第 9 節 調整池設計	5-55
5-4-30 調整池設計の区分	5-55
5-4-31 調整池予備設計	5-55

5-4-32 調整池詳細設計	5-57
第10節 成果品	5-59
5-4-33 成果品	5-59
第5章 地下構造物設計	5-65
第1節 地下構造物設計の種類	5-65
5-5-1 地下構造物設計の種類	5-65
第2節 地下横断歩道等設計	5-65
5-5-2 地下横断歩道等設計の区分	5-65
5-5-3 地下横断歩道等基本計画	5-65
5-5-4 地下横断歩道等予備設計	5-67
5-5-5 地下横断歩道等詳細設計	5-69
第3節 共同溝設計	5-72
5-5-6 共同溝設計の区分	5-72
5-5-7 共同溝基本検討	5-72
5-5-8 開削共同溝予備設計	5-74
5-5-9 開削共同溝詳細設計	5-76
第4節 電線共同溝設計	5-79
5-5-10 電線共同溝設計の区分	5-79
5-5-11 電線共同溝予備設計	5-80
5-5-12 電線共同溝詳細設計	5-82
第5節 成果品	5-84
5-5-13 成果品	5-84
第6章 地下駐車場計画・設計	5-92
第1節 地下駐車場計画・設計の種類	5-92
5-6-1 地下駐車場計画・設計の種類	5-92
第2節 地下駐車場基本計画	5-92
5-6-2 地下駐車場基本計画の区分	5-92
5-6-3 基本調査	5-92
5-6-4 基本計画	5-93
第3節 地下駐車場予備設計	5-95
5-6-5 地下駐車場予備設計の区分	5-95
5-6-6 地下駐車場本体予備設計	5-95
5-6-7 地下駐車場設備予備設計	5-97
第4節 地下駐車場詳細設計	5-99
5-6-8 地下駐車場詳細設計の区分	5-99
5-6-9 地下駐車場本体詳細設計	5-99
5-6-10 地下駐車場設備詳細設計	5-101
第5節 成果品	5-103
5-6-11 成果品	5-103
第7章 シールドトンネル設計	5-105
第1節 シールドトンネル設計	5-105
5-7-1 シールドトンネル設計の区分	5-105
5-7-2 シールドトンネル予備設計	5-105
5-7-3 シールドトンネル詳細設計	5-107

5-7- 4	立坑予備設計	5-111
5-7- 5	立坑詳細設計	5-113
第 2 節	成 果 品	5-117
5-7- 6	成 果 品	5-117
第 8 章	橋梁設計	5-121
第 1 節	橋梁設計の種類	5-121
5-8- 1	橋梁設計の種類	5-121
第 2 節	橋梁設計	5-121
5-8- 2	橋梁設計の区分	5-121
5-8- 3	橋梁予備設計	5-121
5-8- 4	橋梁詳細設計	5-123
第 3 節	橋梁拡幅設計	5-126
5-8- 5	橋梁拡幅設計の区分	5-126
5-8- 6	橋梁拡幅予備設計	5-126
5-8- 7	橋梁拡幅詳細設計	5-128
第 4 節	橋梁補強設計	5-131
5-8- 8	橋梁補強設計の区分	5-131
5-8- 9	橋梁補強予備設計	5-131
5-8-10	橋梁補強詳細設計	5-133
第 5 節	成 果 品	5-135
5-8-11	成 果 品	5-135
第 9 章	道路施設点検	5-139
第 1 節	道路施設点検の種類	5-139
5-9- 1	道路施設点検の種類	5-139
第 2 節	道路防災カルテ点検	5-139
5-9- 2	道路防災カルテ点検	5-139
第 3 節	橋梁定期点検	5-139
5-9- 3	橋梁定期点検	5-140
第 4 節	成 果 品	5-142
5-9- 4	成 果 品	5-142
第 6 編	公園緑地編	6- 1
第 1 章	公園緑地環境調査	6- 1
第 2 章	公園緑地計画設計	6- 1
第 1 節	公園緑地計画設計	6- 1
6-2- 1	公園緑地計画設計の区分	6- 1
6-2- 2	公園基本計画	6- 1
6-2- 3	公園基本設計	6- 2
6-2- 4	公園実施設計	6- 4
第 2 節	成 果 品	6- 6
6-2- 5	成 果 品	6- 6
様式一覧表		
(第 2 号様式)	業務着手届	7- 1
(第 3 号様式) 甲	業務日程表	7- 2
(第 3 号様式) 乙	日程表	7- 3

(第 4 号様式)	甲	業務変更日程表	7- 4
(第 4 号様式)	乙	変更日程表	7- 5
(第 5 号様式)	の 1	管理技術者届	7- 6
(第 5 号様式)	の 2	管理技術者変更届	7- 7
(第 6 号様式)	の 1	照査技術者届	7- 8
(第 6 号様式)	の 2	照査技術者変更届	7- 9
(第 9 号様式)		業務関係者に関する措置請求	7-10
(第 10 号様式)	甲	業務下請負届 (再委託申請書)	7-11
(第 10 号様式)	乙	業務下請負届 (再委託申請書)	7-12
(第 10 号様式)	甲	業務下請負届 (再委託申請書) 記入例	7-13
(第 10 号様式)	乙	業務下請負届 (再委託申請書) 記入例	7-14
(第 11 号様式)	の 1	業務用材料出納簿	7-15
(第 12 号様式)		業務用貸与物件整理簿	7-16
(第 13 号様式)		事故発生報告書	7-17
(第 16 号様式)		履行期間延長願	7-18
(第 17 号様式)		業務完了届	7-19
(第 19 号様式)		業務完了確認通知書	7-20
(第 20 号様式)		検査結果通知書	7-21
(第 21 号様式)	甲	出来高調書	7-22
(第 21 号様式)	乙	出来高内訳書	7-23
(第 23 号様式)		出来高確認通知書	7-24
(第 24 号様式)		出来高検査結果通知書	7-25
(第 25 号様式)		業務計画書	7-26
(第 26 号様式)		変更業務計画書	7-27
(第 27 号様式)	の 1	委託業務成果品一覧表	7-28
(第 28 号様式)		指示・催告・請求・通知・協議・承諾書	7-29
(第 29 号様式)		請求・通知・協議・承諾・報告書	7-30
(第 30 号様式)		業務打合せ記録簿	7-31
(第 30 号様式)		業務打合せ記録簿 記入例	7-32
(第 31 号様式)	甲	業務記録簿	7-33
(第 31 号様式)	乙	業務記録簿	7-34
(第 32 号様式)		身分証明書交付申請書	7-35
(第 33 号様式)		身分証明書	7-36
(第 34 号様式)		身分証明書返納書	7-37
(第 36 号様式)		休日・夜間作業届	7-38

第 1 編 共通編

第1編 共通編

目次

第1章 総 則	1- 1
1-1- 1 適 用	1- 1
1-1- 2 用語の定義	1- 1
1-1- 3 受発注者の義務	1- 4
1-1- 4 業務の着手	1- 4
1-1- 5 設計図書の支給及び点検	1- 4
1-1- 6 監督員	1- 5
1-1- 7 管理技術者	1- 5
1-1- 8 照査技術者及び照査の実施	1- 6
1-1- 9 担当技術者	1- 7
1-1-10 提出書類	1- 7
1-1-11 打合せ等	1- 8
1-1-12 業務計画書	1- 8
1-1-13 資料の貸与及び返却	1- 9
1-1-14 関係官公庁への手続き等	1- 9
1-1-15 地元関係者との交渉等	1-10
1-1-16 土地への立入り等	1-10
1-1-17 成果品の提出	1-11
1-1-18 関連法令及び条例の遵守	1-11
1-1-19 検 査	1-11
1-1-20 修 補	1-12
1-1-21 条件変更等	1-12
1-1-22 契約変更	1-12
1-1-23 履行期間の変更	1-12
1-1-24 一時中止	1-13
1-1-25 発注者の賠償責任	1-13
1-1-26 受託人の賠償責任	1-13
1-1-27 部分使用	1-14
1-1-28 再委託	1-14
1-1-29 成果品の使用等	1-14
1-1-30 守秘義務	1-15
1-1-31 個人情報の取扱い	1-15
1-1-32 安全等の確保	1-17
1-1-33 臨機の措置	1-18
1-1-34 履行報告	1-18
1-1-35 屋外で作業を行う時期及び時間の変更	1-18
1-1-36 行政情報流出対策の強化	1-18
1-1-37 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	1-20
1-1-38 保険加入の義務	1-20

第2章 設計業務一般	1-21
1-2- 1 使用する技術基準等	1-21
1-2- 2 現地踏査	1-21
1-2- 3 設計業務等の種類	1-21
1-2- 4 調査業務の内容	1-21
1-2- 5 計画業務の内容	1-21
1-2- 6 設計業務の内容	1-21
1-2- 7 調査業務の条件	1-22
1-2- 8 計画業務の条件	1-22
1-2- 9 設計業務の条件	1-23
1-2-10 調査業務及び計画業務の成果	1-24
1-2-11 設計業務の成果	1-24
1-2-12 環境配慮の条件	1-25
1-2-13 維持管理への配慮	1-25
主要技術基準及び参考図書	1-26
設計業務の主要な区切り	1-39
リサイクル計画書	1-42
(別表－1) 管理技術者及び照査技術者の資格要件と業務の分類表	1-44

第1編 共通編

第1章 総則

1-1-1 適用

1. 設計業務標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、名古屋市緑政土木局が所管する土木工事に係る設計及び計画業務（当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の土木工事予定地等において行われる調査業務を含む）に係る業務委託契約書（契約約款を含む）（以下「契約書」という。）及び**設計図書**の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. **設計図書**は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面、標準仕様書または**指示**や**協議**等の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、若しくは今後相違することが想定される場合、受託人は監督員に**確認**して**指示**を受けなければならない。
4. 測量業務及び地質・土質調査業務等に関する業務については、別に定める各標準仕様書によるものとする。

1-1-2 用語の定義

標準仕様書に使用する用語の定義は、以下の各項に定めるところによる。

1. 「**発注者**」とは、契約書で明記される名古屋市をいう。
2. 「**受託人**」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。または、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
3. 「**監督員**」とは、契約図書に定められた範囲内において、受託人または管理技術者に対する**指示**、**催告**、**承諾**または**協議**等の職務を行う者で、契約書第7条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員、担当監督員を総称していう。

なお、受託人には主として主任監督員及び担当監督員が対応する。

4. 本仕様で規定されている総括監督員とは、総括調査業務を担当し、主に、受託人に対する**指示**、**催告**、**承諾**または**協議**、及び関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、**設計図書**の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における発注者に対する**報告**等を行うとともに、主任監督員及び担当監督員の指揮監督並びに調査業務の取りまとめを行う者をいう。

5. 本仕様で規定されている主任監督員とは、主任調査業務を担当し、主に、受託人に対する**指示、催告、承諾**または**協議**（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理、業務の進捗状況の**確認**、**設計図書**の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う者をいう。また、**設計図書**の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への**報告**を行うこととともに、担当監督員の指揮監督並びに主任調査業務及び一般調査業務の取りまとめを行う者をいう。
6. 本仕様で規定されている担当監督員とは、一般調査業務を担当し、主に、受託人に対する**指示、催告、承諾**または**協議**で軽易なものの処理、業務の進捗状況の**確認**、**設計図書**の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く）を行う者をいう。また、**設計図書**の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への**報告**を行うとともに、一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。
7. 「**検査員**」とは、設計業務等の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、契約書第31条第3項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
8. 「**管理技術者**」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第8条第1項の規定に基づき、受託人が定めた者をいう。
9. 「**照査技術者**」とは、成果品の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき、受託人が定めた者をいう。
10. 「**担当技術者**」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受託人が定めた者をいう。
11. 「**同等の能力と経験を有する技術者**」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者または発注者が**承諾**した者をいう。
12. 「**契約図書**」とは、契約書及び**設計図書**をいう。
13. 「**契約書**」とは、「緑政土木局設計業務委託契約書」をいう。
14. 「**設計図書**」とは、特記仕様書、図面、数量総括表、標準仕様書、現場説明書、設計図書に対する質問回答書及び監督員が受託人に指示した書面及び受託人が提出し監督員が承諾した書面をいう。
15. 「**仕様書**」とは、標準仕様書及び共通特記仕様書並びに特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
16. 「**標準仕様書**」とは、各設計業務等に共通する技術上の**指示**事項等を定める図書をいう。
17. 「**特記仕様書及び共通特記仕様書**」とは、標準仕様書を補足し当該設計業務等の実施に関する明細または特別な事項を定める図書をいう。
18. 「**数量総括表**」とは、設計業務等に関する工種、設計数量及び規格を示し

た書類をいう。

19. 「**現場説明書**」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。
20. 「**質問回答書**」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する**書面**をいう。
21. 「**図面**」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更または追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
22. 「**指示**」とは、監督員が受託人に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について**書面**をもって示し、実施させることをいう。
23. 「**催告**」とは、監督員が受託人に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について**書面**をもって示し、請求することをいう。
24. 「**請求**」とは、発注者または受託人が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に**書面**をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
25. 「**通知**」とは、発注者若しくは監督員が受託人に対し、または受託人が発注者若しくは監督員に対し、設計業務等に関する事項について、**書面**をもって知らせることをいう。
26. 「**報告**」とは、受託人が監督員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、**書面**をもって知らせることをいう。
27. 「**申し出**」とは、受託人が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して**書面**をもって同意を求めることをいう。
28. 「**承諾**」とは、受託人が監督員に対し、**書面**で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、監督員が**書面**により業務上の行為に同意することをいう。
29. 「**質問**」とは、不明な点に関して**書面**をもって問うことをいう。
30. 「**回答**」とは、質問に対して**書面**をもって答えることをいう。
31. 「**協議**」とは、**書面**により契約図書の**協議**事項について、発注者または監督員と受託人が対等の立場で合議することをいう。
32. 「**提出**」とは、受託人が監督員に対し、設計業務等に係わる事項について**書面**またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
33. 「**書面**」とは、打合せ記録簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。
緊急を要する場合はファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な**書面**と差し換えるものとする。また、電子納品を行う場合は、別途監督員と**協議**するものとする。
34. 「**立会**」とは、**設計図書**に示された項目において、監督員が臨場し、内容を**確認**することをいう。
35. 「**検査**」とは、契約図書に基づき、検査員が設計業務等の完了を**確認**することをいう。
36. 「**打合せ**」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者

等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

37. 「**修補**」とは、発注者が検査時に受託人の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受託人が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
38. 「**協力者**」とは、受託人が設計業務等の遂行に当たって、再委託する者をいう。
39. 「**使用人等**」とは、協力者またはその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者をいう。
40. 「**了解**」とは、契約図書に基づき、監督員が受託人に**指示**した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
41. 「**受理**」とは、契約図書に基づき、受託人、監督員が相互に**提出**された書面を受け取り、内容を把握することをいう。
42. 「**照査**」とは、受託人が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の**確認**及び計算書等の検算等の成果の**確認**をすることをいう。

1-1-3 受発注者の責務

1. 受託人は、契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。
2. 受託人及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。
3. 受託人は、設計業務等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した設計業務等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

1-1-4 業務の着手

受託人は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等（名古屋市の休日を定める条例（平成3年7月17日条例第36号）第2条に規定する休日（以下「閉庁日」という。））を除く）以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。

1-1-5 設計図書の支給及び点検

1. 受託人からの要求があった場合で、監督員が必要と認めたときは、受託人に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、標準仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受託人の負担において備えるものとする。
2. 受託人は、**設計図書**の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督員に**報告**し、その**指示**を受けなければならない。

3. 監督員は、必要と認めるときは、受託人に対し、図面または詳細図面等を追加支給するものとする。

1-1-6 監督員

1. 発注者は、設計業務等における監督員を定め、受託人に**通知**するものとする。
2. 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、**指示、催告、承諾、協議**等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第7条第2項に規定した事項とする。
4. 監督員がその権限を行使するときは、**書面**により行わなければならない。
ただし、緊急を要する場合、監督員が受託人に対し口頭による**指示**等を行った場合には、受託人はその口頭による**指示**等に従うものとする。なお監督員は、その口頭による**指示**等を行った後、後日**書面**で受託人に指示するものとする。

1-1-7 管理技術者

1. 受託人は、設計業務における管理技術者を定め、発注者に**通知**するものとする。
2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
3. 管理技術者は、設計業務等の履行に当たり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）または業務に該当する部門）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による）、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RC CM」という。）※、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者または1級土木技術者）※等の業務内容に応じた資格保有者またはこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が、確保できれば可）でなければならない。

※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外

4. 管理技術者に委任できる権限は契約書第8条第2項に規定した事項とする。
ただし、受託人が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に**報告**しない限り、管理技術者は受託人の一切の権限（契約書第8条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び監督員は管理技術者に対して**指示**等を行えば足りるものとする。
5. 管理技術者は、監督員が**指示**する関連のある設計業務等の受託人と十分に**協議**の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
6. 管理技術者は、照査結果の**確認**を行わなければならない。

7. 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受託人は発注者の**承諾**を得なければならない。

1-1-8 照査技術者及び照査の実施

1. 受託人は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。
 詳細設計において、成果品を取りまとめるに当たって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を**確認**するうえで、**確認**マークをするなどしてわかりやすく**確認**結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下、「**赤黄チェック**」という。）を原則として実施する。
 なお、**赤黄チェック**の資料は、監督員の請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。
2. **設計図書**に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。
 - (1) 受託人は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。
 - (2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択項目）または業務に該当する部門）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による）、R C C M（業務に該当する登録技術部門）※、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者）、上級土木技術者または1級土木技術者）※等の業務内容に応じた資格保有者またはこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。
 ※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外
 - (3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
 - (4) 照査技術者は、**設計図書**に定めるまたは監督員の**指示**する業務の節目毎にその成果の**確認**を行うとともに、成果の内容については、受託人の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
 - (5) 照査技術者は、成果品納入時の照査報告の際に、**赤黄チェック**の根拠となる資料を、発注者に提示するものとする。（詳細設計に限る）。
 - (6) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名（署名または押印を含む）のうえ管理技術者に**提出**するものとする。
 管理技術者及び照査技術者は、（別表－1）の資格要件による。
 - (7) 以下に定める詳細設計における基本事項の照査は「設計業務照査要領（名古屋市緑政土木局）に基づき実施するものとする。

- 1 樋門・樋管詳細設計
- 2 排水機場詳細設計
- 3 築造護岸詳細設計
- 4 道路詳細設計（平面交差点、小構造物を含む）
- 5 橋梁詳細設計
- 6 共同溝詳細設計
- 7 仮設構造物詳細設計

3. 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受託人は発注者の**承諾**を得なければならない。

1-1-9 担当技術者

1. 受託人は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を業務計画書により監督員に**提出**するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）
 なお、担当技術者が複数にわたる場合は8名までとする。ただし、受託人が設計共同体である場合は、構成員毎に8名までとする。
2. 担当技術者は、**設計図書**等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
3. 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

1-1-10 提出書類

1. 受託人は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく**提出**しなければならない。ただし、委託代金額（以下「委託代金」という。）に係る請求書、業務委託代金代理受領**承諾書**、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
2. 受託人が発注者に**提出**する書類で様式が定められていないものは、受託人において様式を定め、**提出**するものとする。ただし、発注者がその様式を**指示**した場合は、これに従わなければならない。
3. 受託人は、契約時または変更時において、委託代金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「TECRIS」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として作成した「登録のための**確認**のお願い」をTECRISから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約後、閉庁日を除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から閉庁日を除き15日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き15日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする。）

また、本業務を「測量・調査・設計等委託業務に係る低入札価格調査制度」の低入札価格調査となる価格で契約がなされた場合、「低入札」業務として登録を行うものとし、登録する業務名の先頭に「低入札業務」と記載しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき作成した「訂正のための**確認**のお願い」をTECRISから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、訂正があった日から、閉庁日を除く15日以内に監督員の**確認**を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容**確認書**」をダウンロードし、直ちに監督員に**提出**しなければならない。なお、変更時と完了時の間が閉庁日を除き15日以内に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。なお、受託人が公益法人の場合はこの限りではない。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、TECRISから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはTECRISより「登録内容証明書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。

1-1-11 打合せ等

1. 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託人が**書面**（打合せ記録簿）に記録し、相互に**確認**しなければならない。

なお、連絡は電子メール等を活用し、電子メールで**確認**した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

2. 設計業務等着手時及び**設計図書**で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受託人が打合せ記録簿に記録し相互に**確認**しなければならない。
3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と**協議**するものとする。
4. 打合せの想定回数は、特記仕様書または数量総括表による。
5. 監督員及び受託人は、「ワンデーレスポンス」※に努める。

※ ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

1-1-12 業務計画書

1. 受託人は、契約締結後、14日（閉庁日を含む）以内に業務計画書を作成し、

監督員に**提出**しなければならない。

2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

(1) 業務概要	(2) 実施方針
(3) 実施日程	(4) 業務組織計画
(5) 打合せ計画	(6) 成果品の品質を確保するための計画
(7) 成果品の内容、部数	(8) 使用する主な図書及び基準
(9) 連絡体制（緊急時含む）	(10) 使用する主な機器
(11) その他	

(2) 実施方針または(11)その他には、1-1-31 個人情報取扱い、1-1-32 安全等の確保及び1-1-36 行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。

また、土地への立入等を実施する場合には、地元関係者から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。

なお、受託人は**設計図書**において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。

3. 受託人は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を**提出**しなければならない。

4. 監督員が**指示**した事項については、受託人はさらに詳細な業務計画に係る資料を**提出**しなければならない。

1-1-13 資料の貸与及び返却

1. 監督員は、**設計図書**に定める図書及びその他関係資料を、受託人に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受託人に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。
2. 受託人は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は、直ちに監督員に返却するものとする。
3. 受託人は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受託人の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受託人は、**設計図書**に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

1-1-14 関係官公庁への手続き等

1. 受託人は、設計業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受託人は、設計業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
2. 受託人が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督

員に報告し協議するものとする。

1-1-15 地元関係者との交渉等

1. 契約書第10条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者または監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受託人はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受託人は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受託人は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受託人は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受託人が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
4. 受託人は、設計業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
5. 受託人は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。

なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

1-1-16 土地への立入り等

1. 受託人は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地または私有地に立入る場合は、契約書第11条の定めに従って、監督員及び関係者と十分な協調を保ち設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。
 なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、直ちに監督員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受託人は、設計業務等実施のため植物伐採、垣、柵等の除去または土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。
 なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は、受託人はこれに協力しなければならない。
3. 受託人は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督員と協議により定めるものとする。
4. 受託人は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願（第32号様式）を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、委託人は、立入り作業完了後、閉庁日を除く10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

1-1-17 成果品の提出

1. 受託人は、設計業務等が完了したときは、**設計図書**に示す成果品（**設計図書**で照査技術者による照査が定められた場合は**照査報告書**を含む。）を業務完了**報告書**とともに**提出**し、検査を受けるものとする。
2. 受託人は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「地質・土質調査業務共通標準仕様書2-1-4」に基づいて成果品を作成しなければならない。
3. 受託人は、**設計図書**に定めがある場合、または監督員の**指示**する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果品の部分引渡しを行うものとする。
4. 受託人は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。
5. 受託人は、「**緑政土木局 電子納品に関する運用基準**（以下「**運用基準**」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果品を**提出**するものとする。

運用基準で特に記載が無い項目については、監督員と**協議**のうえ決定するものとする。

1-1-18 関連法令及び条例の遵守

受託人は、設計業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

1-1-19 検査

1. 受託人は、契約書第31条第1項の規定に基づき、業務完了届を発注者に**提出**する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に**提出**していなければならない。
2. 発注者は、設計業務等の検査に先立って受託人に対して検査日を**通知**するものとする。この場合において受託人は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受託人の負担とする。
3. 検査員は、監督員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 設計業務等成果品の検査
 - (2) 設計業務等管理状況の検査

設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

1-1-20 修 補

1. 受託人は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受託人に対して、期限を定めて修補を**指示**することができるものとする。
3. 検査員が修補の**指示**をした場合において、修補の完了の**確認**は検査員の**指示**に従うものとする。
4. 検査員が**指示**した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第31条第2項の規定に基づき検査の結果を受託人に**通知**するものとする。

1-1-21 条件変更等

1. 契約書第17条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第29条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受託人が**協議**し当該規定に適合すると判断した場合とする。
2. 監督員が、受託人に対して契約書第17条、第18条及び第20条の規定に基づく**設計図書**の変更または訂正の**指示**を行う場合は**指示書**によるものとする。

1-1-22 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務委託契約の変更を行うものとする。
 - (1) 業務内容の変更により委託代金に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督員と受託人が**協議**し、設計業務等履行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第30条の規定に基づき委託代金の変更に代える**設計図書**の変更を行った場合
2. 受託人は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) **1-1-21条件変更等**の規定に基づき監督員が受託人に**指示**した事項
 - (2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者または監督員と受託人との**協議**で決定された事項

1-1-23 履行期間の変更

1. 発注者は、受託人に対して設計業務等の変更の**指示**を行う場合において履行期間変更**協議**の対象であるか否かを合わせて事前に**通知**しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更**協議**の対象であると**確認**された事項及び設計業務等の一時中止を**指示**した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の

協議に代えることができるものとする。

3. 受託人は、契約書第21条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更日程表その他必要な資料を添付し、履行期間延長願を発注者に**提出**しなければならない。
4. 契約書第22条に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受託人は、速やかに業務日程表を修正し**提出**しなければならない。

1-1-24 一時中止

1. 契約書第19条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受託人に**通知**し、必要と認める期間、設計業務等の全部または一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、感染症まん延その他自然的または人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務等の中断については、**1-1-33 臨機の措置**により、受託人は、適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の設計業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当または不可能となった場合
 - (4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受託人、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受託人が契約図書に違反し、または監督員の**指示**に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部または一部の一時中止をさせることができるものとする。
 3. 前2項の場合において、受託人は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、監督員の**指示**に従わなければならない。

1-1-25 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

1-1-26 受託人の賠償責任

受託人は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受託人の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 契約書第39条に規定する契約不適合責任に係る損害
- (3) 受託人の責により損害が生じた場合

1-1-27 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において契約書第33条の規定に基づき、受託人に対して部分使用を請求することができるものとする。
 - (1) 別途設計業務等の使用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受託人は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

1-1-28 再委託

1. 契約書第5条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受託人は、これを再委託することはできない。
 - (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
2. 契約書第5条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、計算処理（単純な電算処理に限る）、トレース、資料の収集・単純な集計、模型製作、アンケート票の配布、データ入力、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。
3. 受託人は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受託人は、設計業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し設計業務の実施について適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。

なお、協力者は、名古屋市の入札参加資格者（設計、測量、建設コンサルタント業務）である場合は、指名停止期間中であってはならない。

1-1-29 成果品の使用等

1. 受託人は、契約書第4条第4項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独でまたは他の者と共同で、成果品を発表することができる。
2. 受託人は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第6条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者

の承諾を受けなければならない。

1-1-30 守秘義務

1. 受託人は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受託人は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む）を他人に閲覧させ、複製させ、または譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受託人は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を**1-1-12業務計画書**で示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受託人は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみ使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
6. 受託人は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去または破棄を確実に行うこと。
7. 受託人は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ、またその恐れがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

1-1-31 個人情報の取扱い

1. 基本的事項

受託人は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、「個人情報の保護に関する法律（平成28年5月27日改正法律第51号）」、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（令和元年5月31日改正法律第16号）」等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたは毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受託人は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受託人は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報

を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受託人は、発注者の**指示**または**承諾**があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を利用し、または提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受託人は、発注者の**指示**または**承諾**があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、または複製してはならない。

6. 再委託の禁止及び再委託時の措置

受託人は、発注者の**指示**または**承諾**があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、再委託に関する発注者の**指示**または**承諾**がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受託人において必要な措置を講ずるものとする。

7. 事案発生時における報告

受託人は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、または発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに発注者に**報告**し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の**指示**があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受託人は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、または受託人が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後または解除後速やかに発注者に返却し、または引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄または消去など別の方法を**指示**したときは、当該**指示**に従うものとする。

9. 管理の確認等

- (1) 受託人は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受託人が年1回以上の定期的検査等により**確認**し、発注者に**報告**するものとする。
- (2) 発注者は、受託人における個人情報の管理の状況について適時**確認**することができる。また、発注者は、必要と認めるときは、受託人に対し個人情報の取り扱い状況について**報告**を求め、または検査することができる。

10. 管理体制の整備

受託人は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、**1-1-12業務計画書**で示す業務計画書に記載するものとする。

11. 従事者への周知

受託人は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

1-1-32 安全等の確保

1. 受託人は、屋外で行う設計業務等の実施に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
2. 受託人は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。
3. 受託人は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
4. 受託人は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
5. 受託人は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 受託人は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。
 - (3) 受託人は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
6. 受託人は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
7. 受託人は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかななければならない。災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
8. 受託人は、屋外で行う設計業務等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に**報告**するとともに、監督員が指示する様式により**事故発生報告書**

を速やかに監督員に**提出**し、監督員から**指示**がある場合にはその**指示**に従わなければならない。

9. 受託人は、屋外で行う設計業務実施中に「南海トラフ地震臨時情報（調査中）等」発せられた場合の措置は、以下によるものとする。

- ① 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）等」が発せられた場合には、継続的に地震関連情報の収集に努め、業務現場内の保全措置が実施されているのか確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する緊急避難措置の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。
- ② 有事の際に甚大な被害を及ぼす可能性がある業務を行っている場合は、その対応について早急に監督員と協議し、必要に応じて臨機の措置をとること。
- ③ 上記の措置については、**第1-1-12 業務計画書**の第2項（9）緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。
- ④ 上記の地震に限らず、**当該区において震度4以上の地震が発生した場合**は、直ちに作業を中止するとともに現場内を点検し、その状況を監督員に**連絡**するものとする。

1-1-33 臨機の措置

1. 受託人は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受託人は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督員に**報告**しなければならない。
2. 監督員は、天災等に伴い成果品の品質及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受託人に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

1-1-34 履行報告

受託人は、契約書第12条の規定に基づき履行状況報告を作成し、監督員に**提出**しなければならない。

1-1-35 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受託人は、**設計図書**に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と**協議**するものとする。
2. 受託人は、**設計図書**に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、閉庁日または夜間に作業を行う場合は、事前に理由を監督員に**提出**しなければならない。

1-1-36 行政情報流出対策の強化

1. 受託人は、本業務の履行に関するすべての行政情報について適切な流出防止対策をとり、**1-1-12 業務計画書**で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。

2. 受託人は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受託人は、発注者の許可なく本業務の履行に関して取扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

- 1) 受託人は、受託人の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対して行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- 2) 受託人は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 3) 受託人は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する**確認・指導**を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受託人は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ）については、本業務の実施完了後または本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

- 1) 受託人は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し**1-1-12業務計画書**で示す業務計画書に記載するものとする。
- 2) 受託人は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取扱いに関するセキュリティの確保)

受託人は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

- ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

- 1) 受託人は、本業務の履行に関して取扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
- 2) この場合において、速やかに事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置を取り、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
3. 発注者は、受託人の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、**報告**を求め、**検査確認**を行う場合がある。

1-1-37 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- (1) 受託人は、契約の履行に当たって、暴力団または暴力団員等からの妨害(不当な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)または不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利もしくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、またはその要求の方法、態様もしくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合には、監督員を経由し発注者に**報告**するとともに、警察へ被害届を**提出**しなければならない。
- (2) 受託人が前項に規定する妨害または不当要求を受けたにもかかわらず、前項の**報告**または被害届の**提出**を行わなかった場合は、競争入札による契約または随意契約の相手方としない措置を講ずることができる。

1-1-38 保険加入の義務

1. 受託人は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 受託人は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

第2章 設計業務等一般

1-2-1 使用する技術基準等

受託人は、業務の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図書並びに**特記仕様書**に基づいて行うものとする。なお、使用に当たっては、事前に監督員の**承諾**を得なければならない。

1-2-2 現地踏査

1. 受託人は、設計業務等の実施にあたり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。
2. 受託人は、発注者と合同で現地踏査を実施する場合は、実施後に確認した事項について整理し、提出しなければならない。なお、適用及び実施回数は特記仕様書または数量総括表による。

1-2-3 設計業務等の種類

1. 設計業務等とは、調査業務、計画業務、設計業務をいう。
2. この標準仕様書で規定する設計業務等は、新たに設ける各種施設物を対象とするが、供用後における改築または修繕が必要となる各種施設物についても、これを準用するものとする。

1-2-4 調査業務の内容

調査業務とは、**1-2-2 現地踏査**、文献等の資料収集、現地における観測・測定等の内で、特記仕様書に示された項目を調査し、その結果の取りまとめを行うことをいう。

なお、同一の業務として、この調査結果を基にして解析及び検討を行うことについても、これを調査業務とする。

1-2-5 計画業務の内容

計画業務とは、**1-1-13 資料の貸与及び返却**に定める貸与資料及び **1-2-1使用する技術基準等**に定める適用基準等及び**設計図書**等を用いて解析、検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。

なお、同一の業務として解析、検討を行うための資料収集等を行うことについても、これを計画業務とする。

1-2-6 設計業務の内容

1. 設計業務とは、**1-1-13 資料の貸与及び返却**に定める貸与資料及び **1-2-1使用する技術基準等**に定める適用基準等及び**設計図書**等を用いて、原則として、概略設計、予備設計または詳細設計を行うことをいう。
2. 概略設計とは、地形図、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき目的構造物の比較案または最適案を提案し、各種施設物の基礎的諸元を設定するものをいう。
3. 予備設計とは、空中写真図または実測図、地質資料、現地踏査結果、文献、概略設計等の成果品及び設計条件に基づき、目的構造物の比較案について技術的、社会的、経済的な側面からの評価、検討を加え、最適案を選定した上で、

平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、計画概要書、概略数量計算書、概算工事費等を作成するものをいう。

なお、同一の業務として目的構造物の比較案を提案することについてもこれを、予備設計とする。

4. 詳細設計とは、実測平面図（空中写真図を含む）、縦横断面図、予備設計等の成果品、地質資料、現地踏査結果及び設計条件等に基づき工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書、施工計画書等を作成するものをいう。

1-2-7 調査業務の条件

1. 受託人は、業務の着手に当たり、**1-1-13 資料の貸与及び返却**に定める貸与資料、**1-2-1 使用する技術基準等**に定める技術基準等及び**設計図書**を基に調査条件を**確認**する。

受託人は、これらの図書等示されていない調査条件を設定する必要がある場合は、事前に監督員の**指示**または**承諾**を受けなければならない。

2. 受託人は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、**1-1-13 資料の貸与及び返却**に定める貸与資料等及び**設計図書**に示す調査事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督員の**承諾**を得るものとする。
3. 受託人は、本条2項に基づき作業した結果と、**1-1-13 資料の貸与及び返却**の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督員と**協議**するものとする。
4. 受託人は、**設計図書**及び **1-2-1 使用する技術基準等**に定める諸基準等示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督員の**承諾**を得るものとする。

1-2-8 計画業務の条件

1. 受託人は、業務の着手に当たり、**1-1-13 資料の貸与及び返却**に定める貸与資料、**1-2-1 使用する技術基準等**に定める適用基準等及び**設計図書**を基に計画条件を**確認**する。

受託人は、これらの図書等示されていない計画条件を設定する必要がある場合は、事前に監督員の**指示**または**承諾**を受けなければならない。

2. 受託人は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、**1-1-13 資料の貸与及び返却**に定める貸与資料等及び**設計図書**に示す計画事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督員の**承諾**を得るものとする。
3. 受託人は、本条2項に基づき作業を行った結果と、**1-1-13 資料の貸与及び返却**の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督員と**協議**するものとする。
4. 受託人は、**設計図書**及び **1-2-1 使用する技術基準等**に定める諸基準等示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督員の**承諾**を得るものとする。

1-2-9 設計業務の条件

1. 受託人は、業務の着手に当たり、**1-1-13 資料の貸与及び返却**に定める貸与資料、**1-2-1 使用する技術基準等**に定める適用基準等及び**設計図書**を基に設計条件を設定し、監督員の**承諾**を得るものとする。また、受託人は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に監督員の指示または承諾を受けなければならない。
2. 受託人は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、**1-1-13 資料の貸与及び返却**に定める貸与資料等及び**設計図書**に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督員の**承諾**を得るものとする。
3. 受託人は、本条2項において、**1-1-13 資料の貸与及び返却**の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督員と**協議**するものとする。
4. 受託人は、**設計図書**及び **1-2-1 使用する技術基準等**に定める適用基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督員の承諾を得るものとする。
5. 受託人は、設計に当たって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、監督員の**承諾**を得るものとする。
6. 設計に採用する材料、製品は原則としてJIS、JAS の規格品及びこれと同等以上とするものとする。
7. 設計において、「**工事共通構造図（名古屋市緑政土木局）**」及び「**土木構造物標準設計図集（建設省（国土交通省））**」に集録されている構造物については、発注者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受託人はこれを遵守するものとする。なお、これらに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。
8. 受託人は、設計計算書の計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
9. 受託人は、設計に当たって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。
また、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。
10. 電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に監督員と**協議**するものとする。
11. 受託人は、概略設計または予備設計を行った結果、後段階の設計において一層の生産性向上の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについて生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべき生産性向上の提案を行うものとする。
この提案は、概略設計または予備設計を実施した受託人がその設計を通じて得た着目点・留意事項等（生産性向上の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項等）について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。
12. 受託人は、概略設計または予備設計における比較案の提案、評価及び検討を

する場合には、従来技術に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。

なお、従来技術の検討においては、NETIS掲載期間終了技術についても技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。

また、受託人は詳細設計における工法等の選定においては、従来技術（NETIS掲載期間終了技術を含む）に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、監督員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

13. 受託人は、設計に当たって発注者から「名古屋市緑政土木局土木工事設計審査会」の審査結果報告に基づく指示がある場合は、これに従って業務を実施しなければならない。

1-2-10 調査業務及び計画業務の成果

1. 調査業務及び計画業務の成果は、特記仕様書に定めのない限り第2編以降の各調査業務及び計画業務の内容を定めた各章の該当条文に定めたものとする。
2. 受託人は、業務報告書の作成に当たって、その検討・解析結果等を特記仕様書に定められた調査・計画項目に対応させて、その検討・解析等の過程と共に取りまとめるものとする。
3. 受託人は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果を取りまとめることとする。
4. 受託人は、検討、解析に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
5. 受託人は、成果品の作成に当たって、成果品一覧表または特記仕様書によるものとする。

1-2-11 設計業務の成果

成果の内容については、次の各号について取りまとめるものとする。

(1) 設計業務成果概要書

設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、維持管理に関すること、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。

(2) 設計計算書等

計算項目は、この標準仕様書及び特記仕様書によるものとする。

(3) 設計図面

設計図面は、特記仕様書に示す方法により作成するものとする。

(4) 数量計算書

数量計算書は、「土木工事数量産出要領（案）」（国土交通省・最新版）により行うものとし、算出した結果は、「土木工事数量算出要領数量集計表（案）」（国土交通省・最新版）に基づき工種別、区間別に取りまとめるものとする。

ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。

(5) 概算工事費

概算工事費を算定する場合には、監督員と協議した単価と、前号ただし書き

に従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。

(6) 施工計画書

1) 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。

(イ) 計画工程表 (ロ) 使用機械 (ハ) 施工方法
(ニ) 施工計画 (ホ) 仮設備計画 (ヘ) 特記事項その他

2) 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。

(7) 現地踏査結果

受託人は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果を取りまとめることとする。

1-2-12 環境配慮の条件

1. 受託人は、「循環型社会形成推進基本法」(平成24年6月改正法律第47号)に基づき、エコマテリアル(自然素材、リサイクル資材等)の使用を始め、現場発生材の積極的な利活用を検討し、監督員と協議のうえ設計に反映させるものとする。
2. 受託人は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成27年9月11日改正法律第66号、以下「グリーン購入法」という。)に基づき、物品使用の検討にあたっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。また、グリーン購入法第6条の規定による。「国土交通省の環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、特定調達品目の調達に係る設計を行う場合には、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コストとうに留意しつつ、原則として、判断の基準を満たすものが調達されるように設計するものとする。
3. 受託人は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成26年6月4日改正法律第55号)に基づき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。
4. 受託人は、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(平成18年6月)の趣旨に配慮した設計を行うものとする。

1-2-13 維持管理への配慮

受託人は、各技術基準に基づき、維持管理の方法、容易さ等を考慮し設計を行うものとする。

主要技術基準及び参考図書

(注) 主要技術基準及び参考については、最新のものを適用すること。

名称	編集 又は 発行所名	発行年月
【1】 共 通		
工事共通構造図	名古屋市緑政土木局	最新版
国土交通省制定 土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	—
土木製図基準 [2018年改訂版]	土木学会	R元. 3
水理公式集 平成11年度版	土木学会	H11. 11
J I S ハンドブック	日本規格協会	最新版
土木工事安全施工技術指針	国土交通省	R7. 3
建設工事公衆災害防止対策要綱の解説 (土木工事編)	国土交通省	R1. 9
建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17. 3
建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説	日本建設機械施工協会	H18. 2
移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械施工協会	H12. 3
土木工事標準仕様書	名古屋市緑政土木局	R7. 10
地盤調査の方法と解説 (2分冊)	地盤工学会	H25. 3
地盤材料試験の方法と解説 (2分冊)	地盤工学会	R2. 12
地質・土質調査成果電子納品要領	国土交通省	H28. 10
公共測量 作業規程の準則	国土交通省	R5. 3
公共測量 作業規程の準則 基準点測量記載要領	日本測量協会	R5. 3
公共測量 作業規程の準則 解説と運用 (基準点測量編、応用測量編) (地形測量及び写真測量編)	日本測量協会	R6. 6
測量業務標準仕様書	名古屋市緑政土木局	R6. 10
測量成果電子納品要領	国土交通省	R3. 3
測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	H19. 11
基本水準点の2000年度平均成果改訂に伴う公共水準点成果改訂マニュアル (案)	国土地理院	H13. 5
公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	R6. 2
電子納品に関する運用基準	名古屋市緑政土木局	R2. 4
2022年制定コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	R5. 3
2023年制定舗装標準示方書	土木学会	R5. 10
2023年制定コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】	土木学会	R5. 9
2023年制定コンクリート標準示方書【基準編】【土木学会基準および関連基準】 + 【JIS規格集】	土木学会	R5. 9
2022年制定コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	R5. 3
2023年制定コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	R5. 9
2022年制定コンクリート標準示方書【基本原則編】	土木学会	R6. 9
CAD製図基準	国土交通省	H29. 3
CAD製図基準に関する運用ガイドライン	国土交通省	H29. 3
ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保管要領 (案)・同解説	一般社団法人 全国地質調査業協会 社会基盤情報標準化委員会	H27. 6
コンクリートライブラリー66号 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会	H3. 4
2016年制定 トンネル標準示方書 [共通編]・同解説／山岳工法編・同解説	土木学会	H28. 8
2016年制定 トンネル標準示方書 [共通編]・同解説／シールド工法編・同解説	土木学会	H28. 8
2016年制定 トンネル標準示方書 [共通編]・同解説／開削工法編・同解説	土木学会	H28. 8

地中送電用深部立坑、洞道の調査・設計・施工・計測指針	日本トンネル技術協会	S57.3
地中構造物の建設に伴う近接施工指針（改訂版）	日本トンネル技術協会	H11.2
日本下水道協会規格（JSWAS） シールド工事前標準セグメント（A-3、4）	日本下水道協会	H13.7
除雪・防雪ハンドブック（除雪編）、（防雪編）	日本建設機械施工協会	H16.12
軟岩評価－調査・設計・施工への適用	土木学会	H4.11
グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	地盤工学会	H24.5
グラウンドアンカー施工のための手引書	日本アンカー協会	H15.5
ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	R6.10
ジェットグラウト工法（積算資料）	日本ジェットグラウト協会	R6.10
大深度土留め設計・施工指針（案）	先端建設技術センター	H6.10
土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン	建設省土木研究所	H4.3
薬液注入工法の設計施工指針	日本グラウト協会	平成元.6
薬液注入工法設計資料	日本グラウト協会	H30
薬液注入工法積算資料	日本グラウト協会	R6.6
近接基礎設計・施工要領（案）	建設省土木研究所	S58.6
煙・熱感知連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H19.7
高圧受電設備規程	日本電気協会	R2
防災設備に関する指針 －電源と配線及び非常用の照明装置－2004年版	日本電設工業協会	H16.9
昇降機設計・施工上の指導指針	日本建築設備・ 昇降機センター	H7.8
日本建設機械要覧2016年版	日本建設機械施工協会	R4.3
建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック（第3版）	日本建設機械施工協会	H13.2
建設発生土利用技術マニュアル 第4版	土木研究センター	H25.11
[新訂]建設副産物適正処理推進要綱の解説	建設副産物リサイクル広報推進 会議	H14.11
災害復旧工事の設計要領	全国防災協会	R6.8
製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版 （案）	国土地理院	H20.3
基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書 （案）【数値地形図編】第2.3版	国土地理院	H26.4
地すべり観測便覧	斜面防災対策技術協会	H24.5
地すべり対策技術設計実施要領 H19年度版	斜面防災対策技術協会	H19.11
「猛禽類保護の進め方（改訂版）－特にイヌワシ・クマタカ・オオタカ－」	環境省	H24.12
環境大気常時監視マニュアル 第6版	環境省 水・大気環境局	H22.3
騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ 基本評価編	環境庁	H27.10
騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ 地域評価編 （道路に面する地域）	環境庁	H12.4
面的評価支援システム操作マニュアル（本編）Ver.4.0.1	環境省 水・大気環境局	R6.3
改訂解説・工作物設置許可基準	国土技術研究センター	H10.11
地理空間データ製品仕様書作成マニュアル	国土地理院	R2.11
製品仕様書等サンプル 基準点測量	国土地理院	R6.11
製品仕様書等サンプル 水準測量	国土地理院	R6.9
製品仕様書等サンプル 数値地形図	国土地理院	R6.9

製品仕様書等サンプル撮影（標定点の設置、撮影、同時調整）	国土地理院	R6.9
製品仕様書等サンプル 写真地図作成	国土地理院	R6.9
製品仕様書等サンプル 航空レーザ測量	国土地理院	R6.9
製品仕様書等サンプル 応用測量	国土地理院	R6.9
製品仕様書等サンプル 三次元点群データ作成	国土地理院	R6.9
土木工事数量算出要領（案）	国土交通省	R6
土木工事数量算出要領 数量集計表様式（案）	国土交通省	R2.4
移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル（案）	国土地理院	H24.5
GNSS測量による標高の測量マニュアル	国土地理院	H29.2
電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル	国土地理院	H27.7
マルチGNSS測量マニュアル（案） 近代化 GPS、Galileo等の活用	国土地理院	R2.6
公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	国土地理院	H25.6
公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン	国土交通省	H20.4
斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン	厚生労働省	H27.6
土木工事に関するプレキャストコンクリート製品の設計条件明示要領（案）	国土交通省	H28.3
機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン	機械式鉄筋定着工法技術検討委員会	H28.7
名古屋市雨水流出抑制施設設計指針	名古屋市	H18.1
福祉都市環境整備指針	名古屋市健康福祉局	H29.3
現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	機械式鉄筋継手工法技術検討委員会	H29.3
流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン	流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会	H29.3
コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30.6
コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30.6
プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会	H31.1
建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(2023 年版)	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル改訂委員会	R5.3
建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル(改訂版)	土木研究所(編集)地盤汚染対応技術検討委員会	H24.4
建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壌対策マニュアル[暫定版]	土木研究所(編集)	H17.12
建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル	土木研究所(監修) 土木研究センター(編集)	H21.10
UAVを用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院	H29.3
地上レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院	H30.3
UAV搭載型レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院	H30.3
三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル(案)	国土地理院	H31.3

航空レーザ測深機を用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院	H31.4
車載写真レーザ測量システムを用いた三次元点群測量マニュアル(案)	国土地理院	R1.12
〔2〕 河川・海岸・砂防・ダム関係		
張出しタイプ流木捕捉工設計の手引き	砂防地すべり技術センター	R2.3
建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S60.9
ダム事業における環境影響評価の考え方	ダム水源地環境整備センター	H12.12
放水路事業における環境影響評価の考え方	リバーフロント整備センター	H13.6
改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H2.4
国土交通省河川砂防技術基準 調査編	国土交通省	R6.3
国土交通省河川砂防技術基準 計画編	国土交通省	R6.3
建設省河川砂防技術基準(案) 設計編	建設省	R5.10
国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)	国土交通省	R3.10
国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(ダム編)	国土交通省	H28.3
国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(砂防編)	国土交通省	R6.6
改訂 解説・河川管理施設等構造令	日本河川協会	H12.1
増補改訂(一部修正)版 防災調節池等技術基準(案) 解説と設計事例	日本河川協会	H19.9
流域貯留施設等技術指針(案)-増補改訂版-	雨水貯留浸透技術協会	H19.4
港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会	H30.5
数字で見る港湾2024	日本港湾協会	R6.8
水門鉄管技術基準 ・第5回改訂版(水門扉編)-付解説- ・水門鉄管技術基準(水圧鉄管・鉄鋼構造物、溶接・接合編) ・水門鉄管技術基準(FRP(M)水圧管編)	電力土木技術協会	H19.9 H19.6 R6.9 R2.7
柔構造樋門設計の手引き	国土技術研究センター	H10.11
河川土工マニュアル	国土技術研究センター	H21.4
ダム・堰施設技術基準(案)	国土交通省	H28.3
ダム・堰施設技術基準(案) 基準解説編・マニュアル編	ダム・堰施設技術協会	R2.7
水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H13.12
鋼製起伏ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	R2.10
ゲート用開閉装置(機械式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H12.8
ゲート用開閉装置(油圧式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H12.6
揚排水ポンプ設備技術基準	国土交通省	H26.3
揚排水ポンプ設備技術基準 同解説	河川ポンプ施設技術協会	R2.1
海岸保全施設の技術上の基準・同解説	全国海岸協会	H30.8
海岸便覧	全国海岸協会	H14.3
(第2次改訂)ダム設計基準	日本大ダム会議	S53.8
仮締切堤設置基準(案)	国土交通省河川局治水課	H26.12
鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター	H13.5
堤防余盛基準について	建設省河川局治水課	S44.1
ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51.3
ダム構造物管理基準 改訂	日本大ダム会議	S61.11
水管橋設計基準	日本水道鋼管協会	H11.6
河川事業関係例規集	日本河川協会	毎年発行
平成28年度版 河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル【河川版】	国土交通省水管理・ 国土保全局河川環境課	H28.1
平成28年度版 河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル【ダム湖版】	国土交通省水管理・ 国土保全局河川環境課	H28.1

河川関係法令例規集（加除式）	第1法規	—
護岸の力学設計法	国土技術研究センター	R5. 10
海岸保全施設構造例集	全国海岸協会	S57. 3
漁港・漁場の施設の設計参考図書2023年版	全国漁港漁場協会	R5. 4
ジャケット式鋼製護岸設計指針（案）	日本港湾協会	S52. 3
砂防関係法令例規集	全国治水砂防協会	H28. 11
砂防指定地実務ハンドブック	全国治水砂防協会	H13. 2
河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター	H11. 9
都市河川計画の手引き（洪水防御計画編）	国土開発技術研究センター	H5. 6
河川構造物設計業務ガイドライン（護岸設計業務）	国土開発技術研究センター	H5. 10
河川構造物設計業務ガイドライン（樋門・樋管設計業務）	国土開発技術研究センター	H8. 11
河川構造物設計業務ガイドライン（堰・床止め設計業務）	国土開発技術研究センター	H8. 11
土木構造物設計マニュアル（案）－樋門編－	全日本建設技術協会	H14. 1
床止めの構造設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10. 12
海岸保全計画の手引き	全国海岸協会	H6. 3
緩傾斜堤の設計の手引き 改訂版	全国海岸協会	H18. 1
人工リーフの設計の手引き（改訂版）の一部改訂	全国海岸協会	H29. 6
治水経済調査マニュアル（案）	国土交通省河川局	R6. 4
面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会	H3. 3
ビーチ計画・設計マニュアル（改訂版）	日本マリーナビーチ協会	H17. 10
港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術研究センター	H3. 3
農地防災事業便覧 平成10年度版	農地防災事業研究会	H11. 1
漁港計画の手引き 平成4年度改訂版	全国漁港協会	H4. 11
漁港海岸事業設計の手引き	全国漁港漁場協会	R3. 3
水と緑の溪流づくり調査	建設省河川局砂防部	H3. 8
溪流環境整備計画策定マニュアル（案）	建設省河川局砂防部	H6. 9
砂防における自然環境調査マニュアル（案）	建設省河川局砂防部	H3. 1
ダム貯水池水質調査要領	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H27. 3
グラウチング技術指針・同解説	国土技術研究センター	H15. 7
鋼製砂防構造物設計便覧（令和3年版）	砂防・地すべり技術センター	R3. 9
土石流危険溪流および土石流危険区域調査要領（案）	建設省河川局砂防部	H11. 4
新版 地すべり鋼管杭設計要領	斜面防災対策技術協会	H15. 6
新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 －急傾斜地崩壊防止工事技術指針－	全国治水砂防協会	R1. 5
ダム事業の手引き（平成元年度版）	ダム技術センター	H元. 4
フィルダムの耐震設計指針（案）	国土開発技術研究センター	H3. 6
多目的ダムの建設	ダム技術センター	H17. 6
改訂3版 コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター	H22. 7
ルジオンテスト技術指針・同解説	国土技術研究センター	H18. 7
発電用水力設備の技術基準と官庁手続き（平成23年改訂版）	電力土木技術協会	H23. 3
ダムの地質調査	土木学会	S62. 6
ダムの岩盤掘削	土木学会	H4. 4
原位置岩盤試験法の指針－平板載荷試験法－ －せん断試験法－ 孔内載荷試験法－	土木学会	H12. 12
軟岩の調査・試験の指針（案）1991年版	土木学会	H3. 11
河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20. 5
河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局	H18. 10
河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局河川環境課	H19. 7

砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	H19. 2
海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、農 林水産省農村振興局、水産庁	H18. 1
美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H30. 6
河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）	リバーフロント整備センター	H13. 8
河川水辺の国勢調査マニュアル(案)（河川空間利用実態調査 編）	国土交通省	H30. 12
ダム湖利用実態調査 調査マニュアル（案）	建設省河川局	H31. 3
試験湛水実施要領（案）	国土交通省	H11. 10
台形CSGダム設計・施工・品質管理技術資料	ダム技術センター	H26. 6
改訂版 巡航RCD工法施工技術資料	ダム技術センター	H24. 2
貯水池周辺の地すべり等に係る調査と対策に関する技術指針 ・解説	国土交通省	H31. 3
活断層地形要素判読マニュアル	（独）土木研究所材料地盤研究 グループ（地質）他	H18. 3
正常流量検討の手引き（案）	国土交通省	H19. 9
洪水予測システムチェックリスト（案）	国土技術政策総合研究所	H22. 5
洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）	国土交通省	H27. 7
浸水想定区域図データ電子化ガイドライン（第4版）	国土交通省	R6. 3
水害ハザードマップ作成の手引き	国道交通省	R5. 5
砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説	国土技術政策総合研究所	H28. 4
土石流・流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所	H28. 4
多自然川づくりポイントブックⅢ 中小河川に関する河道計 画の技術基準、解説	リバーフロント整備センター	H23. 10
リアルタイム浸水予測シミュレーションの手引き（案）	国土交通省	H17. 6
中小河川浸水想定区域図作成の手引き	国土交通省	H28. 3
河道計画検討の手引き	国土技術研究センター	H14. 2
海岸施設設計便覧2000年版	土木学会	H12. 11
自然共生型海岸づくりの進め方	全国海岸協会	H15. 3
海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】	農林水産省農村振興局・農林水 産省水産庁・国土交通省河川局 ・国土交通省港湾局	R2. 4
津波浸水想定の設定の手引きVer. 2. 11	国土交通省水管理・国土保全局 海岸室、国土技術政策総合研究 所河川研究部海岸研修室	R5. 4
津波の河川遡上解析の手引き（案）	国土技術研究センター	H19. 5
津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドラ イン（Ver3. 1）	農林水産省農村振興局・農林水 産省水産庁・国土交通省河川局 ・国土交通省港湾局	H28. 4
海岸における水防警報の手引き（案）	国土交通省河川局防災課・海岸 室	H22. 3
海岸漂着危険物対応ガイドライン	農林水産省農村振興局・農林水 産省水産庁・国土交通省河川局 ・国土交通省港湾局	H21. 6
海岸保全施設維持管理マニュアル	農林水産省農村振興局防災課・ 農林水産省水産庁防災漁村課・ 国土交通省水管理・国土保全局 海岸室・国土交通省港湾局海岸	R2. 6

	・防災課	
砂防事業の費用便益分析マニュアル（案）	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	R3. 1
土石流対策事業の費用便益分析マニュアル（案）	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	R3. 1
地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル（案）	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	R3. 1
急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル（案）	建設省砂防部	R3. 1
砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン（案）	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	R4. 3
都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成・発表するための手引き	国土交通省水管理・国土保全局砂防部、気象庁予報部	R3. 6
土砂災害警戒情報の基準設定・検証の考え方	国土交通省水管理・国土保全局砂防部、気象庁大気海洋部、国土交通省国土技術政策総合研究所	R5. 3
土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン	国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課	R2. 10
土砂災害警戒避難ガイドライン	国土交通省河川局砂防部	H27. 4
火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン	国土交通省河川局砂防部	R5. 3
火山噴火に起因した土砂災害予想区域図作成の手引き（案）	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H25. 3
「地すべり防止技術指針」並びに「地すべり防止技術指針解説」	国土交通省河川局砂防部	H20. 1
既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン（案）	国土交通省河川局砂防部保全課	H22. 2
山地河道における流砂水文観測の手続き（案）	国土交通省国土技術政策総合研究所	H24. 4
深層崩壊に起因する土石流の流下・氾濫計算マニュアル（案）	土木研究所	H25. 1
大規模土移動検知システムにおけるセンサー設置マニュアル（案）	土木研究所	H24. 6
表層崩壊に起因する土石流の発生危険度評価マニュアル（案）	土木研究所	H21. 1
天然ダム監視技術マニュアル（案）	土木研究所	H20. 12
深層崩壊の発生の恐れのある溪流抽出マニュアル（案）	土木研究所	H20. 11
振動検知式土石流センサー設置マニュアル（案）	土木研究所	H17. 7
砂防ソイルセメント設計・施工便覧	砂防・地すべり技術センター	H28. 12
集落雪崩対策工事技術指針	雪センター	H8. 2
火山砂防計画策定指針	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	R5. 3
深層崩壊対策技術に関する基本的事項	国土交通省国土技術政策総合研究所	H26. 9
河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き	国土交通省水管理・国土保全局	H23. 11
砂防関係施設点検要領(案)	国土交通省砂防部保全課	R4. 3
海岸施設設計便覧（2000年版）	土木工学	H12. 11
海岸保全施設耐震点検マニュアル	農林水産省・国土交通省	R5. 3
河川堤防設計指針	国土交通省河川局	H19. 3
河川堤防構造検討の手引き	(財)国土技術研究センター	H24. 2
ドレーン工設計マニュアル	国土交通省水管理・国土保全局	H25. 6

ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準（案）	国土交通省	H27. 3
水文観測業務規程	国土交通省	H29. 3
水文観測業務規程細則	国土交通省水管理・国土保全局	H29. 3
水文観測データ統計処理要領	国土交通省水管理・国土保全局	H26. 3
水文観測データ品質照査要領	国土交通省水管理・国土保全局	H26. 3
水文観測	全日本建設技術協会	H14
絵で見る水文観測	中部建設協会	H13. 9
流量観測の高度化マニュアル（高水流量観測編）	土木研究所	H28. 6
河川結氷時の流量推定手法マニュアル（案）	寒地土木研究所	H24. 3
河川構造物の耐震性能照査指針・解説 （Ⅰ. 共通編、Ⅲ. 自立式構造の特殊堤編、Ⅴ. 揚排水機場編） （Ⅱ. 堤防編） （Ⅳ. 水門・樋門及び堰編）	国土交通省水管理・国土保全局 治水課	H24. 2 H28. 3 R2. 6
高規格堤防盛土設計・施工マニュアル	財リバーフロント整備センター	H12. 3
多自然川づくり基本指針	国土交通省河川局	R6. 6
中小河川に関する河道計画の技術基準	国土交通省河川局河川環境課・ 治水課・防災課	H22. 8
大河川における多自然川づくり -Q&A形式で理解を深める-	国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課	H31. 3
実践的な河川環境の評価・改善の手引き（案）	財リバーフロント研究所	H31. 3
ダム貯水池水質改善の手引き	国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課	H30. 3
高潮浸水想定区域図作成の手引きVer. 2.00	農林水産省農村振興局整備部防 災課、農林水産省水産庁漁港漁 場整備部防災漁村課、国土交通 省水管理・国土保全局海岸室、 国土交通省港湾局海岸・防災課	R5. 4
高潮特別警戒水位の設定の手引き	国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課水防企画室、国土交 通省水管理・国土保全局海岸 室、国土交通省国土技術政策総 合研究所河川研究部海岸研究室	R4. 5
小規模河川の氾濫推定図作成の手引き	国土交通省	R2. 6
ダム事業における環境影響評価配慮書作成の手引き（案）	国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課	R2. 6
豪雨時の土砂生産を伴う土砂動態解析に関する留意点	国土交通省国土技術政策総合研 究所	H27. 11
河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫対策に関する砂防施設 配置検討の手引き（案）	国土交通省国土技術政策総合研 究所	H30. 11
大規模土砂生産後に生じる活発な土砂流出に関する対策の基 本的な考え方（案）	国土交通省国土技術政策総合研 究所	R2. 6
【3】下水道関係		
下水道施設計画・設計指針と解説（前編・後編）	日本下水道協会	R1. 9
下水道施設の耐震対策指針と解説	日本下水道協会	H26. 6
下水道維持管理指針（総論編マネージメント）	日本下水道協会	H26. 9
下水道維持管理指針（実務編）	日本下水道協会	H26. 9
日本下水道協会規格	日本下水道協会	—

下水道用設計積算要領 設計委託編	日本下水道協会	R1. 10
〃 〃 管路施設（開削工法）編	日本下水道協会	H27. 12
〃 〃 管路施設（推進工法）編	日本下水道協会	H26. 12
〃 〃 管路施設（シールド工法）編	日本下水道協会	H22. 1
〃 〃 管路施設（管きょ更生工法）編	日本下水道協会	H24. 4
小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説2004年版	日本下水道協会	H16. 6
下水道管路施設設計の手引き	日本下水道協会	H3. 10
下水道推進工法の指針と解説	日本下水道協会	H22. 10
〔4〕 道 路 関 係		
道路管理事務要覧	名古屋市緑政土木局	最新版
建設省所管道路事業影響評価技術指針	建設省	S60. 9
道路環境影響評価要覧（1992年版）	道路環境研究所	H4. 9
道路構造令の解説と運用	日本道路協会	R3. 3
第7次改訂道路技術基準通達集－基準の変遷と通達－	ぎょうせい	H14. 3
林道規程－運用と解説－	日本林道協会	R3. 12
交通渋滞実態調査マニュアル	建設省土木研究所	H2. 2
自転車道等の設計基準解説	日本道路協会	S49. 10
自転車道必携	自転車道路協会	S60. 3
自転車利用環境整備のためのキーポイント	日本道路協会	H25. 6
交通工学ハンドブック2014	交通工学研究会	H25. 12
クロソイドポケットブック（改訂版）	日本道路協会	S49. 8
道路の交通容量	日本道路協会	S59. 9
道路の交通容量1985	交通工学研究会	S62. 2
HIGHWAY CAPACITY MANUAL 7th Edition	Transportation Research Board	2022
平面交差の計画と設計 基礎編 －計画・設計・交通信号制御の手引き－	交通工学研究会	H30. 11
平面交差の計画と設計－応用編－2007	交通工学研究会	H19. 10
路面表示設置マニュアル	交通工学研究会	H24. 1
交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計	交通工学研究会	S63. 12
改訂 生活道路のゾーン対策マニュアル	交通工学研究会	H29. 6
道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）及び道路環境影響評価の技術手法4. 騒音4. 1自動走行に係る騒音（令和2年度版）	国土技術政策総合研究所・土木研究所	H25. 3
道路土工要綱	日本道路協会	H21. 6
道路土工－切土工・斜面安定工指針（平成21年度版）	日本道路協会	H21. 6
道路土工－盛土工指針（平成22年度版）	日本道路協会	H22. 4
道路土工－軟弱地盤対策工指針（平成24年度版）	日本道路協会	H24. 8
道路土工－仮設構造物工指針	日本道路協会	H11. 3
道路土工－擁壁工指針（平成24年度版）	日本道路協会	H24. 7
道路土工－カルバート工指針（平成21年度版）	日本道路協会	H22. 3
多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル第4版	土木研究センター	H26. 8
補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル第4回改訂版	土木研究センター	H26. 8
ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル改訂版	土木研究センター	H25. 12
アダムウォール（補強土壁）工法設計・施工マニュアル	土木研究センター	H26. 12
プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル（鉄筋コンクリート製・プレストレストコンクリート製）	全日本ボックスカルバート協会	H30. 4

下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針（平成11年改訂）	強化プラスチック複合管協会	H11. 3
下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩化ビニル管継手協会	H11. 3
プレキャストボックスカルバート設計施工要領・同解説	日本PCボックスカルバート製品協会	H24. 3
のり枠工の設計・施工指針（改訂版）	全国特定法面保護協会	H25. 10
道路橋示方書・同解説【Ⅰ共通編】	日本道路協会	H29. 11
道路橋示方書・同解説【Ⅱ鋼橋・鋼部材編】	日本道路協会	H29. 11
道路橋示方書・同解説【Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編】	日本道路協会	H29. 11
道路橋示方書・同解説【Ⅳ下部構造編】	日本道路協会	H29. 11
道路橋示方書・同解説【Ⅴ耐震設計編】	日本道路協会	H29. 11
鋼道路橋疲労設計便覧	日本道路協会	R2. 9
鋼道路橋設計便覧（令和2年度改訂版）	日本道路協会	R2. 9
鋼道路橋施工便覧（令和2年度改訂版）	日本道路協会	R2. 9
道路橋耐風設計便覧（H19 改訂版）	日本道路協会	H20. 1
杭基礎設計便覧（令和2年度改訂版）	日本道路協会	R2. 9
杭基礎施工便覧（令和2年度改訂版）	日本道路協会	R2. 9
鋼管矢板基礎設計施工便覧（令和4年度改訂版）	日本道路協会	R5. 2
斜面上の深礎基礎設計施工便覧（令和3年度版）	日本道路協会	R3. 10
立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会	S54. 1
コンクリート道路橋設計便覧（令和2年度改訂版）	日本道路協会	R2. 9
コンクリート道路橋施工便覧（令和2年度改訂版）	日本道路協会	R2. 9
道路橋伸縮装置便覧	日本道路協会	S45. 4
道路橋支承便覧	日本道路協会	H30. 12
鋼道路橋防食便覧 改訂版	日本道路協会	H26. 3
道路橋補修便覧	日本道路協会	S54. 2
小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会	S59. 4
道路橋床版防水便覧	日本道路協会	H19. 3
鋼構造架設設計施工指針[2024年版]	土木学会	R7. 1
美しい橋のデザインマニュアル第1集	土木学会	H5. 3
美しい橋のデザインマニュアル第2集	土木学会	H5. 7
・橋の美 Ⅰー道路橋景観便覧 ・橋の美 Ⅱー道路橋景観便覧 ・橋の美 Ⅲー橋梁デザインノート	日本道路協会	S52. 7 S56. 6 H4. 5
道路トンネル技術基準（換気編）・同解説 平成20年改訂版	日本道路協会	H20. 10
道路トンネル技術基準（構造編）・同解説	日本道路協会	H15. 11
道路トンネル非常用施設設置基準・同解説（令和元年9月改訂版）	日本道路協会	R1. 9
道路トンネル維持管理便覧【本体工編】（令和2年版）	日本道路協会	R2. 8
道路トンネル維持管理便覧【付属施設編】	日本道路協会	H28. 11
道路トンネル観察・計測指針平成21年改訂版	日本道路協会	H21. 2
道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H8. 10
シールドトンネル設計・施工指針	日本道路協会	H21. 2
舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	H13. 9
舗装設計施工指針平成18年版	日本道路協会	H18. 2
アスファルト舗装工事共通仕様書解説（改訂版）	日本道路協会	H4. 12
舗装設計便覧 平成18年度版	日本道路協会	H18. 2
舗装施工便覧 平成18年度版	日本道路協会	H18. 2

アスファルト混合所便覧（平成8年版）	日本道路協会	H8. 10
舗装再生便覧 令和6年版	日本道路協会	R6. 3
砂利道の歴青路面処理指針	日本アスファルト協会	S59. 9
フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針（案）	日本アスファルト協会	S61. 9
鉄鋼スラグ路盤設計施工指針	土木研究センター	H27. 3
製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57. 7
インターロッキングブロック舗装設計施工要領 平成29年度版	インターロッキングブロック舗装技術協会	H29. 3
設計要領第一集 舗装保全編・舗装建設編	NEXCO	R6. 7
構内舗装・排水設計基準及び同資料 平成27年版	国土交通省	H27. 3
併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37. 5
舗装性能評価法―必須および主要な性能指標の評価法編―	日本道路協会	H25. 4
舗装性能評価法別冊―必要に応じ定める性能指標の評価法編―	日本道路協会	H20. 3
道路維持修繕要綱（改訂版）	日本道路協会	S53. 7
舗装調査・試験法便覧（全4分冊）	日本道路協会	H31. 3
道路震災対策便覧（震前対策編）平成18年度 改訂版	日本道路協会	H18. 9
道路震災対策便覧（震災復旧編）令和4年度 改訂版	日本道路協会	R5. 3
道路震災対策便覧（震災危機管理編）	日本道路協会	R1. 7
落石対策便覧（平成29年12月改訂版）	日本道路協会	H29. 12
改定 道路空間緑化基準	名古屋市緑政土木局	H25. 4
道路緑化技術基準・同解説 改訂版	日本道路協会	H28. 3
道路土工構造物技術基準・同解説	日本道路協会	H29. 3
道路防雪便覧	日本道路協会	H2. 5
共同溝設計指針	日本道路協会	S61. 3
プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領（案）	道路保全技術センター	H6. 3
共同溝耐震設計要領（案）	建設省土木研究所	S59. 10
キャブシステム技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所	H5. 8
防護柵の設置基準・同解説（改訂版）／ボラード設置便覧	日本道路協会	R3. 3
車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会	H16. 3
道路標識設置基準・同解説 改訂版	日本道路協会	R2. 6
道路標識構造便覧	日本道路協会	R2. 6
視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	S59. 10
道路照明施設設置基準・同解説（H19 改訂版）	日本道路協会	H19. 10
道路・トンネル照明器材仕様書 平成30年度	建設電気技術協会	H31. 3
LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）	国土交通省	H27. 3
道路反射鏡設置指針	日本道路協会	S55. 12
視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会	S60. 9
道路標識ハンドブック（2021年版）	全国道路標識・標示業協会編	R4. 1
道路標識ハンドブックⅡ（2024年版）	全国道路標識・標示業協会編	R6. 9
道路標識ハンドブックⅢ（2024年版）	全国道路標識・標示業協会編	R6. 9
路面標示ハンドブック第5版	全国道路標識・標示業協会編	H30. 10
駐車場設計・施工指針 同解説	日本道路協会	H4. 11
料金徴収施設設置基準（案）・同解説	日本道路協会	H11. 9
（補訂版）道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説	日本みち研究所	H29. 11
景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	日本みち研究所	H29. 11

路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日本道路協会	H19. 1
名古屋市環境影響技術指針	名古屋市	最新年
道路防災総点検要領[豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター	H8. 8
道路防災総点検要領[地震]	道路保全技術センター	H8. 8
防災カルテ作成・運用要領	道路保全技術センター	H8. 12
道路防災点検の手引[豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター	H19. 9
橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領（案）	国土交通省道路局国道・防災課	H16. 3
橋梁定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	R6. 7
鋼製橋脚隅角部の疲労損傷臨時点検要領	国道課長	H14. 5
道路橋のアルカリ骨材反応に対する維持管理要領（案）	高速国道課長、国道課長、有料道路課長	H15. 3
PCT桁橋の間詰めコンクリート点検要領（案）	国道課長	H15. 1
コンクリート橋の塩害に関する特定点検要領（案）	国道・防災課長	H27. 3
道路橋ケーブル構造便覧	日本道路協会	R3. 11
舗装種別選定の手引き	日本道路協会	R3. 12
道路土工構造物点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	R5. 3
舗装点検要領	国土交通省道路局国道・防災課	H29. 3
道路トンネル定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	R6. 3
シェッド・大型カルバート等定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31. 3
歩道橋定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31. 3
付属物（標識、照明施設等）点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31. 3
舗装点検要領に基づく舗装マネジメント指針	日本道路協会	H30. 9
橋梁における第三者被害予防措置要領（案）	国土交通省道路局国道・防災課	H28. 12
舗装性能評価法-必須及び主要な性能指標編-（平成25年版）	日本道路協会	H25. 4
舗装性能評価法-必要に応じ定める性能指標の評価法編-	日本道路協会	H20. 3
令和2年粉じん障害防止規則等改正対応版 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）	建設業労働災害防止協会	R6. 4
道路管理施設等設計指針（案）・道路管理施設等設計要領（案）	日本建設機械施工協会	H15. 7
構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン	国土交通省道路局	H25. 7
凸部狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準	国土交通省都市局・道路局	H28. 3
ラウンドアバウトマニュアル2021	交通工学研究会	R3. 8
安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	国土交通省道路局・警察庁・交通局	R6. 6
P C コンボ橋の設計計算例	プレストレスト・コンクリート建設業協会	R3. 1
アスファルト舗装の詳細調査・修繕設計便覧	日本道路協会	R5. 3
三次元点群データを活用した道路斜面災害リスク箇所の抽出要領（案）	国道・技術課、環境安全・防災課、高速道路課 課長補佐	R3. 10
山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン	厚生労働省	R6. 3
〔5〕 公園緑地関係		
給水工事施行基準	名古屋市上下水道局	R6. 4
排水設備要覧	名古屋市上下水道局	R6. 4
構内舗装・排水設計標準 平成31年度版	公共建築協会	H31. 4

屋外広告の知識 第5次改訂版	屋外広告行政研究会	H31. 5
JIL 照明用ポール強度計算基準	日本照明器具工業会	H21. 12
造園ハンドブック	日本造園学会	S53. 11
都市公園技術標準解説書（令和元年度版）	日本公園緑地協会	R1. 7
造園施工管理（改訂28版）技術編	日本公園緑地協会	R3. 5
造園施工管理（改訂28版）法規編	日本公園緑地協会	R3. 5
緑化・植栽マニュアルー計画・設計から施工・管理までー	経済調査会	R2. 6
改訂3版 造園緑化材の知識	経済調査会	H9. 8
ランドスケープの修景石工事マニュアル	日造協・造園技術研究会編	H8. 3
花の造園－都市空間のフロリスケープ－	経済調査会	H8. 12
公園・緑化工事の積算 改訂5版	経済調査会	H8. 6
造園修景積算の手引き	建設物価調査会	R1. 4
屋外体育施設の建設指針 平成29年度改訂版	屋外体育施設協会	H29. 5
〔6〕 電 気・機 械・設 備 等		
日本電機工業会（J E M）規格	日本電機工業会	－
（解説）電気設備の技術基準	経済産業省原子力安全・保安院	R4. 6
内線規程 J E A C 8001－2022	日本電気協会	R4. 12
電気通信設備工事共通仕様書 令和6年版	国土交通省	R6. 4
電気通信設備施工管理の手引き 平成30年版	建設電気技術協会	H30. 9
建築設備設計基準 令和6年版	国土交通省	R6. 8
公共建築設備工事標準仕様書[電気設備工事編] 令和4年版	国土交通省	R4. 5
公共建築設備工事標準仕様書[機械設備工事編] 令和4年版	国土交通省	R4. 8
公共建築設備工事標準図[電気設備工事編] 令和4年版	国土交通省	R4. 5
公共建築設備工事標準図[機械設備工事編] 令和4年版	国土交通省	R4. 8
電気設備工事監理指針	公共建築協会	R4. 10
電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領	建設電気技術協会	H12. 3
通信鉄塔設計要領・同解説	建設電気技術協会	H25. 3
通信鉄塔・局舎耐震診断基準（案）・同解説	建設電気技術協会	H25. 3
光ファイバーケーブル施工要領・同解説	建設電気技術協会	H25. 3
電気通信施設設計要領・同解説（電気編）	建設電気技術協会	R5
電気通信施設設計要領・同解説（通信編）	建設電気技術協会	R5
電気通信施設設計要領・同解説（情報通信システム編）	建設電気技術協会	H30. 1
雷害対策設計施工要領（案）・同解説	建設電気技術協会	H31. 4
電気通信施設劣化診断要領・同解説（電力設備編）	建設電気技術協会	H18. 11
機械工事塗装要領（案）・同解説	国土交通省	R3. 2
機械工事共通仕様書	名古屋市緑政土木局	R7. 10
機械工事施工管理基準（案）	国土交通省	R3. 3
河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル（案）	国土交通省	H27. 3
河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル（案）	国土交通省	H27. 3
道路機械設備点検・整備・更新マニュアル	国土交通省	H28. 3

注意：最新版を使用すること。

設計業務の主要な区切り（１－１－１０第２項関係）

設計内容 工 種	概 略 設 計	予 備 設 計	詳 細 設 計
１）護岸設計		1. 基本ケースの選定時	1. 基本ケースの決定時
		2. 施工計画案の比較検討時	2. 付帯施設設計時
		3. 報告案作成時	3. 報告案作成時
		4. 成果品納入時	4. 成果品納入時
２）樋門設計			1. 水理解析一般図作成時
			2. 本体基礎詳細図作成時
			3. 報告書案作成時
			4. 成果品納入時
３）水門設計		1. 水理解析断面検討時	1. 水理解析一般図作成時
		2. 報告書案作成時	2. 本体基礎詳細図作成時
		3. 成果品納入時	3. 報告書案作成時
			4. 成果品納入時
４）排水機場設計		1. 設計計画完了時	1. 設計計画完了時
		2. 基本事項の決定時	2. 基本事項の決定時
		3. 上屋意匠図作成時	3. ポンプ設備基本計画作成時
		4. 土木設計作成時	4. 上屋意匠図作成時
		5. ポンプ機電設備検討時	5. 土木施設構造図作成時
		6. 施工計画書作成時	6. 施工計画書作成時
		7. 概算工事費算定時	7. 数量計算書作成時
		8. 報告書案作成時	8. 報告書案作成時
		9. 成果品納入時	9. 成果品納入時
５）トンネル設計		1. 地質図横断図作成時	1. 地形図線形図作成時
		2. 標準断面図設定時	2. 本体詳細図作成時
		3. 換気諸設備検討時	3. 換気諸設備配置等
		4. 坑門検討時	4. 施工計画、仮設備、坑内 その他の詳細図作成時
		5. 報告書案作成時	5. 報告書案作成時
		6. 成果品納入時	6. 成果品納入時

工 種	設計内容	概 略 設 計	予 備 設 計	詳 細 設 計
6) 道路設計	1. 平面、縦断、線形計画時		1. 平面、縦断、線形計画時	1. 平面、縦断設計時
	2. 横断設計計画時		2. 横断設計計画時	2. 横断設計時
	3. 構造物計画時		3. 構造物計画時	3. 構造物設計時
	4. 数量及び概算工事費積算時		4. 数量及び概算工事費積算時	4. 暫定施工設計時
	5. 報告書案作成時		5. 報告書案作成時	5. 施工計画作成時
	6. 成果品納入時		6. 成果品納入時	6. 数量計算書作成時
				7. 報告書案作成時
				8. 成果品納入時
7) 立体交差点設計			1. 平面、縦断、線形計画時	1. 平面設計時
			2. 横断設計計画時	2. 縦断設計時
			3. 報告書案作成時	3. 横断設計時
			4. 成果品納入時	4. 構造物設計時
				5. 施工計画作成時
				6. 数量計算書作成時
				7. 報告書案作成時
				8. 成果品納入時
8) 休憩施設設計			1. 業務計画提出時	1. 業務計画提出時
			2. 平面、縦断、線形計画時	2. 平面、縦断設計時
			3. 横断設計計画時	3. 横断設計時
			4. 数量及び工事費積算時	4. 構造物設計時
			5. 報告書案作成時	5. 施工計画作成時
			6. 成果品納入時	6. 数量計算書作成時
				7. 成果品納入時
9) 共同溝設計			1. 業務計画提出時	1. 業務計画提出時
			2. 内空寸法計画時	2. 内空寸法計画時
			3. 平面、縦断、線形計画時	3. 平面、縦断、線形計画時
			4. 施工計画、概算工事費算出時	4. 構造設計時
			5. 成果品納入時	5. 換気・排水計画時
				6. 施工計画作成時
				7. 数量計算書作成時

設計内容 工 種	設計内容		
	概 略 設 計	予 備 設 計	詳 細 設 計
10) 電線共同溝設計		1. 業務計画提出時	1. 業務計画提出時
		2. 整備条件検討作成時	2. 整備条件検討作成時
		3. 構造計画作成時	3. 構造計画作成時
		4. 平面線形計画作成時	4. 平面線形計画作成時
		5. 数量工事費算出作成時	5. 施工計画作成時
		6. 報告書案作成時	6. 数量工事費算出作成時
		7. 成果品納入時	7. 報告書案作成時
			8. 成果品納入時
11) 橋梁設計		1. 比較案の検討時	1. 一般図作成時
		2. 比較案の作成時	2. 上部工詳細図作成時
		3. 報告書案作成時	3. 下部工 〃 〃
		4. 成果品納入時	4. 施工計画作成時
			5. 報告書案作成時
			6. 成果品納入時
12) 道路環境調査業務等		1. 業務計画提出時	1. 業務計画提出時
		2. 現状調査を行う 環境要素の設定時	2. 現地測量終了時
		3. 現状調査完了時	3. 現地調査資料整理時
		4. 現地調査完了時	
		5. 予測及び評価を行う 環境要素の設定時	
		6. 予測及び評価完了時	
		7. 提供資料案 (又は、準備書案) 作成時	
		8. 成果品納入時	

リサイクル計画書（概算設計・予備設計）

1. 事業（工事）概要

発注機関名	
事業（工事）名	
事業（工事）施工場所	
事業（工事）概要等	
事業（工事）着手予定時期	

2. 建設資材利用計画

建設資材	①利用量	②現場内利用 可能量	③他工事からの 利用可能量	④再生材利用 可能量	⑤新材利用 可能量	⑥再生資源利用率 ((②+③+④)/ ①) × 100	備 考
土砂	地山 m^3	地山 m^3	地山 m^3	地山 m^3	地山 m^3	%	
砕石	t	t	t	t	t	%	
アスファルト混合物	t	t	t	t	t	%	
	t	t	t	t	t	%	

3. 建設副産物搬出計画

指定副産物の種類	⑦発生量	⑧現場内利用 可能量	⑨他工事への 搬出可能量	⑩再資源化施設 への搬出可能	⑪その他現場外 搬出可能量	⑫現場内利用率 (⑧/⑦ × 100)	⑬最大利用可能率 (①/⑦ × 100)	備 考
建設発生土	地山 m^3	地山 m^3	地山 m^3	地山 m^3	地山 m^3	%	%	
コンクリート塊	t	t	t	t		%	%	
アスファルト・コンクリート塊	t	t	t	t		%	%	
建設汚泥	t	t	t	t		%	%	
取り壊し建物	件							

- * 地図、航空写真、調査等から検討する。
* 利用量等は可能量を示し、現時点で算出可能なものとする。

<参考>質量換算係数 (t / m^3)

項目	荷積み状態での換算値		実体種による換算値	
	建廃がイトライン値(注1)	参考値 (t/ m^3)	参考値 (t/ m^3)	
建設汚泥	1.2～1.6	1.4	1.4	
コンクリート塊	(建設廃材)	1.8*注2	2.35(無筋)	
アスファルト塊	1.6～1.8	1.8*注2	2.35	
建設発生木材	0.4～0.7	0.5		
金属くず	1.4～2.0	1.5		

注 1:建廃がイトライン値:「建設廃棄物処理がイトライ」(厚生省生活衛生局水道環境
部産業廃棄物対策室監修)による値

注 2:これは、運搬時における空隙を多く含む状態での標準的な換算値である。

項目	荷積み状態での換算値	
	建廃がイトライン値(注1)	参考値 (t/ m^3)
廃プラスチック	0.1～0.3	0.2
建設混合 廃棄物	新築	0.31 *注3
	木造解体	0.816
アスベスト		0.25
砕石		2.0 *注4

注 3:建設混合廃棄物の新築は(社)建築業協会(H2.9.30)、木造解体は「関東
木造建設解体業連絡協議会」の調査結果(H3.3.4)による。

注 4:盛土状態での換算値。「道路橋示方書・同解説」(社)日本道路協会)
等による。

リサイクル計画書（詳細設計）

1. 事業（工事）概要

発注機関名	
事業（工事）名	
事業（工事）施工場所	
事業（工事）概要等	
事業（工事）着手予定時期	

2. 建設資材利用計画

建設資材	①利用量	②現場内利用 可能量	③他工事からの 利用可能量	④再生材利用 可能量	⑤新材利用 可能量	⑥再生資源利用率 ((②+③+④) / ①) × 100	備考
土砂	地山 m ³	地山 m ³	地山 m ³	地山 m ³	地山 m ³	%	
砕石	t	t	t	t	t	%	
アスファルト混合物	t	t	t	t	t	%	
	t	t	t	t	t	%	

3. 建設副産物搬出計画

指定副産物の種類	⑦発生量	⑧現場内利用 可能量	⑨他工事への 搬出可能量	⑩再資源化施設へ の搬出可能量	⑪その他現場外 搬出可能量	⑫現場内利用率 (⑧/⑦×100)	⑬最大利用可能率 (①/⑦×100)	備考
建設発生土	地山 m ³	地山 m ³	地山 m ³	地山 m ³	地山 m ³	%	%	
第1種建設発生土	地山 m ³	地山 m ³	地山 m ³	地山 m ³	地山 m ³	%	%	
第2種建設発生土	地山 m ³	地山 m ³	地山 m ³	地山 m ³	地山 m ³	%	%	
第3種建設発生土	地山 m ³	地山 m ³	地山 m ³	地山 m ³	地山 m ³	%	%	
第4種建設発生土	地山 m ³	地山 m ³	地山 m ³	地山 m ³	地山 m ³	%	%	
泥土（浚渫土）	地山 m ³	地山 m ³	地山 m ³	地山 m ³	地山 m ³	%	%	
合 計	地山 m ³	地山 m ³	地山 m ³	地山 m ³	地山 m ³	%	%	
コンクリート塊	t	t	t	t	t	%	%	
アスファルト・コンクリート塊	t	t	t	t	t	%	%	
建設発生木材	t	t	t	t	t	%	%	
建設汚泥	t	t	t	t	t	%	%	

* 建設発生土の区分（既存資料から判断するものとする）

第1種建設発生土・・・砂、礫及びこれらに準ずるもの。

第2種建設発生土・・・砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。

第3種建設発生土・・・通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。（第3種建設発生土を除く）

第4種建設発生土・・・粘性土及びこれらに準ずるもの。（第3種建設発生土を除く）

泥土（浚渫土）・・・浚渫土のうち概ね q c 2 以下のもの。

* 建設発生木材の中には、間伐除根材及び剪定材を含む。

* 利用量等は可能量を示し、現時点で算出可能なものを記載する。

管理技術者及び照査技術者の資格要件と業務の分類表

分 類	発注形式	業務に求められる 管理技術	管理技術者及び照査技術者の資格要件				保有資格		代表業務例	
			経験・経歴	技術士 (総合技術 管理部門)	技術士 (H.12年度試験 以前の合格者)	技術士 (H.13年度試験 以降の合格者)	R C C M	河川分野	道路分野	
Ⅰ	プロポーザルを含む随意契約	専門分野のみならず総合的に見地から行うマネジメント	実務経験	特になし	特になし	13年以上	特になし	河川整備基本方針、河川整備計画、事業評価、維持管理計画、特殊構造物設計、河川環境管理基本計画大規模堰設計、環境アセスメント等	整備計画検討、環境アセスメント、大型・特殊橋梁詳細設計、路線検討、概略設計等	
			技術部門の 従事期間	特になし	特になし	特になし	特になし			
			業務経歴	特になし	特になし	同種・類似業務経験がある	同種・類似業務経験がある			
Ⅱ		専門分野を中心とした高度な技術マネジメント	実務経験	特になし	特になし	7年以上	特になし	土砂管理計画、正常流量検討、河道計画、河川管理施設等システム設計、河川景観設計等	道路予備設計、橋梁予備設計、景観設計、補修設計(特殊)、地質調査(特殊)、地質基礎調査、都市計画決定資料作成等	
			技術部門の 従事期間	特になし	特になし	業務該当部門 ¹⁾ 4年以上	特になし			
			業務経歴	特になし	特になし	同種・類似業務経験がある	同種・類似業務経験がある			
Ⅲ		高度ではないが専門分野におけるマネジメント	実務経験	特になし	特になし	7年以上	特になし	河川水辺の国勢調査、中小河川計画、小規模排水機場設計、ハザードマップ等	交通量観測、道路詳細設計、一般橋梁詳細設計、地質調査(一般)等	
			技術部門の 従事期間	特になし	特になし	業務該当部門 ¹⁾ 4年以上	特になし			
			業務経歴	特になし	特になし	特になし	特になし			
Ⅳ	価格競争	一般的な工程管理程度のマネジメント	実務経験	特になし	特になし	7年以上	特になし	小河川水位計算、小規模築堤護岸設計等	定期点検、幅杭設計等	
			技術部門の 従事期間	特になし	特になし	特になし	特になし			
			業務経歴	特になし	特になし	特になし	特になし			

1) 「建設」、「水道」、「電気・電子」などの、技術士制度における技術部門

第 3 編 排水施設編

第 3 編 排水施設編

目 次

第 1 章 排水管・用排水路設計	3- 1
第 1 節 管渠・用排水路設計	3- 1
3-1- 1 管渠・用排水路設計の区分	3- 1
3-1- 2 管渠・用排水路基本設計	3- 1
3-1- 3 管渠・用排水路詳細設計	3- 2
第 2 節 成 果 品	3- 5
3-1- 4 成 果 品	3- 5

第3編 排水施設編

第1章 排水管・用排水路設計

第1節 管渠・用排水路設計

3-1-1 管渠・用排水路設計の区分

管渠・用排水路設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 管渠・用排水路基本設計
- (2) 管渠・用排水路詳細設計

3-1-2 管渠・用排水路基本設計

1. 業務目的

管渠・用排水路基本設計は、実測図（縮尺 1/250～1/500 程度）、現地調査結果、占用物件資料、文献、その他資料等により平面設計、縦断設計及び内空断面を決定し、系統図、平面図、縦断図、占用物件平面図、構造図の一般図、計画概要書、概略数量計算書及び概略工事費を作成するものとする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、1-1-12 **業務計画書**に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

また、基本設計に必要な諸条件を勘案のうえ業務内容の計画及び基本方針を策定し、内空断面の設定及び施工計画等設計に必要な以下の基本的計画を行うものとする。

- 1) 設計方針
- 2) 管路の平面・縦断計画
- 3) 交差計画等。

(2) 調査

1) 資料収集

受託人は、**設計図書**に基づき、施設・区画割平面図、流量表、幹線縦断図、既計画の調査資料、土質資料及びその他必要な資料の収集及び整理を行うものとする。

2) 現地踏査

受託人は、資料を基に、土地利用、排水区境、道路状況、水路状況等の調査や、文化財の把握・**確認**し、地域特性の把握を行うものとする。

3) 地下埋設物調査

受託人は、地下埋設物調査について、**設計図書**の基づき台帳調査を行ったうえで、下水道、上水道、ガス、電気、電話等の形状寸法・位置・深さ等の調査を行うものとする。

4) 敷地調査

受託人は、敷地調査について、**設計図書**の基づき台帳調査を行ったうえで、水路敷き、道路敷きの区別及び市道、私道の調査を行うものとする。

(3) 水準測量

受託人は、**設計図書**に基づき、道路交差、低地部、水路底、地盤変化点等の測量を行うものとする。

(4) 流量断面計算（枝線断面の算定）

受託人は、**設計図書**に基づき、枝線各点の断面計算を行うものとする。

(5) 概略工法検討及び概算工事費の算定

受託人は、**設計図書**の基づき、幹線、準幹線及びその他必要な路線の管路布設（開削・推進・シールド）及び用排水路に必要な概略工法の検討を行うものとする。

また、受託人は、比較案それぞれに対し、**1-2-11 設計業務の成果**の（5）に基づき概算工事費を算定するものとする。

(6) 図面作成

受託人は、以下の設計図を作成するものとする。

- 1) 区画割施設平面図
- 2) 縦断図
- 3) 地下埋設物調査図
- 4) 敷地調査図

(7) 関係機関との**協議**資料作成

受託人は、**設計図書**に基づき、関係機関との**協議**用資料・説明用資料を作成するものとする。

(8) 設計**協議**

受託人は、設計**協議**について、**設計図書**に基づき、設計内容の**協議**を行うものとする。

(9) 照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 設計計画の妥当性、基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの**確認**を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの**確認**を行う。
- 2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備などが設計に反映されているかの**確認**を行う。
- 3) 概略工法の検討、比較検討の方法及びその内容が適正であるかの照査を行う。
- 4) 各種計算書、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(10) 報告書作成

受託人は業務の成果として、**1-2-11 設計業務の成果**に準じて報告書を作成するものとする。

3-1-3 管渠・用排水路詳細設計

1. 業務目的

管渠・用排水路詳細設計は、基本設計で決定された基本事項、**設計図書**に示された設計条件、既往の関連資料、管渠施工位置の地形、地質、気象等の自然条件はもとより、地域の開発、現地の条件及び安全性、施工性、経済性、維持管理等を総合的に検討し、工事に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成するものとする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に提出するものとする。

また、管占用位置、マンホール、ます、用排水路、仮設工法等の計画を行い、詳細設計に必要な以下の詳細計画を行うものとする。

- 1) 地下埋設物プロット
- 2) 概略計画図作成
- 3) 雨水・汚水桝位置の計画
- 4) 仮設工法等の設計

(2) 調査

1) 資料収集

受託人は、**設計図書**に基づき、基本**設計図書**、土質調査・試掘調査・その他必要な資料の収集及び**確認**を行うものとする。

2) 公図調査

受託人は、**設計図書**に基づき公図調査を行い、市道、私有地等の調査するものとする

3) 現地踏査

受託人は、資料を基に、交通規制、支障物件等について、現場状況の調査を行うものとする。

4) 現地作業

受託人は、**設計図書**及び基本設計書に基づき、マンホール位置・ます位置の選定、測距、高さの測定、横断の測定等を行うものとする。

5) 地下埋設物調査

受託人は、地下埋設物調査について、**設計図書**の基づき台帳調査を行ったうえで、下水道、上水道、ガス、電気、電話等の形状寸法・位置・深さ等の調査を行うものとする。

(3) 各種工法の検討

受託人は、**設計図書**に基づき、管種、管基礎、用排水路、仮設工法等の検討を行い、その計算を行うものとする。

(4) 構造物設計

受託人は、**設計図書**に基づき、各構造について検討し、安定計算、構造計算（応力計算、断面計算）を行い、構造図、配筋図等の作成を行うものとする。

(5) 仮設構造物設計

受託人は、**設計図書**に基づき、現場条件・設計条件に合致するよう土留、仮締切、仮橋、仮運搬路等で安定計算、応力計算または水理計算等の必要となる仮設構造物の設計を行うものとする。

(6) 耐震設計（耐震設計を行う場合に適用）

1) 調査

受託人は、**設計図書**に基づき、耐震設計に必要な資料の収集、特性把握を行うものとする。

2) 条件設定

受託人は、**設計図書**に基づき、地盤条件（基盤面、地振動レベル）、管渠

条件の条件設定を行うものとする。

3) 耐震設計

受託人は、**設計図書**に基づき、液状化の検討、マンホールと本管接合部の検討、マンホール本体の検討、管渠本体の検討、管渠と菅渠の継ぎ手部の検討等、耐震設計のレベルに応じて検討するものとする。

4) 照査

受託人は、**設計図書**に基づき、条件設定等の**確認**を行い、耐震設計に対して照査を実施するものとする。

(7) 設計図作成

受託人は、**設計図書**に基づき、詳細設計に必要な以下の設計を作成するものとする

1) 位置図

位置図の縮尺は 1/10,000～1/30,000 とし、施工箇所を記入するものとする。

2) 系統図

系統図の縮尺は 1/2,500～1/5,000 とし、設計対象流域について作成するものとする。

3) 一般平面図

一般平面図の縮尺は 1/250～1/500 程度とし、位置、形状、管径、または水路断面、勾配、柵、取付管等附属施設を記入し、隣接構造物、家屋、その他構造物とを明確に区分するものとする。

4) 詳細平面図

詳細平面図の縮尺は 1/100～1/250 程度とし、地下埋設物ふくそう箇所、伏越箇所、吐出口設置箇所、管渠合流箇所等で特に詳細図を必要とし、監督員が**指示**したものについて作成するものとする。

5) 縦横断面図

縦断面図の縮尺は縦 1/100、横 1/250～1/500 程度(一般平面図と同一)とし、位置、形状、管径または水路断面、勾配、管底高及び土かぶり、地盤高(現況)マンホール位置及び種類、放流、または流入先の名称、高水位、低水位、水平並びに河床(現況及び計画)の位置、高さ、河川、地下鉄、占用物件等の横断する主要な施設及び名称等を記入するものとする。

横断面図の縮尺は 1/50～1/100 とし、道路幅員の変化点、断面の変化点、地下埋設物の位置、種別の変化等を生ずる箇所で、監督員の**指示**により作成するものとする。

また、道路の擁壁、石垣等工事の施工によって影響を受ける恐れのある場合についても作成するものとする。

なお、横断面図は、上流から下流に向かって断面を作成することを原則とする。

6) 構造図

構造図の縮尺は 1/10～1/100 とし、管渠、用排水路、人孔、雨水柵等の構造図、その他監督員が特に**指示**したものについて作成するものとする。

(8) 各種計算

受託人は、**設計図書**に基づき、各設計で得られた設計図等を基に、各種数量の計算、工期算定の計算、1-2-11 **設計業務の成果**の(5)に基づき概算工事

費の算定を行い、監督員の指示により数量計算等の取りまとめを行うものとする。

(9) 関係機関との協議資料作成

受託人は、設計図書に基づき、関連機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。

(10) 設計協議

受託人は、設計協議について、設計図書に基づき、設計内容の協議を行うものとする。

(11) 照査

受託人は、設計図書に基づき、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記の示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 設計計画の妥当性及び設計条件の決定に際し、現地の状況の他、情報の収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。また、地形、土質条件、土地利用、周辺整備などが設計に反映されているかの確認を行う。
- 2) 各種計算書及び各種設計図の適切性について照査を行う。
- 3) 工法の検討、比較検討の方法及び内容が、適正であるかの照査を行う。
- 4) 各種計算書と設計図の整合性、適切性に着目して照査を行う。

(12) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-11 設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第2節 成果品

3-1-4 成果品

受託人は、表 3-1-1・表 3-1-2 に示す成果品を作成し、1-1-17 成果品の提出に従い2部納品するものとする。

表 3-1-1 管渠・用排水路予備設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	摘要
管渠・用排水路設計	設計図	位置図	1:10,000～1:30,000	市販地図等
		系統図	1:2,500～1:5,000	
		一般平面図	1:250～1:500	
		縦断面図	V=1:100 H=1:250～1:500	H=平面図と同一
		横断面図	1:50～1:100	
		構造図	1:10～1:100	
		仮設図	1:10～1:100	仮締切・仮土留
		流量表	—	
	数量計算	数量計算書	—	概略
	報告書	水理計算書	—	
		設計計算書	—	
		施工計算書	—	
		概算工事費計算書	—	
		その他参考資料等	—	

表 3-1-2 管渠・用排水路詳細設計成果品一覧表

設計 種別	設計項目	成果品項目	縮尺	摘要
管渠・用排水路設計	設計図	位置図	1:10,000～1:30,000	市販地図等
		系統図	1:2,500～1:5,000	
		一般平面図	1:250～1:500	
		詳細平面図	1:100～1:250	
		縦断面図	V=1:100 H=1:250～1:500	H=平面図と同一
		横断面図	1:50～1:100	
		構造図	1:10～1:100	
		仮設図	1:10～1:100	仮締切・仮土留
		流量図	—	
		数量計算	数量計算書	概略
	報告書	水理計算書	—	
		設計計算書	—	
		施工計画書	—	
		概算工事費計算書	—	
		特記仕様書	—	
		埋設物調査	—	
		既設物調査	—	
		その他参考資料等	—	

第4編 砂防及び地すべり対策編

第4編 砂防及び地すべり対策編

目 次

第1章 砂防環境調査	4- 1
第1節 砂防環境調査の種類	4- 1
4-1- 1 砂防環境調査の種類	4- 1
第2節 自然環境調査	4- 1
4-1- 2 自然環境調査の区分	4- 1
4-1- 3 魚類調査	4- 1
4-1- 4 植物調査	4- 2
4-1- 5 鳥類調査	4- 2
4-1- 6 両生類・爬虫類・哺乳類調査	4- 3
4-1- 7 陸上昆虫類調査	4- 3
4-1- 8 底生動物調査	4- 3
第3節 景観調査	4- 4
4-1- 9 景観調査	4- 4
第4節 溪流空間利用実態調査	4- 5
4-1-10 溪流空間利用実態調査	4- 5
第5節 成果品及び貸与資料	4- 5
4-1-11 成果品	4- 5
4-1-12 貸与資料	4- 5
第2章 砂防調査・計画	4- 6
第1節 砂防調査・計画	4- 6
4-2- 1 砂防調査・計画の種類	4- 6
第2節 砂防調査	4- 6
4-2- 2 砂防調査の区分	4- 6
4-2- 3 土砂・洪水氾濫対策調査（水系砂防調査）	4- 6
4-2- 4 土石流対策調査	4- 9
4-2- 5 流木対策調査	4-10
4-2- 6 火山砂防調査	4-11
第3節 砂防計画	4-12
4-2- 7 砂防計画の区分	4-12
4-2- 8 土砂・洪水氾濫対策計画	4-12
4-2- 9 土石流対策計画	4-14
4-2-10 流木対策計画	4-15
4-2-11 火山砂防計画	4-16
第4節 成果品	4-18
4-2-12 成果品	4-18
第3章 砂防構造物設計	4-21
第1節 砂防構造物設計	4-21
4-3- 1 砂防構造物設計の種類	4-21
第2節 砂防堰堤及び床固工の設計	4-21

第4編 砂防及び地すべり対策編 目次

4-3-2 砂防堰堤及び床固工の設計の区分	4-21
4-3-3 砂防堰堤及び床固工予備設計	4-21
4-3-4 砂防堰堤及び床固工詳細設計	4-23
第3節 溪流保全工の設計	4-25
4-3-5 溪流保全工設計の区分	4-25
4-3-6 溪流保全工予備設計	4-25
4-3-7 溪流保全工詳細設計	4-27
第4節 土石流対策工及び流木対策工の設計	4-29
4-3-8 土石流対策工及び流木対策工の設計の区分	4-29
4-3-9 土石流対策工予備設計	4-29
4-3-10 土石流対策工詳細設計	4-31
4-3-11 流木対策工予備設計	4-34
4-3-12 流木対策工詳細設計	4-36
第5節 護岸工の設計	4-38
4-3-13 護岸工設計の区分	4-38
4-3-14 護岸工予備設計	4-38
4-3-15 護岸工詳細設計	4-40
第6節 山腹工の設計	4-41
4-3-16 山腹工設計の区分	4-41
4-3-17 山腹工予備設計	4-41
4-3-18 山腹工詳細設計	4-43
第7節 成果品	4-45
4-3-19 成果品	4-45
第4章 地すべり対策調査・計画・設計	4-57
第1節 地すべり対策調査・計画・設計	4-57
4-4-1 地すべり対策調査・計画・設計の種類	4-57
第2節 地すべり調査	4-57
4-4-2 地すべり調査の区分	4-57
4-4-3 地すべり予備調査	4-57
4-4-4 地すべり概査	4-58
4-4-5 地すべり機構解析	4-59
第3節 地すべり対策計画	4-61
4-4-6 地すべり対策計画	4-61
第4節 地すべり防止施設設計	4-62
4-4-7 地すべり防止施設設計の区分	4-62
4-4-8 地すべり防止施設予備設計	4-62
4-4-9 地すべり防止施設詳細設計	4-64
第5節 成果品	4-65
4-4-10 成果品	4-65
第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計	4-68
第1節 急傾斜地対策調査・計画・設計	4-68
4-5-1 急傾斜地対策調査・計画・設計の種類	4-68
第2節 急傾斜地調査	4-68

第4編 砂防及び地すべり対策編 目次

4-5-2 急傾斜地調査の区分	4-68
4-5-3 急傾斜地予備調査	4-68
4-5-4 急傾斜地概査	4-69
4-5-5 急傾斜地機構解析	4-70
第3節 急傾斜地崩壊対策計画	4-73
4-5-6 急傾斜地崩壊対策計画	4-73
第4節 急傾斜地崩壊防止施設設計	4-74
4-5-7 急傾斜地崩壊防止施設設計の区分	4-74
4-5-8 急傾斜地崩壊防止施設予備設計	4-74
4-5-9 急傾斜地崩壊防止施設詳細設計	4-76
第5節 成果品	4-77
4-5-10 成果品	4-77

第4編 砂防及び地すべり対策編

第1章 砂防環境調査

第1節 砂防環境調査の種類

4-1-1 砂防環境調査の種類

砂防環境調査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 自然環境調査
- (2) 景観調査
- (3) 溪流空間利用実態調査

第2節 自然環境調査

4-1-2 自然環境調査の区分

- (1) 魚類調査
- (2) 植物調査
- (3) 鳥類調査
- (4) 両生類・は虫類・ほ乳類調査
- (5) 陸上昆虫類調査
- (6) 底生動物調査

4-1-3 魚類調査

1. 業務目的

本調査は、砂防事業を実施する溪流及び周辺地域における魚介類の生息実態を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、1-1-12 業務計画書第2項に示す事項について**業務計画書**を作成し、監督員に**提出**するものとする。

(2) 事前調査

受託人は、現地調査を行う前に、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する**報告書**の収集及び整理取りまとめを行うものとする。

なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、**設計図書**に示す他機関より収集するものとする。また、自然公園法等による法的規制についても調べるものとする。

(3) 現地調査

1) 現地調査計画策定

受託人は、事前調査の成果を踏まえ、**設計図書**に示された調査区域に対して、調査計画を検討、策定するものとする。

2) 現地調査

受託人は、現地調査計画に基づき、調査地に赴き、調査を行い、必要に応じ試料の採取、同定、計測、写真撮影等を行うものとする。また、標本作成の必要なものは標本作成を行うものとする。

(4) 調査結果の取りまとめ

受託人は、事前調査及び現地調査の結果を所定の様式に取りまとめるとと

もに、写真の整理、他調査成果の活用、考察を行うものとする。

(5) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-10 調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

4-1-4 植物調査

1. 業務目的

本調査は、砂防事業を実施する溪流及び周辺地域における植物の生育実態を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、1-1-12 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し監督員に提出するものとする。

なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査、(4) 調査結果のとりまとめについては、4-1-3 魚類調査に準ずるものとする。

(5) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-10 調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

4-1-5 鳥類調査

1. 業務目的

本調査は、砂防事業を実施する溪流及び周辺地域における鳥類の生息実態を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、1-1-12業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 事前調査

受託人は、現地調査を行う前に、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理取りまとめを行うものとする。収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。また、自然公園法等による法的規制についても調べるものとする。

なお、(3) 現地調査、(4) 調査成果の取りまとめについては、4-1-3 魚類調査に準ずるものとする。

(5) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するも

のとする。

(6) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-10 調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

4-1-6 両生類・爬虫類・哺乳類調査

1. 業務目的

本調査は、砂防事業を実施する溪流及び周辺地域における小動物（両生類・爬虫類・哺乳類）の生息実態を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、1-1-12 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、(2) 事前調査については、4-1-5 鳥類調査に準ずるものとし、(3) 現地調査、(4) 調査成果の取りまとめについては、4-1-3 魚類調査に準ずるものとする。

(5) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-10 調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

4-1-7 陸上昆虫類調査

1. 業務目的

本調査は、砂防事業を実施する溪流及び周辺地域における陸上昆虫類の生息実態を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、1-1-12業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査、(4) 調査結果の取りまとめについては、4-1-3 魚類調査に準ずるものとする。

(5) 照査

受託人は、1-1-8照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-10 調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

4-1-8 底生動物調査

1. 業務目的

本調査は、砂防事業を実施する溪流及び周辺地域における底生動物の生息実

態を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を確認し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について**業務計画書**を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査、(4) 調査結果の取りまとめについては、**4-1-3 魚類調査**に準ずるものとする。

(5) 照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、**1-2-10 調査業務及び計画業務の成果**に準じて報告書を作成するものとする。

第3節 景観調査

4-1-9 景観調査

1. 業務目的

本調査は、砂防事業を実施する溪流及び周辺地域について、景観の把握を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を確認し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について**業務計画書**を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 事前調査

受託人は、現地調査を行う前に、過去に実施された調査結果、既往文献、統計資料及び聞き取り調査等により溪流及び周辺地域における諸情報を取りまとめるものとする。収集する資料は、発注者が貸与するもののほか、**設計図書**に示す他機関より収集するものとする。また、自然公園法に基づく特別保護地区、文化財保護法等の法的規制についても調べるものとする。

(3) 現地調査

受託人は、事前調査に基づき時期を設定したうえで、調査の対象とする溪流を中心とした景観特性の実態を写真撮影等により調査するとともに、景観対象物の特性に応じ適切な方法で景観予測を行うものとする。

(4) 調査成果の取りまとめ

受託人は、事前調査及び現地調査の結果を所定の様式にとりまとめるとともに、写真の整理、他調査成果の活用、考察・評価を行うものとする。

(5) 照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、**1-2-10 調査業務及び計画業務の成果**に準じて報告書を作成するものとする。

第4節 溪流空間利用実態調査

4-1-10 溪流空間利用実態調査

1. 業務目的

本調査は、砂防事業を実施する溪流及び周辺地域について、溪流空間の利用実態、ニーズの把握を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を確認し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について**業務計画書**を作成し、監督員に**提出**するものとする。

(2) 溪流空間利用実態調査

受託人は、業務の対象とする溪流の利用者数、利用区間等の実態を調査するものとする。

(3) 利用者の意向把握調査

受託人は、業務の対象とする溪流の利用者を対象として、当該溪流の利用に関する意向をヒアリング調査によって調査・集計するものとする。

(4) 調査結果の取りまとめ

受託人は、調査結果を所定の様式に基づき取りまとめ、考察を行うものとする。

(5) 照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、**1-2-10 調査業務及び計画業務の成果**に準じて**報告書**を作成するものとする。

第5節 成果品及び貸与資料

4-1-11 成果品

受託人は、成果品を作成し、**1-1-17 成果品の提出**に従い2部納品するものとする。

4-1-12 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 水と緑の溪流調査**報告書**
- (2) 溪流環境整備計画書
- (3) 現存植生図
- (4) 管内図及び地形図 (1/5,000～1/10,000)
- (5) 空中写真
- (6) 業務に関連する既往調査**報告書**

第2章 砂防調査・計画

第1節 砂防調査・計画

4-2-1 砂防調査・計画の種類

砂防調査・計画の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 砂防調査
- (2) 砂防計画

第2節 砂防調査

4-2-2 砂防調査の区分

砂防調査は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 土砂・洪水氾濫対策調査（水系砂防調査）
- (2) 土石流対策調査
- (3) 流木対策調査
- (4) 火山砂防調査

4-2-3 土砂・洪水氾濫対策調査（水系砂防調査）

1. 業務目的

土砂・洪水氾濫対策調査（水系砂防調査）は、流域における土砂の生産及びその流出による土砂災害の対策計画立案のための調査を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、1-1-12業務計画書第2項に示す事項について**業務計画書**を作成し、監督員に**提出**するものとする。

(2) 資料収集整理

受託人は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する**報告書**の収集及び整理取りまとめを行うものとする。

なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、**設計図書**に示す他機関より収集するものとする。

(3) 現地踏査

受託人は、実施する業務内容の把握・実施方針の確立を目的として現地踏査を行い、現地の状況を把握し、整理するものとする。別途現地調査を必要とする場合は、調査内容を監督員と**協議**するものとする。

(4) 流域特性調査

受託人は、文献・資料、空中写真判読、航空レーザ測量成果、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地形、地質、荒廃状況、既往災害、保全対象の状況について調査し取りまとめるとともに、対象流域の流域区分、谷次数区分等を行い、図表を取りまとめるものとする。

(5) 降雨流出解析

受託人は、降雨流出解析について、以下の調査を実施するものとする。

1) 雨量等資料収集整理

対象流域及び近傍の雨量資料に基づき、年最大時間・日雨量及び異常出水の毎時雨量を調査する。

2) 統計解析

流域の主要な地点について、**設計図書**に示す解析条件により時間・日雨量の確率解析を行う。

3) 降雨特性検討

主要災害時の降雨原因、総降雨量、地域分布並びに降雨継続時間等を調査し、その特性を把握する。

4) 流出解析

設計図書に基づく解析条件により流出解析を行い、計画基準点における計画ハイドログラフを設定する。

(6) 地形・地質調査

受託人は、対象流域の地形・地質について以下の調査を実施するものとする。

1) 既存資料調査整理（地形）

文献・資料と貸与される地形図・空中写真を基に、周辺の地形状況・崩壊・リニアメント等の地形特性を整理し取りまとめる。

2) 既存資料調査整理（地質）

文献・既存地質図及び地質資料を基に地質概況図を作成する。

3) 現地調査解析（地形）

既存資料の調査整理及び現地調査により、計画土砂量・砂防施設配置計画の検討に必要な地形情報を把握する。

4) 現地調査解析（地質）

既存資料の調査整理及び現地調査により、計画土砂量・砂防施設配置計画の検討に必要な地質情報を把握する。

(7) 自然環境調査

受託人は、対象流域の自然環境について以下の調査を実施するものとする。

1) 事前調査

現地調査を行う前に、過去に実施された調査結果、既往文献調査及び聞き取り調査により溪流及び周辺地域における諸情報を取りまとめる。

2) 現地調査

事前調査の成果を踏まえて調査区域を現地踏査し、調査計画を検討、策定し、監督員の承諾を得て、現地調査を行う。

3) 調査結果の取りまとめ

調査結果の取りまとめは、所定の様式に基づき取りまとめ、考察を行う。

(8) 既存施設調査、

受託人は、対象流域の既存施設について以下の調査を実施するものとする。

1) 資料収集整理

既成の砂防設備台帳により施設の分類・施設の諸元等を整理し、施設現況図を作成する。

なお、他機関の施設の調査については**設計図書**によるものとする。

2) 現地調査取りまとめ

砂防施設台帳への未計上分の施設の諸元は、現地調査により取りまとめるものとする。

(9) 生産土砂量調査

受託人は、対象流域の生産土砂量について、崩壊地調査、溪流調査及び変動調査を実施するものとする。

1) 崩壊地調査

空中写真もしくは実測図及び現地調査を併用し、崩壊規模と生産土砂量を調査し、新規崩壊土砂量・拡大見込み土砂量・既存崩壊残存土砂量を推定する。

2) 溪流調査

溪流調査は、支川の合流点を基準とし、河道縦断線に沿う累加距離に対して変化する溪床勾配、谷幅及び溪床土砂堆積深を把握する。

3) 変動調査

溪流検査結果に基づき溪床生産土砂量を推定する。

(10) 流送土砂量調査

受託人は、対象流域の流送土砂量について、河床材料調査、河床変動調査及び流砂量調査を実施するものとする。

1) 河床材料調査

河床材料調査は、**設計図書**に示す調査方法を用いて、粒度分布・平均粒径並びに必要な応じ比重・沈降速度・空隙率を調査する。

2) 河床変動量調査

河床変動量計算、縦横断測量成果等により、砂防施設計画のための河床変動量を把握する。

3) 流砂量調査

流砂量調査は、河床縦断勾配、河床材料調査結果等から、河道を掃流区間と土石流区間とに区分し、流送形態毎に未満砂の砂防堰堤やダム貯水池の堆砂測量結果、災害実績河床変動量あるいは流砂量算定式等から基準点における流砂量を算出する、

(11) 経済調査

受託人は、対象流域の経済調査及び社会特性調査を実施するものとする。

1) 経済調査

経済調査は、発注者より貸与される資産資料及び災害実績図に基づき、**設計図書**に示す方法により想定氾濫区域内の経済効果の評価を行う。

2) 社会特性調査

文献、他機関資料により対象流域の土地利用状況、法規制状況を調査し取りまとめる。

(12) 総合検討

受託人は、砂防調査の結果を踏まえ、技術的考察を加え総合的に評価するとともに、今後の課題、方針について記述するものとする。

(13) 照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づき、照査を実施するものとする。

(14) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、**1-2-10 調査業務及び計画業務の成果**に準じて**報告書**を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 地形図

(2) 空中写真

(3) 既存地質図、地質資料

(4) 国立公園、天然記念物、貴重な動・植物に関する資料

- (5) 雨量資料
- (6) 砂防設備台帳
- (7) 他機関の施設の資料
- (8) 崩壊地実測図
- (9) 河床縦横断測量成果
- (10) 資産資料
- (11) 災害実績図
- (12) 土地利用、法規制に関する資料
- (13) 航空レーザ測量成果
- (14) 業務に関連する既往調査報告書

4-2-4 土石流対策調査

1. 業務目的

土石流対策調査は、土石流を対象とする砂防計画立案のための調査を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、1-1-12 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受託人は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理取りまとめを行うものとする。

なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

(3) 現地踏査

受託人は、流域特性、既存施設、移動可能土砂量、最大粒径について現地調査を行うものとする。

(4) 流域特性調査

受託人は、文献・資料、空中写真判読、航空レーザ測量成果、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地形、地質、荒廃状況、既往災害、保全対象の状況について調査し取りまとめるものとする。

(5) 既存施設調査

受託人は、既存施設調査について、4-2-3 土砂・洪水氾濫対策調査第2項の(8)に準ずるものとする。

(6) 移動可能土砂量調査

受託人は、空中写真判読及び現地調査結果に基づき、崩壊による土砂、渓床堆積物のうち二次移動の可能性のある土砂の量・位置・堆積状況について調査するものとする。

(7) 土石流によって運搬できる土砂量の調査

受託人は、雨量、流動中の土石流の容積濃度を考慮して、計画規模の土石流によって運搬できる土砂量の調査を行うものとする。

(8) 総合検討

受託人は、総合検討について、4-2-3 土砂・洪水氾濫対策調査第2項の(12)に準じるものとする。

(9) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-10 調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 地形図
- (2) 空中写真
- (3) 地形・地質、荒廃状況、既往災害、保全対象に関する文献・資料
- (4) 砂防設備台帳、他機関施設に関する資料
- (5) 雨量資料
- (6) 土石流危険渓流カルテ
- (7) 航空レーザ測量成果
- (8) 業務に関連する既往調査報告書

4-2-5 流木対策調査

1. 業務目的

流木対策調査は、流木の流出による災害対策計画立案のための調査を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、1-1-12 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受託人は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理取りまとめを行うものとする。

なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

(3) 現地踏査

受託人は、流域現況、既存施設、流木の発生原因、流木の発生場所・量・長さ・直径について現地調査を行うものとする。

(4) 流域現況調査

受託人は、対象流域の現況について下記の調査を行うものとする。

1) 地形調査

文献・資料、空中写真判読、航空レーザ測量成果、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地形について調査し取りまとめる。

2) 地質調査

文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地質について調査し取りまとめる。

3) 林相調査

文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の林相について調査し取りまとめる。調査はサンプリングによる調査を標準と

する。

4) 荒廃状況調査

文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の荒廃状況について調査し取りまとめる。

5) 既往災害調査

文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の既往災害について調査し取りまとめる。

6) 保全対象の状況調査

文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の保全対象の状況について調査し取りまとめる。

(5) 既存施設調査

受託人は、既存施設調査について、4-2-3 土砂・洪水氾濫対策調査第2項の(8)に準ずるものとする。

(6) 流木の発生原因の調査

受託人は、流域現況調査結果を総合的に判断し、流木の発生原因を調査するものとする。

(7) 流木の発生場所・量・長さ・直径の調査

受託人は、現地調査、空中写真判読及び過去の災害資料をもとに流木の発生原因を考慮して、対象流域における流木の発生場所、量、長さ、直径の調査を行うものとする。

(8) 総合検討

受託人は、総合検討について、4-2-3 土砂・洪水氾濫対策調査第2項の(12)に準ずるものとする。

(9) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-10 調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 地形図

(2) 空中写真

(3) 地形・地質、林相、荒廃状況、既往災害、保全対象に関する文献・資料

(4) 砂防設備台帳、他機関施設に関する資料

(5) 航空レーザ測量成果

(6) 業務に関連する既往調査報告書

4-2-6 火山砂防調査

1. 業務目的

火山砂防調査は、火山砂防地域における火山活動並びに降雨等に起因して発生する土砂災害への対策計画立案のための調査を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内

容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について**業務計画書**を作成し、監督員に**提出**するものとする。

(2) 資料収集整理

受託人は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する**報告書**の収集及び整理取りまとめを行うものとする。

なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、**設計図書**に示す他機関より収集するものとする。

(3) 火山活動履歴調査

受託人は、文献・資料により対象火山の火山活動履歴について調査するものとする。

(4) 現地調査

受託人は、噴火対応及び降雨対応のそれぞれについて土砂移動実績、流動物質の性質等業務実施に伴い必要となる事項について現地調査を行うものとする。

(5) 土砂移動実績図の作成

受託人は、空中写真判読、現地調査により、噴火対応及び降雨対応のそれぞれについて過去の主要な土砂移動の範囲と規模を示す土砂移動実績図を作成するものとする。

(6) 総合検討

受託人は、総合検討について、**4-2-3 土砂・洪水氾濫対策調査**第2項の(12)に準ずるものとする。

(7) 照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、**1-2-10 調査業務及び計画業務の成果**に準じて**報告書**を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 地形図
- (2) 空中写真
- (3) 火山活動履歴に関する文献・資料
- (4) 雨量資料
- (5) 航空レーザ測量成果
- (6) 業務に関連する既往調査報告書

第3節 砂防計画

4-2-7 砂防計画の区分

砂防計画は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 土砂・洪水氾濫対策計画
- (2) 土石流対策計画
- (3) 流木対策計画
- (4) 火山砂防計画

4-2-8 土砂・洪水氾濫対策計画

1. 業務目的

土砂・洪水氾濫対策計画は、土砂・洪水氾濫対策調査の結果に基づいて、流域における土砂の生産及び流出による土砂災害を防止するための対策計画の検討を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について**業務計画書**を作成し、監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、実施する業務内容の把握・実施方針の確立を目的とし、砂防施設配置計画を必要とする事項について、調査を行うものとする。

(3) 計画土砂量等検討

受託人は、土砂・洪水氾濫対策調査結果に基づいて基本方針の策定及び計画生産土砂量、計画流出土砂量の検討を行うものとする。

1) 基本方針策定

計画の規模・流域分割・計画基準点の設定について実施する。

2) 計画生産土砂量

土砂・洪水氾濫対策調査の結果に基づき計画生産土砂量を検討する。

3) 計画流出土砂量

土砂・洪水氾濫対策調査の結果に基づき計画規模洪水時の計画基準点における流出土砂量を検討する。

(4) 砂防施設配置計画

受託人は、砂防施設配置計画について基本事項及び施設配置計画の検討を行うものとする。

1) 基本事項検討

土砂処理計画として、土砂生産抑制計画及び土砂流送制御計画について検討する。

2) 施設配置計画

既存砂防施設による施設効果及び基本事項の検討結果に基づき、計画する砂防施設の位置、工種、規模を検討する。

3) 対策優先度の検討

基本事項、施設配置計画の検討結果に基づき、計画した砂防施設の対策優先度を検討する。

(5) 照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 計画土砂量等検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の**確認**を行い、その内容が適切であるか**確認**する。

2) 配置計画諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を**確認**する。

3) 基本事項、施設配置計画に基づき、対策優先度の検討結果についての妥当性の**確認**をする。

4) 全ての成果品についての正確性、適切性、整合性の**確認**をする。

(6) 総合検討

受託人は、土砂・洪水氾濫対策調査及び土砂・洪水氾濫対策計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。

(7) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-10 調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 土砂・洪水氾濫対策調査の成果品
- (2) 地形図
- (3) 空中写真
- (4) 既往砂防施設についての資料（施設台帳、位置図等）
- (5) 航空レーザ測量成果
- (6) 業務に関連する既往調査報告書

4-2-9 土石流対策計画

1. 業務目的

土石流対策計画は、土石流対策調査の結果に基づいて、土石流に対する砂防計画の検討を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、1-1-12 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受託人は、実施する業務の内容を把握・実施方針の確立を目的とし、土石流対策計画に必要な事項について調査を行うものとする。

(3) 計画諸元の設定

受託人は、流域の特性を考慮し、土石流対策の計画基準点及び降雨量の年超過確率等から計画規模を設定するものとする。

(4) 計画流出土砂量の設定

受託人は、計画規模の土石流による計画流出土砂量を設定するものとする。

(5) 土石流による被害の推定

受託人は、計画規模の土石流が流出した場合の保全対象の受ける被害を推定するものとする。

(6) 土石流対策施設配置計画

受託人は、土石流施設配置計画について、基本事項及び施設配置計画の検討を行うものとする。

1) 基本事項検討

計画流出土砂量を合理的かつ効果的に処理するための対策施設について基本事項を検討する。

2) 施設配置計画

既存砂防施設による土砂整備率及び基本事項の検討結果に基づき、計画する砂防施設の位置、工種、規模を検討する。

3) 対策優先度の検討

基本事項、施設配置計画の検討結果に基づき、土石流の抑止・抑制・捕

捉・導流等の対策について優先度を検討する。

(7) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査事項は、4-2-8 土砂・洪水氾濫対策計画第2項の(5)に準ずるものとする。

(8) 総合検討

受託人は、土石流対策調査及び土石流対策計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。

(9) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-10 調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 土石流対策調査の成果品
- (2) 地形図
- (3) 空中写真
- (4) 既往砂防施設についての資料（施設台帳、位置図等）
- (5) 航空レーザ測量成果
- (6) 業務に関連する既往調査報告書

4-2-10 流木対策計画

1. 業務目的

流木対策計画は、流木対策調査の結果に基づいて、流木の流出による災害対策の検討を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、1-1-12業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、流木対策計画に必要となる事項について調査を行うものとする。

(3) 計画流木量の設定

受託人は、計画基準点に流出する流木の量、長さ、直径を検討するものとする。

(4) 流木による被害の推定

受託人は、計画規模の流木が流出した場合の保全対象の受ける被害を推定するものとする。

(5) 流木対策施設配置計画

受託人は、流域対策施設配置計画について、以下の検討を行うものとする。

1) 基本事項検討

計画流木量を合理的かつ効果的に処理するための対策施設について、基本的事項を検討する。

2) 施設配置計画

既存砂防施設による基本事項の検討結果に基づき、計画対策施設の位置、工種、規模を検討する。

3) 対策優先度の検討

基本事項、施設配置計画の検討結果に基づき、流木の生産抑制・捕捉等の対策施設の対策優先度を検討する。

(6) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査事項は4-2-8 土砂・洪水氾濫対策計画第2項の(5)に準ずるものとする。

(7) 総合検討

受託人は、流木対策調査及び流木対策計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。

(8) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-10 調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 流木対策調査の成果品
- (2) 地形図
- (3) 空中写真
- (4) 既往砂防施設についての資料（施設台帳、位置図等）
- (5) 航空レーザ測量成果
- (6) 業務に関連する既往調査報告書

4-2-11 火山砂防計画

1. 業務目的

火山砂防計画は、火山砂防調査の結果に基づいて、火山砂防地域における火山活動並びに降雨等に起因して発生する土砂災害への対策計画の検討を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、1-1-12 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受託人は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理取りまとめを行うものとする。

なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

(3) 現地調査

受託人は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、火山砂防計画に必要となる事項について調査を行うものとする。

(4) 計画対象現像と計画対象量の設定

受託人は、噴火対応、降雨対応のそれぞれについて以下の検討を行なう

ものとする。

1) 噴火対応計画対象量設定

噴火対応については、火山泥流・溶岩流・火砕流等の現象のうち対象火山の噴火履歴・土砂移動特性から想定される現象を計画対象現象とし、現象毎に土砂量算定点を設けてそれぞれの計画対象量を設定する。

2) 降雨対応計画対象量設定

降雨対応については、火災泥流・土石流等の現象のうち対象火山の土砂移動特性から規定される現象を計画対象現象とし、基準点を設けて計画対象量を設定する。

(5) 火山災害予想区域図の作成

受託人は、前項で設定した各現象の影響の範囲と影響の程度を示す火山災害予想区域図を作成するものとする。

(6) 保全対象の設定

受託人は、火山災害予想区域図で想定される土砂移動の影響範囲において、保全対象を現象毎に把握するものとする。

(7) 火山対策砂防施設配置計画

受託人は、火山対策砂防施設配置計画について、以下の検討を行うものとする。

1) 噴火対応基本対策検討

噴火対応については、計画対象現象と計画対象量の検討結果に基づき、火山砂防計画の基本対策を検討する。

2) 降雨対応対策検討

降雨対応については、既存砂防施設による土砂整備率を算定するとともに、計画対象土砂量を合理的かつ効果的に処理するための土砂流等抑止・抑制・捕捉・導流等の対策について検討する。

(8) 警戒避難体制整備計画

受託人は、計画対象現象から人命を守るための、警戒避難体制整備計画の基本対策を検討するものとする。

(9) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査事項は、4-2-8 土砂・洪水氾濫対策計画第2項の(5)に準ずるものとする。

(10) 総合検討

受託人は、火山砂防調査及び火山対策砂防施設計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行なうものとする。

(11) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-10 調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 火山対策砂防調査の成果品

(2) 地形図

(3) 空中写真

(4) 既往砂防施設についての資料（施設台帳、位置図等）

- (5) 航空レーザ測量成果
 (6) 業務に関連する既往調査報告書

第4節 成果品

4-2-12 成果品

受託人は、以下に示す成果品を作成し、1-1-17 成果品の提出に従い、2部納品するものとする。

(1) 土砂・洪水氾濫対策調査

表4-2-1 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地概査	現地写真、ルートマップ 成果取りまとめ		
流域特性調査	流域区分図	1:100,000～1:150,000	
	谷次数区分図	1:100,000～1:150,000	
	既往災害土砂災害状況図	1:25,000～1:50,000	
	保全対象位置図	1:25,000～1:150,000	
降雨流出解析	年最大時間雨量・日雨量		
	異常出水時の毎時雨量表		
	雨量の確率計算書		
	計画ハイドログラフ		
地形・地質調査	地形概況図	1:25,000～1:50,000	
	地質概況図	1:25,000～1:50,000	
自然環境調査	国立公園、天然記念物、 貴重動植物の分布図	1:25,000～1:50,000	
既存施設調査	施設現況図	1:5,000～1:25,000	
生産土砂量調査	崩壊地分布図	1:5,000～1:25,000	
	溪流調査図		
流送土砂量調査	河床材料調査箇所位置図	1:25,000～1:50,000	
	粒度分布図		
	土砂流送形態分布図	1:5,000～1:25,000	
経済調査	土地利用・法規制状況図	1:25,000～1:50,000	
報告書作成	報告書		

(2) 土石流対策調査

表4-2-2 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地調査	現地写真、ルートマップ 最大礫調査結果 成果取りまとめ		
流域特性調査	地形・地質状況図	1:25,000～1:50,000	
	荒廃状況図	1:5,000～1:25,000	
	既往災害状況	1:5,000～1:25,000	
既存施設調査	施設現況図	1:5,000～1:25,000	

報告書作成	報告書		

(3) 流木対策調査

表 4-2-3 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地調査	現地写真、ルートマップ 成果取りまとめ		
流域特性調査	地形・地質状況図	1:25,000～1:50,000	
	林相図	1:5,000～1:25,000	
	荒廃状況図	1:5,000～1:25,000	
	既往災害状況	1:5,000～1:25,000	
	サンプリング調査結果		
既存施設調査	施設現況図	1:5,000～1:25,000	
報告書作成	報告書		

(4) 火山砂防調査

表 4-2-4 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
火山活動履歴調査	火山活動履歴図、ルート マップ 成果取りまとめ		
現地調査	現地写真		
	既往災害状況図	1:5,000～1:25,000	
土砂移動実績図の作成	土砂移動実績図 (ディザスターマップ)	1:25,000～1:50,000	
報告書作成	報告書		

(5) 土砂・洪水氾濫対策計画

表 4-2-5 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地調査	現地写真		
計画土砂量等検討	流域区分・基準点位置図	1:5,000～1:25,000	
砂防施設配置計画	砂防施設配置計画図	1:5,000～1:25,000	
報告書作成	報告書		

(6) 土石流対策計画

表 4-2-6 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地調査	現地写真、ルートマップ 成果取りまとめ		
流木対策施設配置計画	流木流対策施設配置計画	1:5,000～1:25,000	
報告書作成	報告書		

(7) 流木対策計画

表4-2-7 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地調査	現地写真、ルートマップ 成果取りまとめ		
土石流対策施設配置計画	土石流対策施設配置計画図	1:5,000～1:25,000	
報告書作成	報告書		

(8) 火山砂防計画

表4-2-8 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地調査	現地写真、ルートマップ 成果取りまとめ		
火山対策施設配置計画	火山対策施設配置計画図	1:5,000～1:25,000	
	火山災害予想区域図	1:5,000～1:25,000	
報告書作成	報告書		

第3章 砂防構造物設計

第1節 砂防構造物設計

4-3-1 砂防構造物設計の種類

砂防構造物設計の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 砂防堰堤及び床固工の設計
- (2) 溪流保全工（流路工）の設計
- (3) 土石流対策工及び流木対策工の設計
- (4) 護岸工の設計
- (5) 山腹工の設計

第2節 砂防堰堤及び床固工の設計

4-3-2 砂防堰堤及び床固工の設計の区分

砂防堰堤及び床固工の設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

4-3-3 砂防堰堤及び床固工予備設計

1. 業務目的

砂防堰堤及び床固工の予備設計は、**設計図書**に基づく設計条件、測量調査資料、地質調査資料、現地調査結果及び技術文献等を**確認**し、計画地点の立地条件、施工性、経済性及び環境について技術的な検討を加え、最適な砂防堰堤・床固工の基本諸元を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、1-1-12 業務計画書第2項に示す事項について、**業務計画書**を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、貸与資料を基に現地調査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を**確認**し、予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。

なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、受託人はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に**報告**し、**指示**を受けるものとする。

(3) 基本事項検討

受託人は、砂防堰堤・床固工の計画条件を**確認**し、以下の検討を行い予備設計に必要な基本事項の検討を行なうものとする。

1) 地質条件検討

地質調査資料を基に、地形、地盤強度、断層等の地質条件の検討整理を行う。

2) 設計条件検討

計画流量、計画土砂量、設計条数等の検討を行い、設計条件を整理する。

3) 環境条件検討

環境の資料の検討、整理を行い予備設計の基礎資料とする。

(4) 配置設計

受託人は、検討した基本事項に基づき、計画地点の地形、地質、施工性、経済性、維持管理の難易、環境を考慮して構造、材料、高さ等を変えた配置案を基本として3案立案するものとする。

1) 砂防堰堤・床固工形式の選定

砂防計画、砂防堰堤・床固工計画地点の工学的条件、施工条件に基づき、諸基準との適合性を考慮して選定する。

2) 比較案作成

選定された砂防堰堤・床固工形式を適用して、3案の堰堤位置・規模・効果量について、ペーパーロケーションにより基本形形式、構造の比較案を作成する。

(5) 施設設計検討

受託人は、配置設計で立案された3案について、以下の施設設計を行うものとする。

1) 本體工設計

配置設計の検討結果に基づき、本体、袖部及び水通し部、前庭保護工等の設計計算を行い、一般構造図面を作成し、主要工種の概算数量を算出する。

2) 基礎工検討

砂防堰堤計画地点の地質に基づき、支持力不足、及びパイピングの危険性について検討し、その対策について工法を選定する。堰堤高が高く、長期的な湛水が考えられるような場合には、コンソリデーショングラウチング及びカーテングラウチングについて検討を行なう。

3) 景観検討

受託人は、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。

(6) 概算工事費

受託人は、比較案それぞれに対し、**1-2-11 設計業務の成果**の(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(7) 最適案の選定

受託人は、比較3案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、監督員と協議のうえ最適案を選定するものとする。

(8) 施工計画検討

受託人は、配置設計で決定された最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を作成するとともに、転流工の概略検討を行なうものとする。

(9) 照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の**確認**を行い、その内容が適切であるか**確認**する。

2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項

の運用と手順を**確認**する。

3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を**確認**する。

4) すべての成果品について正確性、適切性、整合性の**確認**をする。

(10) 総合検討

受託人は、設計計画及び配置設計等を踏まえ、施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項を整理するものとする。

(11) 報告書作成

受託人は、設計業務の成果として、**1-2-11 設計業務の成果**に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

(1) 砂防計画資料

- 1) 当該流域に関する砂防調査資料
- 2) 砂防施設配置計画検討資料
- 3) 既往施設の計画諸元等

(2) 測量調査資料

- 1) 地形図（縮尺1/1,000～1/5,000）
- 2) 縦断図（縮尺1縦1/100～1/200、横1/1,000～1/5,000）
- 3) 横断図（縮尺1横1/100～1/200）

(3) 地質調査資料

- 1) 計画地点周辺の地質文献資料

(4) その他資料

- 1) 自然環境調査資料
- 2) 社会環境調査資料

4-3-4 砂防堰堤及び床固工詳細設計

1. 業務目的

砂防堰堤及び床固工の詳細設計業務は、予備設計で検討された砂防堰堤・床固工の基本諸元により、**設計図書**に基づく設計条件及び詳細設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等を**確認**するとともに、工事に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について、**業務計画書**を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、河床材料の粒径、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を**確認**し、併せて工事用道路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。

(3) 基本事項決定

受託人は、砂防堰堤・床固工の計画条件を**確認**し、以下の検討を行い、詳細

設計に必要な基本事項の決定を行うものとする。

1) 地質条件

地質調査資料を基に、地形、地盤強度、断層の地質条件の**確認**、整理を行う。

2) 設計条件

計画流量、計画土砂量、設計定数の整理を行い、設計条件を決定する。

3) 環境条件

環境の資料の**確認**、整理を行い詳細設計の基礎資料とする。

(4) 施設設計

1) 本體工設計

受託人は、予定された計画地点の設計条件により、設計計算を行い計算結果に基づく施設設計図面の作成を行うものとする。

なお、施設設計の範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

- ① 本堰堤
- ② 副堰堤
- ③ 水叩き
- ④ 側壁護岸
- ⑤ 床固工
- ⑥ 流末処理工
- ⑦ 魚道工

2) 基礎工設計

受託人は、基礎の支持力及び長期的な湛水の可能性を検討し、パイピング対策が必要な場合は、その対策工について設計を行う。堰堤が高く、長期的に湛水することが考えられる場合には、コンソリデーショングラウチング及びカーテングラウチング並びに置換工等の設計を行い、施設設計図面を作成するものとする。

3) 景観設計

受託人は、自然と地域に馴染んだ施設の設計を行うものとする。

(5) 施工計画及び仮設構造物設計

1) 施工計画

受託人は、**設計図書**に基づき、施工方法、施工順序を考慮し、概略施工計画（掘削計画、現場内道路、コンクリート打設計画）及び概略資材運搬方法を立案するものとする。

なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取とまとめ、記載するものとする。

2) 仮設構造物設計

受託人は、**設計図書**に基づき、工事施工に必要な概略設計（河川切り回し計画、仮排水路の転流工）の概略設計を行うものとする。

(6) 数量計算

受託人は、**1-2-11 設計業務の成果**の（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の**確認**を行い、その内容が適切であるか**確認**する。
 - 2) 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を**確認**する。
 - 3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手段及び全体一般図についてその妥当性を**確認**する。
 - 4) 全ての成果品について正確性、適切性、及び整合性の**確認**をする。
- (8) 総合検討
受託人は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。
- (9) 報告書作成
受託人は、業務の成果として、1-2-11 設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 砂防計画資料
 - 1) 当該流域に関する砂防調査資料
 - 2) 砂防施設配置計画検討資料
 - 3) 既往施設の計画諸元等
 - 4) 砂防堰堤・床固工予備設計資料
- (2) 測量調査資料
 - 1) 地形図（縮尺1/200～1/1,000）
 - 2) 縦断面図（縮尺縦1/200、横1/1,000）
 - 3) 堆砂地横断面図（縮尺1/100～1/200）
 - 4) 主・副堰堤縦断面図（縮尺1/100～1/200）
 - 5) 主・副堰堤横断面図（縮尺1/100～1/200）
- (3) 地質調査資料
 - 1) 施設計画地点付近の地質調査資料
 - 2) 施設計画地点のボーリング調査資料
 - 3) 主・副堰堤軸地質断面図
- (4) その他資料
 - 1) 自然環境調査資料
 - 2) 社会環境調査資料

第3節 溪流保全工の設計

4-3-5 溪流保全工設計の区分

溪流保全工の設計業務は次の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

4-3-6 溪流保全工予備設計

1. 業務目的

溪流保全工の予備設計業務は、**設計図書**に基づく設計条件、地形図、地質調査資料、現地調査結果及び技術文献等を**確認**し、計画地点の立地条件、施工性、経済性及び環境について技術的な検討を加え、最適な溪流保全工の基本諸元を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、1-1-12 業務計画書第2項に示す事項について**業務計画書**を作成し、監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を**確認**し、予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。

(3) 基本事項検討

受託人は、溪流保全工の計画条件を**確認**し、計画対象流量、計画縦断勾配、平面の計画条件の**確認**、並びに地形地質条件、環境条件を検討し、予備設計に必要な基本事項の検討を行なうものとする。

(4) 配置設計

受託人は、河道・河床勾配等の地形、河床堆積調査資料をもとに、計画地点の地形、地質、施工性、経済性、維持管理の難易、環境を考慮して、溪流保全工の法線計画、並びに床固工・帯工の配置を含めた縦断計画を行った3案について、比較案の立案を行うものとする、

(5) 施設設計検討

受託人は、予定された計画区間で、配置設計で立案した3案の各比較案について設計計算を行い、標準構図面を作成し、主要工種の概算数量の算出を行うものとする。

1) 施設設計の範囲

溪流保全工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

- ① 床固工
- ② 帯工
- ③ 護岸工
- ④ 水制工
- ⑤ 護床工
- ⑥ 根固工

2) 基本図面の作成

3案の施設設計に基づいて、平面図、縦断図、横断図及び1) 施設設計の範囲に係る標準構図面を作成するものとする。

3) 景観検討

受託人は、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。

(6) 概算工事費

受託人は、比較案それぞれに対し1-2-11 設計業務の成果の(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(7) 最適案の選定

受託人は、比較3案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、監督員と協議の上最適案を選定するものとする。

(8) 施工計画検討

受託人は、決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を作成するとともに、転流工の概略検討を行なうものとする。

(9) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- 3) 基本事項に基づき、最適案を設定した結果についての妥当性を確認する。
- 4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(10) 総合検討

受託人は、設計計画及び配置設計等を踏まえ、施設設計について、総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項を整理するものとする。

(11) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-11 設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

(1) 砂防計画資料

- 1) 当該流域に関する砂防調査資料
- 2) 砂防施設配置計画検討資料
- 3) 既往施設の計画諸元等

(2) 測量調査資料

- 1) 地形図（縮尺1/500～1/1,000）
- 2) 縦断面図（縮尺1横1/100～1/200、縦1/1,000～1/5,000）
- 3) 横断面図（縮尺1/100～1/200）

(3) 地質調査資料

- 1) 計画地点周辺の地質文献資料
- 2) 施設計画地点付近のボーリング調査資料

(4) その他資料

- 1) 自然環境調査資料
- 2) 社会環境調査資料

4-3-7 溪流保全工詳細設計

1. 業務目的

溪流保全工の詳細設計業務は、予備設計で検討された溪流保全工の基本諸元に

より、**設計図書**に基づく設計条件を**確認**するとともに、工事に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について、**業務計画書**を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を**確認**し、詳細設計に必要な現地状況を把握するものとする。

(3) 基本事項決定

受託人は、予備設計等の貸与資料と**設計図書**に**指示**された事項に基づき、計画対象流量、計画縦断勾配、配置設計等設計諸元、流下断面、床固工・帯工の基本構造、地形地質条件及び環境条件に関する基本事項を決定するものとする。

(4) 施設設計

受託人は、**設計図書**に示す設計条件及び決定した基本事項に基づき詳細設計を行うものとする。

1) 施設設計の範囲

溪流保全工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

- ① 床固工
- ② 帯工
- ③ 護岸工
- ④ 護床工

2) 設計図の作成

1) 施設設計の範囲において、詳細設計に必要な設計計算を行い、設計図を作成する。

3) 付属施設設計

排水工、取水工及び支川の取付工の設計を行う。

4) 景観設計

自然と地域に馴染んだ施設の設計を行う。

(5) 施工計画及び仮設構造物設計

受託人は、施工計画及び仮設構造物設計について、**4-3-4 砂防堰堤及び床固工詳細設計**第2項の(5)に準ずるものとする。

(6) 数量計算

受託人は、**1-2-11 設計業務の成果**の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査事項は**4-3-4 砂防堰堤及び床固工詳細設計**第2項の(7)に準ず

るものとする。

(8) 総合検討

受託人は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。

(9) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-11 設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

(1) 砂防計画資料

- 1) 当該流域に関する砂防調査資料
- 2) 砂防施設配置計画検討資料
- 3) 既往施設の計画諸元等
- 4) 溪流保全工予備設計資料

(2) 測量調査資料

- 1) 地形図（縮尺1/200～1/1,000）
- 2) 河川縦断図（縮尺縦1/200～横1/1,000）
- 3) 横断図（縮尺1/100～1/200）

(3) 地質調査資料

- 1) 施設計画地点付近の地質調査資料

(4) その他資料

- 1) 自然環境調査資料
- 2) 社会環境調査資料

第4節 土石流対策工及び流木対策工の設計

4-3-8 土石流対策工及び流木対策工の設計の区分

土石流対策工及び流木対策工設計業務は、次の区分によるものとする。

- (1) 土石流対策工予備設計
- (2) 土石流対策工詳細設計
- (3) 流木対策工予備設計
- (4) 流木対策工詳細設計

4-3-9 土石流対策工予備設計

1. 業務目的

土石流対策工の予備設計業務は、設計図書に基づく設計条件、地形図、地質資料、現地調査結果及び技術文献を確認し、施工性、経済性及び環境について技術的な検討を加え、土石流対策工の基本諸元を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、1-1-12 業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、貸与資料を基に現地調査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、

河床材料の粒径、地形、地質、周辺構造物、保全対象との位置関係及び周辺の土地利用等を**確認**し、予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。

(3) 基本事項検討

受託人は、既存資料、現地踏査結果及び溪流の土石流対策計画を基に、予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。

1) 地形・地質条件

受託人は、地形図、地質調査資料及び現地踏査結果を基に地形、地盤強度、断層・地すべり等の地形・地質条件の**確認**、整理を行う。

2) 設計条件

受託人は、土石流対策計画の結果に基づいて、土石流諸元、計画土砂量、設計定数等の検討を行ない、設計条件を整理する。

3) 工種・工法の検討

受託人は、地形・地質条件及び設計条件を基に土石流流出土砂量进行处理する工法（土石流捕捉工、土石流堆積工、土石流発生抑制工）及び透過、不透過の機能別形式等の工法・工種を検討するものとする。

4) 構造物の位置の検討

受託人は、地形・地質条件、設計条件、工種・工法の検討結果を基に構造物の位置を検討する。

5) 環境条件検討

環境の資料の検討・整理を行い、予備設計の基礎資料とする。

(4) 配置設計

受託人は、検討した基本事項に基づき、計画地点の地形、地質、施工性、経済性、維持管理の難易、環境を考慮して、構造、材料、高さ等を変えた配置案を3案立案するものとする。

(5) 施設設計検討

受託人は、配置設計で立案した3案について設計計算を行い、施設設計を行うものとする。

1) 施設設計の範囲

土石流対策工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

- ① 土石流捕捉工
- ② 土石流堆積工
- ③ 土石流発生抑制工

2) 基本図面作成

受託人は、3案の配置設計に基づいて、一般構造図面を作成するものとする。

3) 数量算出

受託人は、基本図面より主要工種の概算数量の算出を行うものとする。

4) 景観検討

受託人は、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。

(6) 概算工事費

受託人は、比較案それぞれに対し**1-2-11設計業務の成果**の(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(7) 最適案の選定

受託人は、比較3案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、監督員と協議のうえ最適案を選定するものとする。

(8) 施工計画検討

受託人は、決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画書を作成するとともに、転流工の概略検討を行うものとする。

(9) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- 3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。
- 4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(10) 総合検討

受託人は、設計計画及び配置設計等を踏まえ施設設計について総合的な検討を行ない、詳細設計において解決すべき課題、留意事項について整理する。

(11) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-11 設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

(1) 砂防計画資料

- 1) 当該流域に関する砂防調査資料
- 2) 砂防施設配置計画検討資料
- 3) 既往施設の計画諸元等

(2) 測量調査資料

- 1) 地形図（縮尺1/500～1/1,000）
- 2) 縦断面図（縮尺縦1/100～1/200、横1/500～1/1,000）
- 3) 横断面図（縮尺1/100～1/200）

(3) 地質調査資料

- 1) 計画地点周辺の地質文献資料
- 2) 施設計画地点付近のボーリング調査資料

(4) その他資料

- 1) 自然環境調査資料
- 2) 社会環境調査資料

4-3-10 土石流対策工詳細設計**1. 業務目的**

土石流対策工の詳細設計は、予備設計で検討された施設の基本諸元、設計図書に示す設計条件及び詳細設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等に基づき土

石流対策工の詳細設計を行い、工事費用の予定及び工事を実施するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、1-1-12 **業務計画書**第2項に示す事項について、**業務計画書**を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、貸与資料を基に現地調査を行い、計画予定地の河床及び兩岸の地形、地質、隣接する構造物及び土地利用等を**確認**し詳細設計に必要な現地状況を把握し、合わせて工事用道路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し整理するものとする。

(3) 基本事項検討

受託人は、土石流対策工の計画条件を**確認**し、以下の検討を行い、詳細設計に必要な基本事項の決定を行うものとする。

1) 地質条件

受託人は、地質調査資料及び現地踏査結果を基に、地形、地盤強度、断層・斜面崩壊地、地すべり等の地質条件の**確認**、整理を行うものとする。

2) 設計条件

受託人は、設計流量、土石流諸元及び設計定数の整理、計算を行い、設計条件を決定するものとする。

3) 環境条件

受託人は、環境の資料の**確認**、整理を行い、詳細設計の基礎資料とするものとする。

(4) 施設設計

1) 施設設計の範囲

土石流対策工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

- ① 土石流補足工
- ② 土石流堆積工
- ③ 土石流発生抑制工

2) 設計図の作成

1) 施設設計の範囲において、詳細設計に必要な設計計算を行い設計図を作成するものとする。

3) 附属施設の設計

設計図に基づき、附属施設の設計を行うものとする。

4) 景観設計

各施設については、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行う。

(5) 施工計画及び仮設構造物設計

1) 施工計画

受託人は、施工方法、施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路及びコンクリート打設計画の概略施工計画を立案するものとする。

なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点に

について取りまとめ、記載するものとする。

2) 仮設構造物設計

受託人は、工事施工に必要な河川切り回し計画、仮排水路の転流工の概略設計を行うものとする。

(6) 数量計算

受託人は、1-2-11 設計業務の成果の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項決定時の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、設計基本条件の運用と手順を確認する。
- 3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法及び全体一般図について妥当性を確認する。
- 4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(8) 総合検討

受託人は、施設設計について総合的な検討を行うものとする。

(9) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-11 設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

(1) 砂防計画資料

- 1) 当該流域に関する砂防調査資料
- 2) 砂防施設配置計画検討資料
- 3) 既往施設の計画諸元
- 4) 土石流対策工予備設計資料

(2) 測量調査資料

- 1) 地形図（縮尺1/200～1/1,000）
- 2) 縦断面図（縮尺縦1/200、横1/1,000）
- 3) 横断面図（縮尺1/200）
- 4) 主要構造物横断面図（縮尺1/200）
- 5) 堆砂地等横断面図（縮尺1/200）

(3) 地形調査資料

- 1) 計画地点付近の地質調査資料
- 2) 計画地点付近のボーリング調査資料
- 3) 主要構造物横断面図
- 4) 基礎地盤の物性値調査資料

(4) その他資料

- 1) 自然環境調査資料
- 2) 社会環境調査資料

4-3-11 流木対策工予備設計

1. 業務目的

流木対策工の予備設計業務は、**設計図書**に基づく設計条件、地形図、地質資料、現地調査結果及び技術文献を**確認**し、施工性、経済性及び環境について技術的な検討を加え、流木対策工の基本諸元を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、1-1-12 **業務計画書**第2項に示す事項について、**業務計画書**を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、貸与資料を基に現地調査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、溪流付近の植生や倒木の状況、河床材料の粒径、地形、地質、周辺構造物、保全対象との位置関係及び周辺の土地利用等を**確認**し予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。

(3) 基本事項検討

受託人は、既存資料、現地踏査結果及び溪流の流木対策計画を基に、予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。

1) 地形・地質条件

受託人は、地形図、地質調査資料及び現地踏査結果を基に地形、地盤強度、断層・地すべり等の地形・地質条件の**確認**、整理を行う。

2) 設計条件

受託人は、流木対策計画の結果に基づいて、流木・土石流諸元、計画流木量、設計定数等の検討を行い、設計条件を整理する。

3) 工種・工法の検討

受託人は、地形・地質条件及び設計条件を基に山腹斜面崩壊や土石流の発生・流下に伴い発生する計画流木量を処理する工法（透過型・不透過型砂防堰堤、流木止め工）を検討するものとする。

4) 構造物の位置の検討

受託人は、地形・地質条件、設計条件、工種・工法の検討結果を基に構造物の位置を検討する。

5) 環境条件検討

環境の資料の検討・整理を行い、予備設計の基礎資料とする。

(4) 配置設計

受託人は、検討した基本事項に基づき、計画地点の地形、地質、施工性、経済性、維持管理の難易、環境並びに設置位置（独立に設置、本堰堤または副堰堤に設置）を考慮して、構造、材料、高さ等を変えた配置案を3案立案するものとする。

(5) 施設設計検討

受託人は、配置設計で立案した3案について設計計算を行い、施設設計を行うものとする。

1) 施設設計の範囲

流木対策工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合

は以下のとおりとする。

- ① 流木発生抑制施設
- ② 流木捕捉施設

2) 基本図面作成

受託人は、3案の配置設計に基づいて、一般構造図面を作成するものとする。

3) 数量算出

受託人は、基本図面より主要工種の概算数量の算出を行うものとする。

4) 景観検討

受託人は、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。

(6) 概算工事費

受託人は、比較案それぞれに対し、**1-2-11 設計業務の成果**の(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(7) 最適案の選定

受託人は、比較3案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、監督員と協議のうえ最適案を選定するものとする。

(8) 施工計画検討

受託人は、決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画書を作成するとともに、転流工の概略検討を行うものとする。

(9) 照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の**確認**を行い、その内容が適切であるか**確認**する。
- 2) 配置設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を**確認**する。
- 3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を**確認**する。
- 4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の**確認**をする。

(10) 総合検討

受託人は、設計計画及び配置設計等を踏まえ施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項について整理する。

(11) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、**1-2-11 設計業務の成果**に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

(1) 砂防計画資料

- 1) 当該流域に関する砂防調査資料
- 2) 砂防施設配置計画検討資料
- 3) 既往施設の計画諸元

(2) 測量調査資料

- 1) 地形図（縮尺1/500～1/1,000）

- 2) 縦断面図（縮尺縦1/100～1/200、横1/500～1/1,000）
- 3) 横断面図（縮尺1/100～1/200）
- (3) 地質調査資料
 - 1) 計画地点周辺の地質文献資料
 - 2) 施設計画地点付近のボーリング調査資料
- (4) その他資料
 - 1) 自然環境調査資料
 - 2) 社会環境調査資料

4-3-12 流木対策工詳細設計

1. 業務目的

流木対策工の詳細設計は、予備設計で検討された施設の基本諸元、**設計図書**に示す設計条件及び詳細設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等に基づき流木対策工の詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事費用の予定及び工事を実施するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、1-1-12 業務計画書第2項に示す事項について、**業務計画書**を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地の河床及び兩岸の地形、地質、隣接する構造物及び土地利用等を**確認**し詳細設計に必要な現地状況を把握し、合わせて工事用道路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。

(3) 基本事項決定

受託人は、流木対策工の計画条件を**確認**し、以下の検討を行ない、詳細設計に必要な基本事項の決定を行うものとする。

1) 地質条件

受託人は、地質調査資料及び現地踏査結果を基に、地形、地盤強度、断層、斜面崩壊地、地すべり等の地質条件の**確認**、整理を行うものとする。

2) 設計条件

受託人は、設計流量、流木・土石流諸元、発生流木諸元並びに設計定数の整理、計算を行い、設計条件を決定するものとする。

3) 環境条件

受託人は、環境の資料の**確認**、整理を行い、詳細設計の基礎資料とするものとする。

(4) 施設設計

受託人は、**設計図書**に示す設計条件及び決定した基本事項に基づき詳細設計を行うものとする。

1) 施設設計の範囲

流木対策工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

- ① 流木発生抑制施設
- ② 流木捕捉施設
- 2) 設計図の作成

受託人は、1) 施設設計の範囲において、詳細設計に必要な設計計算を行い、設計図を作成するものとする。
- 3) 付帯施設の設計

設計図書に基づき、付属施設の設計を行うものとする。
- 4) 景観検討

受注人は、自然と地域に馴染んだ景観設計を行うものとする。
- (5) 施工計画及び仮設構造物設計
 - 1) 施工計画

受託人は、施工方法、施工順序を考慮し、概略施工計画（掘削計画、現場内道路、コンクリート打設計画）を立案するものとする。

なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。
 - 2) 仮設構造物設計

受託人は、工事施工に必要な概略設計（河川切り回し計画、仮排水路の転流工）を行うものとする。
- (6) 数量計算

受託人は、**1-2-11 設計業務の成果**の（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。
- (7) 照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

 - 1) 基本事項決定時の実施方針、現地の状況、既存資料等の**確認**を行い、その内容が適切であるか**確認**する。
 - 2) 計画条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を**確認**する。
 - 3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法及び全体一般図について妥当性を**確認**する。
 - 4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の**確認**をする。
- (8) 総合検討

受託人は、施設設計について総合的な検討を行うものとする。
- (11) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、**1-2-11 設計業務の成果**に準じて**報告書**を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 砂防計画資料
 - 1) 当該流域に関する砂防調査資料
 - 2) 砂防施設配置計画検討資料
 - 3) 既往施設の計画諸元
 - 4) 流木対策工予備設計資料

- (2) 測量調査資料
 - 1) 地形図（縮尺1/200～1/1,000）
 - 2) 縦断図（縮尺縦1/200、横1/1,000）
 - 3) 横断図（縮尺1/200）
 - 4) 主要構造物横断図（縮尺1/200）
 - 5) 堆砂地等横断図（縮尺1/200）
- (3) 地質調査資料
 - 1) 計画地点付近の地質調査資料
 - 2) 計画地点付近のボーリング調査資料
 - 3) 主要構造物地質横断図
 - 4) 基礎地盤の物性値調査資料
- (4) その他資料
 - 1) 自然環境調査資料
 - 2) 社会環境調査資料

第5節 護岸工の設計

4-3-13 護岸工設計の区分

護岸工の区分は、次の区分により行うものとする。

- (1) 護岸工予備設計
- (2) 護岸工詳細設計

4-3-14 護岸工予備設計

1. 業務目的

護岸工の予備設計は、**設計図書**に基づく設計条件等を**確認**し、設計地点の地形、地質、隣接構造物の安全性、施工性、経済性、環境の観点から、最適な護岸工の形式を選定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、1-1-12 業務計画書第2項に示す事項について、**業務計画書**を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を**確認**し予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。

(3) 基本事項検討

受託人は、護岸工の計画条件を**確認**し、計画対象流量、計画縦断勾配、工種工法、構造物の位置等の計画条件の**確認**、並びに地形地質条件、環境条件を検討し、予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。

(4) 配置設計

受託人は、検討した基本事項に基づき、形式、規模、構造を考慮して、配置案を3案立案するものとする。

(5) 施設設計検討

1) 施設設計の範囲

護岸工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

- ① 本體工
- ② 基礎工
- ③ 根固工
- ④ 付屬施設

2) 施設設計

受託人は、配置設計で立案した3案の各案について設計計算を行い、標準構造図面を作成し、主要工種の概算数量の算出を行うものとする。また、自然と地域に馴染んだ施設の景観検討を行うものとする。

(6) 概算工事費

受託人は、比較案それぞれに対し、**1-2-11 設計業務の成果**の(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(7) 最適案の選定

受託人は、比較3案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、監督員と協議のうえ最適案を選定するものとする。

(8) 施工計画検討

受託人は、決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画書を作成するとともに、転流工の概略検討を行うものとする。

(9) 照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の**確認**を行い、その内容が適切であるか**確認**する。
- 2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を**確認**する。
- 3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を**確認**する。
- 4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の**確認**をする。

(10) 総合検討

受託人は、設計計画及び配置設計等を踏まえ、施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項を整理するものとする。

(11) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、**1-2-11 設計業務の成果**に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

(1) 砂防計画資料

- 1) 当該流域に関する砂防調査資料
- 2) 砂防施設配置計画検討資料
- 3) 既往施設の計画諸元

(2) 測量調査資料

- 1) 地形図（縮尺1/50～1/1,000）
- 2) 縦断面図（縮尺縦1/100～1/200、横1/500～1/1,000）
- 3) 横断面図（縮尺1/200）
- (3) 地質調査資料
 - 1) 計画地点周辺の地質文献資料
 - 2) 施設計画地点付近のボーリング調査資料
- (4) その他資料
 - 1) 自然環境調査資料
 - 2) 社会環境調査資料

4-3-15 護岸工詳細設計

1. 業務目的

護岸工の詳細設計業務は、予備設計で検討された形状・形式、**設計図書**に基づく設計条件及び詳細設計に必要な地盤条件を**確認**し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、1-1-12 業務計画書第2項に示す事項について、**業務計画書**を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、貸与資料を基に現地調査を行い、計画予定地周辺の溪流の、状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を**確認**し詳細設計に必要な現地状況を把握するものとする。

(3) 基本事項決定

受託人は、予備設計での貸与資料と**設計図書**に基づき、計画諸元、配置設計、構造諸元、地質条件、環境条件の基本事項を決定するものとする。

(4) 施設設計

1) 施設設計の範囲

護岸工の施設設計の範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

- ① 本體工
- ② 基礎工
- ③ 根固工
- ④ 附属施設

2) 設計図の作成

受託人は、1) 施設設計の範囲において、それらの詳細に必要な設計計算を行い、設計図を作成するものとする。なお、自然と地域に馴染んだ施設の景観設計を行うものとする。

(5) 施工計画及び仮設構造物設計

1) 施工計画

受託人は、施工方法、施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路の概略施工計画を作成するものとする。

2) 仮設構造物設計

受託人は、工事施工に必要な河川切り回し計画、仮排水路の転流工の概略設計を行うものとする。

(6) 数量計算

受託人は、1-2-11 設計業務の成果の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項決定時の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 計画条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- 3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法及び全体一般図について妥当性を確認する。
- 4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(8) 総合検討

受託人は、施設計画について総合的な検討を行うものとする。

(9) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-11 設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 予備設計報告書
- (2) 設計地点の関連諸元
- (3) 設計地点の測量図
 - 1) 地形図（縮尺1/200～1/1,000）
 - 2) 縦断面図（縮尺縦1/200、横1/1,000）
 - 3) 横断面図（縮尺1/200）

第6節 山腹工の設計

4-3-16 山腹工設計の区分

山腹工の設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

4-3-17 山腹工予備設計

1. 業務目的

山腹工の予備設計業務は、設計図書に基づく設計条件、地形図、地質調査資料、現地調査結果及び技術文献等を確認し、計画地点の立地条件、施工性、経済性及び環境について技術的な検討を加え、最適な山腹工の基本諸元を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、1-1-12 **業務計画書**第2項に示す事項について、**業務計画書**を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、貸与資料を基に現地調査を行い、計画予定地周辺の山腹、河川の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を**確認**し予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、受託人は、その理由を明らかにし、調査内容について監督員に**報告**し、**指示**を受けるものとする。

(3) 基本事項検討

受託人は、既存資料及び現地踏査の結果に基づき、設計条件、工種工法、構造物の位置、地形地質条件、環境条件についての基本事項を検討するものとする。

(4) 配置設計

受託人は、検討した基本事項に基づき、対象地域の地形、地質、施工性、経済性、維持管理の難易、環境を考慮して、山腹工の配置案を3案立案するものとする。

(5) 施設設計検討

受託人は、配置計画で立案された3案について、必要に応じて斜面安定計算、設計計算を行い、山腹工の予備設計を行うものとする。

1) 施設設計の範囲

山腹工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

① 山腹基礎工

② 山腹緑化工

2) 基本図面の作成

3案の配置設計に基づいて、平面図、縦断図、横断図及び山腹工の標準構造図を作成するものとする。

3) 景観検討

受託人は、自然と地域に馴染んだ施設の景観検討を行うものとする。

(6) 概算工事費

受託人は、比較案それぞれに対し、1-2-11 **設計業務の成果**の(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(7) 最適案の選定

受託人は、比較3案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、監督員と**協議**のうえ最適案を選定するものとする。

(8) 施工計画検討

受託人は、決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画書を立案するものとする。

(9) 照査

受託人は、1-1-8 **照査技術者及び照査の実施**に基づくほか、下記に示す事項を

標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の**確認**を行い、その内容が適切であるか**確認**する。
- 2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を**確認**する。
- 3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を**確認**する。
- 4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の**確認**をする。

(10) 総合検討

受託人は、設計計画及び配置設計等を踏まえ施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項を整理するものとする。

(11) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、**1-2-11 設計業務の成果**に準じて**報告書**を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

(1) 測量調査資料

- 1) 地形図（縮尺1/500～1/1,000）
- 2) 縦断面図（縮尺縦1/100～1/200、横1/500～1/1,000）
- 3) 横断面図（縮尺1/100～1/200）
- 4) 空中写真

(2) 地質調査資料

- 1) 計画地点周辺の地質文献資料
- 2) 施設計画地点付近のボーリング調査資料

(3) その他資料

- 1) 自然環境調査資料
- 2) 社会環境調査資料
- 3) 業務に関連する既往調査報告書

4-3-18 山腹工詳細設計

1. 業務目的

山腹工の詳細設計業務は、予備設計で検討された山腹工の基本諸元により、**設計図書**に基づく設計条件を**確認**するとともに、工事に必要な詳細構造の設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について、**業務計画書**を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の山腹、河川の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を**確認**し詳細設計に必要な現地状況を把握し、合わせて資材運搬、施工ヤード等の施工の観点から

現地状況を把握し、整理するものとする。

(3) 基本事項決定

受託人は、予備設計での貸与資料と**設計図書**に示された事項に基づき、設計条件、配置設計、構造諸元、地形地質条件、環境条件の基本事項を決定するものとする。

(4) 施設設計

1) 施設設計の範囲

施設設計の範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

① 山腹基礎工

② 山腹緑化工

2) 設計図の作成

1) 施設設計の範囲において、詳細設計に必要な設計計算及び必要に応じて斜面安定計算を行い、設計図を作成するものとする。

なお、自然と地域に馴染んだ施設の景観設計を行うものとする。

(5) 施工計画及び仮設構造物設計

1) 施工計画

受託人は、施工方法、施工順序等を考慮し、概略施工計画を立案するものとする。

2) 仮設構造物設計

受託人は、**設計図書**に基づき工事施工に必要な概略設計を行うものとする。

(6) 数量計算

受託人は、**1-2-11 設計業務の成果**の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本事項決定時の実施方針、現地の状況、既存資料等の**確認**を行い、その内容が適切であるか**確認**する。

2) 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を**確認**する。

3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法及び全体一般図について妥当性を**確認**する。

4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の**確認**をする。

(8) 総合検討

受託人は、施設計画について総合的な検討を行うものとする。

(9) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、**1-2-11 設計業務の成果**に準じて**報告書**を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

(1) 測量調査資料

1) 地形図（縮尺1/500～1/1,000）

- 2) 縦断面図（縮尺縦1/100～1/200、横1/500～1/1,000）
- 3) 横断面図（縮尺1/100～1/200）
- (2) 地質調査資料
 - 1) 計画地点周辺の地質文献資料
 - 2) 施設計画地点付近のボーリング調査資料
- (3) その他資料
 - 1) 自然環境調査資料
 - 2) 社会環境調査資料
 - 3) 業務に関連する既往調査報告書

第7節 成果品

4-3-19 成果品

受託人は、以下に示す成果品を作成し、1-1-17 成果品の提出に従い、2部納品するものとする。

- (1) 砂防堰堤及び床固工の設計

- 1) 砂防堰堤及び床固工予備設計の成果品

表 4-3-1 成果品一覧表

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果取りまとめ		
基本事項検討	(1) 地質条件検討 (2) 設計条件検討 (3) 環境条件検討		
配置設計	(1) 砂防堰堤・床固工形式の選定 (2) 比較案作成		
施設設計検討	(1) 本体工設計、設計計算、 一般構造図面、概算数量 (2) 基礎工検討 (3) 景観検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	比較案評価、最適案選定		
施工計画検討	(1) 施工計画検討 (2) 転流工概略検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項		
報告書作成	報告書		
予備設計図	位置図	1:2500～1:50,000	
	平面図	1:500～1:1,000	
	縦断面図	H=1:200～1:1,000 V=1:100～1:200	
	構造図	1:100～1:500	

2) 砂防堰堤及び床固工詳細設計の成果品

表 4-3-2 成果品一覧

設計項目	成果品	縮 尺	摘 要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果取りまとめ		
基本事項決定	(1) 地質条件 (2) 設計条件 (3) 環境条件		
施設設計検討	(1) 設計計算書 (2) 付属構造物の検討 (3) 基礎工の検討 (1) 本体工設計、設計計算、 設計図面作成 (2) 基礎工設計 (3) 景観設計		
施工計画及び仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
数量計算	数量計算書		
踏査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図	(1) 全体図 ・位置図 ・平面図 ・縦断図 ・堆砂地横断図	1:2,500~1:50,000 1:500~1:1,000 H=1:200~1:1,000 V=100~1:200 1:100~1:200	
	(2) 構造図 ・構造図 ・付属構造物詳細図 ・横断図 ・掘削横断図 ・基礎工一般図	1:50~1:100 1:20~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200	
	(3) 施工計画検討図 ・水替工法図 ・打設順序図 ・仮設工概略図	1:100~1:1,000 1:100~1:1,000 1:50~1:200	

(2) 溪流保全工の設計

1) 溪流保全工予備設計の成果品

表 4-3-3 成果品一覧表

設計項目	成果品	縮 尺	摘 要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果取りまとめ		
基本事項決定	(1) 計画対象流量の検討 (2) 平面形の検討 (3) 縦断勾配の検討 (4) 地形地質条件 (5) 環境条件		
配置設計	(1) 法線計画 (2) 床固工・帯工の配置 (3) 縦断計画 (4) 比較案作成		
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 施設構造、基本図面作成 (3) 景観検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	比較案評価、最適案選定		
施工計画検討	施工法の検討 (1) 施工計画検討 (2) 転流工検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項		
報告書作成	報告書		
予備設計図面	(1) 位置図	1:2,500～1:50,000	
	(2) 平面図	1:500～1:1,000	
	(3) 縦断図	V=1:100～1:200 H=1:200～1:1,000	
	(4) 横断図	1:100～1:400	
	(5) 標準構造図 ・溪流保全工断面図 ・床固工構造図 ・帯工構造図 ・護岸工構造図	1:50～1:200	

2) 溪流保全工詳細設計の成果品

表 4-3-4 成果品一覧表

設計項目	成果品	縮 尺	摘 要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果取りまとめ		
基本事項決定	(1) 設計諸元 (2) 計画断面 (3) 床固工、帯工の基本構造 (4) 地形地質条件・環境条件		
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 設計図作成 (3) 護岸工付帯構造物設計 (3) 景観設計		
施工計画及び仮設 構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
数量計算書	数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図面	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2) 平面図	1:500~1:1,000	
	(3) 縦断図	H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200	
	(4) 横断図	1:100~1:200	
	(5) 構造図	1:50~1:100	

(3) 土石流対策及び流木対策の設計

1) 土石流対策工予備設計の成果品

表 4-3-5 成果品一覧表

設計項目	成果品	縮 尺	摘 要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果取りまとめ		
基本事項検討	(1) 地形・地質条件 (2) 設計条件 (3) 工種・工法の検討 (4) 構造物の位置の検討 (5) 環境条件		
配置設計	(1) 構造・材料・高さの検討 (2) 配置案の検討		
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 基本図面作成 (3) 数量算出 (4) 景観検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	比較案評価、最適案選定		
施工計画検討	(1) 施工計画の検討 (2) 転流工の概略検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査項目		
報告書作成	報告書		
予備設計図面	(1) 全体平面図	1:500～1:1,000	
	(2) 全体縦断図	H=1:200～1:1,000 V=1:100～1:200	
	(4) 標準構造図	1:50～1:200	

2) 土石流対策工詳細設計の成果品

表 4-3-6 成果品一覧表

設計項目	成果品	縮 尺	摘 要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果取りまとめ		
基本事項決定	(1) 地質条件 (2) 設計条件 (3) 環境条件		
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 設計図作成 (3) 付属施設の設計 (4) 景観検討		
施工計画概要書	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
数量計算書	数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図面	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2) 平面図	1:500~1:1,000	
	(3) 縦断図	H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200	
	(4) 横断図	1:100~1:200	
	(5) 構造図	1:50~1:100	
	(6) 施工計画図	1:100~1:1,000	

3) 流木対策工予備設計の成果品

表 4-3-7 成果品一覧表

設計項目	成果品	縮 尺	摘 要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果取りまとめ		
基本事項検討	(1) 地形・地質条件 (2) 設計条件 (3) 工種・工法の検討 (4) 構造物の位置の検討 (5) 環境条件		
配置設計	(1) 構造・材料・高さの検討 (2) 配置案の検討		
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 基本図作成 (3) 数量算出 (4) 景観検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	比較案評価、最適案選定		
施工計画検討	(1) 施工計画の検討 (2) 転流工の概略検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査項目		
報告書作成	報告書		
予備設計図面	(1) 全体平面図	1:500～1:1,000	
	(2) 全体縦断図	H=1:500～1:1,000 V=1:100～1:200	
	(3) 標準構造図	1:50～1:200	

4) 流木対策工詳細設計の成果品

表 4-3-8 成果品一覧表

設計項目	成果品	縮 尺	摘 要
報告書	現地写真、ルートマップ 結果取りまとめ		
基本事項検討	(1) 基本事項の検討 (2) 施設構造の検討		
施設設計検討	(1) 付属構造物の検討 (2) 基礎工の検討 (3) 施工の検討 (4) 各施設の安定検討		
施工計画概要書	(1) 施工法の検討 (2) 仮設計画の検討		
数量計算書	数量計算書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
基本図面	(1) 位置図	1:2,500～1:50,000	
	(2) 平面図	1:500～1:1,000	
	(3) 縦断図	H=1:200～1:1,000 V=1:100～1:200	
	(4) 横断図	1:100～1:200	
	(5) 構造図	1:50～1:100	
	(6) 施工計画図	1:100～1:1,000	

(4) 護岸工の設計

1) 護岸工予備設計の成果品

表 4-3-9 成果品一覧表

設計項目	成果品	縮 尺	摘 要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果取りまとめ		
基本事項決定	(1) 設計条件の検討 (2) 地形・地質条件 (3) 環境条件		
配置設計	(1) 形式・規模・構造の検討 (2) 配置案作成		
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 標準構造図作成 (3) 概算数量算出 (4) 景観検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	比較案の評価、最適案選定		
施工計画検討	(1) 施工計画の検討 (2) 転流工の概略検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査項目		
報告書作成	報告書		
基本図面	(1) 全体位置図	1:2,500～1:5,000	
	(2) 計画一般図 ・平面、縦断、横断 ・主要構造図 ・施工計画図	1:200～1:1,000	

2) 護岸工詳細設計の成果品

表 4-3-10 成果品一覧表

設計項目	成果品	縮 尺	摘 要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果取りまとめ		
基本事項決定	(1) 計画諸元 (2) 配置設計・構造諸元 (3) 地質条件 (4) 環境条件		
施設設計	(1) 設計計算 (2) 仮設構造物設計		
施工計画及び 仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
数量計算	数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図面	(1) 位置図	1:2,500～1:50,000	
	(2) 平面図	1:500～1:1,000	
	(3) 縦断図	H=1:200～1:1,000 V=1:100～1:200	
	(4) 横断図	1:100～1:200	
	(5) 構造図	1:50～1:200	
	(6) 付属物詳細図	1:20～1:200	
	(7) 仮設工詳細図	1:50～1:200	

(5) 山腹工の設計

1) 山腹工予備設計の成果品

表 4-3-11 成果品一覧表

設計項目	成果品	縮 尺	摘 要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果取りまとめ		
基本事項検討	(1) 設計条件の検討 (2) 工種・工法の検討 (3) 構造物の位置 (4) 地形・地質条件 (5) 環境条件		
配置設計	配置案の作成		
施設設計検討	(1) 斜面安定計算、設計計算 (2) 基本図面 (3) 景観検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	比較案の評価、最適案選定		
施工計画検討	施工計画		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査項目		
予備設計図面	(1) 全体位置図 (2) 計画一般図 ・平面、縦断、横断 ・主要構造図 ・施工計画図	1:2,500～1:5,000 1:200～1:500	

2) 山腹工詳細設計の成果品

表 4-3-12 成果品一覧表

設計項目	成果品	縮 尺	摘 要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果取りまとめ		
基本事項決定	(1) 設計条件の検討 (2) 配置設計・構造諸元 (3) 地形・地質条件 (4) 環境条件		
施設設計	(1) 設計計算 (2) 設計図作成 (3) 景観設計		
施工計画及び 仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
数量計算	数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図面	(1) 位置図	1:2,500～1:50,000	
	(2) 平面図	1:500～1:1,000	
	(3) 縦断図	1:100～1:500	
	(4) 横断図	1:10～1:500	
	(5) 構造図	1:50～1:100	
	(6) 付属物詳細図	1:20～1:200	
	(7) 仮設工詳細図	1:50～1:200	

第4章 地すべり対策調査・計画・設計

第1節 地すべり対策調査・計画・設計

4-4-1 地すべり対策調査・計画・設計の種類

地すべり対策調査・計画・設計の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 地すべり調査
- (2) 地すべり対策計画
- (3) 地すべり防止施設設計

第2節 地すべり調査

4-4-2 地すべり調査の区分

地すべり調査は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 地すべり予備調査
- (2) 地すべり概査
- (3) 地すべり機構解析

4-4-3 地すべり予備調査

1. 業務目的

本業務は、地すべり地、地すべり地域について、精査における地すべり機構と対策計画のために必要な地形・地質等の資料を整備し、地すべり地の予察を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 資料収集整理

受託人は、地すべり地あるいは地すべり（周辺）地域について、地形図、地質図、その他地形・地質に関する資料、空中写真、気象に関する資料、過去の災害記録、近傍で発生した地すべりの履歴、復旧工法に関する既存の調査資料、地すべり地周辺の自然・社会環境等に関する資料、文献等を収集し、必要な事項を取りまとめるものとする。

(3) 地形判読及び地すべり地の予察

受託人は、空中写真や地形図を用いて、地すべり地について、地すべりの特徴を示す徴地形、地すべりブロックの範囲・形状、運動方向、移動ブロックの区分、地すべりの型、分類等を判読する。また、地質構造上の特性等について判読するものとする。

さらに広域を対象として地すべり地の予察を行う場合には、対象地域における地すべり地の地形的な特徴を事例・文献より整理、推定したうえで、地すべり地形の特徴に着目して地すべり地の判読を行うほか、予察に必要な地質、地質構造を反映していると考えられる地形、その他の徴地形要素・特徴について判読を行うものとする。

(4) 概査、精査必要斜面の検討

受託人は、予察の成果に基づいて、概査、精査の必要な斜面を検討するものとする。

(5) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受託人は、設計業務の成果として、1-2-10 調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が受託人に貸与する資料は、下記を標準とする。

(1) 空中写真

(2) 地形図（縮尺1/500～1/5,000）

(3) 業務の関連する既往調査報告書

4-4-4 地すべり概査

1. 業務目的

本業務は、地すべりの発生・運動機構、地すべりの滑動の素因・誘因を推定し、また、被害、滑動の危険性を予測して、精査計画を立案することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、1-1-12 業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 資料収集整理

受託人は、地すべり地あるいは地すべり（周辺）地域について、地形図、地質図、その他地形・地質に関する資料、空中写真、気象に関する資料、過去の災害記録、近傍で発生した地すべりの履歴、復旧工法に関する既存の調査資料、地すべり地周辺の自然・社会環境等に関する資料、文献等を収集し、必要な事項を取りまとめるものとする。

(3) 現地調査

受託人は、地すべり地について現地調査を行い、地すべりの発生機構、運動機構に係る事項を観察するものとする。

また、観察の結果に基づいて、地すべりの規模・範囲、運動形態（運動方向、ブロック区分）、発生原因、地質性状・地質構造等の推察、地下水の分布の把握、今後の運動予測等を行うものとする。

(4) 既存調査結果の解析

受託人は、精密な地質図等の資料に基づいて、地すべり地及びその周辺地域の地質と地質構造について検討するものとする。また、既存の計測調査の結果等がある場合には、それに基づいて、地すべり地の運動速度、方向等の概略を検討するものとする。

(5) 応急対策の検討

受託人は、地すべりの機構の推定、活動性の予測に基づいて、必要な場合に

は、概略の応急対策の検討を行うものとする。

(6) 精査計画の立案

1) 調査測線の設定

受託人は、現地調査に基づき、地すべり地を一つ以上の運動ブロックに分割し、各運動ブロックごとに地すべりのすべり面が**確認**でき、対策の基本検討を行うのに適した位置、方向に調査測線を設定する。副測線は、補助的に調査する必要がある場合に設定するものとする。

2) 精査計画の立案

受託人は、現地調査の結果に基づき、必要な調査項目について精査計画を立案するものとする。

(7) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-10 調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 地すべり予備調査報告書
- (2) 地すべり予備調査で収集した資料
- (3) 地形図（縮尺 1/500～1/2,000）
- (4) 地盤状況調査のデータ

4-4-5 地すべり機構解析

1. 業務目的

本業務は、精査結果の解析に基づいて地すべりの機構を解明し、対策計画の立案、防止施設の設計を行うための資料を得ることを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、1-1-12 業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 資料収集整理

受託人は、地すべり地あるいは地すべり（周辺）地域について、地形図、地質図、その他地形・地質に関する資料、空中写真、気象に関する資料、過去の災害記録、近傍で発生した地すべりの履歴、復旧工法に関する既存の調査資料、地すべり地周辺の自然・社会環境等に関する資料、文献等を収集し、必要な事項を取りまとめるものとする。

(3) 地質精査結果の解析

受託人は、地質精査の結果に基づいて、地質、地下構造を解析し、また、すべり面の有無、深度、形状を検討するものとする。

また、地質精査の種類に応じて、観察、解析の結果を柱状図、地質展開図、断面図等の図表に取りまとめるものとする。

(4) 地下水調査結果の解析

受託人は、地下水調査結果に基づいて、地下水の分布、地下水の流動層、地下水の流下・供給経路、流下速度、性質、間隙水圧、地下水位の状況を解析するものとする。

(5) 移動量調査結果の解析

受託人は、移動量調査の結果に基づいて、地すべり変動がある場合には、地すべりの運動方向、運動量、運動速度、運動範囲、気象因子と運動との関係を解析するものとする。

(6) すべり面調査結果の解析

受託人は、すべり面調査の結果に基づいて、すべり面の深度、変位量の変化と気象因子の関係を解析するものとする。

(7) 土質調査結果の解析

受託人は、土質調査の結果に基づいて、すべり面の強度、地盤の強度を解析するものとする。

(8) 現地精査

受託人は、概査における現地調査の結果を基に、斜面の工法検討、機構解析のため、更に詳細な現地精査を行うものとする。

(9) 機構解析

1) ブロック区分

受託人は、予備調査、概査、精査の結果に基づき、地すべり地の運動ブロックの区分を行うものとする。

2) 素因・誘因の検討

受託人は、予備調査、概査、精査の結果に基づき、地すべりの滑動発生の原因を素因、誘因に分けて検討するものとする。

3) 発生・運動機構の総合検討

受託人は、予備調査、概査、精査の結果に基づいて、地すべり地の移動状況、地下水の状況、すべり面の形状・位置、移動範囲、移動土量、地すべり滑動の影響等の発生・運動機構及び対策計画について総合的に検討するものとする。

4) 解析図の作成

受託人は、予備調査、概査、精査の結果に基づいて、地すべり地の平面図、断面図を作成する。また、必要に応じて副測線や横断測線についても断面図を作成するものとする。

(10) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づき照査を実施するものとする。

(11) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-10 調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

(1) 地すべり予備調査報告書

(2) 地すべり概査報告書

- (3) 地すべり精査報告書、データ、サンプル
- (4) 空中写真
- (5) 地形図（縮尺 1/100～1/1,000）

第3節 地すべり対策計画

4-4-6 地すべり対策計画

1. 業務目的

本業務は、地すべり調査の結果に基づいて、地すべり地の安定度の検討を行い地すべり滑動を防止し、あるいは、地すべり滑動による被害を軽減するための対策計画の立案を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、1-1-12 業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 資料収集整理

受託人は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する**報告書**の収集および整理取りまとめを行うものとする。

なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、**設計図書**に示す他機関より収集するものとする。

(3) 安定解析

1) 現状の安定度の決定

受託人は、機構解析の成果に基づいて、地すべりブロックの現状の安定度を決定するものとする。

2) 安定計算

受託人は、機構解析の成果に基づき、安定解析に使用する地すべり土塊の単位体積重量、安定計算式、すべり面の土質強度定数、残留間隙水圧の分布、現状の地下水位について検討し、決定するものとする。

また、すべり面について安定計算を行い、地すべりの諸元を算出するものとする。

(4) 対策計画

1) 基本方針の検討

受注人は、対象とする地すべり地について、直接的、間接的の両者の被害を検討し、その結果に基づいて緊急性、対策の必要性等、対策結果の基本方針を検討するものとする。

また、地域計画における地すべり地の位置付けを検討するものとし、景観及び環境の保全に対する基本方針を検討するものとする。

2) 警戒・避難計画検討

受託人は、地すべり滑動に対する監視計画、警戒避難の体制を検討するものとする。

3) 対策計画の検討

受託人は、防止施設により安全性を確保しようとする場合には、目標とする計画安全率、概略の採用し得る複数の工法、配置計画、事業規模、施工順

位を検討するものとする。また、土地利用等を十分考慮し、人家・公共建物の移転、道路・河川の付替等について検討するものとする。

(5) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-10 調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

(1) 地すべり予備調査報告書

(2) 地すべり概査報告書

(3) 地すべり精査報告書

(4) 地すべり機構解析報告書

(5) 地形図（縮尺 1/100～1/1,000）

(6) 断面図（縮尺 1/100～1/1,000）

第4節 地すべり防止施設設計

4-4-7 地すべり防止施設設計の区分

地すべり防止設計は以下の区分により行うものとする。

(1) 地すべり防止施設予備設計

(2) 地すべり防止施設詳細設計

4-4-8 地すべり防止施設予備設計

1. 業務目的

本業務は、機構解析、地すべり対策計画に基づいて、地すべり防止施設の概略の設計を行い、最適な地すべり防止施設を選定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、1-1-12 業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、貸与資料を基に現地踏査を行い、地すべり防止施設の配置計画点の地形・地質（露頭）、周辺構造物、土地利用状況等を把握し、また、工事用道路、施工ヤード等の検討、防止施設の設計に必要な現地の状況を把握するものとする。

(3) 基本事項の検討

受託人は、現地踏査の結果に基づき地すべり防止施設の工種・構造、位置を決定し予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。

(4) 配置設計

受託人は、地すべり地の地形・地質、地すべり発生機構、規模、運動形態、運動速度等を考慮し、抑制工と抑止工の適切な組み合わせ3案程度の配置案を

検討するものとする。

(5) 施設設計検討

1) 主要構造物の概略設計

受託人は、配置設計で立案された工法について、主要な構造物についてはその機能、規模に応じた地すべりの安定度の変化を計算し、必要とする安定度の変化に対応する応力計算を行い、施設の規模、形状、基本寸法、使用材料等を決定するものとする。

2) 景観検討

受託人は、自然及び地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。

(6) 概算工事費

受託人は、配置設計で立案された3案に対して、概算数量を基に概算工事費を算定するものとする。

(7) 最適案の選定

受託人は、比較3案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について問題点を記述し各比較案の評価を行い、監督員と協議のうえ最適案を選定するものとする。

(8) 施工計画検討

受注人は、決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を作成するとともに、仮設工や資材搬入方法の概略検討を行うものとする。

(9) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- 3) 基本事項に基づき、最終案を選定した結果についての妥当性を確認する。
- 4) 全ての成果品について、正確性、適切性、整合性の確認をする。

(10) 総合検討

受託人は、設計計画及び配置設計等を踏まえ施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項を整理するものとする。

(11) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-11 設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 地すべり予備調査報告書
- (2) 地すべり概査報告書
- (3) 地すべり精査報告書
- (4) 地すべり機構解析報告書
- (5) 地すべり対策計画報告書
- (6) 設計地点の平面図、断面図（縮尺1/100～1/1,000）

4-4-9 地すべり防止施設詳細設計

1. 業務目的

本業務は、地すべり防止施設の予備設計の成果に基づいて、工事に必要な詳細な地すべり防止施設設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、1-1-12 **業務計画書**第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、予備設計で定めた設計内容および施工計画の条件を現地で**確認**するものとし、測量図等を基に、測量内容と範囲を現地で**確認**するものとする。

また、地質状況について、資料及び予備設計で用いた地盤条件と照合し、詳細設計に必要な事項を**確認**するものとする。

(3) 基本事項の決定

受託人は、予備設計等の資料及び**設計図書**に基づき、予備設計の内容で採用できる事項と詳細設計で決定する事項を整理し、必要な基本事項を決定するものとする。

(4) 施設設計

1) 詳細設計

受託人は、予備設計で検討された規模、形状、基本寸法等に基づき、施工に必要な設計を行うものとする。

2) 付属施設の設計

受託人は、**設計図書**に基づき、付属施設の設計を行うものとする。

3) 設計計算

受託人は、詳細設計に必要な安定計算及び応力計算を行うものとする。

4) 景観設計

受託人は、予備設計で検討した内容に沿って使用する素材についての美観性、耐候性、施工性、経済性等及び自然と地域に馴染んだ施設の設計を行うものとする。

(5) 数量計算

受託人は、1-2-11 **設計業務の成果**の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(6) 施工計画及び仮設構造物設計

受託人は、施設の施工方法、施工順序等を考慮し、施工計画書を作成するとともに、必要に応じて仮設構造物設計を行うものとする。

(7) 照査

受託人は、1-1-8 **照査技術者及び照査の実施**に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の**確認**を行い、その内容が適切であるか**確認**する。

2) 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運

用と手順を**確認**する。

3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手段及び全体一般図についての妥当性を**確認**する。

4) 全ての成果品について、正確性、適切性、整合性の**確認**をする。

(8) 施工計画検討

受託人は、決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を作成するとともに、仮設工や資材搬入方法の概略検討を行うものとする。

(9) 総合検討

受託人は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。

(10) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-11 設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

(1) 地すべり対策工予備調査報告書

(2) 設計地点の測量図面

- ・平面図（縮尺 1/100～1/1,000）
- ・横断図（縮尺 1/100～1/1,000）
- ・縦断図（縮尺 1/100～1/1,000）

(3) 予備設計で提案された地質調査、試験等の結果、資料

第5節 成果品

4-4-10 成果品

受託人は、以下に示す成果品を作成し、1-1-17 成果品の提出に従い、2部納品するものとする。

(1) 地すべり予備調査

表 4-4-1 成果品一覧表

設 計 項 目	成 果 品	縮 尺	摘 要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
地形判読及び地すべり地の予察	写真判読の成果・図面	1:500～1:5,000	
概査、製鎖必要斜面の検討	同左		
照査	照査報告書		
総合検討	今後の課題と留意事項		
報告書作成	報告書		

(2) 地すべり概査

表 4-4-2 成果品一覧

設 計 項 目	成 果 品	縮 尺	摘 要
資料収集整理	収集資料の取りまとめ成果		
現地調査	現地調査写真	1:500~1:2,000	
既存調査結果の解析	既存調査結果の解析の成果図	1:500~1:2,000	
応急対策の検討	同左		
精査計画の立案	精査計画平面図	1:500~1:2,000	
照査	照査報告書		
総合検討	今後の課題と留意事項		
報告書作成	報告書		

(3) 地すべり機構解析

表 4-4-3 成果品一覧

設 計 項 目	成 果 品	縮 尺	摘 要
資料収集整理	収集資料の取りまとめ成果		
地質調査結果の解析	同左		
地下水調査結果の解析	同左		
移動量調査結果の解析	同左		
すべり面調査結果の解析	同左		
土質調査結果の解析	同左		
現地精査	同左		
機構解析	地すべり地の平面図、断面図	1:100~1:1,000	
照査	照査報告書		
総合検討	今後の課題と留意事項		
報告書作成	報告書		

(4) 地すべり対策計画

表 4-4-4 成果品一覧

設 計 項 目	成 果 品	縮 尺	摘 要
資料収集整理	収集資料の取りまとめ成果		
安定解析	安定計算結果		
対策計画	地すべり防止施設の配置平面図、断面図	1:100~1:1,000	
照査	照査報告書		
総合検討	今後の課題と留意事項		
報告書作成	報告書		

(5) 地すべり防止施設予備設計

表 4-4-5 成果品一覧

設計項目	成果品	縮 尺	摘 要
現地踏査	現地踏査の取りまとめ成果		
基本事項の検討	基本事項の検討		
配置設計	配置案（3案）		
施設設計検討	（1）施設の規模、形状 （2）景観検討		
概算工事費	同左		
最適案の選定	同左		
施工計画検討	同左		
照査	照査報告書		
総合検討	今後の課題と留意事項		
報告書作成	報告書		
基本図面	（1）位置図 （2）平面図 （3）標準断面図 （4）主要構造図	1:2,500 ~ 1:50,000 1:100~1:1,000 1:100~1:1,000 1:10~1:100	

第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計

第1節 急傾斜地対策調査・計画・設計

4-5-1 急傾斜地対策調査・計画・設計の種類

急傾斜地対策調査・計画・設計の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 急傾斜地調査
- (2) 急傾斜地崩壊対策計画
- (3) 急傾斜地崩壊防止施設設計

第2節 急傾斜地調査

4-5-2 急傾斜地調査の区分

急傾斜地調査は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 概査
- (3) 機構解析

4-5-3 急傾斜地予備調査

1. 業務目的

本業務は、急傾斜地崩壊及び危険区域の斜面について、精査における崩壊機構と対策計画のために必要な資料を整備し、急傾斜地崩壊の危険斜面の予察を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、1-1-12 **業務計画書**第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 資料収集整理

受託人は、急傾斜地崩壊（危険）斜面について、地形図、地質図、その他地形図・地質に関する資料、空中写真、気象に関する資料、過去の災害記録、近傍で発生した崩壊の事例とその履歴、復旧工法に関する資料、既存の調査資料を収集するものとする。また、斜面周辺の自然・社会環境等に関する資料収集では、法指定状況・植生・動物・土地利用計画・開発状況・文化財・地域防災計画等の項目について資料を収集するものとする。

(3) 写真判読

受託人は、発注者より貸与される空中写真を用いて、急傾斜地崩壊（危険）斜面について、崩壊の徴候を示す微地形、その範囲・形状、移動方向、周辺における旧崩壊地形とその形態、位置を判読するものとする。

また、**設計図書**に基づき、急傾斜地崩壊危険斜面の予察を行うものとする。予察では、**設計図書**に示す対象地域における急傾斜地の地形的な特徴を事例・文献より整理、推定したうえで、急傾斜地の地形の特徴に着目して急傾斜地の判読を行うほか、予察に必要な地質、地質構造を反映していると考えられる地形、その他の徴地形要素・特徴について判読を行うものとする。

(4) 概査、精査必要斜面の検討

受託人は、予察の成果に基づいて、概査、精査の必要な斜面を検討するものとする。

(5) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受託人は、設計業務の成果として、1-2-10 調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が受託人に貸与する資料は、下記を標準とする。

(1) 空中写真

(2) 地形図（縮尺1/500～1/5,000）

(3) 業務に関連する既往調査報告書

4-5-4 急傾斜地概査

1. 業務目的

本業務は、崩壊の危険性の検討、崩壊の形態の予測、崩壊の素因の推定等を行い、精査計画を立案することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、1-1-12 業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 資料収集整理

受託人は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する**報告書**の収集及び整理取りまとめを行うものとする。

なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、**設計図書**に示す他機関より収集するものとする。

(3) 現地調査

1) 地形調査

受託人は、急傾斜地崩壊（危険）斜面及び周辺について、現地調査を行い以下の項目について調査するものとする。

傾斜度・斜面の高さ・斜面方位・斜面形状・縦断形状・横断形状・遷急線

2) 地質調査

受託人は、急傾斜地崩壊（危険）斜面及び周辺について、現地調査を行い、以下の項目について調査するものとする。

地表の状況・表土の厚さ・地盤の状況・岩盤の亀裂・斜面と不連続面の関係断層及び破碎帯

受託人は、調査の成果を、発注者より貸与される地形図に記入した図面を作成するものとする。

受託人は、調査結果について、対象とする斜面と近傍の崩壊地との対比を行うものとする。

3) 環境要因調査

受託人は、急傾斜地崩壊（危険）斜面及び周辺について現地調査を行い、以下の項目について調査するものとする。

- ① 湧水（位置・量等）
- ② 植生（種類・樹齢・伐採根等）
- ③ 対象斜面及び近隣斜面の崩壊履歴（位置・規模・新旧等）
- ④ 対策工（対策工の種類・位置・変状等）
- ⑤ 土地利用状況

受託人は、調査の成果を発注者より貸与される地形図に記入した図面を作成するものとする。

4) 保全対象調査

受託人は、急傾斜地崩壊（危険）斜面及び周辺について現地調査を行い、保全対象の種類・位置・数量等について調査するものとする。

(4) 応急対策の検討

受託人は、現地調査の成果に基づいて、必要な場合には、概略の応急対策の検討を行うものとする。

(5) 精査計画の立案

受託人は、現地調査の結果に基づいて、精査計画を立案するものとする。

(6) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づき照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-10 調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 予備調査報告書
- (2) 予備調査で収集した資料
- (3) 地形図（縮尺1/500～1/2,000）

4-5-5 急傾斜地機構解析

1. 業務目的

本業務は、精査結果の解析に基づいて急傾斜地崩壊の機構を解明し、対策計画の立案、防止施設の設計を行うための資料を得ることを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、1-1-12 業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受託人は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理取りまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

(3) 調査測線の設定

受託人は、概査の結果に基づいて、**設計図書**に示す急傾斜地崩壊（危険）斜面に調査測線を設定するものとする。副測線は、補助的に調査する必要がある場合に設定するものとする。

(4) 地質精査結果の解析

受託人は、発注者より貸与される地質精査の結果に基づいて、以下の項目について解析を行うものとする。

- 1) 想定される崩壊の位置及び規模の推定
- 2) 崩壊面の推定（深度、形状等）
- 3) 土層構成及び土層の強度

受託人は、地質精査の種類に応じて、観察、解析の結果を柱状図等の図表に取りまとめるものとする。

(5) 地下水調査結果の解析

受託人は、発注者より貸与される地下水調査結果に基づいて、必要な場合には、以下の項目について解析を行うものとする。

- 1) 地表付近の土層の透水性、透水性の連続性
- 2) 地下水の流動層
- 3) 間隙水圧、地下水位の状況
- 4) 地下水の流下・供給経路

受託人は、必要に応じて、気象因子と地下水位、間隙水圧の変化との関係が検討できるような図表を作成するものとする。

受託人は、データのとりまとめにあたっては、斜面からの湧水状況等との比較検討を行なうものとする。

(6) 斜面挙動調査結果の解析

受託人は、発注者より貸与される斜面挙動調査の結果に基づいて、斜面の挙動を解析するものとする。

受託人は、必要に応じて、気象因子と斜面挙動との関係が検討できるような図表を作成するものとする。

(7) 土質調査結果の解析

受託人は、発注者より貸与される土質調査の結果に基づいて、急傾斜地崩壊（危険）斜面の地盤強度、崩壊（すべり）面の強度を解析するものとする。

(8) 現地精査

受託人は、概査における現地調査の結果を基に、斜面の工法検討、機構解析のため、必要に応じて以下の項目について、更に詳細な現地精査を行うものとする。

1) 地形調査

斜面形状、オーバーハングの有無、斜面勾配、集水範囲、斜面の向き、比高、斜面長、斜面の勾配変化点、表流水の流路等の微地形

2) 地質調査

土層・地層の境界、地層の走向・傾斜、断層や節理等の不連続面の状況、移動可能層、風化状況、浸食に対する抵抗性、透水性等

3) 湧水調査

位置、量、濁り、表層の含水状態、井戸などの水位変化、後背地の地下水

等

4) 植生調査

種類、分布、樹齡、密度、根系の状況、土層の緩み、下草の状態、最近の伐採の有無、植林の目的、樹木の曲がり等

5) 対策工調査

防災施設の種類、施工時期、規模、形状、安定度、位置、変状、斜面の改変等

6) 景観調査

対象地周辺の写真撮影、スケッチ等

(9) 機構解析

1) 崩壊形態の推定

受託人は、発注者より貸与される既存調査の結果、(4)～(8)号の結果に基づいて、**設計図書**に示す斜面の崩壊形態を推定するものとする。

2) 素因・誘因の検討

受託人は、発注者より貸与される既存調査の結果、(4)～(8)号の結果に基づいて、急傾斜地崩壊（危険）斜面の崩壊発生の原因を素因、誘因に分けて検討するものとする。

3) 発生・運動機構の総合検討

受託人は、発注者より貸与される既存調査の結果、(4)～(8)号の結果に基づいて、急傾斜地崩壊（危険）斜面の移動状況、崩壊（すべり）面の形状、位置、移動範囲、移動土量、崩壊の影響等の発生・運動機構を総合的に検討するものとする。

4) 解析図の作成

受託人は、発注者より貸与される既存調査の結果、本号1)・3)の結果に基づいて、急傾斜地崩壊（危険）斜面の平面図、断面図を作成するものとする。また、必要に応じて副測線や横断測線についても断面図を作成するものとする。

断面図には、崩壊（すべり）面、地下水位（最高水位、最低水位）ボーリング柱状図、地層区分（線）、風化区分（線）、各種の調査・試験結果（地下水流動面、崩壊（すべり）面調査に基づく変位の位置、形状、標準貫入試験値の分布等）、地表すべり面調査に基づく変位の位置、形状、標準貫入試験値の分布等）、地の亀裂・変状の位置、湧水の位置、保全対象の位置等を記載するものとする。

平面図には、基盤岩（不動岩）の分布、基盤岩（不動岩）の走向・傾斜、崩壊土の分布、崩壊（想定）範囲、滑動状況、地表面の変状の分布、湧水位置、地下水流下経路等を記載するものとする。

(10) 照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づき照査を実施するものとする。

(11) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、**1-2-10 調査業務及び計画業務の成果**に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 予備調査報告書
- (2) 概査報告書
- (3) 精査の報告書、データ、サンプル
- (4) 空中写真
- (5) 地形図（縮尺 1/100～1/1,000）

第3節 急傾斜地崩壊対策計画

4-5-6 急傾斜地崩壊対策計画

1. 業務目的

本業務は、急傾斜地崩壊調査の結果に基づいて、急傾斜地斜面の崩壊に対する安定度の検討を行い、また、崩壊を防止、あるいは被害を軽減するための対策計画の検討を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、1-1-12 業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 資料収集整理

受託人は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する**報告書**の収集及び整理取りまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、**設計図書**に示す他機関より収集するものとする。

(3) 安定解析

1) 現状の安定度

受託人は、機構解析の成果に基づいて、急傾斜地崩壊（危険）斜面の現状の安定度を決定するものとする。

2) 安定計算

受託人は、機構解析の成果に基づいて、また、各種のデータを吟味して、安定度の検討に使用する崩壊可能土塊の単位体積重量、安定計算式、崩壊面の土質強度定数、残留間隙水圧の分布、現状の地下水位等について検討し、決定するものとする。

受託人は、急傾斜地崩壊（危険）斜面について、機構解析で検討した崩壊（すべり）面に基づいて安定計算を行うものとする。

(4) 対策計画

1) 基本方針の検討

受注人は、**設計図書**に示す急傾斜地崩壊（危険）斜面についての現状、直接的、間接的な被害を検討し、その結果に基づいて対策の必要性等、緊急性について検討するものとする。

2) 警戒・避難計画の検討

受託人は、**設計図書**の指示に基づき、崩壊に対する警戒・避難の体制、監視計画を検討するものとする。

3) 対策計画の検討

受託人は、防止施設により安全性を確保しようとする場合には、目標とす

る計画安全率、概略の採用し得る複数の工法、配置計画、事業規模、施工順位を検討する。対策計画において被害の軽減を図る場合には土地利用等を十分考慮し、人家・公共建物の移転、道路・河川の付替等について検討するものとする。

(5) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づき照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-10 調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

(1) 予備調査報告書

(2) 概査報告書

(3) 精査の報告書

(4) 機構解析報告書

(5) 地形図（縮尺 1/100～1/1,000）

(6) 平面図（縮尺 1/100～1/1,000）

第4節 急傾斜地崩壊防止施設設計

4-5-7 急傾斜地崩壊防止施設設計の区分

緊急傾斜地崩壊防止施設設計は以下の区分により行うものとする。

(1) 予備設計

(2) 詳細設計

4-5-8 急傾斜地崩壊防止施設予備設計

1. 業務目的

本業務は、機構解析、急傾斜地崩壊対策計画に基づいて、急傾斜地崩壊防止施設の概略の設計を行い、最適な急傾斜地崩壊防止施設を選定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、1-1-12 業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、貸与資料を基に現地踏査を行い、急傾斜地崩壊防止施設の配置計画地点の地形・地質（露頭）湧水、周辺構造物、土地利用状況等を把握し、また、工事用道路、施工ヤード等の検討、対策施設の設計に必要な現地の状況を把握するものとする。

(3) 基本事項の検討

受託人は、現地踏査の結果に基づき、設計条件、工種・工法、構造物の位置を決定し、予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。

(4) 配置設計

受託人は、急傾斜地崩壊危険斜面の地形・地質、崩壊機構、規模、運動形態、運動速度等を考慮し、また、基本事項の検討結果を踏まえて抑制工と抑止工の適切な組み合わせで、比較検討案を立案するものとする。

(5) 施設設計

1) 工法比較

受託人は、急傾斜地崩壊危険斜面の地形・地質、崩壊機構、規模、運動形態、運動速度等を考慮し、また、基本事項の検討結果を踏まえて抑制工と抑止工の適切な組み合わせ3安定度を検討し、構造的、施工性、経済性、環境等の検討成果に基づいて、最適な工法を選定するものとする。

2) 主要構造物の概略設計

受託人は、精査、機構解析、対策計画の資料に基づき、また、基本事項の検討に沿った選定工法の機能と規模に応じた崩壊（危険）斜面の安定度の変化の検討、主要な構造物についての応力計算を行って、主要な急傾斜地崩壊防止施設の規模、断面形状、基本寸法、使用材料等を決定するものとする。

3) 景観検討

受託人は、自然及び地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。

4) 環境検討

受託人は、生態系や景観に配慮した施設及び対策工法の検討を行うものとする。

5) 有効活用検討

受託人は、斜面整備とあわせて有効活用について検討を行うものとする。

(6) 概算工事費

受託人は、配置設計で立案された3案に対して、主な工種について監督員と協議した単価と、概算数量を基に算定するものとする。

(7) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の**確認**を行い、その内容が適切であるか**確認**する。
- 2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を**確認**する。
- 3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を**確認**する。
- 4) 全ての成果品について、正確性、適切性、整合性の**確認**をする。

(8) 総合検討

受託人は、設計計画及び配置設計等を踏まえ施設設計について総合的な検討を行うものとする。

(9) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-11 設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

(1) 予備調査報告書

- (2) 概査報告書
- (3) 精査報告書
- (4) 機構解析報告書
- (5) 対策計画報告書
- (6) 設計地点の平面図、断面図（縮尺1/100～1/1,000）

4-5-9 急傾斜地崩壊防止施設詳細設計

1. 業務目的

本業務は、急傾斜地崩壊防止施設の予備設計の成果に基づいて、施工に必要な詳細な急傾斜地崩壊防止施設の設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、1-1-12 業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、現地踏査を行い、予備設計で定めた設計及び施工計画の条件を現地で**確認**するものとする。

受託人は、測量図等の資料を基に、測量内容と範囲を現地で**確認**するものとする。

受託人は、地質状況について、発注者より貸与された資料及び予備設計で用いた地盤条件と照合し、詳細設計に必要な事項を**確認**するものとする。

(3) 基本事項の検討

受託人は、予備設計等の貸与資料、**設計図書**に基づき、予備設計の内容で採用できる事項と詳細設計で決定する事項を整理し、必要な基本事項を決定するものとする。

1) 地形・地質条件

受託人は、地形図、地質調査資料及び現地踏査結果を基に、地形、地盤強度、断層等の地形・地質条件の**確認**、整理を行うものとする。

2) 設計条件

受託人は、設計定数の整理、計算を行い、設計条件を決定するものとする。

3) 景観条件

受託人は、環境の資料の**確認**、整理を行い、詳細設計の基礎資料とするものとする。

(4) 施設設計

1) 詳細設計

受託人は、予備設計で選定された防止施設について、予備設計で検討された規模、断面形状、基本寸法等に基づき、施工に必要な設計を行うものとする。

2) 附属施設の設計

受託人は、**設計図書**に基づき、附属施設の設計を行うものとする。

3) 設計計算

受託人は、防止施設に必要な安定計算及び応力計算を行うものとする。

4) 景観設計

受託人は、**設計図書**に基づき、予備設計で検討した内容に沿って使用する素材についての美観性、耐候性、施工性、経済性等について検討を行ない、詳細な設計を行うものとする。

(5) 数量計算

受託人は、**1-2-11 業務の成果**の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(6) 施工計画及び仮設構造物設計

受託人は、設計を行った施設の施工方法、施工順位等を考慮し、施工計画書を作成するとともに、必要に応じて仮設設計を行うものとする。主な内容は、以下に示すものとする。

- 1) 施工条件
- 2) 施工方法
- 3) 動態観測が必要な場合には、その方法
- 4) 施工上の問題点とその整理

(7) 照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の**確認**を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。
- 2) 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順について照査を行う。
- 3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法についてその妥当性を照査し、全体一般図について照査・**確認**を行うものとする。
- 4) 全ての成果品について、正確性、適切性、及び整合性に着目し照査を行う。

(8) 総合検討

受託人は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。

(9) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、**1-2-11 設計業務の成果**に準じて**報告書**を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 予備設計**報告書**
- (2) 設計地点の測量図面
 - ・平面図（縮尺 1/100～1/1,000）
 - ・横断図（縮尺 1/100～1/1,000）
 - ・縦断図（縮尺 1/100～1/1,000）
- (3) 予備設計で提案された地質調査、試験等の結果、資料

第5節 成果品

4-5-10 成果品

受託人は、以下に示す成果品を作成し、**1-1-17 成果品の提出**に従い、2部納品

するものとする。

(1) 急傾斜地予備調査

表 4-5-1 成果品一覧表

設 計 項 目	成 果 品	縮 尺	摘 要
資料収集整理	収集資料の取りまとめ成果		
写真判読	写真判読の成果・図面	1:500～1:5,000	
概査、精査必要斜面の検討	同左		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 技術的事項・課題整理 (2) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		

(2) 急傾斜地概査

表 4-5-2 成果品一覧

設 計 項 目	成 果 品	縮 尺	摘 要
資料収集整理	収集資料の取りまとめ成果		
現地調査	(1) 地形調査 (2) 地質調査 (3) 環境要因調査 (4) 保全対象調査		
応急対策の検討	同左		
精査計画の立案	同左		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 技術的事項・課題整理 (2) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		

(3) 急傾斜地機構解析

表 4-5-3 成果品一覧

設 計 項 目	成 果 品	縮 尺	摘 要
資料収集整理	収集資料の取りまとめ成果		
調査路線の選定	同左		
地質精査結果の解析	(1) 崩壊位置・規模の推定 (2) 崩壊面の推定 (3) 土層構成・土層強度		
地下水調査結果の解析	(1) 地下水付近の土層の透水性、透水性の連続性 (2) 地下水の流動性 (3) 間隙水圧、地下水位の状況 (4) 地下水の流下・供給経路		
斜面挙動調査結果の解析	同左		
土質調査結果の解析	同左		
現地調査	(1) 地形調査 (2) 地質調査 (3) 湧水調査 (4) 植生調査 (5) 対策工調査 (6) 景観調査		
機構解析	(1) 崩壊形態の推定 (2) 素因・誘因の検討 (3) 発生・運動機構の検討 (4) 解析図の作成		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 技術的事項・課題整理 (2) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		

(4) 急傾斜地崩壊対策計画

表 4-5-4 成果品一覧

設 計 項 目	成 果 品	縮 尺	摘 要
資料収集整理	収集資料の取りまとめ成果		
安定解析	(1) 現状の安定度 (2) 安定計算		
対策計画	(1) 基本方針の検討 (2) 警戒・避難計画の検討 (3) 対策計画の検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 技術的事項・課題整理 (2) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		

(5) 急傾斜地崩壊防止施設予備設計

表 4-5-5 成果品一覧

設 計 項 目	成 果 品	縮 尺	摘 要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 現地踏査の取りまとめ成果		
基本事項の検討	基本事項の検討		
配置設計	(1) 位置の検討 (2) 規模の検討 (3) 形式の検討		
施設設計検討	(1) 施設設計の範囲 (2) 主要構造物の概略設計 (3) 数量算出 (4) 環境検討 (5) 有効活用検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	最適案の選定		
施工計画検討	施工計画検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 技術的事項・課題整理 (2) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		
基本図面	(1) 全体配置図 (2) 平面図 (3) 標準断面図 (4) 主要構造図	1:5,000 ~ 1:25,000 1:100~1:1,000 1:100~1:1,000 1:10~1:100	

第 5 編 道路編

第5編 道路編

目 次

第1章 道路環境調査	5- 1
第1節 環境影響評価	5- 1
5-1- 1 環境影響評価の区分	5- 1
5-1- 2 計画段階配慮書（案）の作成	5- 1
5-1- 3 方法書（案）の作成	5- 2
5-1- 4 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定	5- 3
5-1- 5 調査	5- 4
5-1- 6 予測及び評価並びに環境保全措置の検討	5- 4
5-1- 7 準備書（案）の作成	5- 5
5-1- 8 評価書（案）の作成	5- 6
5-1- 9 評価書の補正等	5- 6
第2節 成果品	5- 7
5-1-10 成果品	5- 7
第2章 交通現況調査	5- 8
第1節 交通現況調査	5- 8
5-2- 1 交通現況調査の種類	5- 8
第2節 交通量調査	5- 8
5-2- 2 交通量調査の区分	5- 8
5-2- 3 単路部交通量調査	5- 8
5-2- 4 交差点部交通量調査	5- 9
第3節 速度調査	5- 9
5-2- 5 速度調査の区分	5- 9
5-2- 6 走行速度調査	5- 9
5-2- 7 旅行速度調査	5-10
第4節 起終点調査	5-11
5-2- 8 起終点調査の種類	5-11
5-2- 9 路側OD調査	5-11
5-2-10 オーナーインタビューOD調査	5-12
第5節 交通渋滞調査	5-13
5-2-11 交通渋滞調査	5-13
第6節 駐車場調査	5-14
5-2-12 駐車場調査の区分	5-14
5-2-13 駐車場施設実態調査	5-14
5-2-14 駐車原単位調査	5-15
第7節 成果品	5-15
5-2-15 成果品	5-15
第3章 道路網・路線計画	5-17
第1節 道路網・路線計画の種類	5-17
5-3- 1 道路網・路線計画の種類	5-17

第5編 道路編 目次

第2節 現況調査	5-17
5-3-2 現況調査	5-17
第3節 交通量推計調査	5-18
5-3-3 交通量推計調査	5-18
第4節 道路網・路線計画	5-19
5-3-4 道路網・路線計画	5-19
第5節 成果品	5-20
5-3-5 成果品	5-20
第4章 道路設計	5-21
第1節 道路設計の種類	5-21
5-4-1 道路設計の種類	5-21
第2節 道路設計	5-21
5-4-2 道路設計の区分	5-21
5-4-3 道路概略設計	5-21
5-4-4 道路予備設計(A)	5-23
5-4-5 道路予備修正設計(A)	5-25
5-4-6 道路予備設計(B)	5-25
5-4-7 道路予備修正設計(B)	5-27
5-4-8 道路詳細設計	5-28
第3節 歩道設計（自転車歩行者道を含む）	5-30
5-4-9 歩道設計の区分	5-30
5-4-10 歩道詳細設計	5-31
第4節 平面交差点設計	5-32
5-4-11 平面交差点設計の区分	5-32
5-4-12 平面交差点予備設計	5-32
5-4-13 平面交差点詳細設計	5-34
第5節 立体交差設計	5-36
5-4-14 立体交差設計の区分	5-36
5-4-15 ダイヤモンド型 I C 予備設計	5-36
5-4-16 ダイヤモンド型 I C 詳細設計	5-38
5-4-17 トランペット・クローバー型 I C 予備設計	5-39
5-4-18 トランペット・クローバー型 I C 詳細設計	5-41
第6節 道路休憩施設設計	5-42
5-4-19 道路休憩施設設計の区分	5-42
5-4-20 道路休憩施設予備設計	5-42
5-4-21 道路休憩施設詳細設計	5-44
第7節 一般構造物設計	5-46
5-4-22 一般構造物設計の種類と区分	5-46
5-4-23 一般構造物予備設計	5-46
5-4-24 一般構造物詳細設計	5-48
5-4-25 落石防護柵詳細設計	5-50
5-4-26 一般構造物基礎工詳細設計	5-51
第8部 盛土・切土設計	5-52

第5編 道路編 目次

5-4-27 盛土・切土設計の区分	5-52
5-4-28 盛土・切土予備設計	5-52
5-4-29 盛土・切土詳細設計	5-53
第9節 調整池設計	5-55
5-4-30 調整池設計の区分	5-55
5-4-31 調整池予備設計	5-55
5-4-32 調整池詳細設計	5-57
第10節 成果品	5-59
5-4-33 成果品	5-59
第5章 地下構造物設計	5-65
第1節 地下構造物設計の種類	5-65
5-5-1 地下構造物設計の種類	5-65
第2節 地下横断歩道等設計	5-65
5-5-2 地下横断歩道等設計の区分	5-65
5-5-3 地下横断歩道等基本計画	5-65
5-5-4 地下横断歩道等予備設計	5-67
5-5-5 地下横断歩道等詳細設計	5-69
第3節 共同溝設計	5-72
5-5-6 共同溝設計の区分	5-72
5-5-7 共同溝基本検討	5-72
5-5-8 開削共同溝予備設計	5-74
5-5-9 開削共同溝詳細設計	5-76
第4節 電線共同溝設計	5-79
5-5-10 電線共同溝設計の区分	5-79
5-5-11 電線共同溝予備設計	5-80
5-5-12 電線共同溝詳細設計	5-82
第5節 成果品	5-84
5-5-13 成果品	5-84
第6章 地下駐車場計画・設計	5-92
第1節 地下駐車場計画・設計の種類	5-92
5-6-1 地下駐車場計画・設計の種類	5-92
第2節 地下駐車場基本計画	5-92
5-6-2 地下駐車場基本計画の区分	5-92
5-6-3 基本調査	5-92
5-6-4 基本計画	5-93
第3節 地下駐車場予備設計	5-95
5-6-5 地下駐車場予備設計の区分	5-95
5-6-6 地下駐車場本体予備設計	5-95
5-6-7 地下駐車場設備予備設計	5-97
第4節 地下駐車場詳細設計	5-99
5-6-8 地下駐車場詳細設計の区分	5-99
5-6-9 地下駐車場本体詳細設計	5-99
5-6-10 地下駐車場設備詳細設計	5-101

第5節 成果品	5-103
5-6-11 成果品	5-103
第7章 シールドトンネル設計	5-105
第1節 シールドトンネル設計	5-105
5-7-1 シールドトンネル設計の区分	5-105
5-7-2 シールドトンネル予備設計	5-105
5-7-3 シールドトンネル詳細設計	5-107
5-7-4 立坑予備設計	5-111
5-7-5 立坑詳細設計	5-113
第2節 成果品	5-117
5-7-6 成果品	5-117
第8章 橋梁設計	5-121
第1節 橋梁設計の種類	5-121
5-8-1 橋梁設計の種類	5-121
第2節 橋梁設計	5-121
5-8-2 橋梁設計の区分	5-121
5-8-3 橋梁予備設計	5-121
5-8-4 橋梁詳細設計	5-123
第3節 橋梁拡幅設計	5-126
5-8-5 橋梁拡幅設計の区分	5-126
5-8-6 橋梁拡幅予備設計	5-126
5-8-7 橋梁拡幅詳細設計	5-128
第4節 橋梁補強設計	5-131
5-8-8 橋梁補強設計の区分	5-131
5-8-9 橋梁補強予備設計	5-131
5-8-10 橋梁補強詳細設計	5-133
第5節 成果品	5-135
5-8-11 成果品	5-135
第9章 道路施設点検	5-139
第1節 道路施設点検の種類	5-139
5-9-1 道路施設点検の種類	5-139
第2節 道路防災カルテ点検	5-139
5-9-2 道路防災カルテ点検	5-139
第3節 橋梁定期点検	5-139
5-9-3 橋梁定期点検	5-140
第4節 成果品	5-142
5-9-4 成果品	5-142

第5編 道 路 編

第1章 道路環境調査

第1節 環境影響評価

本調査は、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに該当項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（国土交通省令第28号・平成25年4月1日）」（以下、「技術指針省令」という）に準拠して、実施するものとする。

なお、名古屋市環境影響評価条例に該当する道路事業については、名古屋市環境影響評価技術指針に準拠して、実施するものとする。

5-1-1 環境影響評価の区分

環境影響評価の区分は、次の内容に定めるところによる。

- (1) 計画段階配慮書（案）の作成
- (2) 方法書（案）の作成
- (3) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定
- (4) 調査
- (5) 予測及び評価並びに環境保全措置の検討
- (6) 準備書（案）の作成
- (7) 評価書（案）の作成
- (8) 評価書の補正等

5-1-2 計画段階配慮書（案）の作成

1. 業務目的

本業務は、計画段階配慮書（以下この節において「配慮書」という。）に記載すべき事項について取りまとめ、法手続きに必要とされる名古屋市長への送付等に資する配慮書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、1-1-12 業務計画書第2項に示す事項について**業務計画書**を作成し、監督員に**提出**するものとする。

(2) 対象事業内容（事業特性）の把握

受託人は、技術指針省令第四条第1項第一号に規定された対象事業の内容（以下この節において「事業特性」という。）に関して**設計図書**に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。

(3) 現地調査

受託人は、**設計図書**に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区域の当該事項の状況について把握するものとする。

(4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然社会的状況（地域特性）の把握

受託人は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第四条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下この節において「地域特性」という。）を把握するものとする。

(5) 計画段階配慮事項の選定

受託人は、把握した事業特性及び地域特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第五条に従い、当該事業の計画段階配慮事項の選定を行うものとする。

(6) 調査、予測及び評価の手法の選定

受託人は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の計画段階配慮事項について、技術指針省令第六～十条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。

(7) 配慮書（案）の作成

受託人は、前（2）～（6）を基に、配慮書（案）を作成するものとする。また、配慮書（案）を要約した要約書（案）を作成するものとする。

(8) 位置等に関する複数案の設定

受託人は、技術指針省令第三条に規定された趣旨に従い、当該事業が実施されるべき区域の位置または規模に関する複数の案を適切に設定するものとする。

(9) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-10 調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

5-1-3 方法書（案）の作成

1. 業務目的

本業務は、技術指針省令第十七条に規定された対象事業の方法書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる名古屋市長への送付、告示及び縦覧に供される方法書（案）を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を確認し、1-1-12 **業務計画書**第2項に示す事項について業務計画書を作成し監督員に提出するものとする。

(2) 対象事業内容（事業特性）の把握

受託人は、技術指針省令第二十条第1項第一号に規定された対象事業の内容（以下この節において「事業特性」という。）に関して、**設計図書**に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。

(3) 現地踏査

受託人は、**設計図書**に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区域の当該事項の状況について把握するものとする。また、必要に応じて写真撮影を行うものとする。

(4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）の把握

受託人は、入手可能な最新の文献その他資料を収集することにより、技術指針省令第二十条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下この節において「地域特性」という。）を把握するものとする。

(5) 環境影響評価の項目の選定

受託人は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十一条に従い、当該事業の環境影響評価の項目の選定を行うものとする。

(6) 調査、予測及び評価の手法の選定

受託人は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第二十二～二十七条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。

(7) 方法書（案）の作成

受託人は、前(2)～(6)を基に、技術指針省令第十七条に掲げる事項の区分に従い、方法書（案）を作成するものとする。また、方法書（案）を要約した概要版を作成するものとする。

(8) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定

受託人は、技術指針省令第十八条に規定された主旨に従い、当該事業の選定項目に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を設定するものとする。

(9) 照査

受託人は、1-1-8照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-10 調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

5-1-4 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定

1. 業務目的

本業務は、対象事業の環境影響評価の調査を実施するに当たって、技術指針省令第二十条に規定された事業特性及び地域特性に関する情報を把握し、方法書に記載された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えることにより、適切に環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、1-1-12 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し監督員に提出するものとする。

(2) 事業特性の把握

受託人は、技術指針省令第二十条第1項第一号に規定に従い、方法書に記載された事業特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。

(3) 地域特性の把握

受託人は、技術指針省令第二十条第1項第二号に規定に従い、方法書に記載された地域特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。

(4) 環境影響評価の項目の選定

受託人は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十一条に従い、必要に応じ該当事業の環境影響評価の標準項目の削除または追加を行うものとする。

(5) 調査、予測及び評価の手法の選定

受託人は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第二十二～二十七条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。なお、必要に応じ当該事業の選定項目について、調査、予測の標準手法の簡略化または重点化を行うものとする。

(6) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-10 調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

5-1-5 調査

1. 業務目的

本業務は、対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十四条に基づいて、選定された項目の調査の手法に従い調査を実施することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、1-1-12 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 調査

1) 受託人は、対象事業において選定された項目の調査の手法に基づき、調査すべき情報、調査の基本的な手法、調査地域、調査地点、調査期間等を具体的に明記した調査の計画を作成するものとする。

2) 受託人は、調査計画に基づき調査を実施するものとする。

3) 受託人は、適切に予測及び評価を行うため、前項の調査の結果について、調査内容を踏まえて整理するものとする。

(3) 調査結果の分析

受託人は、必要に応じ調査地域における環境の現状を解析し、予測及び評価を行うための資料をとりまとめるものとする。

(4) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-10 調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

5-1-6 予測及び評価並びに環境保全措置の検討

1. 業務目的

本業務は、対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十

五条、二十六条に基づき、選定された項目の予測及び評価を実施すると共に、技術指針省令第二十八条に基づき、必要に応じて環境保全措置及び事後調査の検討を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に**提出**するものとする。

(2) 予測

- 1) 受託人は、技術指針省令第二十五条の主旨に従い当該事業の方法書に記載された選定項目の予測の手法に基づき、予測の基本的な手法、予測地域、予測地点、予測対象時期等を具体的に明記した予測の計画を作成するものとする。
- 2) 受託人は、選定項目に係る評価において、必要とされる水準が確保されるよう環境の状況の変化または環境への負荷の量について、定量的、若しくは定性的に予測を行うものとする。

(3) 環境保全措置の検討

受託人は、技術指針省令第二十九～三十一条の主旨に従い必要に応じ適切に環境保全措置の検討を行うものとする。

(4) 事後調査の検討

受託人は、技術指針省令第三十二条の主旨に従い必要に応じ事後調査の項目及び手法について適切に検討を行うものとする。

(5) 評価

受託人は、技術指針省令第二十六条の主旨に従い調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った結果について適切に評価するものとする。

(6) 総合評価

受託人は、技術指針省令第三十三条第6項の主旨に従い調査の結果の概要及び前述の(2)～(5)をとりまとめ、環境影響評価の総合的な評価の一覧を作成するものとする。

(7) 照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、**1-2-10 調査業務及び計画業務の成果**に準じて報告書を作成するものとする。

5-1-7 準備書（案）の作成

1. 業務目的

本業務は、技術指針省令第三十三条に規定された準備書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる名古屋市長への送付、公告及び縦覧に供される準備書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に**提出**するものとする。

(2) 準備書（案）の作成

受託人は、技術指針省令第三十三条の主旨に従い、準備書に記載すべき事項についてとりまとめ準備書（案）を作成するものとする。

(3) 要約書（案）の作成

受託人は、準備書（案）を要約した書類としての、要約書（案）を作成するものとする。

(4) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定

受託人は、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域としての関係地域を、調査及び予測の結果から設定するものとする。

(5) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-10 調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

5-1-8 評価書（案）の作成

1. 業務目的

本業務は、準備書についての意見を踏まえ、技術指針省令第三十四条に規定された対象事業の評価書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要なとされる免許等を行う者等に送付するための評価書（案）を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を**確認**し、1-1-12 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に**提出**するものとする。

(2) 評価書（案）の作成

受託人は、技術指針省令第三十四条の主旨に従い、評価書に記載すべき事項についてとりまとめ評価書（案）を作成するものとする。

(3) 要約書（案）の作成

受託人は、評価書（案）を要約した要約書（案）を作成するものとする。

(4) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書の作成

受託人は、業務の成果として、1-2-10 調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

5-1-9 評価書の補正等

1. 業務目的

本業務は、評価書を補正する必要がある場合には、その検討を行ったうえで評価書、要約書について所要の補正をし、法手続きに必要なとされる免許等を行う者等への送付、公告及び縦覧に供される評価書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に**提出**するものとする。

(2) 評価書の補正等

受託人は、必要に応じ評価書の記載事項に検討を加え当該事項の修正、所要の補正を行うものとする。

(3) 要約書の補正等

受託人は、必要に応じ要約書の記載事項に検討を加え当該事項の修正等を行うものとする。

(4) 照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書の作成

受託人は、業務の成果として、**1-2-10 調査業務及び計画業務の成果**に準じて報告書を作成するものとする。

第2節 成果品

5-1-10 成果品

1. 環境影響調査

受託人は、表 5-1-1 に示す成果品を作成し、**1-1-17 成果品の提出**に従い2部納品するものとする。

表 5-1-1 環境影響評価成果品一覧表

成 果 品 項 目	摘 要
環境影響評価報告書一式	※ 1
方法書（案）	
準備書（案）	※ 2
評価書（案）	※ 2

※ 1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査及び予測・評価・環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。

※ 2 要約書（案）を含むものとする。

第2章 交通現況調査

第1節 交通現況調査

5-2-1 交通現況調査の種類

交通現況調査の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 交通量調査
- (2) 速度調査
- (3) 起終点調査
- (4) 交通渋滞調査
- (5) 駐車場調査

第2節 交通量調査

5-2-2 交通量調査の区分

交通量調査は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 単路部交通量調査
- (2) 交差点部交通量調査

5-2-3 単路部交通量調査

1. 業務目的

単路部交通量調査は、対象道路断面における交通量の実態を得ることを目的とする。

2. 業務内容

単路部交通量調査の業務内容は、下記のとおりとする。

- (1) 計画準備
受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に**提出**するものとする。
- (2) 現地踏査
受託人は、**設計図書**に示す項目に関して現地踏査を実施し、調査の目的、主旨に合致した調査が可能であるか、及び調査員・第三者の安全、調査時の周辺状況への影響を**確認**し、適切な調査位置、調査時期（調査日・時間）の設定、調査員の配置計画、調査工程の計画等の実施計画を作成し、監督員に**提出**するものとする。
- (3) 交通量調査
受託人は、設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。
また、車種分類については「**全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査実施要領 交通調査編**」(国土交通省)に準ずるものとする。
- (4) 集計整理
受託人は、観測した交通量を時間別、方向別及び車種別に集計整理するものとする。
- (5) 照査
受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-10 調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

5-2-4 交差点部交通量調査

1. 業務目的

交差点部交通量調査は、交差点部において流入部別に車種別・方向別の自動車交通量及び横断歩行者・自転車等の観測を行い、交通量の実態を得ることを目的とする。

2. 業務内容

交差点部交通量調査の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、1-1-12 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、現地踏査について、5-2-3 単路部交通量調査第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 交通量観測

受託人は、設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。また、車種分類については、「全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査実施要領 交通調査編」(国土交通省)に準ずるものとする。

(4) 集計整理

受託人は、集計整理について、5-2-3 単路部交通量調査第2項の(4)に準ずるものとする。

(5) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-10 調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第3節 速度調査

5-2-5 速度調査の区分

速度調査は、以下の区分により行うものとする。

(1) 走行速度調査

(2) 旅行速度調査

5-2-6 走行速度調査

1. 業務目的

走行速度調査は、対象道路断面における車両の地点速度を調査し、交通状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

走行速度調査の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、現地踏査について、**5-2-3 単路部交通量調査**第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 走行速度調査

受託人は、**設計図書**に基づき、調査地点において短区間の走行速度を人手あるいは速度計測装置などを用いて方向別、車種別に計測するものとする。

受託人は、**設計図書**に基づき、指示された各時間帯及びサンプル数の車両の速度を計測するものとする。また、車種分類は監督員の指示による以外は、大型車と小型車の2分類とする。

(4) 集計整理

受託人は、**設計図書**に基づき、計測された車両の速度の集計整理を行うものとする。

(5) 照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、**1-2-10 調査業務及び計画業務の成果**に準じて報告書を作成するものとする。

5-2-7 旅行速度調査**1. 業務目的**

旅行速度調査は、ある地点間の走行所要時間を調査することにより、地点間のボトルネックや渋滞状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

旅行速度調査の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、現地踏査について、**5-2-3 単路部交通量調査**第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 旅行速度調査

受託人は、調査区間について走行試験車を走行させて、交差点または一定距離ごとの所要時間と信号、渋滞等による停止時間を計測するとともに、周辺の道路状況等を把握することにより、ボトルネックや渋滞の主な理由を調査するものとする。なお、調査時間帯及び調査回数は、**設計図書**に基づくものとする。

(4) 集計整理

受託人は、集計整理について、「**全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査実施要領 旅客速度調査編**」（国土交通省）に準ずるものとする。

(5) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-10 調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第4節 起終点調査**5-2-8 起終点調査の種類**

起終点調査の種類は、以下のとおりとする。

(1) 路側OD調査

(2) オーナーインタビューOD調査

5-2-9 路側OD調査**1. 業務目的**

路側OD調査は、市際または県際（コードンライン）などを通過する交通の起終点、運行目的等を調査することを目的とする。

2. 業務内容

路側OD調査の項目は、「全国道路街路交通情勢調査実施要綱自動車起終点調査（OD調査）実施要領（調査編）」（国土交通省 以下（OD調査要綱）という。）に基づき下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、1-1-12 業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、現地踏査について、5-2-3 単路部交通量調査第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 断面交通量調査

受託人は、観測地点においてOD調査要綱に定められた車種分類に従って、調査地点を通過する全車両（三輪以上の自動車）の台数を、1時間単位で観測するものとする。

(4) 路側OD調査

受託人は、観測地点において通過する全対象車両に対し、聞き取り方式（自動車専用道路ではランプ等での聞き取りまたはメールOD調査）または設計図書に基づく調査方式により調査を実施するものとする。

なお、対象車両及び調査票はOD調査要綱に準ずるものとする。調査は原則として対象とする車種の全数調査とするが、やむをえず抽出調査を実施する場合は、OD調査要綱に定められた抽出率を最低限度とする。

(5) 自動車航送船OD調査

受託人は、コードンラインを横切るフェリー航路がある場合には、フェリー利用自動車を対象に路側OD調査を実施するものとする。なお、調査に当たっては、出発港にて実施するものとする。調査は、調査員が直接運転者等から乗船前に調査事項を聞き取り、OD調査要綱に定められた調査票に記入するものとする。

なお、国土交通省地方運輸局により自動車航送船利用動向調査が実施されている航路については、自動車航送船利用動向調査票を借用し、OD調査要綱に定められた自動車航送船OD調査票に転記するものとする。

(6) マスターファイルの作成

受託人は、(3)～(5)の調査結果をOD調査要綱に定められた内容、書式に従って整理し、マスターファイルを作成するものとする。

(7) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-10 調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

5-2-10 オーナーインタビューOD調査

1. 業務目的

オーナーインタビューOD調査は、自動車交通の起終点運行目的等を自動車保有者に直接調査することにより、自動車の利用実態、道路交通の特性等を把握し、今後の道路の計画、建設、管理等についての基礎資料を得ることを目的とする。

2. 業務内容

調査の項目は、OD調査要綱に基づき以下のとおりとする。

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、1-1-12 の**業務計画書**第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に**提出**するものとする。

(2) 自家用車類OD調査

受託人は、OD調査要綱に定められた内容に従って、調査対象として抽出された自家用自動車の所有者または使用者を訪問（場合により郵送配布）し、調査日の運行状況及び各トリップ毎の運行内容について、調査要綱に従って調査するものとする。実施に当たっては、訪問調査の場合は身分証明書を携帯した調査員が事前に対象者を訪問し、調査内容・目的・利用方法等を説明し、調査指定日に対象者に記入してもらい、後日調査員が回収（場合により郵送回収）し、不明な個所の**確認**を行うものとする。

(3) 営業用車類事業者インタビュー調査

受託人は、OD調査要綱に定められた内容に従って、調査対象として抽出された営業用自動車の保有者または使用者に対し、調査日の運行状況、及び各トリップ毎の運行内容について調査するものとする。

(4) 営業用車類路線運行調査

受託人は、OD調査要綱に定められた内容に従って、運行系統別輸送実績報告書等から、路線バスの運行状況等を調査するものとする。

(5) マスターファイル作成

受託者は、マスターファイル作成について、5-2-9 路側OD調査第2項の

(6)に準ずるものとする。

(6) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するも

のとする。

(7) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、**1-2-10 調査業務及び計画業務の成果**に準じて報告書を作成するものとする。

第5節 交通渋滞調査

5-2-11 交通渋滞調査

1. 業務目的

交通渋滞調査は、交通渋滞対策を実施するための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 業務内容

交通渋滞調査の項目は、「交通渋滞実態調査マニュアル」（建設省土木研究所 H2. 2）（以下、渋滞マニュアル）に基づき、下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、現地踏査について、**5-2-3 単路部交通量調査**第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 地点情報調査

受託人は、調査地点の道路状況、交通運用状況、周辺状況に関する項目及びその他**設計図書**に基づく項目について調査を行うものとする。

(4) 交通量調査

受託人は、以下の観測を行うものとする。

なお、車種分類については、渋滞調査マニュアルに準ずるものとする。

1) 交差点部流入部別に車種別・方向別の自動車交通量及び横断歩行者・自転車等を10分間毎に観測を行う。2) 一般部方向別・車線別・車種別の自動車交通量を10分間毎に観測を行う。

(5) 渋滞長調査

受託人は、交通流の待ち行列長を10分毎に10m単位で観測を行うものとする。なお、複数車線の道路においては、車線毎に調査するものとする。また、渋滞原因についても目視観測による補助調査を行うものとする。

(6) 渋滞区間通過時間調査

受託人は、渋滞区間を通過するのに要する時間を10分毎に調査を行うものとする。

(7) 信号現示調査

受託人は、信号現示を流入方向別及び監督員より**指示**された時間帯毎に調査する。

なお、信号交差点が連続している場合は、渋滞区間に隣接する信号交差点の現示も調査するものとする。また、信号制御方式（定周期制御、感應制御）についても調査を行う。

(8) 渋滞原因調査

受託人は、(3)～(7)の調査結果から渋滞原因の分析を行い、その原因を考察するものとする。

(9) 集計整理

受託人は、(3)～(8)の調査結果を渋滞調査マニュアルに従って集計整理するものとする。

(10) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(11) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-10 調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第6節 駐車場調査**5-2-12 駐車場調査の区分**

駐車場調査は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 駐車場施設実態調査
- (2) 駐車原単位調査

5-2-13 駐車場施設実態調査**1. 業務目的**

駐車場施設実態調査は、対象地域における有効かつ効率的な駐車場整備を図るために、駐車場施設の位置、規模、形態などを把握し、今後の駐車場の計画、建設などについての基礎資料を得ることを目的とする。

2. 業務内容

駐車場施設実態調査の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、1-1-12 **業務計画書**第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 調査対象駐車場の抽出

受託人は、対象地域の駐車場について「**全国道路街路交通情勢調査実施要綱駐車場調査（調査編）**」（国土交通省、以下（**駐車場調査要綱**）という。）に示される対象駐車場を抽出するものとする。

(3) 駐車場施設実態調査

受託人は、調査対象駐車場に調査員を派遣し、駐車場施設に関する調査を実施するものとする。調査の内容と方法は駐車場調査要綱の基準によるものとする。

(4) 集計整理

受託人は、駐車場調査要綱に示される方法に準じ、個別の駐車場施設のデータを整理するとともに、ブロック別及び形態（時間貸し、月極め、専用、その他）別に箇所数、駐車容量等を集計整理するものとする。

(5) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-10 調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

5-2-14 駐車原単位調査

1. 業務目的

駐車原単位調査は、対象地域の一部町丁目を対象に行う駐車場施設実態調査結果を用いて、対象地域全域の駐車場施設状況を把握することにより、対象地域における有効的かつ効率的な駐車場整備のための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 業務内容

駐車原単位調査の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を確認し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 資料の準備

受託人は、原単位を設定するための資料として、以下の資料を準備するものとする。

1) 都市計画図

2) 住宅地図

(3) 調査実施町丁目の抽出

受託人は、原単位を設定するための町丁目を抽出するものとする。その内容と方法は、駐車場調査要綱において示される内容及び方法に準ずるものとする。

(4) 用途地域群面積の計測

受託人は、調査実施町丁目の各用途地域群の面積を、駐車場調査要綱において示される方法に準じて計測するものとする。

(5) 駐車場施設実態調査

受託人は、駐車場施設実態調査について、**5-2-13 駐車場施設実態調査**第2項の(3)に準ずるものとする。

(6) 原単位の設定

受託人は、駐車場調査要綱において示される方法に準じて、用途地域群別の駐車場施設の原単位を設定するものとする。

(7) 地区内の駐車場施設状況

受託人は、駐車場調査要綱において示される方法に準じて、駐車場施設実態調査を実施していない地区の駐車場施設状況を算出するものとする。

(8) 照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づき、照査を実施するものとする。

(9) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、**1-2-10 調査業務及び計画業務の成果**に準じて報告書を作成するものとする。

第7節 成果品

5-2-15 成果品

受託人は、表5-2-1に示す成果品を作成し、**1-1-17 成果品の提出**に従い2部納品するものとする。

表 5-2-1 交通現況調査成果品一覧表

調 査 種 別	成 果 品 項 目
交 通 量 調 査	調査報告書
	調査データ集計結果
速 度 調 査	調査報告書
	調査データ集計結果
起 終 点 調 査	調査報告書
	マスターファイル
交 通 渋 滞 調 査	調査報告書
	調査データ集計結果
駐 車 場 調 査	調査報告書
	駐車場位置（規模、形態区分）図 調査データ集計結果

第3章 道路網・路線計画

第1節 道路網・路線計画の種類

5-3-1 道路網・路線計画の種類

道路網・路線計画の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 現況調査
- (2) 交通量推計調査
- (3) 道路網・路線計画

第2節 現況調査

5-3-2 現況調査

1. 業務目的

現況調査は、**設計図書**に基づく対象地域において、道路網・路線整備計画策定において必要な交通状況の現況及び将来動向を把握することを目的とする。

2. 業務内容

現況調査の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受託人は、以下に示す関連資料を収集整理するものとする。

- 1) 人口、経済動向指標
- 2) 土地利用状況
- 3) 道路交通現況
- 4) 交通施設整備状況
- 5) 関連開発計画及び事業
- 6) 現況自動車OD交通流動
- 7) その他必要な資料

(3) 実態調査

受託人は、収集した関連資料だけで道路交通の特性把握を十分に行うことが出来ない場合には、監督員の**指示**により必要項目の実態調査を行うものとする。

(4) 道路交通の特性分析

受託人は、収集した関連資料の整理及び実態調査等を通して、対象地域の現況及び道路交通特性を明らかにするとともに、現況道路交通の問題点について整理を行うものとする。

(5) 照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、**1-2-10 調査業務及び計画業務の成果**に準じて報告書を作成するものとする。

第3節 交通量推計調査

5-3-3 交通量推計調査

1. 業務目的

交通量推計調査は、**設計図書**に示す対象道路または道路網について、自動車交通の現況及び将来OD表をもとに、交通量の推計を行うことを目的とする。

2. 業務内容

交通量推計調査の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、1-1-12 **業務計画書**第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に提出するものとする。

(2) 交通量配分用データの作成

受託人は、交通現況調査及び将来道路網計画に基づき、地域に適した交通量配分用データを作成するものとする。

1) OD表

使用するOD表は、**設計図書**に基づき作成するものとする。

2) ゾーニング

対象道路網に即した地域の大きさにゾーンを統合或いは分割し、併せてOD表の集約または分割を行うものとする。

3) 交通量配分道路網の作成

対象地域の現況及び将来道路網をもとに、交通量配分ケースに応じた交通量配分用のネットワークデータを作成する。

(3) 交通量配分

受託人は、**設計図書**に基づき、**指示**された交通量配分手法により配分計算を行うものとする。

1) 配分計算

配分計算は、以下に示す項目について**設計図書**に基づき、配分計算を行うものとする。

なお、配分計算の精度の**確認**のために、現況配分を行い、現況交通量とのチェックを行うものとする。

① 目標年度

② 配分ケース

③ OD分割数

2) 集計整理

評価項目を集計整理するものとする。

3) 配分結果の整理

配分結果をもとに、**設計図書**もしくは**指示**された項目について整理分析し、整備計画の基本条件の整理を行うものとする。

① 区間交通量

② 路線別地区別混雑度

③ 通過交通量等

④ 総走行台キロ

⑤ その他

(4) 照査

受託人は、1-1-8 **照査技術者及び照査の実施**に基づき、照査を実施するも

のとする。

(5) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-10 調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 基礎統計書（人口，保有台数等）
- (2) 都市計画マスタープラン等
- (3) 「全国道路街路交通情勢調査」国土交通省・自動車起終点調査編
- (4) 現況・将来OD表及び関連道路ネットワークデータ
- (5) 一般交通量調査
- (6) 都市計画図

第4節 道路網・路線計画

5-3-4 道路網・路線計画

1. 業務目的

道路網・路線計画は、対象地域の土地利用計画、開発計画、環境保全計画等を踏まえ、道路網あるいは特定路線の整備計画を立案することを目的とする。

2. 業務内容

道路網・路線計画の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、1-1-12 業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に提出するものとする。

(2) 整備計画案の検討

受託人は、以下の整備計画案についての事項を検討するものとする。

1) 整備計画の位置づけと機能

道路網・路線整備計画の検討では、計画対象地域において果たすべき役割と機能を明確にするものとする。

2) 整備代替案の交通量検討

受託人は、**設計図書**に基づき、整備代替案を設定し、各代替案の交通量検討を行うものとする。

3) 計画道路の機能

交通量検討の結果をもとに、計画道路の機能を把握、設定するものとする。

(3) 整備計画案の選定

受託人は、交通需要、安全性、経済性、施工性及び沿道環境等を総合的に評価し、最適な整備案を選定するものとする。

(4) 道路整備効果評価

受託人は、**設計図書**に基づき選定対象となる整備案に対し、道路整備効果評価を行うものとする。

(5) 整備計画の策定

受託人は、最適整備案について、以下に示す事項についてとりまとめ整備計画とするとともに、必要に応じて道路平面図を作成するものとする。

1) 道路の機能

2) 道路の種級区分

3) 整備計画道路平面図(1/50,000程度)

特定路線の整備を対象とする場合に作成するものとする。

(6) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-10 調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第5節 成果品

5-3-5 成果品

受託人は、表5-3-1に示す成果品を作成し、1-1-17 成果品の提出に従い2部納品するものとする。

表 5-3-1 道路網・路線計画成果品一覧表

調査種別	調査項目	成果品項目	縮尺
現況調査	報告書	交通現況調査査	—
	図面	交通現況図	適宜
交通量推計調査	報告書	交通量推計調査	—
	図面	現況・将来道路網図	適宜
		リンクデータ図	適宜
		配分ゾーン図	適宜
		現況・将来交通量図	適宜
道路網・路線計画	報告書	道路網・路線計画	—
	図面	道路網・路線計画図	1:25,000 または 1:50,000

第4章 道路設計

第1節 道路設計の種類

5-4-1 道路設計の種類

道路設計の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 道路
- (2) 歩道（自転車歩行車道を含む）
- (3) 平面交差点
- (4) 立体交差点
- (5) 道路休憩施設
- (6) 一般構造物

第2節 道路設計

5-4-2 道路設計の区分

1. 道路設計の区分

道路設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 道路概略設計 [(A)、(B)]
- (2) 道路予備設計 (A)
- (3) 道路予備修正設計 (A)
- (4) 道路予備設計 (B)
- (5) 道路予備修正設計 (B)
- (6) 道路詳細設計

5-4-3 道路概略設計

1. 業務目的

道路概略設計は、1-2-6 設計業務の内容第2項に示す業務を、設計図書に基づいて検討し、事業を実施しようとする最適の路線を選定することを目的とする。

本業務は使用する地形図の種類により以下に細分される。

- (1) 概略設計 (A) は地形図(縮尺 1/5,000)をもとに行う設計をいう。
- (2) 概略設計 (B) は地形図(縮尺 1/2,500)をもとに行う設計をいう。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を**確認**し、1-1-12 計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、設計図書に示す予定路線の当該計画地域における地形、地質、地物、植生、用排水、土地利用状況及び文化財の把握・**確認**を行うものとする。

なお、現地調査（測量、地質調査、交通量調査）を必要とする場合は、受託人はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に**報告**し、**指示**を受けるものとする。

(3) 路線選定

受託人は、当該地域の自然、社会的条件並びにコントロール物件を考慮し、設計条件に適合した可能と思われる比較案（3案を基本とする）の路線を選定する。路線選定に際し、路線の平面線形、縦断線形は主要構造物（トンネル、橋梁、函渠、擁壁、土工構造物等）、連絡等施設を考慮して計画し、監督員と**協議**の上、最適路線を選定するものとする。

(4) 主要構造物計画

受託人は、路線計画上、平面・縦断的コントロールとなる主要構造物（鉄道・道路との交差、渡河地点）について、現地踏査、文献資料等から形式の選定を行い、概略設計図を作成するものとする。

(5) 設計図

受託人は、本条1.（3）項で規定の比較路線それぞれについて、以下の設計図面を作成するものとする。

1) 路線図

市販地図に用途地域及び主要コントロール物件を図示し、比較路線を含めた計画路線を記入するものとする。

2) 平面図

地形図に当該地域の社会的、自然的、文化的、コントロール要因を明示し、路線（曲線要素）、主要構造物、連絡等施設並びに縦断線形要素を記入するものとする。

また、監督員の**指示**により比較路線を記入するものとする。

3) 縦断図

図面に、交差道路、鉄道、河川等の名称を記入し、主要構造物（トンネル、橋梁、函渠）について寸法、形状、形式が判るように明示する。

計画高は、地形図の縮尺 1/5,000 及び 1/2,500 に対し各々 100m 及び 50m 毎、並びに主要点に対し明記するものとする。

4) 標準横断図

道路幅員、道路構造の代表的な横断形状箇所を選定し作成する。

5) 横断図

縦断計画を行った同一点及び地形の変化点について横断図を作成する。

この時、路面の片勾配は考慮しないものとする。

(6) 関係機関との**協議**資料作成

受託人は、**設計図書**に基づき、関係機関との**協議**用資料・説明用資料を作成するものとする。

(7) 概算工事費

受託人は、比較案それぞれに対し、**1-2-11 設計業務の成果**の（5）に基づき概算工事費を算定するものとする。

なお、概算用地補償費の算定もあわせて行うものとする。

(8) 照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの**確認**を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、

地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの**確認**を行う。

2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件(地下埋設物等)などが設計に反映されているかの**確認**を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(9) 報告書作成

受託人は、設計業務の成果として、**1-2-11 設計業務の成果**に準じて**報告書**を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 計画の経緯

2) 計画地域の現況及び将来計画のまとめ

3) 計画条件検討経緯及びその結果

4) 当該計画地域の社会的、自然的、文化的、コントロール要因の説明

5) 比較路線の選定経緯と最適路線の計画概要及び今後の課題

6) その他留意事項

3. 貸与資料

発注者が受託人に貸与する資料は、下記を標準とする。

(1) 地形図(縮尺 1/5,000または1/2,500)

(2) 地質調査成果一式

5-4-4 道路予備設計 (A)

1. 業務目的

道路予備設計 (A) は、概略設計によって決定された路線について、**1-2-6 設計業務の内容**第3項に示す業務の内、平面線形、縦横断線形の比較案を策定し、施工性、経済性、維持管理、走行性、安全性及び環境等の総合的な検討と橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、概略形式、基本寸法を計画し、技術的、経済的判定によりルートを中心線を決定することを目的とする。

なお、**設計図書**に基づき中心線座標の計算を行うものとする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、現地踏査について、**5-4-3 道路概略設計**第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 路線選定

受託人は、路線選定に際し、路線の平面線形、縦断線形は、主要構造物(トンネル、橋梁、函渠、擁壁、土工構造物等)の位置、概略形式、基本寸法等を考慮して計画するものとする。

(4) 設計図

受託人は、以下の設計図を作成するものとする。

1) 路線図

市販地図等に路線、主要構造物、コントロールポイント、連絡等施設等を記入するものとする。

2) 平面図

航測地形図に社会的、自然的、文化的要素並びにコントロール物件を明示し、路線の平面線形（半径、緩和曲線パラメータ）、縦断線形要素（縦断勾配、理論変換点での標高、勾配、縦断曲線長、縦断曲線半径）、構造物（橋梁、高架、トンネル、函渠、管渠、擁壁、特殊法面、等）の位置、形式、基本寸法等及び連絡等施設を記入するものとする。

この他、付替道路、付替水路、側道、用排水溝等も記入するものとする。

なお、用排水は流向も明示するものとする。

3) 縦断図

縦断図の縮尺は、20m毎の測点及び主要点について計画高を記入するものとする。また、交差道路、鉄道、河川等の名称も記入する。この他各種構造物（橋梁、高架、トンネル、函渠、管渠）の位置（測点）、形式、基本寸法も表示するものとする。

4) 標準横断図

道路幅員、道路構造の代表的な横断形状箇所を選定し作成する。

5) 横断図

横断図は、縦断計画を行った同一地点について作成する。擁壁、特殊法面、土工構造物等については、現地踏査並びに過去の実施例等を参考に計画するものとする。また、盛土・切土の法勾配についても道路土工指針等を参考に標準的な勾配を採用するものとする。

6) 主要構造物計画図

延長50m以内の橋梁・トンネル等の主要構造物について、現地踏査を基に、標準設計や既応の資料を参照し、位置、形式、基本寸法を計画し、一般構造物図を作成するものとする。また、延長50mを超える主要構造物及び擁壁、特殊土工構造物で標準設計以外の特殊な形式、規模のものを計画する場合は、**設計図書**に基づき、一般構造物図を作成するものとする。

(5) 関係機関との協議資料作成

受託人は、**協議**資料作成について、5-4-3 道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(6) 概算工事費

受託人は、比較案それぞれに対し、1-2-11 設計業務の成果の(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

なお、概算用地補償費の算定もあわせて行うものとする。

(7) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査項目は、5-4-3 道路概略設計第2項の(8)に準ずるものとする。

(8) 報告書作成

受託人は、設計業務の成果として、**1-2-11 設計業務の成果**に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 道路概略設計成果一式
- (2) 地質調査成果一式
- (3) 地形図(縮尺 1/1,000)

5-4-5 道路予備修正設計 (A)

1. 業務目的

道路予備修正設計 (A) は、道路予備設計 (A) の業務完了後に、発注者において変更が生じた場合、道路予備設計 (A) の成果に基づき、道路予備設計 (A) と同一水準の業務を行うことを目的とする。

なお、業務内容については**設計図書**に基づき実施するものとする。

2. 業務内容

受託人は、業務の内容について、**5-4-4 道路予備設計 (A)** 第2項に準ずるものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 道路概略設計成果一式
- (2) 道路予備設計 (A) 成果一式
- (3) 地質調査成果一式
- (4) 地形図 (縮尺1/1,000)

5-4-6 道路予備設計 (B)

1. 業務目的

道路予備設計 (B) は、道路予備設計 (A) 或は同修正設計により決定された中心線に基づいて行われた実測路線測量による実測図を用いて、**1-2-6 設計業務の内容**第3項の業務のうち、図上での用地幅杭位置を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、設計に必要な現地状況を把握するために、現地踏査を行う。現地踏査に当たっては、現地での交差道路、用排水系統等の現地状況の**確認**及び道路予備設計 (A)、或は同修正設計で計画されている構造物の位置等の基本的事項の把握を行うものとする。

なお、現地調査(測量、地質調査、交通量調査)を必要とする場合は、受託人はその理由を明らかにし、調査事項について監督員に**報告**し、**指示**を受けるものとする。

(3) 縦断設計

受託人は、既存資料及び現地踏査に基づいて、平面線形との組合わせ、橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、形式、基本寸法を考慮のうえ縦断線形を設計するものとする。

(4) 横断設計

受託人は、実測横断図を用い、地質調査結果に基づき土層線を想定し、法面勾配と構造を決定し、道路の横断構成、側道、水路等を設計するものとする。

(5) 道路付帯構造物設計

受託人は、一般構造物〔擁壁（小構造物を除く）、函渠、特殊法面保護工、落石防止工等をいう。〕及び、管渠（応力計算が必要なもの）、溝橋、大型用排水路（幅2mまたは高さ1.5mを超えるもの）、地下道、取付道路（延長10m以上）側道、階段工（高さ3m以上）等について、**設計図書**に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする。

なお、一般構造物は、**設計図書**に基づき、**5-4-23 一般構造物予備設計**に準ずるものとする。

(6) 小構造物設計

受託人は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず、標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ2m未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅2m以下かつ高さ1.5m以下）、集水桝、防護柵工、取付道路（延長10m未満）、階段工（高さ3m未満）等の位置、形式、基本寸法等を決定するものとする。

(7) 用排水設計

受託人は、既存資料及び現地踏査の結果に基づいて用排水系統の計画、流量計算を行い、用排水構造物を設計する。特に現地における既設の関連用排水現況、将来計画等を十分把握して適切な設計を行うものとする。使用する用排水構造物は、標準設計図集を参照するものとする。

(8) 設計図

受託人は、以下の設計図を作成するものとする。

1) 路線図

市販地図等に路線、主要構造物、コントロールポイント、連絡等施設等を記入するものとする。

2) 平面図

実測平面図を用い、設計した縦断・横断の成果及び橋梁、トンネル等の主要構造物等、計画した全ての構造物を記入するものとする。

3) 縦断図

実測縦断図を用い、計画した縦断線形に基づき20m毎の測点、主要点及び地形の変化点等の計画高計算を行い作成する。縦断図には主要構造物及び道路横断構造物を記入するものとする。

4) 標準横断図

切土、盛土等の断面について代表的な横断形状の箇所を選定し作成する。

5) 横断図

実測横断図を用い、標準として20m毎の測点について横断設計に基づき作成する。土層別の土量、法長及び幅杭等、必要な事項を記入するものとする。

6) 一般図作成

一般構造物（函渠、擁壁等）は、**設計図書**に基づき、**5-4-23 一般構造物予備設計**の規定に準じて一般図を作成するものとする。

(9) 関連機関との**協議**資料作成

受託人は、**協議**資料作成について、**5-4-3 道路概略設計**第2項の（6）に準ずるものとする。

(10) 用地幅杭計画

受託人は、縦断・横断・道路付帯構造物・小構造物及び用排水設計に基づき用地幅杭位置を求めるものとする。

(11) 概算工事費

受託人は、**1-2-11 設計業務の成果**の（5）に基づき概算工事費を算定するものとする。

なお、概算用地補償費の算定もあわせて行うものとする。

(12) 照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査項目は、**5-4-3 道路概略設計**第2項の（8）に準ずるものとする。

(13) **報告書**作成

受託人は、設計業務の成果として、**1-2-11 設計業務の成果**に準じて**報告書**を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 計画の概要
- 2) 地域の現況及び関連**協議**資料
- 3) 各種検討の経緯とその結果
- 4) 設計計算書
- 5) 概算事業費
- 6) 用地幅杭調書
- 7) その他必要事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計（A）、同修正設計成果一式
- (2) 地質調査成果一式
- (3) 測量成果一式

5-4-7 道路予備修正設計（B）

1. 業務目的

道路予備修正設計（B）は、道路予備設計（B）が完了後の業務完了後に、発注者において変更が生じた場合、受託人は**設計図書**に基づき道路予備設計（B）の成果に基づき、道路予備設計（B）と同一水準の業務を行うことを目的とする。

2. 業務内容

受託人は、業務内容について、**5-4-6 道路予備設計（B）**第2項に準ずるものとする。

なお、縦断設計を除くものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計（B）成果一式
- (2) 地質調査成果一式
- (3) 測量成果一式

5-4-8 道路詳細設計

1. 業務目的

道路詳細設計は、道路予備設計（B）、或は同修正設計（B）で確定した中心線位置、用地幅杭位置に基づき、1-2-6 設計業務の内容第4項に示す業務を行い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

なお、予備設計で確定すべき要件が確定されていない場合、或は変更の必要がある場合は、設計図書に示された設計を行うものとする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を**確認**し、1-1-12 業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、設計に必要な現地状況を把握するために現地踏査を行う。現地踏査では、予備設計で計画されている構造物等の位置、交差または付替道路、用排水系統等について**確認**するとともに、当該設計箇所における地形、地質、地物、植生、土地利用状況等についても**確認**を行うものとする。

(3) 平面・縦断設計

受託人は、平面設計について、実測平面図を用い道路予備設計（B）、或は同修正設計により決定された線形の再**確認**及び必要に応じた細部検討を行うものとする。縦断設計は、実測縦断図を用い橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、形式、基本寸法を考慮のうえ縦断線形を決定し、20m毎の測点及び主要点を標準とする測点について計画高計算を行うものとする。

(4) 横断設計

受託人は、実測横断図を用い、地質調査結果に基づき土層線を想定し、法面勾配と構造を決定し、道路横断の詳細構造を設計するものとする。

(5) 道路付帯構造物設計

受託人は、一般構造物〔擁壁（小構造物を除く）、函渠、特殊法面保護工、落石防止工等をいう。〕及び、管渠（応力計算が必要なもの）、溝橋、大型用排水路（幅2m超かつ延長100m超）、地下道、取付道路（幅3m超かつ延長30m超）側道、階段工（高さ3m以上）等については、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする（照明施設は除く）。

なお、一般構造物は、設計図書に基づき、5-4-24 一般構造物詳細設計に準ずるものとする。

(6) 小構造物設計

受託人は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図

集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ2m未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅2m以下または延長100m以下）、集水桝、防護柵工、取付道路（幅3m以下または延長30m未満）、階段工（高さ3m未満）等を設計するものとする。

なお、必要に応じ展開図の作成するものとする。

（7）仮設構造物設計

受託人は、構造計算、断面計算または流量計算等を必要とする仮設構造物については、**設計図書**に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計し、施工計画書、図面及び数量計算書を作成するものとする。

（8）用排水設計

受託人は、既存資料及び現地踏査の結果に基づいて用排水系統の計画、流量計算、用排水構造物の形状等について設計を行い排水系統図を作成する。特に現地における既設の関連用排水現況、将来計画との整合を考慮して設計を行う。使用する用排水構造物は「標準設計図集（建設省）及び工事共通構造物（名古屋市）」を参照する。用排水系統図には、自然流下の用排水路については流水方向と施工高さを記入するものとする。

（9）舗装工設計

受託人は、**設計図書**に示される交通条件をもとに、基盤条件、環境条件、走行性、維持管理、経済性（ライフサイクルコスト）等を考慮し、「舗装種別選定の手引き」（公益社団法人日本道路協会R3.12舗装）に示されたチェックシート等を参考にアスファルト舗装／コンクリート舗装等を比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。

なお、舗装厚等については、工事共通構造物（名古屋市）を参照する。

（10）施工計画

受託人は、**設計図書**に基づき経済的かつ合理的に工事の費用を予定するために必要な施工計画を行うものとする。

（11）設計図

受託人は、以下の設計図を作成する。

なお、工事発注に際して留意すべき設計条件等は図面に記載するものとする。

1）路線図

市販地図等に路線、主要構造物、コントロールポイント、連絡等施設等を記入するものとする。

2）平面図

実測平面図を用い、設計した縦断・横断の成果及び橋梁、トンネル等の主要構造物等、計画した全ての構造物を記入するものとする。

3）縦断図

実測縦断図を用い、計画した縦断線形に基づき20m毎の測点、主要点及び地形の変化点等の計画高計算を行い作成する。縦断図には主要構造物及び道路横断構造物を記入するものとする。

4）標準横断図

切土、盛土等の断面について代表的な形状箇所を選定し作成する。標準横断図には、幅員構成、舗装構成、法面保護工、道路付帯構造物、小構造物等の必要事項を記入するものとする。

5) 横断図

横断図は実測横断図を用い、横断設計に基づいて設計する。横断図には、土層別の土量及び法長等、必要な事項を記入する。

6) 土積図

上段に縦断図を作成し、下段に土積曲線を記入するものとする。

7) 詳細図

標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。

(12) 数量計算

受託人は、**1-2-11 設計業務の成果**の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(13) 照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの**確認**を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの**確認**を行う。
- 2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件(地下埋設物等)などが設計に反映されているかの**確認**を行う。
- 3) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(14) 報告書作成

受託人は、設計業務の成果として、**1-2-11 設計業務の成果**に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 計画の概要
- 2) 各種検討の経緯とその結果
- 3) 設計計算書(排水計算、設計計算等)
- 4) その他必要事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計(B)成果一式
- (2) 道路予備修正設計(B)成果一式
- (3) 地質調査成果一式
- (4) 測量成果一式
- (5) 関連構造物設計成果一式(橋梁、トンネル等)

第3節 歩道設計(自転車歩行者道を含む)**5-4-9 歩道設計の区分**

歩道設計は、以下の区分により行うものとする。

1. 歩道詳細設計

5-4-10 歩道詳細設計

1. 業務目的

歩道詳細設計は、現道の路側に歩道新設もしくは改築する場合の設計を行い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、1-1-12 **業務計画書**第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、**設計図書**に基づいた設計範囲における歩道の状況（建築物、他道路、排水系統、用地境界、地形など沿道周辺）の状況を把握、**確認**を行うものとする。

(3) 平面設計

受託人は、実測平面図に基づき、車道部または車道端に合わせ、構造物、水路、排水流向などについて、その断面、位置、取合いなど、必要なもの全ての設計を行うものとする。

(4) 縦断設計

受託人は、実測縦断により、20m毎の測点及び変化点について、路面高さ及び車道高さと整合を図り、歩道計画高を設計するものとする。

(5) 横断設計

受託人は、実測横断図に基づき、縦断図と同一地点において、道路中心線の計画高または現道高さより先に決定または与条件として与えられた幅員に対し、水路、縁石、側溝などの位置、取合い及び幅杭位置等を横断計画に必要な全ての構造物を設計するものとする。

(6) 道路付帯構造物設計

受託人は、道路付帯構造物設計について、**5-4-8 道路詳細設計**第2項の(5)に準ずるものとする。

(7) 小構造物設計

受託人は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ2m未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅2m以下または高さ1.5m以下）、集水桝、防護柵工、取付道路（延長10m未満）、階段工（高さ3m未満）等を設計するものとする。

なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。

(8) 用排水設計

受託人は、用排水設計について、**5-4-8 道路詳細設計**第2項の(8)に準ずるものとする。

(9) 設計図

受託人は、実測図（平面図、縦横断図）を基に以下の図面を作成するものとする。

1) 平面図

実測平面図に基づいて、車道部または車道端の線形に合わせて小構造物、側溝類、用地幅杭、排水流向、構造物の名称、延長など記入する。

2) 縦断面図

実測縦断面図に基づき、決定された計画高について測点及び変化点毎に縦断面勾配、計画高さ、交差道路、道路横断構造物を記入する。

3) 標準横断面図

切土、盛土等の断面について代表的な形状箇所を選定し作成する。標準横断面図には、幅員構成、舗装構成、法面保護工、道路付帯構造物、小構造物等の必要事項を記入するものとする。

4) 横断面図

実測横断面図に基づいて、歩道幅員、歩道構造及び用地幅杭位置などの寸法を記入する。

5) 詳細図

標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。

(10) 数量計算

受託人は、1-2-11 設計業務の成果の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(11) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査項目は 5-4-8 道路詳細設計第2項の(12)に準ずるものとする。

(12) 報告書作成

受託人は、設計業務の成果として、1-2-11 設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 地質調査成果一式
- (2) 測量成果一式

第4節 平面交差点設計

5-4-11 平面交差点設計の区分

平面交差点設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 平面交差点予備設計
- (2) 平面交差点詳細設計

5-4-12 平面交差点予備設計

1. 業務目的

平面交差点予備設計は、道路予備設計で検討された平面図及び縦横断面図を用いて、設計図書に基づいた設計条件で、交差点形状について、決定することを目的とする。

2. 業務内容

- (1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、**設計図書**に示された設計範囲における現道状況、現況現示、用排水路及び系統、沿道状況等の把握、**確認**を行う。

なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合、受託人はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に**報告し指示**を受けるものとする。

(3) 平面・縦断設計

受託人は、交差点形状について2案の比較案の検討と交差点間隔、平面交差点付近の線形（視距、曲線半径、縦断線形等）など、主に幾何構造上について検討を行うものとする。

(4) 横断設計

受託人は、横断設計について、20m毎を標準として道路設計条件によって、標準部、右・左折部、変速車線部の設計を行うものとする。

(5) 交差点容量・路面表示

受託人は、交差点容量について、**設計図書**に基づき与えられた交通量（時間別・方向別）に対し、最適現示及び飽和度を計算する。また、路面表示については変速車道部、右・左折部の矢印、横断歩道、停止線、車両の軌跡等の検討も行うものとする。

(6) 設計図

受託人は、以下の設計図を作成するものとする。

1) 交差点位置図

市販地図等に設計する交差点の位置、コントロールとなる地物情報等を記入するものとする。

2) 平面図

平面設計に基づいて、交差点部の滞留長、変速車線部、右・左折部、横断歩道、停止線、矢印など路面表示を含めて記入する。

3) 縦断図

縦断設計に基づいて、縦断勾配、測点及び変化点毎の計画高、及び交差道路、道路横断構造物等を記入する。

4) 標準横断図

本線部、滞留車線、すり付車線部などについて作成する。

5) 横断図

横断設計に基づいて、縦断図と同一点及び本線、変速車線、滞留車線、すり付車線部などについて作成する。

(7) 関係機関との**協議**資料の作成

受託人は、**協議**資料作成について、**5-4-3 道路概略設計**第2項の（6）に準ずるものとする。

(8) 数量計算

受託人は、**1-2-11 設計業務の成果**の（4）に基づき数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(9) 概算工事費

受託人は、比較案それぞれに対し **1-2-11 設計業務の成果**の（５）に基づき概算工事費を算定するものとする。

なお、概算用地補償費の算定もあわせて行うものとする。

(10) 照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査項目は、**5-4-3 道路概略設計**第２項の（８）に準ずるものとする。

(11) 報告書作成

受託人は、設計業務の成果として、**1-2-11 設計業務の成果**に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- １）設計条件
- ２）計画の経緯
- ３）現示、飽和度の計算
- ４）その他留意事項

３．貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- （１）地質調査成果一式
- （２）地形図（縮尺1/500）
- （３）交通量関係の資料

5-4-13 平面交差点詳細設計

１．業務目的

平面交差点詳細設計は、実測図の成果を用い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

なお、予備設計で確定すべき条件が確定されていない場合、或は変更の必要がある場合は、**設計図書**に基づき設計を行うものとする。

２．業務内容

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第２項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、現地踏査について、**5-4-12 平面交差点予備設計**第２項の（２）に準ずるものとする。

なお、現地調査以降の記述については省略するものとする。

(3) 平面・縦断設計

受託者は、交差点形状など、その後の**協議**によって変更された最新の情報で行う。導流路、隅切停止線の位置、横断歩道の設置など考慮し行うものとする。

(4) 横断設計

受託人は、横断設計した交差点の中心線の計画高に基づいて、標準部、右・

左折部、変速車線部等を20m毎の測点及び主要点について設計を行うものとする。

(5) 交差点容量・路面表示

受託人は、交差点容量・路面表示について、5-4-12 平面交差点予備設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(6) 道路付帯構造物設計

受託人は、道路付帯構造物設計について、5-4-8 道路詳細設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(7) 小構造物設計

受託人は、小構造物設計について、5-4-8 道路詳細設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(8) 用排水設計

受託人は、用排水設計について、5-4-8 道路詳細設計第2項の(8)に準ずるものとする。

(9) 設計図

受託人は、実測図(平面図、縦横断図)を基に以下の設計図を作成するものとする。

1) 交差点位置図

市販地図等に路線、主要構造物、コントロールポイント、連絡等施設等を記入するものとする。

2) 平面図

平面設計に基づいて、交差点部の滞留長、変速車線部、右・左折部、横断歩道、停止線、矢印など路面表示を含めて記入する。

3) 縦断図

縦断設計に基づいて、縦断勾配、測点及び変化点毎の計画高、及び交差道路、道路横断構造物等を記入する。

4) 標準横断図

本線部、滞留車線、すり付車線部などについて作成する。

5) 横断図

横断設計に基づいて、縦断図と同一点及び本線、変速車線、滞留車線、すり付車線部などについて作成する。

6) 詳細図

標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。

(10) 数量計算

受託人は、1-2-11 設計業務の成果の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(11) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査項目は、5-4-8 道路詳細設計第2項の(13)に準ずるものとする。

(12) 報告書作成

受託人は、設計業務の成果として、1-2-11 設計業務の成果に準じて報告書

を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 平面交差点予備設計成果一式
- (2) 測量成果一式
- (3) 地質調査成果一式
- (4) 交通量関係の資料

第5節 立体交差設計

5-4-14 立体交差設計の区分

1. 立体交差設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) ダイヤモンド型 I C 予備設計
- (2) ダイヤモンド型 I C 詳細設計
- (3) トランペット・クローバー型 I C 予備設計
- (4) トランペット・クローバー型 I C 詳細設計

5-4-15 ダイヤモンド型 I C 予備設計

1. 業務目的

ダイヤモンド型 I C 予備設計は、道路予備設計（A）で検討された資料に基づき、縮尺1/1,000の地形図を用いて、平面交差点における円滑な交通処理のために卓越する方向の交通流、もしくは卓越する交通流に最も大きい影響を与える交通流を、他の交通流から立体的に分離する方法を、計画地点周辺の地形、地物の現況、全体的な地域計画、交通量と交通容量を考慮し、ダイヤモンド型 I C の基本的な構造を検討し、ランプ平面線形及び施設の規模を確定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、1-1-12 業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、**設計図書**に示す設計範囲を現地踏査し、地形、地物等設計に必要な現地の状況を把握する。

なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、受託人はその理由を明らかにし調査内容について監督員に**報告**し、**指示**を受けるものとする。

(3) 平面・縦断設計

受託人は、現地踏査で把握した基本的事項、道路予備設計資料等に基づいて、当該設計に最も適したランプの中心線を設計するものとする。縦断設計は20m毎の測点、地形変化点の地盤高を地形図から読み取り、制約条件を満足する縦断線形を設計するものとする。

(4) 横断設計

受託人は、横断設計について、20m毎の測点、地形変化点の地盤高を地形図から読み取り、道路の横断構造を設計するものとする。

(5) 交差点容量・路面表示

受託人は、交差点容量・路面表示について、**5-4-12 平面交差点予備設計**第2項の（5）に準ずるものとする

（6）設計図

受託人は、以下の設計図を作成するものとする。

1）平面図

平面図は、設計した縦断、横断の成果及び橋梁、高架橋等の主要構造物等、計画した全ての構造物及び変更車線、ノーズ位置、平面線形要素などを記入する。

2）縦断図

縦断図は、20m毎の測点及び主要点について計画高を記入するものとする。

3）横断図

本線の中心線に基づき、20m毎の測点に対して横断図を作成する。標準横断図は、当該設計区間の本線、ランプ、ノーズ部、立体交差流入部等の各々について作成するものとする。

4）主要構造物計画図

延長50m以内の橋梁・トンネル等の主要構造物について、現地踏査を基に、標準設計や既応の資料を参照し、位置、形式、基本寸法を計画し、一般構造物図を作成するものとする。また、橋長50mを超える主要構造物及び擁壁、特殊土工構造物で標準設計以外の特殊な形式、規模のものを計画する場合は、**設計図書**に基づき、一般構造物図を作成するものとする。

（7）関係機関との協議資料作成

受託人は、関係資料作成について、**5-4-3 道路概略設計**第2項の（6）に準ずるものとする。

（8）数量計算

受託人は、**1-2-11 設計業務の成果**の（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

（9）概算工事費

受託人は、数量計算書により **1-2-11 設計業務の成果**の（5）に基づき、概算工事費を算定するものとする。

（10）照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査項目は、**5-4-3 道路概略設計**第2項の（8）に準ずるものとする。

（11）報告書作成

受託人は、設計業務の成果として、**1-2-11 設計業務の成果**に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1）設計条件

2）計画の経緯

3）位置及び施設の規模

4）概算工事費

5）その他留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計（A）成果品一式
- (2) 地質調査成果品一式
- (3) 地形図（縮尺：1/1,000）
- (4) 交通量関係の資料

5-4-16 ダイヤモンド型 I C 詳細設計

1. 業務目的

ダイヤモンド型 I C 詳細設計は、道路詳細設計、ダイヤモンド型 I C 予備設計、路線測量、設計協議及び地質調査等の資料に基づき、縮尺1/500 の地形図で工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、1-1-12 業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、設計図書に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視による確認を行い、詳細設計に必要な現地状況、予備設計及び設計協議で計画されている構造物の位置、交差または付替導水路、用排水系統等の基本的事項を把握するものとする。

(3) 平面・縦断設計

受託人は、現地踏査で把握した基本的事項、設計協議、ダイヤモンド型 I C 予備設計資料等に基づいて、当該設計に最も適したランプ中心線及び縦断線形20m毎の測点及び主要点について設計するものとする。

(4) 横断設計

受託人は、横断設計について、設計したランプ等の中心線の計画高に基づいて、道路の横断構造、水路及び用地幅等を20m毎の測点及び主要点について設計するものとする。

(5) 道路付帯構造物設計

受託人は、道路付帯構造物設計について、5-4-8 道路詳細設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(6) 小構造物設計

受託人は、小構造物設計について、5-4-8 道路詳細設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(7) 用排水設計

受託人は、用排水設計について、5-4-8 道路詳細設計第2項の(8)に準ずるものとする。

(8) 交差点容量・路面表示

受託人は、交差点容量・路面表示について、5-4-12 平面交差点予備設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(9) 設計図

受託人は、実測図（平面図・縦横断図）を基に以下の設計図を作成するものとする。

1) 平面図

平面図は、設計した縦断、横断の成果及びランプ橋など、主要構造物、小構造物等計画した全ての構造物を記入するものとする。

2) 縦断図

縦断図は、実測縦断図を用い、設計した縦断線形に基づき計画高の計算を行い作成するものとする。また、縦断図には主要構造物及び道路構造物を記入するものとする。

3) 標準横断図

標準横断図は、当該設計区間の本線、ランプ、ノーズ部分、立体交差流入部等について作成するものとする。

4) 横断図

横断図は、横断設計に基づいて図面作成を行うものとする。

5) 詳細図

標準設計図集以外の小構造物の作成をするものとする。

(10) 数量計算

受託人は、1-2-11 設計業務の成果の（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(11) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査項目は、5-4-8 道路詳細設計第2項の（13）に準ずるものとする。

(12) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-11 設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

2) 各種検討の経緯とその結果

3) その他留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

(1) 道路詳細設計報告書成果品一式

(2) ダイヤモンド型 I C 予備設計報告書成果品一式

(3) 地質調査成果品一式

(4) 測量成果品一式

(5) 交通量関係の資料

5-4-17 トランペット・クローバー型 I C 予備設計

1. 業務目的

トランペット・クローバー型 I C 予備設計は、道路予備設計で検討された資料

に基づき、縮尺 1/1,000 の地形図を用いて交差接続する道路相互の種別及び級別、計画地点周辺の地形、地物の現況、全体的な地域計画、交通量と交通容量、設計速度を考慮し、インターチェンジの基本的な構造を検討し、ランプ平面線形及び施設の規模を確定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、1-1-12の業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、現地踏査について、5-4-15 **ダイヤモンド型 I C 予備設計**第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 平面・縦断設計

受託人は、平面・縦断設計について、5-4-15 **ダイヤモンド型 I C 予備設計**第2項の(3)に準ずるものとする。ただし、縦断設計については地盤高を地形図から読み取る間隔を10m毎の測点にする。

(4) 横断設計

受託人は、横断設計について、5-4-15 **ダイヤモンド型 I C 予備設計**第2項の(4)に準ずるものとする。ただし、地盤高を地形図から読み取る間隔を10m毎の測点とする。

(5) 交差点容量・路面表示

受託人は、交差点容量・路面表示について、5-4-12 **平面交差点予備設計**第2項の(5)に準ずるものとする。

(6) 設計図

受託人は、設計図について、5-4-15 **ダイヤモンド型 I C 予備設計**第2項の(6)に準ずるものとする。

(7) 関連機関との協議資料作成

受託人は、**協議**資料作成について、5-4-3 **道路概略設計**第2項の(6)に準ずるものとする。

(8) 数量計算

受託人は、1-2-11 **設計業務の成果**の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(9) 概算工事費

受託人は、数量計算書により 1-2-11 **設計業務の成果**の(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(10) 照査

受託人は、1-1-8 **照査技術者及び照査の実施**に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査項目は、5-4-3 **道路概略設計**第2項の(8)に準ずるものとする。

(11) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-11 **設計業務の成果**に準じて**報告書**を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計成果品一式
- (2) 地質調査成果品一式
- (3) 地形図（縮尺：1/1,000）
- (4) 交通量関係の資料

5-4-18 トランペット・クローバー型 I C 詳細設計

1. 業務目的

トランペット・クローバー型 I C 詳細設計は、道路詳細設計、トランペット・クローバー型 I C 予備設計、路線測量、設計協議及び土質調査等の資料に基づき、縮尺 1/500 程度の地形図で工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、1-1-12の業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、現地踏査について、5-4-16 ダイヤモンド型 I C 詳細設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 平面・縦断設計

受託人は、現地踏査で把握した基本的事項、設計協議、トランペット・クローバー型 I C 予備設計資料等に基づいて、当該設計に最も適したランプ中心線及び縦断線形10m毎の測点及び主要点について設計を行うものとする。

(4) 横断設計

受託人は、設計したランプ等の中心線の計画高に基づいて道路の横断構造、水路及び用地幅等を10m毎の測点及び主要点について設計するものとする。

(5) 道路付帯構造物設計

受託人は、道路付帯構造物設計について、5-4-8 道路詳細設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(6) 小構造物設計

受託人は、小構造物設計について、5-4-8 道路詳細設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(7) 用排水設計

受託人は、用排水設計について、5-4-8 道路詳細設計第2項の(8)に準ずるものとする。

(8) 交差点容量及び路面表示

受託人は、交差点容量及び路面表示について、5-4-12 平面交差点予備設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(9) 設計図

受託人は、設計図について、5-4-16 ダイヤモンド型 I C 詳細設計第2項の(9)に準ずるものとする。ただし、3) 標準横断図を以下に、読み替えるものとする。3) 標準横断図は、当該設計区間の本線、ランプ、ノーズ部分、変

速車線、トールゲートの中心、通り抜け車道等について作成するものとする。

(10) 数量計算

受託人は、1-2-11 設計業務の成果の（４）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(11) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査項目は、5-4-8 道路詳細設計第2項の（13）に準ずるものとする。

(12) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-11 設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 道路詳細設計成果品一式
- (2) トランペット・クローバー型 I C 予備設計成果品一式
- (3) 地質調査成果品一式
- (4) 測量成果品一式
- (5) 交通量関係の資料

第6節 道路休憩施設設計

5-4-19 道路休憩施設設計の区分

1. 道路休憩施設設計は、以下の区分より行うものとする。

- (1) 道路休憩施設予備設計
- (2) 道路休憩施設詳細設計

5-4-20 道路休憩施設予備設計

1. 業務目的

道路休憩施設予備設計は、設計図書に基づくその計画位置において周辺状況、地形状況などより、その施設形状、レイアウト、交通流、交差点など利用者の利便性を配慮し、施設の基本的な規模を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、1-1-12 計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、設計図書に基づいた設計範囲における地形、地質、地物、沿道、土地利用などの状況把握、確認を行う。

なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、受託人はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 平面・縦断設計

受託人は、設計計画より整理された基本的事項等に基づいて、休憩施設の規模、施設の配置、ランプ線形、縦断線形、交差点計画（右・左折車線、滞留車

線等) など設計するものとする。

(4) 横断設計

受託人は、横断設計について、5-4-15 **ダイヤモンド型 I C 予備設計**第2項の(4)に準ずるものとする。

(5) 小構造物設計

受託人は、小構造物設計について、5-4-6 **道路予備設計 (B)** 第2項の(6)に準ずるものとする。

(6) 設計図

受託人は、以下の設計図を作成するものとする。

1) 平面図

平面図は、施設配置・規模・平面線形要素・排水路流向など記入する。

2) 縦断面図

縦断面図は、ランプ、道路等の中心線に基づき、地形図から各測点及び地形の変化点の地盤高を読み取り、縦断設計された計画高に従って縦断勾配、計画高、切盛土高さなど明示する。

3) 標準横断面図

標準横断面図は、本線、変速車線、ノーズ部分、施設部等各々について作成するものとする。

4) 横断面図

横断面図は、設計されたランプ、道路等の中心線に基づき、地形図から各測点及び地形の変化点の地盤高を読み取り、縦断設計に基づいて横断構成、幅員、水路、舗装など明示する。

(7) 関係機関との**協議**資料作成

受託人は、**協議**資料作成について、5-4-3 **道路概略設計**第2項の(6)に準ずるものとする。

(8) 概算工事費

受託人は、土工数量、園地面積、舗装面積、各施設規模など算定する。

なお、受託人は1-2-11 **設計業務の成果**の(5)に従い、概算工事費を算定するものとする。

(9) 照査

受託人は、1-1-8 **照査技術者及び照査の実施**に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの**確認**を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの**確認**を行う。
- 2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件(地下埋設物等)などが設計に反映されているかの**確認**を行う。
- 3) 基本条件のもとで、選定結果について施設としての妥当性を照査し**確認**する。
- 4) 設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(10) **報告書**作成

受託人は、業務の成果として、**1-2-11 設計業務の成果**に準じて**報告書**を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 計画の経緯
- 3) 沿道開発状況整理
- 4) 諸施設規模根拠
- 5) その他留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 地質調査成果品一式
- (2) 地形図（縮尺1/1,000）
- (3) 道路予備設計成果品一式

5-4-21 道路休憩施設詳細設計

1. 業務目的

道路休憩施設詳細設計は、予備設計で決定されたランプ及び施設規模（施設配置、駐車ます等）について、**設計図書**に基づいた設計条件で工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・**報告書**を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、現地調査について、**5-4-20 道路休憩施設予備設計**第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 平面・縦断設計

受託人は、現地調査で把握・**確認**した基本的事項、設計**協議**、サービスエリア予備設計資料等に基づいて、当該設計に最も適したランプ中心線及び縦断線形20m毎の測点及び主要点について設計するものとする。

(4) 横断設計

受託人は、横断設計について、設計したランプ等の中心線の計画高に基づいて道路の横断構造、水路及び用地幅等を20m毎の測点及び主要点について設計するものとする。

(5) 道路付帯構造物設計

受託人は、道路付帯構造物設計について、**5-4-8 道路詳細設計**第2項の(5)に準ずるものとする。

(6) 小構造物設計

受託人は、小構造物設計について、**5-4-8 道路詳細設計**第2項の(6)に準ずるものとする。

(7) 用排水設計

受託人は、用排水設計について、**5-4-8 道路詳細設計第2項の（8）**に準ずるものとする。

（8）設計図

受託人は、以下の設計図を作成するものとする。

1）平面図

平面図に記入する事項は、平面線形要素、用地幅、用排水路流向、各施設配置、規模など記入する。

2）縦断面図

実測縦断面図に基づき、縦断勾配（ランプ）、計画高、道路本線との取合など記入する。

3）標準横断面図

標準横断面図は、本線、変速車線、ノーズ部分、施設部等各々について作成するものとする。

4）横断面図

実測横断面図に基づき、横断勾配（施設内、道路部）、水路、用地幅杭など記入する。

5）詳細図

標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。

（9）数量計算

受託人は、**1-2-11 設計業務の成果の（4）**に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

（10）照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査項目は、**5-4-8 道路詳細設計第2項の（13）**に準ずるものとする。

（11）報告書作成

受託人は、業務の成果として、**1-2-11 設計業務の成果**に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1）設計条件

2）計画の経緯

3）諸施設規模決定根拠

4）その他留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

（1）道路休憩施設予備設計成果品一式

（2）道路詳細設計成果品一式

（3）地質調査成果品一式

（4）測量成果品一式

第7節 一般構造物設計

5-4-22 一般構造物設計の種類と区分

1. 一般構造物設計は以下の区分により行うものとする。
 - (1) 一般構造物予備設計
 - (2) 一般構造物詳細設計
 - (3) 落石防護柵詳細設計
 - (4) 一般構造物基礎工詳細設計

5-4-23 一般構造物予備設計

1. 業務目的

道路設計に伴い新たに一般構造物を新設する場合、地形・地質・立地条件等の基本条件と整合を図り、構造的・施工性・維持管理・経済性の観点から、以下に示す構造物毎に構造形式の比較検討を行い、最適形式と基本構造諸元を決定することを目的とする。

なお4)の覆工に関して、受託人は**設計図書**により与えられる対象の覆工と荷重の規模に基づき実施するものとする。また、発注者は2)の擁壁・補強土工・U型擁壁及び、3)法面工に関して、スベリ安定解析が必要となる場合にはその旨を監督員に**報告**すると共に、**指示**を受けるものとする。

- 1) 門型ラーメン・箱型函渠
- 2) 擁壁・補強土工、U型擁壁
- 3) 法面工（場所打ち法枠、アンカー付き場所打ち法枠、吹付法枠工、アンカー付吹付法枠工、コンクリート吹付、張ブロック）
- 4) 覆工（ロックシェッド、スノーシェッド、スノーシェルター）

2. 業務内容

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、1-1-12 **業務計画書**第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、道路設計業務と分離して本条の業務を実施する場合には、**設計図書**の**指示**により、その設計範囲の地形や立地条件を目視により**確認**し、周辺状況を把握するものとする。

なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、受託人はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に**報告**し、**指示**を受けるものとする。

(3) 設計条件の確認

受託人は、**設計図書**に示された道路の幾何構造、荷重条件等設計施工上の基本条件について**確認**を行うと共に、関係機関との対外**協議**の既往資料及び貸与資料を当該設計用に整理し、その内容に疑義ある場合及び不足資料がある場合は、監督員に**報告**し、**指示**を受けるものとする。

(4) 比較形式選定

受託人は、比較形式の選定に当たって、既存資料の中から現地状況、基本条件に対して適当と思われる形式を抽出し、技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて監督員と**協議**の上、比較案3案を選定するものとする。

(5) 概略設計計算

受託人は、比較形式各案の構造形状を想定し、主要点の概略応力（最大曲げモーメント、せん断力、軸力）や概略安定計算を行うものとする。

(6) 基礎工検討

受託人は、本体工の比較3案に対して、既成杭の中から適応すると思われる1案選定し、概略安定・応力検討を行うものとする。受託人は、その他の基礎工の検討に当たっては、監督員に提案し、指示を受けてこれを行うものとする。

(7) 概略設計図

受託人は、上記までの検討結果に基づき、比較3案について概算数量を算出するべく下記の概略設計図を作成する。概略設計図は構造全体概要図を作成するものであり以下の内容について記載するものとする。

- 1) 側面図
- 2) 平面図
- 3) 断面図
- 4) 主要点高さ
- 5) 交差条件
- 6) 建築限界
- 7) 設計条件（使用材料、許容応力度、荷重条件）

(8) 関係機関との協議資料作成

受託人は、協議資料作成について、5-4-3 道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(9) 概算工事費

受託人は、(7)で作成した概略設計図に基づき比較3案の概略数量を算定し、1-2-11 設計業務の成果の(5)に従い、概算工事費を算定するものとする。

(10) 比較一覧表の作成

受託人は、比較3案に関する検討結果をまとめ、比較一覧表を作成するものとする。比較一覧表には概略設計図より断面図を記入し、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境について、得失及び問題点を記述し、各比較案の評価を行い最適構造形式を明示するものとする。

(11) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に位置、取り合い（道路現況構造物）及び地盤条件とその構造物の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(12) 報告書作成

受託人は、設計業務の成果として、1-2-11 設計業務の成果に準じて報告書

を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 道路、鉄道、河川の交差条件
- 3) 構造形式決定経緯と選定理由
- 4) 主要断面の設計計算結果
- 5) 詳細設計に向けての必要な調査、検討事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路設計報告書（概略、予備、詳細設計）
- (2) 地質調査報告書
- (3) 実測平面図・実測縦横断面図
- (4) 対外協議資料

5-4-24 一般構造物詳細設計

1. 業務目的

詳細設計は、予備設計で決定された構造形式について設計図書、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・交差条件・荷重条件・使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書作成することを目的とする。対象とする構造物は以下のとおりであり、発注者は、設計対象工種を設計図書に指示する。

なお、4) 覆工、5) 雪崩予防施設については、受託人は設計図書に基づき与えられた荷重条件に従って業務を行うものとする。

- 1) 函渠工・・・・・・門型ラーメン、箱型函渠
- 2) 擁壁・補強土工・・・・逆T字擁壁、重力式擁壁、U型擁壁、もたれ式擁壁
井桁式擁壁、大型ブロック積擁壁、補強土工
- 3) 法面工・・・・・・場所打ち法枠工、アンカー付き場所打ち法枠工
- 4) 覆工・・・・・・ロックシェッド、スノーシェッド、スノーシェルター
- 5) 雪崩予防施設

2. 業務内容

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、1-1-12 業務計画書第2項示す事項について、業務計画書を作成し監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、道路設計業務と分離して本条の業務を実施する場合には、設計図書により、その設計範囲の地形や立地条件を目視により確認し、周辺状況を把握するものとする。

(3) 設計条件の確認

受託人は、設計条件の確認について、5-4-23 一般構造物予備設計第2項の

(3) に準ずるものとする。

(4) 基礎工設計

受託人は、**設計図書**に基づき、基礎工設計を行うものとする。

(5) 仮設設計

受託人は、**設計図書**に基づき、仮設設計を行うものとする。仮設の土留工の詳細設計は、設計計画、設計計算、設計図、数量計算、照査、**報告書**作成の業務内容を行うものである。

(6) 設計計算

受託人は、予備設計で決定された構造形式の主要構造寸法に基づき、**設計図書**において**指示**された設計条件に従い、安定計算及び断面応力度計算を実施する。また、下記工種は**設計図書**に記載がない限りスベリ安定計算を行うものとする。

なお、これによりがたい場合は、監督員と**協議**するものとする。

- ・もたれ擁壁
- ・井桁式擁壁
- ・大型ブロック積擁壁
- ・補強土工
- ・場所打ち法枠工
- ・アンカー付き場所打ち法枠工

(7) 設計図

受託人は、設計計算から定められた構造形状や応力状態から、本体工の構造一般図、配筋図、詳細図を作成するものとする。

(8) 数量計算

受託人は、**1-2-11 設計業務の成果**の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(9) 照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの**確認**を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの**確認**を行う。
- 2) 一般図を基に位置、取り合い（道路現況構造物）及び地盤条件とその構造物の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び手法が適切であるかの照査を行う。また、架設工法と施工方法の**確認**を行う。
- 4) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(10) **報告書**作成

受託人は、業務の成果として、**1-2-11 設計業務の成果**に準じて**報告書**を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 構造形式決定の経緯と選定理由

- 3) 構造各部の検討内容と問題点
- 4) 主要断面、主要部分の寸法など設計計算の主要結果
- 5) 施工段階での注意事項、検討事項

3. 貸与資料

5-4-23 一般構造物予備設計第3項に準ずるものとする。なお、予備設計成果がある場合にはそれも含むものとする。

5-4-25 落石防護柵詳細設計

1. 業務目的

落石防護柵詳細設計は、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・交差条件・荷重条件・使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、1-1-12 業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、既存法面の検討資料、測量図等の資料を基にした測量内容と範囲、地質状況、周辺状況等を現地で目視等により**確認**するものとする。

(3) 設計条件の**確認**

受託人は、既存資料の内容で採用できる事項と詳細設計で決定する事項を整理し必要な基本事項を検討、決定するものとする。

(4) 設計計算及び設計図

1) 詳細設計

受託人は、決定された設計条件により、落石防護施設について、規模、断面形状、基本寸法等施工に必要な設計を行うものとする。

2) 附属施設の設計

受託人は、**設計図書**に基づき附属施設の設計を行うものとする。

3) 設計計算

受託人は、落石防護施設について必要な安定計算、応力計算を行うものとする。

(5) 仮設設計

受託人は、落石防護施設の施工方法、施工順序等について、現道交通の切り廻し道路幅員が狭い、施工スペースがないなどの現地条件を考慮し、施工計画書を作成するとともに、必要に応じて仮設設計を行うものとする。主には、施工条件、施工方法、施工上の問題点とその整理とする。

(6) 数量計算

受託人は、1-2-11 設計業務の成果の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するもの

とする。

なお、照査項目は、5-4-24 一般構造物詳細設計第2項の（9）に準ずるものとする。

（8）報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-11 設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

5-4-23 一般構造物予備設計第3項に準ずるものとする。

なお、予備設計成果がある場合にはそれも含むものとする。

5-4-26 一般構造物基礎工詳細設計

1. 業務目的

一般構造物基礎工詳細設計は、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・交差条件・荷重条件・使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書作成することを目的とする。

2. 業務内容

（1）設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、1-1-12 計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に提出するものとする。

（2）設計計算

受託人は、基本的に定まった条件のもとで、適切な断面形状を検討し、杭種、杭径、杭長等すべての諸元を決定するものとする。

（3）設計図

受託人は、構造一般図、配筋図、詳細図を作成するものとする。

（4）数量計算

受託人は、1-2-11 設計業務の成果の（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

（5）照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

（6）報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-11 設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

2) 杭種決定の経緯と選定理由

3) 施工段階での注意事項、検討事項

3. 貸与資料

5-4-23 一般構造物予備設計第3項に準ずるものとする。

なお、予備設計成果がある場合にはそれも含むものとする。

第8節 盛土・切土設計

5-4-27 盛土・切土設計の区分

1. 盛土・切土設計は以下の区分により行うものとする。
 - (1) 盛土・切土予備設計
 - (2) 盛土・切土詳細設計

5-4-28 盛土・切土予備設計

1. 業務目的

盛土・切土の設計は、使用目的との適合性・構造物の安定性・施工性・維持管理・経済性の観点から、盛土・切土ごとに構造形式の比較検討を行い、基本構造緒元を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、1-1-12 **業務計画書**第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、道路設計業務と分離して本条の業務を実施する場合には、**設計図書**の指示により、その設計範囲の地形や立地条件を目視により**確認**し、周辺状況を把握するものとする。

なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、受託人はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に**報告**し、**指示**を受けるものとする。

(3) 設計条件の**確認**

受託人は、**設計図書**に示された道路の幾何構造、荷重条件等設計施工上の基本条件について**確認**を行うとともに、関係機関との対外協議の既往資料及び貸与資料を当該設計用に整理し、その内容に疑義ある場合及び不足資料がある場合は、監督員に報告し、**指示**を受けるものとする。

設計に際して要求される性能は、重要度に応じ、連続または隣接する構造物等の要求性能・影響を考慮して選定する。

(4) 概略設計計算（現況解析）

1) 詳細設計

受託人は、計画した盛土・切土について、影響する作用及びこれらの組合せに対して選定した要求性能を満足することを**確認**する。必要に応じて、軟弱地盤技術解析或はのり面安定解析を実施する。

なお、これによりがたい場合は監督員と協議するものとする。選定した要求性能を満足しない場合には、対策工法の概略設計を行う。

(5) 概略設計図

受託人は、上記までの検討結果に基づき下記の概略設計図を作成する。概略設計図は構造全体概略図を作成するものであり、以下の内容について記載するものとする。

1) 横断図

2) 設計条件（使用材料、荷重条件）

(6) 照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているのかの**確認**を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているのかの**確認**を行う。
- 2) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

(7) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、**1-2-11 設計業務の成果**に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目についての解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 道路、鉄道、河川の交差条件
- 3) 主要断面の設計計算結果
- 4) 詳細設計に向けての必要な調査、検討事項

3. 貸与資料

発注者が受託人に貸与する資料は、下記を標準とする。

- 1) 道路設計報告書
- 2) 地質調査報告書
- 3) 実測平面図・実測縦断横断図

5-4-29 盛土・切土詳細設計

1. 業務目的

詳細設計は、予備設計で決定された構造形式について設計図書、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・交差条件・荷重条件・使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、道路設計業務と分離して本条の業務を実施する場合には、設計図書により、その設計範囲の地形や立地条件を目視により**確認**し、周辺状況を把握するものとする。

(3) 設計条件の**確認**

受託人は、設計条件について、**5-4-28 盛土・切土予備設計**第2項の(3)に準ずるものとする。

(4) 設計計算（現況解析）

受託人は、予備設計で決定された構造形式の主要構造寸法に基づき、**設計図書**において指示された設計条件に従い、必要に応じて、以下に示す軟弱地盤技

術解析或はのり面安定解析を実施する。

なお、これに選り難い場合は監督員と**協議**するものとする。

- 1) 盛土 地盤圧密解析（一次元圧密沈下解析）
地盤破壊解析（円弧すべり解析）
地盤変形解析（簡便法或は詳細変形解析）
液状化判定（簡便法或は詳細解析）

- 2) 切土のり面のり面安定解析（すべり解析）

（5）対策工法の選定

軟弱地盤技術解析或はのり面安定解析において、影響する作用及びこれらの組合せに対して選定した要求性能を満足しない場合には、対策工法の選定を行う。計画地点の地質条件及び施工条件に対して適用可能な対策工を抽出し、各工法の特長・経済性・施工性・安全性・周辺への影響などを考慮して、比較検討の対象とする対策工を複数案選定する（一次選定）。

（6）設計計算（対策後解析）

選定された複数案の対策工について、所定の仕様に基づいて施工を実施した場合を想定した軟弱地盤技術解析或はのり面安定解析を行う。解析に際しては、各対策工とも、工種・対策範囲・材料強度・施工数量などパラメータとして各々について1つ或は複数ケースを検討するものとする。必要に応じて、以下に示す軟弱地盤技術解析或はのり面安定解析を実施するが、これによりがたい場合は監督員と**協議**するものとする。

- 1) 盛土 地盤圧密解析（一次元圧密沈下解析）
地盤破壊解析（円弧すべり解析）
地盤変形解析（簡便法或は詳細変形解析）
液状化判定（簡便法或は詳細解析）

- 2) 切土のり面のり面安定解析（すべり解析）

（7）最適工法の決定

各工法の特長・経済性・施工性・安全性・周辺への影響などを考慮して、総合比較検討により最適対策工を決定する（二次選定）。

（8）設計図

受託人は、上記までの検討結果に基づき、設計計算から定められた構造形状や応力状態から、本体工の横断図、平面図、縦断図を作成するものとする。

（9）数量計算

受託人は、**1-2-11 設計業務の成果**の（4）従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

（10）照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているのかの**確認**を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているのかの**確認**を行う。
- 2) 一般図を基に位置、取合い（道路現況構造物）及び地盤条件とその構造物の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、

周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているのかの照査を行う。

3) 設計方針及び手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の**確認**を行う。

4) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

(11) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、**1-2-11 設計業務の成果**に準じて**報告書**を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 構造形式決定の経緯と選定理由
- 3) 構造各部の検討内容と問題点
- 4) 主要断面、主要部分の寸法など設計計算の主要結果
- 5) 施工段階での注意事項、検討事項

3. 貸与資料

5-4-28 盛土・切土予備設計第3項に準ずるものとする。なお、予備設計成果がある場合にはそれも含むものとする。

第9節 調整池設計

5-4-30 調整池設計の区分

1. 調整池設計は以下の区分により行うものとする。

- (1) 調整池予備設計
- (2) 調整池詳細設計

5-4-31 調整池予備設計

1. 業務目的

道路建設による路面排水は、放流先の河川管理者との協議により、開発行為による流出量増加に対し、流出抑制対策として調整池の設置を始動される場合がある。

調整池の設置が必要となった場合に、設計基準、河川条件、立地条件等の基本条件と整合を図り、調整池規模、基本構造緒元を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、現地を踏査し、下水道計画図書、測量、土質調査資料等に基づき、下記事項について把握するものとする。

1) 地形等

用地境界、周囲の状況、地盤高、排水の状況、連絡道路、水道、ガス、

電気の経路等

2) 地質

地質調査資料と現地との関係

3) 関連管渠の位置、形状、管底高

4) 吐口の予定位置

5) 放流先の状況

6) その他設計に必要な事項

(3) 基本事項の検討

受託人は、**設計図書**に示された道路設置構造、河川条件等について**確認**を行うとともに、調整池の設置目的及び必要とする機能、条件を**確認・整理**し、基本緒元の検討を行うものとする。主な検討項目は、次のとおりとする。

1) 基本条件の確認

2) 調整池の構造形式の検討

構造形式について、構造特性、経済性、施工性、耐久性など技術的検討を行う。

3) 配置計画の検討

将来の拡張計画、周辺環境への影響を配慮するとともに、維持管理の方法を検討し施設全体の配置計画の検討を行う。

4) 維持時管理方式の検討

調整池への流入・流出水量の制御方法の検討を行う。

(4) 概略設計図

受託人は、調整池の構造形式の比較案それぞれに対し、全体配置図、一般図を作成するものとする。

全体配置図（平面図）は、地形図に施設全体の配置を記入する。

一般図は、調整池及び基礎工の平面図、断面図とする。なお、寸法の表示は、構造物の主要寸法のみとする。

(5) 関係機関との**協議**用資料作成

受託人は、設計図書に基づき、関係機関との協議用資料・説明資料を作成するものとする。

(6) 概算工事費

受託人は、調整池の構造形式の比較案それぞれに対し、概算工事費を算出するものとする。

(7) 調整池構造形式比較一覧表の作成

受託人は、構造形式比較案に関する検討結果をまとめ、調整池構造形式比較一覧表を作成するものとする。構造形式比較一覧表には、一般図（側面図、基礎工断面図）を記入し、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境について、得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、最適構造形式を明示するものとする。

(8) 照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているのかの**確認**を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、

地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているのかの**確認**を行う。

2) 設計方針、設計基準等の妥当性を確認し、基本設計に反映されているかの照査を行う。

3) 設計計算、設計図、概略工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(7) 報告書作成

受託人は、業務業務の成果として、**1-2-11 設計業務の成果**に準じて**報告書**を作成するものとする。

なお、以下の項目についての解説し、取りまとめて記載した設計概要報告書を作成するものとする。

1) 調整池の構造形式比較案それぞれについての技術的評価

2) 構造形式比較一覧表

3. 貸与資料

発注者が受託人に貸与する資料は、下記を標準とする。

1) 実測平面図（縮尺 1／500）

2) 実測縦横断面図（縮尺 1／100～1／200）

3) 地質調査報告書

5-4-32 調整池詳細設計

1. 業務目的

道路建設における調整池詳細設計は、調整池予備設計で決定された構造形式について設計図書、既存の関連資料および予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・河川条件等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・**報告書**を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

5-4-28盛土・切土予備設計第2項の(1)に準ずるものとする。

(2) 現地踏査

5-4-28盛土・切土予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 基本事項の決定

受託人は、基本設計等の貸与資料、**特記仕様書**及び指示事項に基づき下記の基本事項を決定するものとする。

1) 配置計画

2) 調整池躯体構造形式、基礎形式等の主要寸法

(4) 構造物等の設計

調整池の堤体等に一般構造物の設置が必要となる場合には、**設計図書**に基づき**5-4-24 一般構造詳細設計**に準ずるものとする。

1) 設計条件の設定

受託人は、設計条件、荷重条件、自然・地盤条件、施工条件等の必要項目を設定するものとする。

2) 本體工

受託人は、主要構造物の構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

また、流入・流出管、洪水吐き、排水管について、詳細仕様を定め、配筋図を作成するものとする。

3) 場内整備

受託人は、調整池の敷地内の場内道路、雨水排水等の外構について詳細仕様を決定し、場内整備図を作成するものとする。

また、管理設備機器を設置する上屋の構造について検討し、構造図を作成するものとする。

4) 土工設計

受託人は、掘削、盛土、埋戻し等の土工設計を行い、土工数量根拠図を作成するものとする。

(5) 施工計画

受託人は、設計図書に基づき経済的かつ合理的に工事の費用を予定するために必要な施工計画を行うものとする。

(6) 仮設構造物設計

受託人は、施工計画により必要となる仮排水路、工事用道路等の規模、構造緒元を検討し、設計図書を作成するものとする。

なお、構造計算、断面計算または流量計算を必要とする仮設構造物が必要となる場合には、設計図書に基づき別途仮設構造物設計を行い、図面及び数量計算書を作成するものとする。

(7) 数量計算

受託人は、詳細構造に対して、各工種毎に数量計算書を作成するものとする。

(8) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査事項は5-4-31 調整池予備設計第2項の(8)に準ずるものとする。

(9) 報告書作成

受託人は、設計業務の成果として、1-2-11 設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 構造形式決定の経緯と選定理由
- 3) 構造各部の検討内容と問題点
- 4) 主要断面、主要部分の寸法など設計計算の主要結果
- 5) 施工段階での注意事項、検討事項

3. 貸与資料

発注者が受託人に貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 基本設計報告書
- (2) 実測平面図（縮尺1／500）
- (3) 実測縦横断面図（縮尺1／100～1／200）
- (4) 地質調査報告書

第10節 成果品

5-4-33 成果品

受託人は、表 5-4-1、～ 5-4-8 に示す成果品を作成し、1-1-17 成果品の提出に従い、2部納品するものとする。

表 5-4-1 道路設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	摘要
道路概略設計	平面計画	路線図	1:25,000 ～ 1:50,000	市販地図等
		平面図	1:2,500 または 1:5,000	
	縦断計画	縦断図	V=1:250 ・ H=1:2,500 または V=1:250 ・ H=1:5,000	
	主要構造物計画	一般図	1:500～1:1,000	
	横断計画	標準横断図	1:100～1:200	
		横断図	1:200～1:500	
	概算工事費	数量計算書	—	概略、用地補償の 数量を含む
		概算工事費	—	
	報告書	報告書	—	
道路予備設計（A）及び 道路予備修正	平面計画	路線図	1:25,000 ～ 1:50,000	市販地図等
		平面図	1:1,000	
	縦断計画	縦断図	V=1:100～1:200 H=1:1,000	
	横断計画	標準横断図	1:50または1:100	
		横断図	1:100または1:200	
	主要構造物計画	一般図	1:200～1:500	
	概算工事費	数量計算書	—	用地補償の数量 含む
		概算工事費	—	
	報告書	報告書	—	ルートの決定事項
		中心線座標計算書	—	設計図書による

設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	摘要
道路予備設計 (B)及び 道路予備修正	平面設計	路線図	1:2,500～1:50,000	市販地図等
		平面図	1:1,000	
	縦断設計	縦断図	V=1:100～1:200 H=1:1,000	
	横断設計	標準横断図	1:50 または 1:100	
		横断図	1:100 または 1:200	
	構造物設計	一般図	1:200～1:500	
	用排水設計	用排水系統図	1:1,000	
		流量計算書	—	
	用地幅杭計画	用地幅杭表	—	
	概算工事費	数量計算書	—	用地補償の 数量含む
		概算工事費	—	
	報告書	報告書	—	
道路詳細設計	平面設計	路線図	1:2,500～1:50,000	市販地図等
		平面図	1:500～1:1,000	
	縦断設計	縦断図	V=1:200・H=1:1,000 または V=1:100・H=1:500	地形条件等必要 に応じて縮尺を 変更可 V=1:100 H=1:1,000等
	横断設計	標準横断図	1/50または1/100	
		横断面図	1/100または1/200	
		土積図	縦断図 V=1:400 H=1:2,000 土積図 H=1:2,000 V=1cmを 10,000m ³ または 20,000m ³	適宜
	構造物設計	詳細図	適宜	
	仮設構造物設計	仮設詳細図	適宜	
	用排水設計	用排水系統図	1:500 または 1:1,000	
		詳細図	適宜	特殊形状
		流量計算書	—	
	舗装工設計	舗装工詳細図	適宜	
	数量計算	数量計算書	—	
	報告書	報告書	—	

表 5-4-2 歩道詳細設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
歩道詳細設計	平面・縦断設計	位 置 図	1:2,500～1:50,000	
		平 面 図	1:500	
		縦 断 図	V=1:100 H=1:500	
	横 断 設 計	標 準 横 断 図	1:50または1:100	
		横 断 図	1:100または1:200	用地幅杭位置記入
	構 造 物 設 計	詳 細 図	適 宜	
	用 排 水 設 計	用排水系統図	1:500	
		詳 細 図	適 宜	特殊形状
		流 量 計 算 書	—	
	数 量 計 算	数 量 計 算 書	—	用地幅杭表含む
	報 告 書	報 告 書	—	

表 5-4-3 平面交差点設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
平面交差点予備設計	平面・縦断設計	交差点位置図	1:2,500～1:50,000	市販地図等
		平 面 図	1:200～1:500	
		縦 断 図	V=1:100 H=1:200～1:500	平面図、縦断面を同一図面に作成
	横 断 設 計	標 準 横 断 図	1:50または1:100	
		横 断 図	1:100 または 1:200	
	数 量 計 算 書	数 量 計 算 書	—	概 略
	概 算 工 事 費	概 算 工 事 費	—	
	報 告 書	報 告 書	—	
平面交差点詳細設計	平面・縦断設計	交差点位置図	1:2,500～1:50,000	市販地図等
		平 面 図	1:200～1:500	平面図、縦断面を同一図面に作成
		縦 断 図	V=1:100 H=1:200～1:1,500	
	横 断 設 計	標 準 横 断 面 図	1:50または1:100	
		横 断 図	1:100 または 1:200	
	構 造 物 設 計	詳 細 図	適 宜	
	用 排 水 設 計	用排水系統図	1:200～1:500	
		詳 細 図	適 宜	特殊形状
		流 量 計 算 書	—	
	数 量 計 算 書	数 量 計 算 書	—	
	報 告 書	報 告 書	—	
		信号現示計算書	—	

表 5-4-4 立体交差点成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
ダイヤモンド型IC予備設計 トランプット・クロバー型IC予備設計	平面・縦断設計	交差点位置図	1:2,500~1:50,000	市販地図等
		平 面 図	1:1,000	
		縦 断 図	V=1:100 H=1:1,000	
	横断設計	標準横断図	1:50 または 1:100	
		横 断 図	1:100 または 1:200	
	交差点容量・ 横断設計	交差点平面図	1:500	
	主要構造物計画	一 般 図	適 宜	
	概算工事費	数量計算書	—	概略
		概算工事費	—	
	報 告 書	報 告 書	—	
ダイヤモンド型IC詳細設計 トランプット・クロバー型IC詳細設計	平面・縦断設計	交差点位置図	1:2,500~1:50,000	市販地図等
		平 面 図	1:500	
		縦 断 図	V=1:100 H=1:500	
	横断設計	標準横断図	1:50 または 1:100	
		横 断 図	1:100 または 1:200	
	用排水設計	用排水系統図	1:500	
		詳 細 図	適 宜	特殊形状
		流量計算書	—	
	構造物設計	詳 細 図	適 宜	
	交差点容量・ 横断設計	交差点平面図	1:500	
	数量計算	数量計算書	—	
	報 告 書	報 告 書	—	

表 5-4-5 道路休憩施設設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
道路休憩施設予備設計	平面・縦断設計	計画位置図	1:2,500~1:50,000	市販地図等
		平面図	V=1:1,000	
		縦断図	V=1:200 H=1:1,000	
	横断設計	標準横断図	1:50 または 1:100	
		横断図	1:100 または 1:200	
	構造物設計	一般図	適 宜	
	概算工事費	数量計算書	—	概略
		概算工事費	—	
	報告書	報告書	—	
道路休憩施設詳細設計	平面・縦断設計	計画位置図	1:2,500~1:50,000	市販地図等
		平面図	1:500	
		縦断図	V=1:100 H=1:500	
	横断設計	標準横断図	1:50~1:100	
		横断図	1:100~1:200	
	構造物設計	詳細図	適 宜	
	用排水設計	用排水系統図	1:500	
		詳細図	適 宜	特殊形状
		流量計算書	—	
	数量計算	数量計算書	—	用地幅杭表含む
	報告書	報告書	—	

表 5-4-6 一般構造物設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
予備設計	概略設計図	計画位置図	1:2,500~1:50,000	市販地図等
		構造全体概要図	適 宜	
	概略設計計算	設計計算書	—	
	概算工事費	数量計算書	—	概略
		概算工事費	—	
	報告書	報告書	—	
設計 一般構造物基礎工詳細設計	設計図	計画位置図	1:2,500~1:50,000	市販地図等
		構造一般図	1:100~1:500	
		構造寸法図	1:100~1:500	
		配筋図	1:50~1:100	
		詳細図	適 宜	
	設計計算	設計計算書	—	
	数量計算	数量計算書	—	
	報告書	報告書	—	

表 5-4-7 盛土・切土設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
盛土・切土 予備設計	概略設計図	計画位置図	1:2,500~1:50,000	市販地図等
		構造全体概要図	適 宜	
	概略設計計算	設計計算書	—	
	報 告 書	報 告 書	—	
盛土・切土詳細設計	設 計 図	計画位置図	1:2,500~1:50,000	市販地図等
		平 面 図	1:500	
		縦 断 図	V=1:100 H=1:500	
		標準横断図	1:50または1:100	
		横 断 図	1:100または1:200	
	設計計算	設計計算書	—	
	数量計算	数量計算書	—	
	報 告 書	報 告 書	—	

表 5-4-8 調整池設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
調整池予備設計	概略設計図	計画位置図	1:500~1:2,500	市販地図等
		構造全体概要図	適 宜	
	概略設計計算	設計計算書	—	
	概略工事費	数量計算書	—	概略
		概算工事費	—	
	報 告 書	報 告 書	—	
調整池詳細設計	設 計 図	計画位置図	1:500~1:2,500	市販地図等
		構造一般図	1:10~1:100	
		配 筋 図	適 宜	
		詳 細 図	適 宜	
	設計計算	設計計算書	—	
	数量計算	数量計算書	—	
	報 告 書	報 告 書	—	

第5章 地下構造物設計

第1節 地下構造物設計の種類

5-5-1 地下構造物設計の種類

地下構造物設計の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 地下横断歩道等設計
- (2) 共同溝設計
- (3) 電線共同溝設計

第2節 地下横断歩道等設計

5-5-2 地下横断歩道等設計の区分

地下横断歩道等設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 基本計画
- (2) 予備設計
- (3) 詳細設計

5-5-3 地下横断歩道等基本計画

1. 業務目的

地下横断歩道等の基本計画は、道路設計及び各種調査検討など既存の関連資料を基に、道路、交通状況、沿道状況、周辺の他の事業計画状況、更には地形、地層、地質、地下水状況に基づき、施工性、経済性、機能性、維持管理、安全性、環境等の観点から最適な横断施設の選定を行うことを目的とする。

2. 業務内容

地下横断歩道等基本計画の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、地下横断歩道等の計画地点の概略的な現地踏査を行い、**設計図書**に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視にて**確認**し、道路交通及び沿道歩行者の流れ、地下埋設物、用地条件、工事帯の確保等について、現地状況を**確認**する。

なお、現地調査（測量、土質調査、試掘調査、交通量調査等）を必要とする場合は、受託人はその理由を明らかにし、調査範囲について監督員に**報告**し、**指示**を受けるものとする。

(3) 設計条件の整理・検討

受託人は、**設計図書**に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

主な検討項目

- 1) 各種関連事業計画との整合性の検討
- 2) 道路・交通・沿道状況の検討
- 3) 地形・地質条件の検討
- 4) 周辺環境の検討
- 5) 施工時の検討

(4) 横断施設基本構造の検討

受託人は、横断施設として実現性の高い構造形式について技術的特質、課題を整理し、評価を加えたうえで、監督員と協議のうえ比較案2案（地下式と地上式）を選定するものとする。

なお比較案2案については、以下の項目を検討するものとする。

- 1) 平面線形、縦断線形
- 2) 内空断面の設定
- 3) 構造部材断面の概略形状
- 4) 必要な諸施設の配置設計（昇降施設、付属施設等）
- 5) 概略施工計画は、仮設備、交通処理、近接施工及び埋設物等を考慮して、構造物の施工性について検討する。

(5) 概算工事費

受託人は、比較案のそれぞれに対し、1-2-11 設計業務の成果の（5）に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(6) 比較一覧表の作成

受託人は、比較2案に関する検討結果をまとめ、比較一覧表を作成するものとする。比較一覧表には概略図を記入するほか経済性、施工性、維持管理、環境等について得失及び問題点を列記し、各案の評価を行い、最適案を明示するものとする。

(7) 今後の検討課題の整理

受託人は、次の設計段階において検討、調整等を行うべき重要事項について整理するものとする。

(8) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行いその内容が適切であるかについて照査を行う。特に地質条件及び道路交通、沿道条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。また、設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 2) 比較案の選定に際し、各案の規模、形式、線形、交通処理方法等が適切に選定されているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 最適案の選定に際し、各案の評価が適切であるかの照査を行う。
- 4) 検討図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(9) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-11 設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について、解説し取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 横断施設基本構造の検討結果
- 3) 概略施工計画
- 4) 概略工事費
- 5) 予備・詳細設計での課題点

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 当該地区歩行者交通量実態調査報告書
- (2) 当該地区交通量推計調査報告書
- (3) 地質調査報告書
- (4) 道路現況平面図
- (5) 道路現況縦横断面図
- (6) 道路埋設物件台帳

5-5-4 地下横断歩道等予備設計

1. 業務目的

地下横断歩道等の予備設計は、道路設計及び地下横断歩道等基本計画のほか各種調査検討資料などに基づき、経済性、施工性、供用性、維持管理、安全性、環境等の観点から技術的検討を加え、最適な線形、構造形式、施工法の選定を行うことを目的とする。

2. 業務内容

地下横断歩道等予備設計の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、地下横断歩道等の計画地点の基礎的な現地踏査を行い、**設計図書**に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により**確認**し、道路交通及び沿道歩行者の流れ、出入口等の設置位置、地下埋設物、用地条件、工事帯の確保等について、現地状況を把握するものとする。

なお、現地調査（測量、土質調査、試掘調査、交通量調査等）を必要とする場合は、受託人はその理由を明らかにし、調査範囲について監督員に**報告**し、**指示**を受けるものとする。

(3) 設計条件の整理・検討

受託人は、**設計図書**に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

主な検討項目

- 1) 内空計画
- 2) 線形計画、昇降形式
- 3) 施工・仮設計画
- 4) 道路・交通・沿道状況の検討
- 5) 地形・地質条件の検討
- 6) 各種関連事業計画との整合性の検討
- 7) 附属施設計画
- 8) 出入口及び上屋計画
- 9) 本体及び仮設構造物の設計条件
- 10) 地下埋設物の位置の**確認**

(4) 比較案の選定

受託人は、貸与資料、**指示**事項、現地踏査等に基づき、基本事項の検討結

果を踏まえ、実現性の高い構造形式について技術的特質、課題を整理し、評価を加えたうえで、監督員と**協議**のうえ比較案3案を選定するものとする。

なお比較案3案については、以下の項目を検討するものとする。

- 1) 平面線形、縦断線形、出入口等の配置及び上屋形式と昇降形式
- 2) 内空断面の設定
- 3) 構造部材断面の概略形状
- 4) 必要な諸施設の配置設計（昇降施設、付属施設等）
- 5) 概略施工計画は、仮設備、交通処理、近接施工及び地下埋設物等を考慮して、構造物の施工性について検討する。

(5) 景観検討

受託人は、特記仕様書または数量総括表に定めがある場合には、**設計図書**に基づき、地下横断歩道等の上屋及び内装の概略景観検討を行うものとする。

(6) 概算工事費

受託人は、比較案のそれぞれに対し、**1-2-11 設計業務の成果**の(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(7) 比較一覧表の作成

受託人は、比較案に関する検討結果をまとめ、比較一覧表を作成するものとする。比較一覧表には一般図を記入するほか経済性、施工性、供用性、維持管理、環境等について得失及び問題点を列記し、各案の評価を行い、最適案を明示するものとする。

(8) 関係機関との**協議**資料作成

受託人は、**協議**資料作成について、**5-4-3 道路概略設計**第2項の(6)に準ずるものとする。

(9) 照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの**確認**を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件及び道路交通沿道条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの**確認**を行う。
- 2) 比較案の選定に際し、各案の規模、形式、設置位置、昇降形式等が適切に選定されているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 最適案の選定に際し、各案の評価が適切であるかの照査を行う。また、設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(10) **報告書**作成

受託人は、予備設計業務の成果として、**1-2-11 設計業務の成果**に準じて**報告書**を作成するものとする。

なお、下記の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 比較形式案毎に地下横断歩道等の規模及び形式の選定理由
- 3) 地下道の設置位置、昇降形式、出入口の設置位置及び上屋形式
- 4) 概略施工計画

- 5) 主要材料の概略数量
- 6) 概略工事費
- 7) 構造基本計画図、仮設構造基本計画図、設備基本計画図、必要に応じ杭本数等応力計算の主要結果
- 8) 比較形式毎に将来の維持管理の難易、得失及び安全性、経済性、施工性、供用性等の長短及び問題点、各案の評価及び最適案の選定理由
- 9) 詳細設計での課題点

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 当該地区整備基本計画**報告書**
- (2) 当該地区歩行者交通量実態調査**報告書**
- (3) 地質調査**報告書**
- (4) 道路現況平面図
- (5) 道路現況縦横断面図
- (6) 道路埋設物件台帳

5-5-5 地下横断歩道等詳細設計

1. 業務目的

地下横断歩道等の詳細設計は、予備設計で形式決定された地下横断歩道の構造形式に対して、予備設計で検討された方針及び**設計図書**に示す設計条件、既往の関連資料、地形・地質の状況等に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事の発注に必要な図面・**報告書**を作成することを目的とする。

2. 業務内容

地下横断歩道等詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、1-1-12 **業務計画書**第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、地下横断歩道等の計画地点の詳細な現地踏査を行い、**設計図書**に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により**確認**し、道路交通及び沿道歩行者の流れ、出入口等の設置位置、地下埋設物、用地条件、工事帯の確保等について、現地状況を把握するものとする。

なお、現地調査（測量、土質調査、試掘調査、交通量調査等）を必要とする場合は、受託人はその理由を明らかにし、調査範囲について監督員に**報告**し、**指示**を受けるものとする。

(3) 設計条件の整理・検討

受託人は、**設計図書**に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき、設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

主な検討項目

- 1) 設置位置の**確認**
- 2) 内空及び構造形式
- 3) 線形計画、昇降形式
- 4) 地質及び地下水位の条件

- 5) 周辺の環境条件
 - 6) 地下占用物件の位置**確認**
 - 7) 道路交通条件
 - 8) 連結部、出入口部、上屋形式及び防水・ジョイント形式
 - 9) 本体及び仮設構造物の設計条件
 - 10) 仮設・補助工法を含む施工計画
 - 11) 液状化判定
 - 12) 耐震計算手法の検討
 - 13) 近接構造物及び地下埋設物への影響
 - 14) 附属施設
- (4) 本体設計
- 1) 平面・縦断線形設計

受託人は、発注者から貸与された道路線形計算書、平面及び縦断線形図等に基づき、当該構造物の必要箇所について詳細に線形計算を行い、平面及び縦断座標を求めるものとする。
 - 2) BOX部

受託人は、BOX部について、必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとし、タイル張り及び吹き付けなどの標準的な内装仕上げの設計を行うものとする。
 - 3) 出入口部

受託人は、出入口部について、必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとし、階段、斜路（階段付き）の昇降方式の設計及びタイル張り及び吹き付けなどの標準的な内装仕上げの設計を行うものとする。
 - 4) 連結部

受託人は、出入口部と連結部について、必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとしタイル張り及び吹き付けなどの標準的な内装仕上げの設計を行うものとする。
 - 5) 基礎

受託人は、基礎地盤の調査結果により基礎の種類及び形状を決定するものとする。

なお、基礎形式として杭基礎を採用する場合は、杭基礎の杭種、杭径比較も含めて実施するものとする。
- (5) 景観検討
- 受託人は、特記仕様書または数量総括表に定めのある場合は、**設計図書**に基づき、地下横断歩道の上屋及び内装のデザインを立案し、比較検討の結果から採用案の選定行うものとする。
- (6) 附属施設設計
- 受託人は、給排水設備、照明設備、防犯設備、案内誘導施設、電気等の附属施設について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとする。
- 設計は、施設配置設計図、系統図を作成し、使用機器の種類を決定し、工種毎に数量計算を行うものとする。
- (7) 上屋設計
- 受託人は、出入口部それぞれの上屋について、「立体横断施設技術基準・同解説」による標準的な形式について各詳細寸法を決定し、図面及び数量計算

書を作成するものとする。

(8) 施工計画

受託人は、以下の内容について、必要な計画を記載した施工計画書を作成するものとする。

- 1) 工事実施にあたっての交通処理、地下埋設物の処理、安全対策、経済性施工性などに応じて施工方法を決定する。
- 2) 施工に必要な、土留工、仮締切工、路面復工における仮設構造物について安定計算及び断面計算を行い図面及び数量計算書を作成するものとする。
- 3) 施工方法、仮設構造物設計に応じた工程計画を決定する。

(9) 設計図

受託人は、地下横断歩道の位置図、一般図、構造一般図、躯体構造詳細図、基礎構造の詳細設計図等を作成するものとする。

(10) 数量計算

受託人は、**1-2-11 設計業務の成果**の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(11) 関係機関との協議資料作成

受託人は、**協議**資料作成について、**5-4-3 道路概略設計**第2項の(6)に準ずるものとする。

(12) 照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの**確認**を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件及び道路交通、沿道条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの**確認**を行う。
- 2) 一般図を基に地下横断歩道等の規模、形式、設置位置、昇降形式等と設計基本条件及び関連事業計画との整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、施工方法、交通切廻方法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。また、本体、上屋及び附属施設それぞれの取り扱いについて整合性の照査を行う。

(13) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、**1-2-11 設計業務の成果**に準じて**報告書**を作成するものとする。

なお、下記の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 地下横断歩道等の規模及び形式の選定理由
- 3) 地下道の設置位置、昇降形式の選定理由
- 4) 特に考慮した事項
- 5) 道路の交差条件、コントロールポイント
- 6) 本体及び必要に応じ杭基礎について主要断面及び応力度の総括

- 7) 主要材料、工事数量の総括
- 8) 施工段階での注意事項、検討事項の記載

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 地下横断歩道予備設計報告書
- (2) 当該地区整備基本計画報告書
- (3) 当該地区歩行者交通量実態調査報告書
- (4) 地質調査報告書
- (5) 道路実測平面図
- (6) 道路実測縦横断面図
- (7) 道路埋設物件台帳

第3節 共同溝設計

5-5-6 共同溝設計の区分

共同溝設計は、次の区分により行うものとする。

- (1) 共同溝基本検討
- (2) 開削共同溝予備設計
- (3) 開削共同溝詳細設計

5-5-7 共同溝基本検討

1. 業務目的

共同溝基本検討は、道路設計及び各種調査検討資料など既存の関連資料をもとに、共同溝整備位置の地形、地層、地質、地下水状況、更には道路、交通状況、沿道状況、他の事業計画状況などに基づき、施工性、経済性、機能性、維持管理、安全性、環境等の観点から最適な基本形状及び施工方法の選定を行うことを目的とする。

2. 業務内容

共同溝基本検討の業務内容は、下記のとおりとする。

- (1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。
- (2) 現地踏査

受託人は、共同溝計画地点の現地踏査を行い、**設計図書**に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により**確認**し、地形、地質などの自然状況、沿道、交差物件、道路、交通、用地条件などの周辺状況を把握し、合わせて交通処理、施工ヤードなど施工性について基本検討において必要となる基礎的な現地状況を把握するものとする。

なお、現地調査（測量、試掘調査、地下埋設物レーダー探査、交通量調査等）を必要とする場合は、受託人はその理由を明らかにし、調査範囲について監督員に**報告**し、**指示**を受けるものとする。
- (3) 設計条件の整理・検討

受託人は、**設計図書**に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき、設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

主な検討項目

- 1) 一般部断面計画
 - 2) 線形計画
 - 3) 工法検討
 - 4) 交通処理計画
 - 5) 工事工程計画
 - 6) 各種関連事業計画との整合性の検討
 - 7) 支障する交差物件（河川、鉄道等）条件の検討
 - 8) 占用物件
- (4) 比較案の選定
- 受託人は、貸与資料、**指示事項**、現地踏査等に基づき、基本事項の検討結果を踏まえ、比較案の選定を行うものとする。
- なお、各比較案については、以下の項目を検討するものとする。
- 1) 一般部の断面形状
 - 2) 線形計画
- 受託人は、線形の主要素となる箇所を設定し、概略の線形を計画するものとする。特殊部、排水ピット、換気口等の位置、形状については考慮しないものとする。
- 3) 工法検討
- 受託人は、既往資料、実績をもとに以下の項目について検討する。
- ① 開削工法（山留工法）現場打共同溝・プレキャスト共同溝
 - ② シールド工法（シールド機種）
 - ③ 推進工法（河川、鉄道等を下越しするためのシールド工法以外の工法）
 - ④ その他の特殊工法
- 4) 交通処理計画
- 受託人は、一般部及び立坑部における基本的交通処理について設定するものとする。
- 5) 工事工程計画
- 受託人は、既往の資料、実績等に基づき、施工の手順及び工期について設定するものとする。
- (5) 概算工事費
- 受託人は、比較案のそれぞれに対し、**1-2-11 設計業務の成果**の（5）に基づき、概算工事費を算定するものとする。
- (6) 工法比較一覧表の作成
- 受託人は、工法比較案に対する検討結果をまとめ、工法比較一覧表を作成するものとする。工法比較一覧表には、施工性、経済性、機能性、工事工程、環境等について、得失及び問題点を列記し、各工法比較案の評価を行い、最適工法案を明示するものとする。
- (7) 今後の検討課題等の整理
- 受託人は、次の設計段階において検討、調整等を行うべき重要事項について整理するものとする。
- (8) 関係機関との**協議**資料作成
- 受託人は、**協議**資料作成について、**5-4-3 道路概略設計**第2項の（6）に準ずるものとする。
- (9) 照査
- 受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づくほか、下記に示す事

項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの**確認**を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件及び道路交通、沿道条件、他の事業計画については、設計の目的に対応した情報が得られているかの**確認**を行う。
- 2) 比較案の選定に際し、各案の規模、形式、線形、交通処理方法等が適切に選定されているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 最適案の選定に際し、各案の評価が適切であるかの照査を行う。また、設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 検討図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(10) 報告書作成

受託人は、基本検討業務の成果として、**1-2-11 設計業務の成果**に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 工法比較案毎の整理事項
 - ・選定理由
 - ・構造規模と決定要因
 - ・線形の決定要因
 - ・施工検討結果
 - ・概略数量
 - ・概略工事費
- 3) 工法比較案毎に施工性、経済性、機能性、工事工程、環境への影響等の長短及び問題点、各案の評価及び最適工法案の選定理由

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 道路設計関連資料
- (2) 当該共同溝関連調査・検討資料
- (3) 測量成果
- (4) 地質調査資料
- (5) 交通量調査資料
- (6) 地下埋設物調査資料

5-5-8 開削共同溝予備設計

1. 業務目的

開削共同溝予備設計は、道路設計及び共同溝基本検討のほか各種調査検討資料など既存の関連資料をもとに、共同溝整備位置の地形、地層、地質、地下水状況、更には道路、交通状況、沿道状況、他の事業計画状況などに基づき施工性、経済性、機能性、維持管理、安全性、環境等の観点から構造形式、線形、施工方法について総合的な技術検討を行い、最適な構造、線形、施工方法の選定を行うことを目的とする。

2. 業務内容

開削共同溝予備設計の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、現地踏査について、**5-5-7 共同溝基本検討**第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 設計条件の整理・検討

受託人は、**設計図書**に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき、設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

主な検討項目

- 1) 内空断面計画
- 2) 線形計画
- 3) 施工・仮設計画（交通処理計画等）
- 4) 地層・地質・地下水条件の検討
- 5) 道路・交通・沿道状況の検討
- 6) 各種関連事業計画との整合性の検討
- 7) 特殊検討箇所への検討
- 8) 近接構造物との関連
- 9) 排水等共同溝内付帯設備
- 10) 交差物件及び地下埋設物の**確認**・整理
- 11) 収納物件の取付支持方法

(4) 内空断面設計

受託人は、内空断面の計画にあたり、各公益事業者の指定する収容物件、収容条件、分岐条件などを検討し、適正な内空基本寸法を計画したうえで一般部断面設計を行う。その際、監督員が**指示**した場合、各公益事業者と相互打ち合わせを行い決定事項を**確認**するものとする。

(5) 平面・縦断線形設計

- 1) 受託人は、線形の主要素となる箇所を**確認**設定し、線形の概略を計画するものとする。
- 2) 受託人は、特殊部、換気口部の位置を計画する際には監督員が**指示**した場合、各公益事業者との打合せを踏まえ、現地状況、関連事業、将来計画などを考慮して、検討を行うものとする。

(6) 換気・排水設計

- 1) 受託人は、換気計画に際し、本設計区間外の状況も考慮して、適正な配置、位置を計画するものとする。
- 2) 受託人は、排水計画に際し、可能な限り排水施設を集約させ、縦断計画との関係を考慮して計画するものとする。

(7) 仮設構造物設計

受託人は、次の項目を検討し、施工計画、仮設工法の概略を検討するものとする。

- 1) 交通処理
- 2) 山留工法
- 3) 覆工の有無
- 4) 補助工法の必要性及び対策

- 5) 特殊箇所の施工方法
- 6) 支障埋設物件の整理
- (8) 概算工事費

受託人は、主要工種に対し、1-2-11 設計業務の成果の(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。
- (9) 関係機関との協議資料作成

受託人は、協議資料作成について、5-4-3 道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。
- (10) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

 - 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件及び道路交通、沿道条件、他の事業計画については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
 - 2) 一般図を基に共同溝の規模、形式、線形、仮設工法と交通処理方法等が適切に選定されているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
 - 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
 - 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。
- (11) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-11 設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、下記の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

 - 1) 設計条件
 - 2) 内空の計画経緯及び決定要因
 - 3) 線形の計画経緯及び決定要因
 - 4) 換気・排水の計画経緯及び決定要因
 - 5) 施工方法の経緯及び決定要因
 - 6) 本体一般部構造基本計画図
 - 7) 仮設一般部構造基本計画図
 - 8) 概略数量・概略工事費
 - 9) 詳細設計での課題点

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 道路設計関連資料
- (2) 当該共同溝関連調査・基本検討成果
- (3) 測量成果
- (4) 地質調査資料
- (5) 交通量調査資料
- (6) 地下埋設物調査資料（移設または防護方法等に関する調整結果含む）

5-5-9 開削共同溝詳細設計

1. 業務目的

開削共同溝詳細設計は、予備設計で決定された基本事項、**設計図書**に示された設計条件、既往の関連資料、共同溝施工位置の地形・地質、沿道の条件等に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

共同溝詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 全体設計

1) 現地踏査

受託人は、共同溝計画地点の現地踏査を行い、**設計図書**に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により**確認**し、地形・地質など自然状況、沿道、交差物件、道路、交通、用地条件などの周辺状況を把握し、合わせて交通処理、施工ヤードなど施工性の判断に必要な基礎的な現地状況を把握するものとする。

2) 設計条件の整理・検討

受託人は、**設計図書**に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき、設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行う。

主な検討項目

- ① 一般部・特殊部・換気口部の内空形状、設置位置の検討
- ② 平面、縦断線形の検討
- ③ 地層・地質・地下水条件の検討
- ④ 周辺の環境条件
- ⑤ 道路交通条件
- ⑥ 継手構造及び防水構造の検討
- ⑦ 本体及び仮設構造物の設計断面・条件の設定
- ⑧ 換気・排水計画の検討
- ⑨ 仮設、補助工法を含む施工方法の検討
- ⑩ 液状化の判定
- ⑪ 耐震計算手法の検討
- ⑫ 近接の影響範囲の判定

3) 平面・縦断設計

受託人は、一般部、特殊部、換気口部及び仮設構造物における平面及び縦断的に連続する部分の設計を行うものとする。その設計には溝内排水施設、附属設備、土工、道路付属物・舗装の撤去仮復旧の設計を含むものとする。

4) 内空断面設計

受託人は、予備設計における各公益事業者の収容物件、収容条件、分岐条件等に変更がある場合は、別途**設計図書**の指示によるものとする。

5) 数量計算

受託人は、**1-2-11 設計業務の成果**の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(3) 特殊検討

受託人は、次の項目のうち**設計図書**に示す項目について、検討もしくは検討・設計を行うものとする。

1) 交差物件検討

共同溝が河川、鉄道等と交差する際、一般掘削工法では対応できず構造、施工方法等で検討を要する場合。

2) 近接施工検討

近接施工の影響範囲内で対策方法の検討を要する場合。ただし、近接施工の影響範囲の判定は全体設計に含む。

3) 本体縦断検討・設計

「**共同溝設計指針 5・1・14 共同溝縦断方向の検討**」((社) 日本道路協会) に示された項目について検討設計を要する場合。

4) 大規模山留設計

「**共同溝設計指針 7・4 大規模山留の設計**」((社) 日本道路協会) に示された項目について検討、設計を要する場合。

5) 耐震検討

耐震検討、液状化対策の検討を要する場合。ただし、液状化の判定は全体設計に含む。

(4) 一般部断面設計

受託人は、全体設計で設計計画した一般部断面のうち、応力計算が必要となる断面については応力計算を行い、設計図面作成及び数量計算を行うものとする。

(5) 特殊部設計

受託人は、全体設計で設計計画した特殊部のうち、応力計算が必要となる箇所については応力計算を行い、設計図面作成及び数量計算を行うものとする。

(6) 換気口部設計

受託人は、全体設計で設計計画した換気口部のうち、応力計算が必要となる箇所については応力計算を行い、設計図面作成及び数量計算を行うものとする。

(7) 防水工設計

受託人は、共同溝内の漏水を防ぐため防水工を設計するものとする。

(8) 排水工設計

受託人は、予備設計で決定された排水工の形状・設置位置を基に排水系統図を作成するとともに排水施設の断面寸法等の設計を行うものとする。

(9) 仮設構造物設計

受託人は、全体設計で設計計画した仮設構造物のうち、応力計算が必要となる断面については応力計算を行い、設計図面作成及び数量計算を行うものとする。

(10) 施工計画

受託人は、全体設計での検討を基に以下の内容について工事費積算にあたって必要な計画を記載した施工計画書を作成するものとする。

1) 工事实施に当たっての交通処理計画、施工方法、施工順序、補助工法、支障埋設物件の有無等について留意すべき事項を明記し、使用機械、仮設計画、仮設備計画についても概略説明するものとする。

2) 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を

特記事項として記載するものとする。

(11) 関係機関との**協議**資料作成

受託人は、**協議**資料作成について、5-4-3 道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(12) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの**確認**を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件及び道路交通、沿道条件、他の事業計画については、設計の目的に対応した情報が得られているかの**確認**を行う。
- 2) 一般図を基に共同溝の規模、形式、線形、仮設工法等と設計基本条件及び他の事業計画との整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、施工方法、交通切廻方法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。また、本体と附属物の取り扱いについて整合性の照査を行う。

(13) 報告書作成

受託人は、詳細設計業務の成果として、1-2-11 設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、下記の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 内空計画の経緯及び決定要因
- 3) 線形計画の経緯及び決定要因
- 4) 換気・排水計画の経緯及び決定要因
- 5) 平面・縦断図、本体一般部断面図、仮設一般部断面図
- 6) 施工計画の概要及び重要ポイント・注意事項
- 7) 工事数量の総括（ブロック別及び総括）
- 8) 特記事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 道路関連資料
- (2) 共同溝予備設計成果
- (3) 測量成果
- (4) 地質調査資料
- (5) 交通量調査資料
- (6) 地下埋設物調査資料

第4節 電線共同溝設計

5-5-10 電線共同溝設計の区分

電線共同溝設計は、次の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計

(2) 詳細設計

5-5-11 電線共同溝予備設計

1. 業務目的

電線共同溝予備設計は、歩道整備計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料をもとに、電線共同溝整備位置の地形、地質、道路交通状況、沿道利用状況、既設占用物件状況などに基づき、施工性、経済性、機能性、維持管理、安全性、環境等の観点から構造形式、線形、施工方法について総合的な技術検討を行い、最適な構造、線形、施工方法の選定を行うことを目的とする。

2. 業務内容

電線共同溝予備設計の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、1-1-12 業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、電線共同溝計画地点の現地踏査を行い、**設計図書**に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により**確認**し、地形、沿道利用状況、埋設物の**確認**等、基礎的な現地状況を把握するものとする。

なお、現地調査（測量、試掘調査、交通量調査等）を必要とする場合、受託人は、その理由を明らかにし、調査範囲について監督員に**報告**し、**指示**を受けるものとする。

(3) 設計条件の整理・検討

受託人は、**設計図書**に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき、設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

主な検討項目

- 1) 電線共同溝収容物件の収容計画
- 2) 地中化形態の検討
- 3) 概略的な構造形式及び区間の設定
- 4) 内空断面（管路部、特殊部）の設定
- 5) 線形計画
- 6) 道路・交通・沿道状況の検討
- 7) 各種関連事業計画との整合性
- 8) 施工計画検討

(4) 平面・縦断線形設計

受託人は、(3)により取りまとめられた基本的事項を基に、平面及び縦断線形の計画を行うものとする。また、既設占用物件について支障となるものの抽出及び調整を行うものとする。移設計画設計は**設計図書**による。

(5) 管路部設計

受託人は、管路部の管路口径と条数を概略決め、管路部の断面形状を定めるものとする。

その際、監督員が**指示**した場合、各公益事業者と相互打合せを行い、決定事項を**確認**するものとする。

(6) 特殊部設計

受託人は、特殊部（分岐部及び接続部を総称していう）の概略内空断面の設

定を行うものとする。その際、監督員が**指示**した場合、各公益事業者と相互打合せを行い、決定事項を**確認**するものとする。

(7) 地上機器部設計

受託人は、地上機器部（機器を地上に設置するため設ける施設）について、電線共同溝本体形式の検討を行うものとする。その際、監督員が**指示**した場合、各公益事業者と相互打ち合わせを行い、決定事項を**確認**するものとする。

(8) 仮設構造物設計

受託人は、仮設及び施工計画の概略検討を行うものとする。

(9) 概算工事費

受託人は、主要工種に対し、**1-2-11 設計業務の成果**の（5）に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(10) 関係機関との**協議**資料作成

受託人は、**協議**資料作成について、**5-4-3 道路概略設計**第2項の（6）に準ずるものとする。

(11) 照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの**確認**を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件及び道路交通、沿道条件、既設占用物件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの**確認**を行う。
- 2) 一般図を基に電線共同溝の規模、形式、線形、仮設工法等が適切に選定されているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(12) **報告書**作成

受託人は、業務の成果として、**1-2-11 設計業務の成果**に準じて**報告書**を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 設計検討経緯及び決定要因
- 3) 管路部・特殊部の標準構造基本計画図
- 4) 仮設標準部構造基本計画図
- 5) 主要材料の概略数量
- 6) 概略工事費
- 7) 詳細設計での課題点

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 各種調査検討資料
- (2) 測量成果
- (3) 地質調査**報告書**
- (4) 交通量調査**報告書**
- (5) 地下埋設物調査資料

- (6) 試掘調査報告書
- (7) 歩道整備計画書

5-5-12 電線共同溝詳細設計

1. 業務目的

電線共同溝詳細設計は、予備設計で決定された基本事項、**設計図書**に示された設計条件、既往の関連資料、電線共同溝施工位置の地形、地質、既設埋設物条件、沿道の条件に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

電線共同溝詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、1-1-12 業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 全体設計

1) 現地踏査

受託人は、電線共同溝計画地点の現地踏査を行い、**設計図書**に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により**確認**し、地形、地質、沿道利用状況、埋設物、支障物の**確認**、現状の架空線の供給状況の**確認**等、詳細設計において必要となる現地状況を把握するものとする。

2) 設計条件の整理・検討

受託人は、**設計図書**に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき、設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

主な検討項目

- ① 資料の収集・整理
- ② 電線共同溝収容物件の収容計画
- ③ 構造形式及び区間の設定
- ④ 管路部の配列、特殊部の配置位置の設定
- ⑤ 平面、縦断線形の設定
- ⑥ 管路部、特殊部及び仮設構造物の設計断面、条件の設定検討
- ⑦ 細部設計（附属物等）検討
- ⑧ 道路・交通・沿道状況の検討
- ⑨ 各種関連事業計画との整合性の検討
- ⑩ 施工計画検討

3) 平面・縦断設計

受託人は、管路部、特殊部、地上機器部及び仮設構造物における平面及び縦断的に連続する部分の設計を行い、支障となる埋設物の抽出及び調整の検討を行うものとする。その設計には、土工、道路付属物、舗装の撤去、仮復旧の設計を含むものとする。

4) 数量計算

受託人は、1-2-11 設計業務の成果の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(3) 管路部設計

受託人は、管路部となる箇所について、予備設計を参考に管路部の詳細な設計を行うものとする。

なお、使用実績の少ない管路材を使用する場合または、車道部に埋設する場合等で、応力計算を必要とするものについては、**設計図書**の**指示**に基づき応力計算を行い設計図面作成及び数量計算を行うものとする。

(4) 特殊部設計

受託人は、特殊部（分岐部及び接続部を総称していう）について、予備設計を参考に詳細な設計を行うものとする。

なお、応力計算を伴うものについては、応力計算を行い設計図面作成及び数量計算を行うものとする。

(5) 地上機器部設計

受託人は、地上機器部（機器を地上に設置するため設ける施設）について詳細な設計を行うものとする。

なお、応力計算を伴うものについては、応力計算を行い設計図面作成及び数量計算を行うものとする。

(6) 仮設構造物設計

受託人は、仮設構造物を必要とする箇所について、予備設計を参考に仮設構造物の詳細な設計を行うものとする。

なお、応力計算を伴うものについては、応力計算を行い設計図面作成及び数量計算を行うものとする。

(7) 施工計画

受託人は、施工計画に当たって交通処理、施工方法、施工順序、仮設計画、仮設備計画、工程、支障埋設物件の有無等を検討し、工事費積算にあたって必要な計画を記載した施工計画書を作成するものとする。

(8) 関係機関との**協議**資料作成

受託人は、**協議**資料作成について、**5-4-3 道路概略設計**第2項の（6）に準ずるものとする。

(9) 特殊設計・検討・**協議**

受託人は、**設計図書**の**指示**により以下の設計検討等を行うものとする。

- 1) 引込み管、連絡管の設計（特殊部間の最大径間長の検討）
- 2) 整備計画書の作成
- 3) 関係事業者との**協議**（資料作成含む）
- 4) 地元説明に関わる資料作成及び現地立会い
- 5) 支障物件の移設計画、検討
- 6) 車道横断部の設計・検討

(10) 照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの**確認**を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件及び道路交通、沿道条件、既設占用物件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの**確認**を行う。
- 2) 一般図を基に電線共同溝の規模、形式、線形、仮設工法等と設計基本条件及び他の事業計画との整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されている

かの照査を行う。

- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、施工方法、交通切廻方法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。また、本体と道路附属物の取り扱いについて整合性の照査を行う。

(11) 報告書作成

受託人は、詳細設計業務の成果として、1-2-11 設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 設計検討経緯及び決定要因
- 3) 平面・縦断図
- 4) 管路部・特殊部の標準部断面図
- 5) 仮設標準部断面図
- 6) 施工計画概要及び注意事項
- 7) 工事数量総括
- 8) 特記事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 予備設計成果
- (2) 測量成果
- (3) 地質調査報告書
- (4) 交通量調査報告書
- (5) 地下埋設物調査資料
- (6) 試掘調査報告書

第5節 成果品

5-5-13 成果品

受託人は、表5-5-1、～表5-5-7 に示す成果品を作成し、1-1-17 成果品の提出に従い2部を納品するものとする。

表 5-5-1 地下横断歩道等基本計画成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	適 用
地下横断歩道等基本計画	現 地 調 査	埋設物件平面図	1:500	設計図書による
	基 本構造検討	位 置 図	1:2,500 1:50,000	市販地図等
		一 般 図	1:50 ～ 1:500	
		横断施設基本構造図	適宜	全体姿図
		構 造 一 般 図	1:10 ～ 1:100	
	施 工 計 画	仮 設 要 領 図	1:10 ～ 1:200	
	概 算 工 事 費	数 量 計 算 書	—	
		概 算 工 事 費	—	概 略
	報 告 書	報 告 書	—	
		設 計 検 討 書	—	特殊検討は設計図書による
		工 法 比 較 検 討 書	—	

表 5-5-2 地下横断歩道等予備設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	適 要
地下横断歩道等予備設計	設 計	位 置 図	1:2,500 1:50,000	市販地図等
		一 般 図	1:50 ～ 1:500	
		躯体構造一般図	1/:0 ～ 1:200	概略図、適宜
		基礎構造一般図	1:50 ～ 1:200	概略図、適宜
		設備計画概略図	適宜	
		仮設工一般図	1:30 ～ 1:20	概略図、適宜
		比 較 一 覧 表	—	
	概 算 工 事 費	数 量 計 算 書	—	概 略
		概 算 工 事 費	—	
	報 告 書	設 計 概 要 書	—	
		構 造 計 画 書	—	
	設 計 検 討	設 計 検 討 書	—	設計図書による
	景 観 検 討	概略景観検討書	—	設計図書による
		パ ー ス 等	—	設計図書による

表 5-5-3 地下横断歩道等詳細設計成果品一覧表

設計 種別	設 計 項 目	成 果 品 項 目	縮 尺	適 要
地下横断歩道等詳細設計	本 体 設 計	位 置 図	1:2,500 ~ 1:50,000	市販地図等
		一 般 図	1:200 ~ 1:500	設計条件、地質図、ボーリング位置記入
		設 計 図	1:100 ~ 1:300	平面、縦横座標
		構 造 一 般 図	1:50 ~ 1:100	
		軀 体 構 造 詳 細 図	1:20 ~ 1:50	軀体本体部、連結部、出入口部、階段部斜路部
		基 礎 構 造 詳 細 図	1:20 ~ 1:100	杭、連壁、ウェル等
		施 工 計 画 図	適宜	施工計画一般図、施工計画部分詳細図、道路切廻し図等
	景 観 検 討	概 略 景 観 検 討 書	—	
		パ ー ス 等	—	設計図書による
	付 属 施 設 設 計	設 備 計 画 図	1:20 ~ 1:100	設備配置計画図、配線系統図、仕上工概略図 (設計図書による)
	上 屋 設 計	上 屋 工 詳 細 図	1:20 ~ 1:100	上屋構造一般図 上屋躯体構造詳細
	施 工 計 画	仮 設 工 詳 細 図	1:50 ~ 1:100	支保工、締切、土留等 (設計図書による)
	数 量 計 算	数 量 計 算 書	—	材料表、塗装面積 用地面積等
	報 告 書	設 計 概 要 書	—	
		設 計 計 算 書	—	
		施 工 計 画 書	—	施工方法、特記事項等
		その他参考資料等	—	
		上 屋 設 計 計 算 書	—	
		附 属 施 設 設 計 計 算 書	—	
		仮 設 設 計 計 算 書	—	
	設 計 検 討	設 計 検 討 書		設計図書による

表 5-5-4 共同溝基本検討成果品一覧表

設計 種別	設 計 項 目	成 果 品 項 目	縮 尺	適 要
共同溝基本検討	現 地 調 査	埋 設 物 件 平 面 図	1:500	設計図書による
	平 面 計 画	位 置 図	1:2,500 1:50,000	市販地図等
		平 面 図	1:1,000	
	縦 断 設 計	縦 断 図	V=1:200 H=1:1,000	
	構 造 設 計	標 準 横 断 図	1:100 ～ 1:200	
		一 般 部 構 造 図	1:10 ～ 1:200	内空断面を主体に設計
	施 工 計 画	標 準 仮 設 断 面 図	1:100 ～ 1:200	
		仮 設 要 領 図	1:100 ～ 1:200	
	概 略 工 事 費	数 量 計 算 書	—	概 略
		概 略 工 事 費	—	
	報 告 書	設 計 概 要 書	—	
		設 計 検 討 書	—	特殊検討は設計図書による
		工 法 比 較 検 討 書	—	
	(パース作成)	(パ ー ス 等)	適宜	設計図書による

表 5-5-5 開削共同溝予備設計成果品一覧表

設計 種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	適 要
開 削 共 同 溝 予 備 設 計	現 地 調 査	埋 設 物 件 平 面 図	1:500	設計図書による
	平 面 設 計	位 置 図	1:2,500～1:50,000	市販地図等
		平 面 図	1:500	
	縦 断 設 計	縦 断 図	V=1:100～1:200 H=1:500	
	換気・排水設計	換 気 ・ 排 水 系 統 図	適宜	
	構 造 設 計	標 準 横 断 図	1:100	収容物件も明示する
		一 般 部 構 造 図	1:50～1:100	内空断面を主体に設計
		特 殊 部 構 造 図	1:50～1:100	
		換 気 部 構 造 図	1:50～1:100	
	施 工 計 画	標 準 仮 設 断 面 図	1:100～1:200	
		仮 設 要 領 図	1:100～1:200	
	概 算 工 事 費	数 量 計 算 書	—	概 略
		概 算 工 事 費	—	
	報 告 書	設 計 概 要 書	—	
		設 計 検 討 書	—	特殊検討は設計図書による
		換 気 排 水 計 画 書	—	
		構 造 計 画 書	—	
		施 工 計 画 書	—	基本方針、交通処理計画

表 5-5-6 開削共同溝詳細設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
開削共同溝詳細設計	現地調査	埋設物件平面図	1:500	予備設計にて無い場合
	平面設計	位 置 図	1:2,500 ~ 1:50,000	市販地図等
		平 面 図	1:500	
	縦断設計	縦 断 図	V= 1:100~1:200 H= 1:500	
	換気・排水設計	換気・排水系統図	適宜	
	構造設計	標準横断図	1:100	収容物件も明示する
		構造図、一般部、 特殊部、換気口部	1:50~1:100	
		配筋図、一般部、 特殊部、換気口部	1:50~1:100	
	付属物設計	各種付属物設計図	1:10~1:100	梯子、手摺、マンホール等
	構造細部設計	防水工詳細図	1:10~1:100	
		継手詳細図	1:10~1:100	
		排水設備詳細図	1:10~1:50	電気及び機械設備含まず
	道路付属物	撤去・復旧平面図	1:500	共同溝施工に伴って生ずる 道路付属物
		撤去・復旧構造図	1:10~1:100	
	舗装仮復旧	舗装版撤去展開図	1:200~1:500	共同溝施工に伴って生ずる 舗装版
		舗装仮復旧展開図		
	施工計画	仮設全体平面図	1:500	
		仮設全体縦断図	V= 1:100~1:200 H= 1:500	
		仮設横断図	1:50~1:200	
		仮設構造図	1:50~1:200	
		交通処理計画図	適宜	交差点処理も含む
		各種施工要領図	適宜	
	数量計算	数量計算書	—	
	報告書	設計概要書	—	
		設計検討書	—	設計図書による
		線形計算書	—	
		換気排水計画書	—	
		構造計算書	—	
		仮設計算書	—	
		施工計画書	—	

表 5-5-7 電線共同溝予備設計成果品一覧表

設計 種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
電線共同溝予備設計	現地調査	埋設物件平面図	1:100～1:250	
	平面・縦断設計	位 置 図	1:2500～1:5000	市販地図等
		平 面 図	1:100～1:250	
		縦 断 図	H=1:100～1:250 V=1:50～1:100	
	設計図	標準横断図	1:10～1:20	
		ケーブル収容図	1:10	
		管路部構造図	1:5～1:10	
		特殊部構造図	1:10～1:30	
		地上機器部構造図	1:10～1:30	
	仮設構造設計	仮設構造図	1:10～1:20	必要とする場合
	概算工事費	数量計算書	—	概 略
		概算工事費	—	
	報告書	設計概要書	—	
		設計検討経緯書	—	
		仮設計算書	—	概 算

表 5-5-8 電線共同溝詳細設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
電線共同溝詳細設計	現 地 調 査	埋 設 物 件 平 面 図	1:100～1:250	予備設計にて無い場合
	平面・縦断設計	位 置 図	1:2500 ～ 1:50000	市販地図等
		平 面 図	1:100～1:250	
		縦 断 図	H=1:100～1:250 V=1:50～1:100	
	設 計 図	標 準 横 断 図	1:10～1:20	
		ケ ー ブ ル 収 容 図	1:10	
		管 路 部 構 造 図	1:5～1:10	
		特 殊 部 構 造 図 ・ 配 筋 図	1:10～1:30	
		地 上 機 器 部 構 造 図 ・ 配 筋 図	1:10～1:30	
		細 部 構 造 図 (蓋 ・ 付 属 金 物 ・ 継 手 等)	1:2～1:10	
	仮設構造設計	仮 設 構 造 図	1:10～1:20	
	数 量 計 算	数 量 計 算	—	
	報 告 書	設 計 概 要	—	
		設 計 検 討 経 緯 書	—	
		本 体 構 造 計 算 書	—	
		仮 設 計 算 書	—	
		施 工 計 画 書	—	

第6章 地下駐車場計画・設計

第1節 地下駐車場計画・設計の種類

5-6-1 地下駐車場計画・設計の種類

地下駐車場計画・設計の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 地下駐車場基本計画
- (2) 地下駐車場予備設計
- (3) 地下駐車場詳細設計

第2節 地下駐車場基本計画

5-6-2 地下駐車場基本計画の区分

地下駐車場基本計画は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 基本調査
- (2) 基本計画

5-6-3 基本調査

1. 業務目的

基本調査は、駐車場整備計画等において選定された駐車場候補地の諸条件及び諸資料を調査・整理することを目的とする。

2. 業務内容

基本調査の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 資料収集整理

受託人は、業務を実施するために必要な既存資料の収集・整理を行う。収集する資料は以下のとおりとする。

- 1) 関連既定計画（駐車場整備計画、開発計画等）
- 2) 関連法規（駐車場法、道路法、景観条令等）
- 3) 地域現況（土地利用、用途指定、都市計画施設等）
- 4) 道路現況（道路台帳等）
- 5) 交通流動状況（交通量、歩行者量等）
- 6) 駐車状況（路上・路外駐車状況、駐車需要等）
- 7) 駐車施設の現況（路上・路外施設状況等）
- 8) 道路交通施設現況（バスストップ、交通規制等）
- 9) 地下埋設物状況（道路地下占用物、地下構造物等）
- 10) 地質状況
- 11) 環境状況（騒音、大気等）

(3) 現地踏査

受託人は、現地を踏査し、駐車場建設候補地（対象箇所3箇所）の沿道状況を把握する。道路台帳、道路地下占用資料等の貸与資料に対する現地**確認**を行うものとする。

なお、現地調査（測量、地質調査、地下埋設物調査、建物調査等）を必要とする場合は、受託人はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に

報告し、**指示**を受けるものとする。

(4) 交通実態調査

受託人は、駐車場建設時及び供用時において、利用車両が周辺交通へ与える影響を把握するため、必要に応じて候補地周辺の交差点交通実態調査を下記のとおり実施する。

調査地点地下駐車場建設予定地または出入口予定地とその周辺地域

調査内容車種別（小型、大型）方向別12時間交通量（含む歩行者）

(5) 駐車方式（自走・機械）・地下断面形状

受託人は、地下駐車場候補地である対象3箇所について、各種地下埋設物の縦断、横断及び交通実態を考慮し、計画台数の収容方式や断面形状を検討するものとする。

- 1) 収容可能台数の検討（自走・機械）
- 2) 駐車方式（自走・機械）・出入庫口の検討
- 3) 施工性の検討
- 4) 埋設物の移設上の問題点
- 5) 概略断面の検討

(6) 照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの**確認**を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。
- 2) 一般図を基に設計条件及び現地条件と調査内容との整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が基本調査に反映されているかの照査を行う。
- 3) 調査方針及び調査手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 全ての成果品の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(7) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、**1-2-10 設計業務及び計画業務の成果**に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 道路状況
- 2) 駐車状況
- 3) 駐車場整備・開発計画
- 4) 駐車施設の状況
- 5) 地下埋設物の状況
- 6) 地質状況

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) **5-6-3 基本調査**第2項の(2)の整理に必要な資料一式

5-6-4 基本計画

1. 業務目的

基本計画は、**5-6-3 基本調査**において調査整理された事項を前提とし、駐車場候補地を対象とする検討を行い、事業箇所の最終案を選定することを目的とする。

2. 業務内容

基本計画の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、現地踏査について、**5-6-3 基本調査**第2項の(3)に準ずるものとする。

(3) 出入庫口・換気塔

受託人は、交通運用上の処理、駐車方法、駐車台数及び換気機能上等から、対象3箇所の出入庫口、換気塔の配置を環境及び景観からの配慮も含めて検討するものとする。

(4) 配置計画

受託人は、対象3箇所の駐車場の階数、駐車場構造及び必要諸室の配置等を概略検討するものとする。

1) 駐車場構造形式(階段、車路数、車室数、歩行者・身障者用通路等)

2) 駐車場構造の概略配置(必要諸室の配置、利用者出入口等)

3) 諸施設

(5) 施工方法(仮設・支障物件等)

受託人は、対象3箇所各々について、既存資料や過去の事例をもとに、山留工の形式、本体構造物の施工方法、地下埋設処理方法等について概略検討するものとする。

(6) 交通切り廻し

受託人は、対象3箇所の施工方法に基づき、交通切り廻しについて概略検討するものとする。

(7) 概略図の作成

受託人は、前項までの検討を踏まえ、対象3箇所の各々の基本図を作成するものとする。

1) 位置図・平面図

2) 平面配置図(駐車ます、施設配置図))

3) 縦断図

4) 概略構造図

5) その他必要図面(施工図、仮設図、交通切り廻し図等)

(8) 概算工事費

受託人は、比較案のそれぞれに対し、**1-2-11 設計業務の成果**の(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(9) 事業採算性の検討

受託人は、対象3箇所の事業費(建設費、維持・管理費)をもとに、利用台数、駐車料金、借入金の償還方法等から採算性を検討するものとする。

(10) 比較検討

受託人は、(2)～(9)の検討結果をもとに駐車場建設候補3箇所について比較検討し、事業箇所の最終案を選定するものとする。

(11) 照 査

受委託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づくほか、下記に示す事

項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの**確認**を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。
- 2) 一般図を基に設計条件及び現地条件と調査内容との整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が基本調査に反映されているかの照査を行う。
- 3) 計画方針及び計画手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 全ての成果品の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(12) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、**1-2-11 設計業務の成果**に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 駐車場の必要性の検討結果
- 3) 駐車場の基本構造の検討結果
- 4) 諸設備
- 5) 採算性
- 6) 概略施工計画
- 7) 概算工事費
- 8) 予備・詳細設計時の問題点

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 基本調査成果品
- (2) 測量成果品

第3節 地下駐車場予備設計

5-6-5 地下駐車場予備設計の区分

地下駐車場予備設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 地下駐車場本体予備設計
- (2) 地下駐車場設備予備設計

5-6-6 地下駐車場本体予備設計

1. 業務目的

地下駐車場本体予備設計は、「**駐車場設計・施工指針 同解説**」（日本道路協会・平成4年11月）の第2編第2章2.1基本計画の図一解2.1.1＜基本検討＞及び第3編第2章2.5.2 構造モデルと解析方法を用いて、3案（版桁構造、はり柱構造及びフラットスラブ構造）を比較検討し、最適構造案を提案することを目的とする。

2. 業務内容

地下駐車場本体予備設計の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、**5-6-3 基本調査**第2項の(3)の結果をもとにして、**設計図書**に基づいた設計範囲及び貸与資料を**確認**するものとする。

(3) 平面及び断面計画

受託人は、(1)の結果を踏まえ、駐車ます、車路、管理用諸室、設備用諸室、サービス施設、歩行者通路、階段等の配置、形状、規模及び仕上げについて概略検討し、平面及び断面計画図を作成するものとする。

(4) 構造形式

受託人は、躯体構造の形式比較を3案（版桁構造、はり柱構造及びフラットスラブ構造）に対して行うために、短手及び長手方向の代表断面に対する構造解析を行い、柱、壁床、はり等の断面寸法を概略設定し、構造計画図を作成するものとする。

(5) 仮設計画

受託人は、掘削規模、地盤条件、近接構造物への影響等施工条件及び経済性等を総合的に評価し、土留め形式を検討して仮設計画図を作成するものとする。

(6) 交差点処理計画

受託人は、完成後の交差点及び出入口の交通処理計画、施工時の交通切り廻し計画を行い、**協議**用資料を作成するものとする。

(7) 施工計画

受託人は、地下埋設物位置図を作成し移設または防護工の検討を行うと共に、上記(5)及び(6)の結果を踏まえ、施工計画及び施工計画図を作成するものとする。

(8) 景観検討

受託人は、特記仕様書または数量総括表に定めのある場合には、地下駐車場構造細部の決定に必要な景観検討を行うものとする。

(9) 環境検討

受託人は、地下駐車場計画箇所において、環境に対する影響を調査分析する必要がある場合においては、監督員の**指示**により検討を行うものとする。

(10) 基本計画図の作成

受託人は、上記各項目の検討結果に基づき、詳細設計の基本的な枠組みが設定でき、且つ概算工事費が算出できる以下の基本計画図を作成するものとする。

1) 位置図、平面及び断面計画図

2) 縦断図

3) 標準断面図

4) 駐車室配置図

5) 出入庫口図

6) 構造計画図

7) 設備計画図

8) 仮設計画図

9) 施工計画図

10) その他

(11) 概算工事費

受託人は、**1-2-11 設計業務の成果**の(5)に基づき、概算工事費を土木工

事、設備工事、建築工事別に算定するものとする。

(12) 照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの**確認**を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に現地条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの**確認**を行う。
- 2) 一般図を基に設計条件及び現地条件と基本的条件の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(13) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、**1-2-11 設計業務の成果**に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 比較設計毎に駐車場の規模及び形式の選定理由
- 3) 駐車場構造と駐車位置図
- 4) 諸設備
- 5) 駐車場への出入形式
- 6) 仮設計画
- 7) 概略施工計画
- 8) 換気及び排水方式の検討結果
- 9) 景観及び環境の検討結果
- 10) 概算数量・概算事業費
- 11) 詳細設計時の課題点

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 基本調査成果品
- (2) 基本計画成果品
- (3) 測量成果品
- (4) 地質調査報告書
- (5) 地下埋設物調査資料
- (6) 試掘調査報告書

5-6-7 地下駐車場設備予備設計

1. 業務目的

地下駐車場設備予備設計は、「**駐車場設計・施工指針 同解説**」（日本道路協会・平成4年11月）の第3編第5章 設備設計に従い、設備について検討して、設備計画図及び消防**協議**資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

地下駐車場設備予備設計の業務内容は、下記のとおりとする。

- (1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、現地踏査について、**5-6-6 地下駐車場本体予備設計**第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 設備計画

受託人は、電気設備、給排水設備、換気、排煙設備等の諸設備の方式、容量、規模、配置などについて検討を行うものとする。地下駐車場設備は以下のものを対象とする。

- 1) 駐車場管制設備
- 2) 昇降設備
- 3) 照明設備
- 4) 受変電設備
- 5) 配電設備
- 6) 自家発電設備
- 7) 換気・排煙設備
- 8) 給水設備
- 9) 排水設備
- 10) 防災・消防設備
- 11) 安全設備
- 12) 中央監視設備
- 13) 機械式駐車装置（機械式駐車装置を用いる場合）
- 14) その他

(4) 基本設備図の作成

受託人は、上記各項目の検討結果に基づき、詳細設計の基本的な枠組みが設定でき、且つ概算工事費が算出できる基本設備図を作成するものとする。

(5) 概算工事費

受託人は、**1-2-11 設計業務の成果**の(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(6) 照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査項目は **5-6-6 地下駐車場本体予備設計**第2項の(12)に準ずるものとする。

(7) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、**1-2-11 設計業務の成果**に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 設置する設備の種類と規模
- 3) 各設備の配置計画
- 4) 概略施工計画
- 5) 概算数量・概略事業費

6) 詳細設計時の課題点

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 基本調査成果品
- (2) 基本計画成果品
- (3) 本体予備設計成果品

第4節 地下駐車場詳細設計

5-6-8 地下駐車場詳細設計の区分

地下駐車場詳細設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 地下駐車場本体詳細設計
- (2) 地下駐車場設備詳細設計

5-6-9 地下駐車場本体詳細設計

1. 業務目的

地下駐車場本体詳細設計は、予備設計業務成果をもとにして、「**駐車場設計・施工指針 同解説**」(日本道路協会・平成4年11月)の第3編設計編の内容に従い当該地下駐車場の工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

地下駐車場本体詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、現地踏査について、**5-6-6 地下駐車場本体予備設計**第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 本体構造物設計

1) 荷重の計算

受託人は、構造モデル(版桁構造、はり柱構造及びフラットスラブ構造)による解析方法に合わせて、荷重の設定を行うと共に、防火区画、耐震壁の位置を設定、構造モデルの補完を行うものとする。

2) 本体構造解析

受託人は、構造モデルを設定し、部材の設計計算を行うものとする。

3) 設計図

受託人は、構造解析の結果を受けて、構造一般図、配置図等の図面作成を行うものとする。

4) その他

受託人は、出入口(斜路)、避難用通路、基礎工、換気口等及び建築物について、本体躯体との整合性に留意し、適切な範囲の構造モデルを設定して解析を行うものとする。

(4) 耐震設計

1) 荷重計算

受託人は、本体構造の構造特性を踏まえて、解析モデルに合わせた地震

荷重を検討し設定するものとする。

2) 地震時地盤ばね定数の設定

受託人は、FEM解析により地震時地盤ばね定数を設定するものとする。

なお、設定方法は、2次元平面ひずみモデルに単位強制力を与えて算出するものとする。

3) 骨組解析

受託人は、骨組を本体構造物設計の構造モデルとし、電子計算機により地震応答解析を行うものとする。

なお、解析方法は応答変位法を標準とする。

4) 断面照査

受託人は、地震応答解析の結果を受けて、常時の条件の基で設定された断面厚及び配筋について、地震時の条件の基で照査を行い、必要な場合は断面を変更するものとする。

(5) 仮設構造物設計

1) 仮設計画

受託人は、予備設計及び本体構造の躯体・基礎形式に従い、立地位置の地形、地質、地下水、道路交通の確保、近接構造物の有無、地下埋設物、周辺環境（騒音振動等）の保全等に留意し、山留め形式及び覆工形式を検討し選定するものとする。また、現道交通、重機荷重についても検討し、覆工、覆工受け桁、桁受け、支持ぐい、中間ぐい等の計画を行うものとする。

2) 荷重設定

受託人は、仮設構造物の設計に用いる地盤の諸定数、考慮しなければならない荷重を解析方法に合わせて取りまとめ、総合的に判断し決定するものとする。

3) 山留め設計

受託人は、掘削規模、掘削深さ、地盤条件、近接施工等の条件を考慮し、次の解析法により根入れ長さを検討決定するものとする。

① 山留め壁の変位を考慮する必要がある場合には、弾塑性地盤を仮定した山留め解析法。

② 地盤の変位を特に考慮する必要がある場合には、仮想支持地盤を仮定した山留め解析法。

なお、部材の設計では、壁体、支保工、中間ぐいについて設計計算を行い、設計図作成を行うものとする。

4) 地盤改良の設計

受託人は、山留め壁の応力や変位などが一定の値に収れんしない場合には、根入れ部の地盤改良の設計計算を行い、設計図作成及び照査を行うものとする。

5) 覆工設計

受託人は、現道交通を確保するため、また重機荷重を載荷するために覆工受け桁、桁受け、支持ぐい等の設計計算を行い、設計図作成を行うものとする。

6) 地下埋設物防護等計画

受託人は、上下水道、電力、電話、ガス等の地下埋設物がある場合には、その状況に応じた移設計画や防護計画を立案し、監督員と打合せを行い、

また監督員が指示した場合には、各公益事業者とも打合せを行って、防護計画図を作成するものとする。

7) 近接施工計画

受託人は、近接構造物がある場合には、掘削工事による影響を評価し、近接施工計画を作成するものとする。

8) 計測管理計画

受託人は、情報化施工を行う必要がある場合には、土圧、壁体の変形及び応力、支保工応力、背面地盤沈下及び近接構造物の変形等について、設計と対応した計測管理計画図を作成するものとする。

9) 交通切り廻し計画

受託人は、交通切り廻しを行う必要がある場合は、交通処理及び施工性を考慮し、設計図等をケース毎に作成するものとする。

10) 全体施工計画

受託人は、上記の各項目の設定に基づき、概略的な全体施工計画を作成するものとする。

(6) 照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの**確認**を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に現地条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの**確認**を行う。
- 2) 一般図を基に設計条件及び現地条件と基本的条件の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの**確認**を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、架設工法と施工法の**確認**を行い、施工時応力についても照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、附属物それぞれの取り扱いについて整合性の照査を行う。

(7) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、**1-2-11 設計業務の成果**に準じて報告書を作成するものとする。

なお、それらを解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 予備設計成果品
- (2) 測量成果品
- (3) 地質調査報告書
- (4) 地下埋設物調査資料
- (5) 試掘調査報告書

5-6-10 地下駐車場設備詳細設計

1. 業務目的

地下駐車場設備詳細設計は、予備設計業務成果をもとにして、「駐車場設計・

施工指針 同解説」(日本道路協会・平成4年11月)の第3編第5章設備設計の内容に従い、当該地下駐車場の設備に関わる工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

地下駐車場設備詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、現地踏査について、**5-6-6 地下駐車場本体予備設計**第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 駐車場管制設備

受託人は、駐車場料金管制設備、出入庫管制設備の設計を行うものとする。

(4) 昇降設備

受託人は、エレベーター及びエスカレーター等の設計を行うものとする。

(5) 照明設備

受託人は、駐車場内の車路、管理事務室、避難路となる階段、通路等の照明設備の設計を行うものとする。

(6) 受変電設備

受託人は、照明用、動力用等の系統別に設計を行うものとする。

(7) 配電設備

受託人は、配電の系統等に関する設計を行うものとする。

(8) 自家発電設備

受託人は、換気・排煙及び消化設備における非常用の電源として必要なものの設計を行うものとする。

(9) 換気・排煙設備

受託人は、駐車場内強制換気及び排煙設備のほか、電気室、居室、便所等の換気・排煙等必要なものを設計するものとする。

(10) 給水設備

受託人は、飲用、雑用、消火用の各受水装置、給水方式を設計するものとする。

(11) 排水設備

受託人は、駐車場内の排出設備及びガソリン・トラップますと公共下水の連結装置等を設計するものとする。

(12) 防災、消化、安全設備

受託人は、火災感知器、報知器、警報器等、災害対策及び保全設備に関する設備を設計するものとする。

(13) 中央監視設備

受託人は、駐車場出入監視、場内交通管制等、駐車場全体の運営管理の集中管理設備を設計するものとする。

(14) 機械式駐車装置

受託人は、機械式駐車装置を用いる場合には、装置の種類、タイプを選定し、その装置を設計するものとする。

(15) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査項目は 5-6-9 地下駐車場本体詳細設計第2項の（6）に準ずるものとする。

(16) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-11 設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、これらを解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 予備設計成果品
- (2) 本体詳細設計成果品

第5節 成果品

5-6-11 成果品

受託人は、表 5-6-1 に示す成果品を作成し、1-1-17 成果品の提出に従い、2部納品するものとする。

表 5-6-1 地下駐車場設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	摘 要
基本調査	報 告 書	調 査 概 要 書	—	
		調 査 報 告 書	—	
	設 計 図	位 置 図	1:2500～1:50000	市販地図等
基本計画	設 計 図	平 面 図	1:1000	
		平 面 配 置 図	1:500	
		縦 断 図	V=1:100～1:200	
		概 略 構 造 図	適 宜	概略構造一般図
		仮 設 図	適 宜	土留, 覆工, 仮栈橋等
		施 工 図	適 宜	施工順序図・施工平面図
		交 通 切 廻 し 図	適 宜	
	報 告 書	計 画 概 要 書	—	
		計 画 報 告 書	—	
本体予備設計	設 計 図	位 置 図	1:2500～1:50000	市販地図等
		平 面 図	適 宜	
		縦 断 図	適 宜	
		標 準 断 面 図	適 宜	
		駐 車 室 配 置 図	適 宜	
		出 入 庫 口 図	適 宜	
		構 造 計 画 図	適 宜	構造一般図
		設 備 計 画 図	適 宜	
		仮 設 計 画 図	適 宜	土留, 覆工, 仮栈橋等
		施 工 計 画 図	適 宜	施工順序図, 施工平面図, 交通切廻し図
	概算工事費	数 量 計 算 書	—	概略
		概 算 工 事 費	—	
	報 告 書	設 計 概 要 書	—	比較検討書等
		設 計 報 告 書	—	
本体詳細設計	設 計 図	位 置 図	1:2500～1:50000	市販地図等
		全 体 一 般 図	1:500	
		構 造 一 般 図	1:50～1:500	
		詳 細 図	適 宜	配筋図, 防水工図, 細部詳細図, 建築一般図, 建築詳細図, 建築構造図, 仮設構造図
	数 量 計 算	数 量 計 算 書	—	材料表, 本体工数量, 仮設工数量等
	報 告 書	設 計 概 要 書	—	
		本体躯体設計計算書	—	
		本体耐震設計計算書	—	
		仮設設計計算書	—	
		その他参考資料等	—	検討書等
設備予備設計	設 計 図	設 備 計 画 図	適 宜	電気設備計画図, 機械設備計画図
	概算工事費	数 量 計 算 書	—	概略
		概 算 工 事 費		
	報 告 書	設 計 概 要 書	—	
		設 計 報 告 書	—	
設備詳細設計	設 計 図	全 体 一 般 図	1:500	
		設 備 設 計 図	1:10～1:100	駐車管制設備, 昇降設備, 照明設備, 受変電設備, 配電設備, 自家発電設備, 換気・排煙設備, 給水設備, 排水設備, 防災・消化・安全設備, 中央監視設備, 機械式駐車装置等
	数 量 計 算	数 量 計 算 書	—	材料表, 設備数量
	報 告 書	設 計 概 要 書	—	
		設備設計計算書	—	電気・機械設備設計計算書
		その他参考資料	—	検討書等

第7章 シールドトンネル設計

第1節 シールドトンネル設計

5-7-1 シールドトンネル設計の区分

1. シールドトンネル設計は、次の区分により行うものとする。

- (1) シールドトンネル予備設計
- (2) シールドトンネル詳細設計
- (3) 立坑予備設計
- (4) 立坑詳細設計

5-7-2 シールドトンネル予備設計

1. 業務目的

シールドトンネル予備設計は、地質調査資料及び道路予備設計等、既存の関連資料を基に、トンネルの基本的な断面、換気方式、施工法及び用地幅を決定するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。

2. 業務内容

シールドトンネル予備設計の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、設計に先立って現地調査を行い、**設計図書**に示された設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により**確認**するものとする。また、地形、地質等の自然条件、地物、環境条件等の周辺条件等、現地の状況を把握し、併せて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断及び施工設備計画の立案に必要な現地状況を把握するものとする。

なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合、受託人はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、**指示**を受けるものとする。

(3) 設計条件の確認

受託人は、**設計図書**に示された道路の幾何構造、建築限界、交通量等検討・設計上の基本的条件について**確認**を行うものとする。

(4) 基本事項の検討

受託人は、シールドトンネルの設計にあたり、交通運用面を考慮した上で、下記に示す事項について技術的検討を加えるものとする。

- 1) 内空断面（幅員構成、建築限界、換気等諸設備条件）
- 2) 地質条件
- 3) 二次覆工の必要性
- 4) 近接構造物との関連
- 5) 概略施工法（施工の安全性、環境条件、経済性）
- 6) 荷重条件と設計計算方法
- 7) 排水工等トンネル内附帯設備
- 8) 防災面からの構造検討（非常駐車帯、非難連絡坑等）

(5) 換気検討

受託人は、トンネルの延長、縦断勾配、トンネル断面及び周辺的环境条件を考慮して、既存資料を基に所要換気量を算定し、計画可能な3案程度の換気方式を対象に比較検討を行い、経済的かつ合理的な換気方式を選定するものとする。

(6) 特殊事項の検討

受託人は、**設計図書**に基づき、近接構造物への影響及び周辺環境への影響等、特殊事項の検討を行うものとする。

(7) 設計計算

受託人は、トンネルの主要断面について、基本事項の検討結果を基に、概略設計計算及び概略断面検討を行い、トンネル覆工厚、セグメント種類、セグメント幅の決定を行うものとする。受託人は、**設計図書**に基づき、トンネルの耐震検討や縦断方向の構造検討を行うものとする。

(8) 諸設備検討

受託人は、**設計図書**に基づき、選定された換気方式に適合した換気、照明、非常用施設等トンネル内諸設備計画及び受配電設備計画について概略検討を行うものとする。

(9) シールド機の検討

受託人は、設計計算により決定された覆土厚を有するシールド機に関し工事の安全性、施工性、経済性等の観点から、3案程度の機種を対象に概略検討を行い、比較表を作成し、特質を整理のうえ、機種の決定を行うものとする。

(10) 発進・到達方法の検討

受託人は、決定したトンネル断面、地質条件、シールド機種を考慮したシールド機の発進・到達方法について、3案程度を対象に検討を行い、比較案を作成し、特質を整理のうえ、到達・発進方法を決定するものとする。

(11) 概略施工設備計画

受託人は、検討・設計したトンネル断面、延長等の工事規模及び施工方式を基に、以下の事項の検討を行うものとする。

- 1) 概略工事工程表の作成
- 2) 概略工事用電力量の算出
- 3) 施工ヤード及び工事用道路の概略平面図作成

(12) 設計図

受託人は、関連道路設計で決定した平面・縦断線形及び当該設計の検討結果に基づき一般図（平面図、縦断図、主要断面図）を作成し、地質縦断図、地質柱状図、平面・縦断線形の諸元、近接構造物・地下埋設物等の関連施設及びトンネルの主要寸法を記入するものとする。

(13) 関係機関との**協議**資料作成

受託人は、**協議**資料作成について、5-4-3 道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(14) 概算工事費

受託人は、比較案それぞれに対し、1-2-11 設計業務の成果の(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(15) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの**確認**を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの**確認**を行う。
 - 2) 一般図を基に換気方式、諸設備計画と断面形状及び地質条件、施工法と構造の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
 - 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
 - 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。
- (16) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、**1-2-11 設計業務の成果**に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) トンネル諸元表（位置、平面線形、縦断線形、標準断面等）
- 3) 換気方式選定の経緯
- 4) 設計計算方法及び計算結果
- 5) シールド機種選定の経緯
- 6) シールド機発進・到達方法選定の経緯
- 7) 概略施工計画
- 8) 非常用施設計画
- 9) **設計図書**に基づき実施した検討・設計
- 10) 詳細設計に当たっての調査及び留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計報告書及び設計図面
- (2) 地質調査報告書及び地質断面図等の関連図面
- (3) 地形測量図（平面図、縦断図、横断図）
- (4) 地上施設等調査資料（道路、基礎含む建造物等）
- (5) 対象地域の環境基準値
- (6) 対象地域の都市計画図及び用途地域図
- (7) 交通量関連資料
- (8) 地下埋設物関連資料

5-7-3 シールドトンネル詳細設計

1. 業務目的

シールドトンネル詳細設計は、予備設計で決定されたトンネル構造について、**設計図書**に示される条件、関連道路設計、トンネル設備予備設計及び地質調査資料等、既存の関連資料を基に、トンネルの工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

シールドトンネル詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。

なお、詳細設計は、シールドトンネル予備設計が実施されていることを前提と

しており、予備設計未実施のトンネルにおいては、**設計図書**に定める検討・設計項目について、**5-7-2 シールドトンネル予備設計**に準じた検討・設計を行い、詳細設計を行うものとする。

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に**提出**するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、設計に先立って現地調査を行い、**設計図書**に示された設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により**確認**するものとする。また、地形、地質等の自然条件、地物、環境条件等の周辺条件等、現地の状況を把握し、併せて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断及び施工設備計画の立案に必要な現地状況を把握するものとする。

(3) 設計条件の**確認**

受託人は、**設計図書**に示された道路の幾何構造、建築限界、交通量等検討・設計上の基本的条件について**確認**を行うものとする。

(4) 基本事項の**確認**

受託人は、詳細設計に当たり、予備設計の検討結果とその後の調査及び検討の結果を加味し、基本事項の**確認**を行うものとする。

(5) 特殊事項の検討

受託人は、**設計図書**に基づき、下記に示す事項に技術的検討を加えるものとする。

- 1) 軟弱地盤等における耐震検討
- 2) 地質・構造条件の変化部分等におけるトンネル縦断方向の構造検討
- 3) 地盤沈下の影響の検討
- 4) 将来の近接施工が当該トンネルに及ぼす影響の検討
- 5) 危険物爆発時の影響検討
- 6) 当該トンネルの施工が既設構造物に与える影響と対策の検討
- 7) 小土被り区間の補助工法の検討

(6) 覆工設計

受託人は、地山条件、トンネル断面、施工方法及び特殊事項の検討結果等を考慮のうえ、工事の安全性、施工性及び経済性の観点から覆工の種類形状について、以下の設計を行うものとする。

1) 一次覆工（セグメント）設計

受託人は、予備設計で決定されたセグメントについて、その妥当性を**確認**するとともに、セグメント製作のためのシール溝、コーキング溝、注入孔及びエレクトー用孔、及び継ぎ手等の構造細目を検討し、一次覆工の設計を行うものとする。

2) 二次覆工設計

受託人は、防水、防錆等を考慮のうえ、設定荷重条件下で十分な安全性が確保できる二次覆工設計を行うものとする。また、縦断方向の不同沈下に対する検討を行い、安全性が確保できる設計を行うものとする。

(7) 防水工設計

受託人は、トンネル内への漏水を防ぐための防水工の設計を行うものとする。

(8) 排水工設計

受託人は、予備設計で決定された排水工の形状・設置位置を基に、排水系統図を作成するとともに、排水施設の断面寸法等の設計を行うものとする。

(9) 床版工詳細設計

受託人は、交通荷重、設備荷重等を対象に、シールド内の床版工の設計を行うものとする。

(10) 舗装工設計

受託人は、**設計図書**に示される交通量をもとに、排水性、照明効果、走行性、維持管理、経済性（ライフサイクルコスト）等を考慮し、トンネル内舗装の（アスファルト舗装／コンクリート舗装等）の比較検討のうえ、舗装の種類、構成を決定し、設計するものとする。

(11) 非常用施設設計

1) トンネル等級の検討

受託人は、トンネル延長及び**設計図書**に示される交通量をもとに、トンネル等級を決定するものとする。

2) 非常用施設の箱抜き設計

受託人は、決定したトンネル等級に基づき、非常用施設を選定し、配置計画を行うとともに施設収容のための箱抜きの設計を行うものとする。

(12) 内装設備設計

受託人は、**設計図書**に基づき、トンネルの内装について、トンネル延長交通量等をもとに、照明効果、吸音効果、視線誘導効果等を考慮のうえ耐火性、安全性、経済性、維持・保守の難易度及び耐久性の比較を行い、監督員に報告し、その**指示**に基づき、使用材料を決定し、設計するものとする。

(13) 発進・到達防護工設計

受託人は、予備設計において決定した発進・到達方法を基に、立坑接続部の防護工について設計計算を行い、断面形状・寸法を決定し、細部構造の設計を行うものとする。

(14) 仮設構造物設計

受託人は、予備設計で選定されたシールド機を基に、シールド機受台、反力壁及び作業床について設計計算を行い、断面形状・寸法を決定し、細部構造の設計を行うものとする。

(15) 設計図

受託人は、関連する設計等及び当該設計で決定した事項に基づき、以下に示す設計図を作成するものとする。

1) トンネル位置図

2) 全体一般図(平面図、縦断図、断面図)平面・縦断線形諸元、近接構造物等との位置関係、地質縦断図、地質柱状図、トンネルの主要寸法を記入

3) トンネル標準断面図、構造図

4) セグメント構造詳細図

5) 裏込め注入工図

6) 防水工設計図

7) 排水工関係設計図

8) 床版工構造図

9) 非常用施設配置図及び箱抜き詳細図

10) 発進・到達防護工詳細図

(16) 施工計画

受託人は、下記に示す事項に関する検討結果を取りまとめて記載した施工計画書を作成するとともに、必要に応じて参考図を作成するものとする。

- 1) トンネルの施工方法、施工順序及び施工機械
- 2) 掘削土砂搬出計画
- 3) 概略工事工程計画
- 4) 施工ヤード計画
- 5) 工事中の交通処理計画
- 6) 工事中の計測計画
- 7) 施工に当たっての留意事項

(17) 仮設備計画

受託人は、トンネル施工に伴う仮設備について、必要に応じて、下記に示す項目の検討を行うとともに、参考図を作成するものとする。

- 1) 換気設備 (換気容量の算定及び設備計画)
- 2) 仮排水設備 (計画立案)
- 3) 裏込め注入設備 (計画立案)
- 4) 掘削土砂処理設備 (計画立案)
- 5) 材料搬出入設備 (計画立案)
- 6) 給水設備 (容量算定)
- 7) 工事用電力設備 (容量算定及び設備計画)
- 8) 汚濁水処理設備 (容量算定)
- 9) スtockヤード (計画立案)
- 10) 工事用道路計画 (概略検討)
- 11) 安全対策 (計画立案)
- 12) 環境対策等 (計画立案)

(18) 関係機関との協議資料作成

受託人は、協議資料作成について、5-4-3 道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(19) 数量計算

受託人は、1-2-11 設計業務の成果の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(20) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの**確認**を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの**確認**を行う。
- 2) 一般図を基に換気方式、諸設備計画と断面形状及び地質条件、施工法と構造の整合が適切にとれているかの**確認**を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの**確認**を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設備と施工法の**確認**を行い、その妥当性についても照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

防水工等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。

(21) 報告書作成

受託人は、設計業務の成果として、**1-2-11 設計業務の成果**に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) トンネル諸元表（位置、平面線形、縦断線形、標準断面等）
- 3) 設計計算方法及び計算結果
- 4) 排水工、防水工、舗装工等
- 5) 非常用施設計画
- 6) 施工法概要
- 7) 発進・到達方法
- 8) 施工計画及び仮設備計画
- 9) 施工中の計測計画
- 10) 工事実施に当たっての留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計報告書及び設計図面
- (2) 道路詳細設計報告書及び設計図面
- (3) 地質調査報告書及び地質断面図等の関連図面
- (4) シールドトンネル予備設計報告書及び設計図面
- (5) 立坑予備設計報告書及び設計図面
- (6) トンネル設備予備設計報告書及び設計図面
- (7) 地形測量図（平面図、縦断図、横断図）
- (8) 地上施設等調査資料（道路、基礎含む建造物）
- (9) 立坑周辺の実測地形平面図（縮尺1/200 ～1/500）
- (10) 対象地域の環境基準値
- (11) 対象地域の都市計画図及び用途地域図
- (12) 地下埋設物関連資料

5-7-4 立坑予備設計

1. 業務目的

立坑予備設計は、シールドトンネル予備設計及び地質調査等関連資料を基に、シールドトンネル用立坑について、基本的な断面、換気方式及び施工法を決定するとともに詳細設計にあたり、必要な調査及び留意事項を抽出することを目的とする。

2. 業務内容

立坑予備設計の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、設計に先立って現地調査を行い、**設計図書**に示された設計範囲

及び貸与資料と現地との整合性を目視により**確認**するものとする。また、地形、地質等の自然条件、地物、環境条件等の周辺条件等、現地の状況を把握し、併せて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断及び施工設備計画の立案に必要な現地状況を把握するものとする。

(3) 設計条件の**確認**

受託人は、**設計図書**に示された計画位置・範囲、地質条件、シールドトンネルの規模等、検討・設計上の基本的条件について**確認**を行うものとする。

(4) 基本事項の検討

受託人は、立坑の設計に当たり、下記に示す事項について技術的検討を加えるものとする。

- 1) 内空断面（シールドトンネル断面条件、立坑の目的、シールド機の規模等）
- 2) 立坑構造型式
- 3) 地質条件
- 4) 荷重条件及び設計計算方法
- 5) 昇降設備等立坑内付帯設備

(5) 特殊事項の検討

受託人は、**設計図書**に基づき、近接構造物への影響及び周辺環境への影響等、特殊事項の検討を行うものとする。

(6) 設計計算

受託人は、基本事項の検討結果を基に、概略設計計算及び概略断面検討を行い、立坑の断面形状・寸法を決定するものとする。また、受託人は、**設計図書**に基づき、立坑の耐震検討を行うものとする。

(7) 諸設備検討

受託人は、**設計図書**に基づき、昇降、換気、照明、非常用施設等、立坑内諸設備計画及び受配電設備計画について概略検討を行うものとする。

(8) 仮設工及び施工法の検討

受託人は、計画位置の地形、地質、環境条件を考慮した、土留め壁等仮設工の種類、施工法について、3案程度を対象に概略比較検討を行い、特質を整理のうえ、仮設工及び施工法の決定を行うものとする。

なお、比較検討における土留め壁等、仮設構造物の断面寸法は、工事实績等既往の資料によるものとするが、用地の制約条件が厳しいところ等では、**設計図書**に基づき概略の計算を行い求めるものとする

(9) 概略施工設備計画

受託人は、立坑規模、施工法、地形及び環境条件を考慮した施工設備及び施工ヤードについて概略検討を行うものとする。

(10) 設計図

受託人は、検討結果に基づき立坑の一般図（平面図、断面図）を作成しシールドトンネル本体との関係、地下埋設物、重要近接構造物、立坑主要寸法及び地質柱状図を記入するとともに、土留め壁等仮設構造物の概略設計図を作成するものとする。

(11) 立坑上部建屋の検討

受託人は、**設計図書**に基づき、換気塔等立坑上部の建屋について概略検討を行うものとする。

(12) 景観検討

受託人は、特記仕様書または数量総括表に定めのある場合には、立坑上部の建屋の概略景観検討を行うものとする。

(13) 関係機関との**協議**資料作成

受託人は、**協議**資料作成について、5-4-3 道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(14) 概算工事費

受託人は、比較案それぞれに対し、1-2-11 設計業務の成果の(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(15) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査項目は、5-7-2 シールドトンネル予備設計第2項の(15)に準ずるものとする。

(16) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-11 設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 立坑内空寸法諸元
- 3) 立坑構造型式選定の経緯
- 4) 設計計算方法及び計算結果
- 5) 概略施工計画
- 6) **設計図書**に基づき実施した検討・設計
- 7) 詳細設計に当たっての必要調査及び留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計報告書及び設計図面
- (2) シールドトンネル予備設計報告書及び設計図面
- (3) 地質調査報告書及び地質断面図等の関連図面
- (4) 地形測量図（平面図、縦断図、横断図）
- (5) 地上施設等調査資料（道路、基礎含む建造物等）
- (6) 対象地域の環境基準値
- (7) 対象地域の都市計画図及び用途地域図
- (8) 地下埋設物関連資料

5-7-5 立坑詳細設計

1. 業務目的

立坑詳細設計は、立坑予備設計で決定された立坑構造について、**設計図書**に示される条件、地質調査等既存の関連資料を基に、シールドトンネル用立坑の工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

立坑詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。

なお、詳細設計は、立坑予備設計が実施されていることを前提としており、予備設計未実施の立坑においては、**設計図書**に定める検討・設計について 5-7-4

立坑予備設計に準じた検討・設計を行い、詳細設計を行うものとする。

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、設計に先立って現地調査を行い、**設計図書**に示された設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により**確認**するものとする。また、地形、地質等の自然条件、地物、環境条件等の周辺条件等、現地の状況を把握し、併せて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断及び施工設備計画の立案に必要な現地状況を把握するものとする。

(3) 設計条件の**確認**

受託人は、設計条件の**確認**について、**5-7-4 立坑予備設計**第2項の(3)に準ずるものとする。

(4) 基本事項の**確認**

受託人は、基本事項の**確認**について、**5-7-3 シールドトンネル詳細設計**第2項の(4)に準ずるものとする。

(5) 特殊事項の検討

受託人は、**設計図書**に基づき、下記に示す事項について技術的検討を加えるものとする。

- 1) 軟弱地盤等における耐震検討
- 2) 地盤沈下の影響の検討
- 3) 将来の近接施工が当該立坑に及ぼす影響の検討
- 4) 当該立坑施工が既設構造物に与える影響と対策の検討

(6) 立坑本体設計

受託人は、予備設計で決定した主構造の断面形状を基に、細部構造の検討を行うとともに、特殊事項も考慮した荷重条件を設定し、下記段階を対象として設計計算を行い、立坑本体の設計を行うものとする。

- 1) 施工段階、
- 2) 完成時

(7) 防水工設計

受託人は、立坑内への漏水を防ぐための防水工の設計を行うものとする。

(8) 排水工設計

受託人は、排水工設計について、**5-7-3 シールドトンネル詳細設計**第2項の(8)に準ずるものとする。

(9) 舗装工設計

受託人は、舗装工設計について、**5-7-3 シールドトンネル詳細設計**第2項(9)に準ずるものとする。

(10) 非常用施設設計

1) トンネル等級の検討

受託人は、トンネル延長及び**設計図書**に示される交通量をもとに、トンネル等級を決定するものとする。

2) 非常用施設の箱抜き設計

受託人は、決定したトンネル等級に基づき、非常用施設を選定し、配置計画を行うとともに施設収容のための箱抜きの設計を行うものとする。

(11) 内装設備設計

受託人は、**設計図書**に基づき、トンネルの内装について、トンネル延長交通量等をもとに、照明効果、吸音効果、視線誘導効果等を考慮のうえ耐火性、安全性、経済性、維持・保守の難易度及び耐久性の比較を行い、監督員に報告し、その**指示**に基づき、使用材料を決定し、設計するものとする。

(12) 仮設構造物設計

受託人は、下記に示す仮設構造物の設計を行うものとする。

1) 土留め工設計

受託人は、予備設計で選定された土留め型式を対象に、地形地質、周辺の建物・用地及び地下埋設物を考慮して必要箇所を選定し、設計計算を行い、主断面及び構造細部の寸法を決定し、監督員と**協議**のうえ土留め壁を設計するものとする。

2) 路面等覆工設計

受託人は、立坑箇所の地表状況（交通状況、環境状況等）を考慮のうえ、施工時の施工性、安全性、経済性に配慮した3案程度の覆工を選定し比較検討を行い、特質を整理し、監督員と**協議**のうえ、覆工型式を決定するとともに、設計計算を行い、構造細部の設計を行うものとする。

(13) 座標計算

受託人は、貸与された排水路線形計算書、平面及び縦断線形図に基づき、当該構造物及び仮設構造物の必要箇所について座標計算を行い、平面座標及び縦断計画高を求めるものとする。

(14) 設計図

受託人は、当該設計の検討に基づき、以下に示す設計図を作成するものとする。

1) 立坑位置図

2) 立坑一般図、平面図、断面図、土質柱状図、近接構造物との位置関係、立坑主要寸法等

3) 立坑本体配筋図

4) 仮設構造物詳細図（土留め工、覆工等）

(15) 施工計画

受託人は、下記に示す事項について検討し、取りまとめて記載した施工計画書を作成するとともに、必要に応じて参考図を作成するものとする。

1) 立坑の施工方法、施工順序及び施工機械

2) 掘削土砂搬出計画

3) 概略工事工程計画

4) 施工ヤード計画

5) 工事中的交通処理計画

6) 工事中的計測計画

7) 施工に当たっての留意事項

(16) 仮設備計画

受託人は、立坑施工に伴う仮設備について、必要に応じて、下記に示す事項の検討及び計画を行うとともに、参考図を作成するものとする。

1) 工事中的換気設備（換気容量の算定及び設備計画）

2) 工事中的仮排水設備（計画立案）

3) 工事用電力設備（容量の算定及び設備計画）

- 4) 給水設備 (容量算定)
 - 5) 汚濁水処理設備 (計画立案)
 - 6) 掘削土砂処理設備 (計画立案)
 - 7) 資材搬出入設備
 - 8) 型枠支保工 (一般図)
 - 9) スtockヤード (計画立案)
 - 10) 工事用道路計画 (概略検討)
 - 11) 安全対策 (計画立案)
 - 12) 環境対策 (計画立案)
- (17) 立坑上部建屋の検討
受託人は、**設計図書**に基づき、換気塔等立坑上部の建屋について検討を行うものとする。
- (18) 景観検討
受託人は、特記仕様書または数量総括表に定めのある場合には、立坑上部の建屋の景観検討を行うものとする。
- (19) 関係機関との**協議**資料作成
受託人は、**協議**資料作成について、**5-4-3 道路概略設計第2項の(6)**に準ずるものとする。
- (20) 数量計算
受託人は、**1-2-11 設計業務の成果の(4)**に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。
- (21) 照査
受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づき、照査を実施するものとする。
なお、照査項目は、**5-7-3 シールドトンネル詳細設計第2項の(20)**に準ずるものとする。
- (22) 報告書作成
受託人は、業務の成果として、**1-2-11 設計業務の成果**に準じて報告書を作成するものとする。
なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。
- 1) 設計条件
 - 2) 立坑寸法諸元表
 - 3) 設計計算方法及び計算結果
 - 4) 施工法概要
 - 5) 仮設構造物諸元表
 - 6) 仮設構造物設計計算方法及び計算結果
 - 7) 施工計画及び仮設備計画
 - 8) 工事実施に当たっての留意事項
3. 貸与資料
発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。
- (1) 道路予備設計報告書及び**設計図書**
 - (2) 道路詳細設計報告書及び設計図面
 - (3) 地質調査報告書及び地質断面図等の関連図面
 - (4) 立坑予備設計報告書及び設計計算

- (5) シールドトンネル予備設計報告書及び設計図面
- (6) トンネル設備予備設計報告書及び設計図面
- (7) 地形測量図（平面図、縦断図、横断図）
- (8) 地上施設等調査資料（道路、基礎含む建造物）
- (9) 対象地域の環境基準値
- (10) 対象地域の都市計画図及び用途地域図
- (11) 地下埋設物関連資料
- (12) 交通関連資料

第2節 成果品

5-7-6 成果品

受託人は、表 5-7-1～表 5-7-4 に示す成果品を作成し、1-1-17 成果品の提出に従い、2部を納品するものとする。

表 5-7-1 シールドトンネル予備設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	摘要
シールドトンネル予備設計	設計図	位置図	1:25000～1:50000	市販地図等
		全体一般図	1:2500	
		標準断面図	適宜	
		セグメント構造一般図	1:20	
		その他参考図等	適宜	
	概算工事費	数量計算書	—	概略
		概算工事費	—	
	報告書	設計概要書	—	
		検討書	—	
		設計計算書		
		概略施工設備計画書	—	
		その他参考資料等	—	

表5-7-2 シールドトンネル詳細設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	摘要
シールドトンネル詳細設計	設計図	位置図	1:25000～1:50000	市販地図等
		全体一般図	1:2500	
		道路線形図	1:2500	
		標準横断図	1:100	
		地質・土質縦断図	V=1:200 H=1:1000 または V=1:100 H=1:500	着色
		標準断面図	適宜	
		排水系統図	適宜	
		セグメント配置図	適宜	
		セグメント構造一般図	1/20	
		セグメント配筋図	1/10	
		二次覆工配筋図	1/50	
		排水工詳細図	適宜	
		舗装工詳細図	適宜	
		構造物詳細図	適宜	
		仮設工詳細図	適宜	
		その他参考図等	適宜	
	数量計算	数量計算書	—	
	報告書	設計概要書	—	
		検討書	—	
		設計計算書	—	
		施工計画書	—	
		その他参考資料等	—	

表 5-7-3 立坑予備設計成果品一覧表

設計 種別	設計項目	成果品項目	縮尺	摘要
立坑予備設計	設計図	位置図	1:25000	市販地図等
		全体一般図	1:200～1:500	
		構造一般図	1:50～1:100	
		仮設構造物一般図	適宜	
		主鉄筋配筋図	1:50～1:100	
		その他参考図等	適宜	
	概算工事費	数量計算書	—	
		概算工事費	—	
	報告書	設計概要書	—	
		検討書	—	
		設計計算書	—	
		概略施工設備計画書	—	
		その他参考資料等	—	

表 5-7-4 立坑詳細設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
立坑詳細設計	設計図	位 置 図	1:25000	市販地図等
		全 体 一 般 図	1:200～1:500	
		構 造 一 般 図	1:50 ～1:100	
		構 造 詳 細 図	適宜	
		仮設構造物一般図	適宜	
		仮設構造物詳細図	適宜	
		そ の 他 参 考 図 等	適宜	
	数量計算	数 量 計 算 書	—	
	報告書	設 計 概 要 書	—	
		座 標 計 算 書	—	
		検 討 書	—	
		設 計 計 算 書	—	
		施 工 計 画 書	—	
		施 工 設 備 計 画 書	—	
		そ の 他 参 考 資 料 等	—	

第8章 橋 梁 設 計

第1節 橋梁設計の種類

5-8-1 橋梁設計の種類

橋梁設計の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 橋梁設計
- (2) 橋梁拡幅設計
- (3) 橋梁補強設計

第2節 橋梁設計

橋梁設計は、新規に橋梁を建設または架替えるに際して実施する橋梁の設計に適用する。

5-8-2 橋梁設計の区分

橋梁設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 橋梁予備設計
- (2) 橋梁詳細設計

5-8-3 橋梁予備設計

1. 業務目的

橋梁予備設計は、**設計図書**、既存の関連資料を基に、上部工、下部工、基礎工及び上下部接続部について比較検討を行い、最適橋梁形式とその基本的な橋梁諸元を決定することを目的とする。

2. 業務内容

橋梁予備設計の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、架橋地点の現地踏査を行い、**設計図書**に基づいた設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により**確認**するものとする。また、地形・地質等の自然状況、沿道・交差・用地条件等の周辺状況を把握し、合せて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況を把握するものとする。

なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、受託人はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、**指示**を受けるものとする。

(3) 設計条件の**確認**

受託人は、**設計図書**に示された道路の幾何構造、荷重条件等設計施工上の基本的条件を**確認**し、当該設計用に整理するものとする。

(4) 橋梁形式比較案の選定

受託人は、橋長、支間割りの検討を行い、架橋地点の橋梁としてふさわしい橋梁形式数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合など総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、監督員と**協議**のうえ、設計する比較案をプレキャスト含む3案以上を選定するものとする。

(5) 基本事項の検討

受託人は、設計を実施する橋梁形式比較案に対して、下記に示す事項を標準として技術的検討を加えるものとする。

- 1) 構造特性（安定性、耐震性、走行性）
- 2) 施工性（施工の安全性、難易性、確実性、工事用道路及び作業ヤード）
- 3) 経済性
- 4) 維持管理（耐久性、管理の難易性）
- 5) 環境との整合（修景、騒音、振動、近接施工）

(6) 設計計算

受託人は、上部工の設計計算については、主要点（主桁最大モーメントまたは軸力の生ずる箇所）の概算応力計算及び概略断面検討を行い、支間割、主桁配置、桁高、主構等の決定を行うものとする。下部工及び基礎工については、躯体及び基礎工の形式規模を想定し、概算の応力計算及び安定計算を行うものとする。

(7) 設計図

受託人は、橋梁形式比較案のそれぞれに対し、一般図（平面図、側面図、上下部工・基礎工主要断面図）を作成し、鉄道、道路、河川との関連、建築限界及び河川改修断面図等を記入するほか、土質柱状図を記入するものとする。

なお、構造物の基本寸法の表示は、橋長、支間、桁間隔、下部工及び基礎工の主要寸法のみとする。

(8) 景観検討

受託人は、特記仕様書または数量総括表に定めがある場合には、橋梁形式の選定に必要な概略の景観検討を行うものとする。

(9) 関係機関との**協議**資料作成

受託人は、**協議**資料作成について、**5-4-3 道路概略設計**第2項の(6)に準ずるものとする。

(10) 概算工事費

受託人は、橋梁形式比較案のそれぞれに対し、**1-2-11 設計業務の成果**の(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(11) 橋梁形式比較一覧表の作成

受託人は、橋梁形式比較案に関する検討結果をまとめ、橋梁形式比較一覧表を作成するものとする。

橋梁形式比較一覧表には一般図（側面図、上下部工及び基礎工断面図）を記入するほか、(5)で実施した技術的特徴、課題を列記し、各橋梁形式比較案の評価を行い、最適橋梁形式案を明示するものとする。

(12) 照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの**確認**を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの**確認**を行う。
 - 2) 一般図を基に橋台位置、径間割り、支承条件及び地盤条件と橋梁形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
 - 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
 - 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。
- (13) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、**1-2-11 設計業務の成果**に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 橋梁形式比較案毎に当該構造物の規模及び形式の選定理由
- 3) 道路、鉄道、河川の交差条件、コントロールポイント
- 4) 主要部材の概略数量
- 5) 概算工事費
- 6) 主桁主要断面寸法、下部工躯体及び基礎寸法、くい本数等概略計算の主要結果
- 7) 橋梁形式比較一覧表
- 8) 詳細設計に向けての必要な調査、検討事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 道路概略設計報告書
- (2) 道路予備設計報告書
- (3) 地質調査報告書
- (4) 実測平面図（縮尺 1/200～1/500）
- (5) 実測縦横断面図（縮尺 1/100～1/200）
- (6) 周辺施設（既設、計画）に関する資料

5-8-4 橋梁詳細設計

1. 業務目的

橋梁詳細設計は、予備設計で決定された橋梁形式について、**設計図書**、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

橋梁詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、現地踏査について、**5-8-3 橋梁予備設計**第2項の(2)に準ずるものとする。

なお、現地調査以降の記述については省略するものとする。

(3) 設計条件の**確認**

受託人は、設計条件の**確認**について、**5-8-3 橋梁予備設計**第2項の(3)に準ずるものとする。

(4) 設計細部事項の検討

受託人は、使用材料、地盤定数、支承条件、構造細目、附属物の形式など詳細設計に当たり必要な設計の細部条件について技術的検討を加えたうえ、これを当該設計用に整理するとともに適用基準との整合を図り**確認**を行うものとする。

(5) 設計計算

受託人は、詳細設計計算に当たり、橋梁予備設計で決定された橋梁形式の主要構造寸法に基づき、現地への搬入条件及び架設条件を考慮し、下記に示す事項について詳細設計を行うものとする。

なお、鋼橋の設計を行う場合は、疲労の検討を行うものとする。

1) 上部工については、橋体、床版、支承、高欄、伸縮装置、橋面排水装置、落橋防止、その他附属物等

2) 下部工及び基礎工については、梁、柱、フーチング、躯体及び基礎本体等

(6) 設計図

受託人は、橋梁位置図、一般図、線形図、構造一般図、構造詳細図、支承、高欄、伸縮装置、排水装置等の詳細設計図を作成するものとする。

(7) 数量計算

受託人は、**1-2-11 設計業務の成果**の(4)にも基づき数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(8) 景観検討

受託人は、特記仕様書または数量総括表に定めがある場合には、橋梁細部構造の決定に必要な景観検討を行うものとする。

(9) 動的照査

受託人は、**設計図書**に基づき、動的照査を行うものとする。

(10) 座標計算

受託人は、発注者から貸与された道路線形計算書、平面及び縦断線形図等に基づき、当該構造物の必要箇所（橋台、橋座、支承面、下部工、基礎工等）について、線形計算を行い、平面座標及び縦断計画高を求めるものとする。

(11) 架設計画

受託人は、上部工の架設計画について、現地の立地条件及び輸送・搬入条

件等を基に、詳細な架設計画を行うものとする。

(12) 仮設構造物設計

受託人は、**設計図書**に基づき、上部工施工時及び下部工施工時の仮設構造物の設計を行うものとする。

(13) 仮橋設計

受託人は、**設計図書**に基づき、仮橋の設計を行うものとする。

なお、仮橋、仮栈橋の詳細設計は、設計計画、設計計算、設計図、数量計算、照査、報告書作成の業務内容を行うものである。

(14) 橋梁附属物等の設計

受託人は、**設計図書**に基づき、道路標識、照明、添架物、遮音壁等の橋梁附属物の設計を行うものとする。

(15) 施工計画

受託人は、構造物の規模、道路・鉄道の交差条件、河川の渡河条件及び、計画工程表、施工順序、施工方法、資材・部材の搬入計画、仮設備計画等、工事費積算に当たって必要な計画を記載した施工計画書を作成するものとする。

なお、施工計画書には設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。

(16) 関係機関との**協議**資料作成

受託人は、**協議**資料作成について、**5-4-3 道路概略設計**第2項の(6)に準ずるものとする。

(17) 照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの**確認**を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの**確認**を行う。
- 2) 一般図を基に橋台位置、径間割り、支承条件及び地盤条件と橋梁形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、架設工法と施工法の**確認**を行い、施工時応力についても照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、上部工、下部工及び付属物それぞれの取り扱いについて整合性の照査を行う。

(18) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、**1-2-11 設計業務の成果**に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件

- 2) 予備設計報告書に基づく橋梁形式決定の経緯
- 3) 上部工の解析手法、構造各部の検討内容及び問題点、特に考慮した項目
- 4) 道路、鉄道、河川の交差条件、コントロールポイント
- 5) 上部工主要断面寸法、下部工躯体及び基礎寸法等設計計算の主要結果
- 6) 主要材料、工事数量の総括
- 7) 施工段階での注意事項・検討事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 橋梁予備設計成果
- (2) 道路線形計算書
- (3) 実測平面図（縮尺 1/200～1/500）
- (4) 実測縦横断面図（縮尺 1/100～1/200）
- (5) 道路等詳細設計成果関連部分
- (6) 地質調査報告書
- (7) 周辺施設（既設、計画）に関する資料
- (8) 幅杭設計成果

第3節 橋梁拡幅設計

橋梁拡幅設計は、橋梁の車線増設、橋詰め改良、歩道増設及び路肩改良等既設橋梁の拡幅設計に適用する。

5-8-5 橋梁拡幅設計の区分

橋梁拡幅設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 橋梁拡幅予備設計
- (2) 橋梁拡幅詳細設計

5-8-6 橋梁拡幅予備設計

1. 業務目的

橋梁拡幅予備設計は、設計図書、既存の関連資料及び関連する基準等を基に拡幅の目的に沿った上部工、下部工及び基礎工について拡幅方法・拡幅形式（以下「拡幅工法」という）の比較検討を行い、最適拡幅工法とその基本的な構造諸元を決定することを目的とする。

2. 業務内容

橋梁拡幅予備設計の業務内容は、下記のとおりとする。

- (1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、1-1-12 業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に提出するものとする。
- (2) 現地踏査

受託人は、設計対象地点の現地踏査を行い、設計図書に基づいた設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。また、地形・地質等の自然状況、沿道・交差・用地条件等の周辺状況を把握し、合わ

せて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況を把握するものとする。

なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合、受託人はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 設計条件の**確認**

受託人は、設計条件の**確認**について、5-8-3 橋梁予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

(4) 拡幅工法比較案の選定

受託人は、拡幅構造としてふさわしい橋梁拡幅案数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合及び現交通への影響など総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、監督員と**協議**のうえ、設計する比較案を選定するものとする。

(5) 基本事項の検討

受託人は、設計を実施する拡幅工法比較案に対して、下記に示す事項を標準として技術的検討を加えるものとする。

- 1) 構造特性（拡幅構造の安全性、走行性）
- 2) 施工性（施工の安全性、難易性、確実性、工事用道路及び作業ヤード）
- 3) 経済性
- 4) 維持管理（耐久性、管理の難易性）
- 5) 環境との整合（修景、騒音、振動、近接施工）

(6) 復元設計

受託人は、既設橋梁の竣工図書がない場合、**設計図書**に基づき、竣工時点の基準に基づいた復元設計を行い、拡幅設計に関連する部材の断面を推定するものとする。

(7) 設計計算

受託人は、拡幅工法比較案のそれぞれに対し、既設部・拡幅部の主要構造部材の概算応力計算及び概略断面検討を行い、拡幅部材の決定を行うものとする。

(8) 設計図

受託人は、拡幅工法比較案のそれぞれに対し、拡幅部材の主要断面形状、拡幅工法の判る一般図及び拡幅部材の基本構造図を作成するものとする。

(9) 概算工事費

受託人は、拡幅工法比較案のそれぞれに対し、1-2-11 **設計業務の成果**の(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(10) 拡幅工法比較一覧表の作成

受託人は、拡幅工法比較案に関する検討結果をまとめ、拡幅工法一覧表を作成するものとする。拡幅工法一覧表には、拡幅に関する部材の主要断面形状を記入するほか、(5)で実施した技術的特徴、課題を列記し、各比較案の評価を行い、最適拡幅工法案を明示するものとする。

(11) 照査

受託人は、1-1-8 **照査技術者及び照査の実施**に基づくほか、下記に示す事項

を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの**確認**を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの**確認**を行う。
 - 2) 一般図を基に新旧部の結合方法、桁配置及び拡幅橋と既設橋の形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
 - 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
 - 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。
- (12) 報告書作成

受託人は、設計業務の成果として、**1-2-11 設計業務の成果**に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 工法比較案毎に拡幅工法及びその工法の選定理由
- 3) 復元設計を実施した場合、復元設計により推定した各部の断面
- 4) 工法比較案毎の主要部材の断面寸法及び設計計算の主要結果
- 5) 主要材料の概略数量
- 6) 概算工事費
- 7) 拡幅工法比較一覧表
- 8) 詳細設計に向けての必要な調査、検討事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 既設橋梁位置図
- (2) 既設橋梁の設計成果
- (3) 実測平面図（縮尺 1/200～1/500）
- (4) 実測縦横断面図（縮尺 1/100～1/200）
- (5) 道路拡幅設計報告書
- (6) 地質調査報告書
- (7) 周辺施設（既設、計画）に関する資料

5-8-7 橋梁拡幅詳細設計

1. 業務目的

橋梁拡幅詳細設計は、予備設計で決定された拡幅工法について、**設計図書**、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

橋梁拡幅詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。

- (1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、現地踏査について、**5-8-3 橋梁予備設計**第2項の(2)に準ずるものとする。

なお、現地調査以降の記述については省略するものとする。

(3) 設計条件の**確認**

受託人は、設計条件の**確認**について、**5-8-3 橋梁予備設計**第2項の(3)に準ずるものとする。

(4) 設計細部事項の検討

受託人は、設計細部事項の検討について、**5-8-4 橋梁詳細設計**第2項の(4)に準ずるものとする。

(5) 設計計算

受託人は、詳細設計計算に当たり、拡幅予備設計で決定された工法の主要構造寸法に基づき、現地への搬入条件及び架設条件を考慮し、下記に示す事項について詳細設計を行うとともに既設部の照査並びに補強設計を行うものとする。

1) 上部工については、橋体、床版、支承、高欄、伸縮装置、橋面排水装置等

2) 下部工及び基礎工については、梁、柱、フーチング、躯体及び基礎本体等

(6) 設計図

受託人は、既設部・新設部を明示した橋梁位置図、一般図、線形図、構造一般図、構造詳細図、支承、高欄、伸縮装置、排水装置等の詳細設計図を作成するものとする。

(7) 数量計算

受託人は、**1-2-11 設計業務の成果**の(4)にも基づき数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(8) 景観検討

受託人は、景観検討について、**5-8-4 橋梁詳細設計**第2項の(8)に準ずるものとする。

(9) 座標計算

受託人は、座標計算について、**5-8-4 橋梁詳細設計**第2項の(10)に準ずるものとする。

(10) 架設計画

受託人は、架設計画について、**5-8-4 橋梁詳細設計**第2項の(11)に準ずるものとする。

(11) 仮設構造物設計

受託人は、仮設構造物設計について、**5-8-4 橋梁詳細設計**第2項の(12)に準ずるものとする。

(12) 仮橋設計

受託人は、仮橋設計について、**5-8-4 橋梁詳細設計**第2項の(13)に準ずるものとする。

(13) 橋梁付属物等の設計

受託人は、橋梁付属物等の設計について、**5-8-4 橋梁詳細設計第2項**の(14)に準ずるものとする。

(14) 施工計画

受託人は、施工計画について、**5-8-4 橋梁詳細設計第2項**の(15)に準ずるものとする。

(15) 照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの**確認**を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に既設橋については、健全度を把握するための情報が得られているかの**確認**を行う。
- 2) 一般図を基に新旧部の結合方法、桁配置及び拡幅橋と既設橋の形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、架設工法と施工法の**確認**を行い、施工時の既設部材の応力についても照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。結合部等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、上部工、下部工及び付属物それぞれの取り扱いについて整合性の照査を行う。

(16) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、**1-2-11 設計業務の成果**に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 予備設計報告書に基づく拡幅工法決定の経緯
- 3) 上部工の解析手法、構造各部の検討内容及び問題点、特に考慮した事項
- 4) 道路、鉄道、河川の交差条件、コントロールポイント
- 5) 主桁主要断面寸法、下部工躯体及び基礎寸法等設計計算の主要結果
- 6) 主要材料、工事数量の総括
- 7) 施工段階での注意事項・検討事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 既設橋梁位置図
- (2) 既設橋梁の設計成果
- (3) 橋梁拡幅予備設計成果
- (4) 道路線形計算書
- (5) 実測平面図（縮尺 1/200～1/500）
- (6) 実測縦横断面図（縮尺 1/100～1/200）
- (7) 道路拡幅設計報告書
- (8) 地質調査報告書

- (9) 周辺施設（既設、計画）に関する資料
- (10) 橋梁拡幅予備設計等設計協議資料
- (11) 幅杭設計成果

第4節 橋梁補強設計

橋梁補強設計は、耐荷力あるいは地震時安全性の復元または向上を図る補強設計に適用する。

なお、修復によって耐荷力あるいは地震時安全性の復元を図れる場合は、ここに含めないものとする。

5-8-8 橋梁補強設計の区分

橋梁補強設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 橋梁補強予備設計
- (2) 橋梁補強詳細設計

5-8-9 橋梁補強予備設計

1. 業務目的

橋梁補強予備設計は、設計図書、既存の関連資料及び関連する基準等をもとに、補強の目的に沿った上部工、下部工、基礎工及び上下部接続部について補強工法の比較検討を行い、最適補強工法とその基本的な構造諸元を決定することを目的とする。

2. 業務内容

橋梁補強予備設計の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を**確認**し、1-1-12 業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、現地踏査について、5-8-3 橋梁予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

なお、現地調査以降の記述については、省略するものとする。

(3) 設計条件の**確認**

受託人は、設計図書に示された橋梁構造、補強条件等設計施工上の基本的な条件を**確認**し、当該設計用に整理するものとする。

(4) 既設橋の照査

受託人は、設計図書に基づき、概略断面検討あるいは概略安定検討により既設橋の照査を行い、補強の目的に照らし合わせて着目する部材に補強が必要かどうかを判断するものとする。

(5) 補強工法比較案の選定

受託人は、補強構造としてふさわしい橋梁補強案数案について、構造特性、施工性、維持管理、環境との整合及び現交通への影響など総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、監督員と協議のうえ、設計する

比較案を選定するものとする。

(6) 基本事項の検討

受託人は、設計を実施する補強工法比較案に対して、**5-8-3 橋梁予備設計**第2項の(5)に示す事項を標準として技術的検討を加えるものとする。

(7) 復元設計

受託人は、既設橋梁の竣工図書がない場合、**設計図書**に基づき、施工時点の基準に基づいた復元設計を行い、補強設計に関連する部材の断面を推定するものとする。

(8) 設計計算

受託人は、補強工法比較案のそれぞれに対し、補強部材の概算応力計算あるいは概略断面検討を行い、補強規模の決定を行うものとする。

(9) 設計図

受託人は、補強工法比較案のそれぞれに対し、補強断面形状・補強工法の判る一般図ならびに基本構造図を作成するものとする。

(10) 概算工事費

受託人は、補強工法比較案のそれぞれに対し、**1-2-11 設計業務の成果**の(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(11) 補強工法比較一覧表の作成

受託人は、補強工法比較案に関する検討結果をまとめ、補強工法一覧表を作成するものとする。補強工法一覧表には補強部材の主要部材断面形状を記入するほか、(6)で実施した技術的特徴・課題を列記し、各比較案の評価を行い、最適補強工法案を明示するものとする。

(12) 照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの**確認**を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの**確認**を行う。
- 2) 一般図を基に補強工法が適切であるかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(13) 報告書作成

受託人は、設計業務の成果として、**1-2-11 設計業務の成果**に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 工法比較案毎に補強工法及びその工法の選定理由
- 3) 復元設計を実施した場合、復元設計により推定した各部の断面

- 4) 工法比較案毎の主要部材の断面寸法及び設計計算等の主要結果
- 5) 主要材料の概略数量
- 6) 概算工事費
- 7) 補強工法比較一覧表
- 8) 詳細設計に向けての必要な調査、検討事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 既設橋梁位置図
- (2) 既設橋梁の設計成果
- (3) 地質調査報告書
- (4) 周辺施設（既設、計画）に関する資料

5-8-10 橋梁補強詳細設計

1. 業務目的

橋梁補強詳細設計は、予備設計で決定された補強工法について、**設計図書**、既存の関連資料及び比較設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

橋梁補強詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。

- (1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第2項に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に提出するものとする。
- (2) 現地踏査

受託人は、現地踏査について、**5-8-3 橋梁予備設計**第2項の(2)に準ずるものとする。

なお、現地調査以降の記述については省略するものとする。
- (3) 設計条件の**確認**

受託人は、設計条件の**確認**について、**5-8-3 橋梁予備設計**第2項の(3)に準ずるものとする。
- (4) 設計細部事項の検討

受託人は、設計細部事項の検討について、**5-8-4 橋梁詳細設計**第2項の(4)に準ずるものとする。
- (5) 設計計算

受託人は、詳細設計計算に当たり、補強予備設計で選定された工法の主要構造寸法に基づき、現地への搬入条件を考慮し、既設部材の応力照査もしくは安定照査ならびに下記に示す事項について詳細設計を行うものとする。

 - 1) 補強部材
 - 2) 補強に伴い取替えが生じる附属物
- (6) 設計図

受託人は、橋梁位置図、既設部・補強部を明示した一般図、線形図、構造

一般図及び補強詳細設計図を作成するものとする。

(7) 数量計算

受託人は、**1-2-11 設計業務の成果**の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(8) 座標計算

受託人は、座標計算について、**5-8-4 橋梁詳細設計**第2項の(10)に準ずるものとする。

(9) 架設計画

受託人は、架設計画について、**5-8-4 橋梁詳細設計**第2項の(11)に準ずるものとする。

(10) 仮設構造物設計

受託人は、仮設構造物設計について、**5-8-4 橋梁詳細設計**第2項の(12)に準ずるものとする。

(11) 仮橋設計

受託人は、仮橋設計について、**5-8-4 橋梁詳細設計**第2項の(13)に準ずるものとする。

(12) 橋梁付属物等の設計

受託人は、橋梁付属物等の設計について、**5-8-4 橋梁詳細設計**第2項の(14)に準ずるものとする。

(13) 施工計画

受託人は、施工計画について、**5-8-4 橋梁詳細設計**第2項の(15)に準ずるものとする。

(14) 照査

受託人は、**1-1-8 照査技術者及び照査の実施**に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの**確認**を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの**確認**を行う。
- 2) 一般図を基に既設部と補強部の整合が適切に取れているかの照査を行う。
また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、架設工法と施工法の**確認**を行い、施工時の既設部材の応力についても照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。
最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、上部工、下部工及び付属物それぞれの取り扱いについて整合性の照査を行う。

(15) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、**1-2-11 設計業務の成果**に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 予備設計報告書に基づく補強工法決定の経緯
- 3) 補強工の解析手法、構造各部の検討内容及び問題点、特に考慮した項目
- 4) 補強主要断面寸法等設計計算の主要結果
- 5) 主要材料、工事数量の総括
- 6) 施工段階での注意事項・検討事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 既設橋梁位置図
- (2) 既設橋梁の設計成果
- (3) 橋梁補強予備設計成果
- (4) 道路線形計算書
- (5) 実測平面図
- (6) 地質調査報告書
- (7) 周辺施設（既設、計画）に関する資料
- (8) 橋梁拡幅予備設計等設計協議資料

第5節 成果品

5-8-11 成果品

受託人は、表 5-8-1～表5-8-3 に示す成果品を作成し、1-1-17 成果品の提出に従い、2部を納品するものとする。

表 5-8-1 橋梁設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
橋梁予備設計	設 計 図	橋 梁 位 置 図	1:25000 1:50000	市販地図等
		一 般 図	1:50～1:500	
		比 較 一 覧 表	—	
	概算工事費	数 量 計 算 書	—	概略
		概 算 工 事 費	—	
	報 告 書	設 計 概 要 書	—	比較検討書等
		概略設計計算書	—	応力及び安定計算
		その他参考資料等	—	
橋梁詳細設計	設 計 図	橋 梁 位 置 図	1:25000 1:50000	市販地図等
		一 般 図	1:50～1:500	橋種・設計条件・地質図 ボーリング位置等を記入
		線 形 図	適 宜	平面・縦断・座標
		構 造 一 般 図	1:50～1:500	
		上部工構造詳細図	1:20～1:100	主桁・横桁・対傾構・主構・ 床組・床版・支承・伸縮装置・ 排水装置・高欄防護柵・遮 音壁 ・検査路等・製作キャンパー図・ PC鋼材緊張順序等施工要 領
		下部工構造詳細図	1:20～1:100	橋台・橋脚等
		基礎工構造詳細図	1:20～1:100	杭・ウェル・ケーソン等
		仮 設 工 詳 細 図	適 宜	仮締切・土留・仮橋等
	数量計算	数 量 計 算 書	—	材料表・塗装面積 溶接延長等
	報 告 書	設 計 概 要 書	—	
		設 計 計 算 書	—	
		線 形 計 算 書	—	
		施 工 計 画 書	—	施工方法・特記事項等
		その他参考資料等	—	検討書

表 5-8-2 橋梁拡幅設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
橋梁拡幅予備設計	設計図	橋梁位置図	1:25000 ~ 1:50000	市販地図等
		一般図	1:50～1:500	
		比較一覧表	—	
	概算工事費	数量計算書	—	概略
		概算工事費	—	
	報告書	設計概要書	—	比較検討書等
		概略設計計算書	—	応力及び安定計算
		その他参考資料等	—	
梁拡幅詳細設計	設計図	橋梁位置図	1:25000 ~ 1:50000	市販地図等
		一般図	1:50～1:500	橋種・設計条件・地質図
		線形図	適宜	平面・縦断・座標
		構造一般図	1:50～1:500	
		上部工構造詳細図	1:20～1:100	主桁・横桁・対傾構・主構・床組・床版・支承・伸縮装置・排水装置・高欄防護柵・遮音壁・検査路等・製作キャンバー図・PC鋼材緊張順序等施工要領
		下部工構造詳細図	1:20～1:100	橋台・橋脚等
		基礎工構造詳細図	1:20～1:100	杭・ウエル・ケーソン等
		仮設工詳細図	適宜	仮締切・土留・仮橋等
	数量計算	数量計算書	—	材料表・塗装面積
	報告書	設計概要書	—	
		設計計算書	—	
		線形計算書	—	
		施工計画書	—	施工方法・特記事項等
		その他参考資料等	—	検討書

表 5-8-3 橋梁補強設計成果品一覧表

設計 種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
橋梁補強予備設計	設計図	橋梁位置図	1:25000 ～ 1:50000	市販地図等
		一般図	1:50～1:500	
		比較一覧表	—	
	概算工事費	数量計算書	—	概略
		概算工事費	—	
	報告書	設計概要書	—	比較検討書等
		概略設計計算書	—	応力及び安定計算
		その他参考資料等	—	
橋梁補強詳細設計	設計図	橋梁位置図	1:25000 ～ 1:50000	市販地図等
		一般図	1:50～1:500	橋種・設計条件・地質図 ボーリング位置等を記入
		線形図	適宜	平面・縦断・座標
		構造一般図	1:50～1:500	
		上部工構造詳細図	1/20～1/100	主桁・横桁・増桁対傾構・ 主構・ 床組・床板補強・桁連結・ PC鋼材緊張順序等施工要 領
		下部工構造詳細図	1:20～1:100	承座拡幅・橋脚巻立
		基礎工構造詳細図	1:20～1:100	橋台・橋脚基礎補強
		仮設工詳細図	適宜	仮締切・土留・仮橋等
	数量計算	数量計算書	—	材料表・塗装面積
	報告書	設計概要書	—	
		設計計算書	—	
		線形計算書	—	適宜
		施工計画書	—	施工方法・特記事項等
		その他参考資料等	—	検討書

第9章 道路施設点検

第1節 道路施設点検の種類

5-9-1 道路施設点検の種類

道路施設点検の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 道路防災カルテ点検
- (2) 橋梁定期点検

第2節 道路防災カルテ点検

5-9-2 道路防災カルテ点検

1. 業務目的

道路防災カルテ点検は、過年度に作成された道路防災カルテを用いて、設計図書に基づいた条件で、防災カルテを用いた点検及び防災カルテの修正を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受託人は、業務目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を**確認**し、1-1-12 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 防災カルテを用いた点検

受託人は、「**防災カルテ作成・運用要領**（財団法人 道路保全技術センター 平成8年12月）」に定められた内容に従って設計図書に示されたカルテ箇所の点検を実施すること。

(3) 防災カルテ修正

受託人は、防災カルテ点検結果を「**防災カルテ作成・運用要領**」に基づき修正すること。

なお、修正については、事前に監督員と**協議**のうえ**承諾**を得ること。

(4) 照査

受託人は、1-1-8 **照査技術者及び照査の実施**に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-10 **調査業務及び計画業務の成果**に準じて報告書を作成するものとする。

第3節 橋梁定期点検

橋梁定期点検は、「**橋梁定期点検要領(案)**（国土交通省 平成31年3月）」（以下「**定期点検要領**」という。）及び「**橋梁における第三者被害予防措置要領(案)**（国土交通省道路局 国道・防災課 平成28年12月）」（以下（**第三者要領**）という。）に基づき実施する定期点検に適用する。

5-9-3 橋梁定期点検

1. 業務目的

橋梁利用者や第三者への被害の回避、落橋など長期にわたる機能不全の回避、長寿命化への時宜を得た対応などの橋梁に係る維持管理を適切に行うため、道路橋の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性の判断を行ううえで必要な情報を得ることを目的とする。

2. 業務内容

橋梁定期点検の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

1) 業務計画書

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、**設計図書**に示す業務内容を**確認**し、**1-1-12 業務計画書**第2項及び次に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

① 安全管理計画

2) 実施計画書

受託人は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をしたうえで実施計画書を橋梁毎に作成し、監督員に提出するものとする。実施計画書には次の事項を記載するものとする。

① 業務内容	⑦仮設備計画
② 対象橋梁位置図	⑧使用建設機械
③ 現地踏査の調査記録	⑨安全管理計画（交通規制含む）
④ 業務実施方針	⑩環境対策
⑤ 実施体制	⑪連絡体制（緊急時含む）
⑥ 実施工程表	

実施体制については、橋梁検査員等からなる適切な点検作業班を編成するものとする。

3) 部材番号図等の整備

受託人は、関連資料の収集及び点検時に必要となる部材番号図等の作成および修正を行うものとする。

(2) 現地踏査

1) 現地踏査の内容

受託人は、橋梁定期点検に先立ち点検対象橋梁における、橋梁の損傷（劣化等）程度を把握するほか、現地の交通状況、点検に伴う交通規制の方法等について現地の状況を調査記録するものとする。

なお、架橋位置の地形・交通状況・交差物件・障害物等により点検時に接近が困難なことなどが予想される場合や、橋梁の状況（排水桝あるいは支承周辺の土砂詰まり等）により点検作業等に支障がある場合には、監督員と**協議**するものとする。

2) 緊急対応が必要な場合の報告

受託人は、現地踏査時に緊急対応が必要と判断される損傷等を発見した場合は、直ちに監督員に報告するものとする。

(3) 橋梁検査員

受託人は、業務の実施にあたって橋梁検査員を定め監督員に提出するものとする。なお、橋梁検査員は、客観事実としての部材毎の損傷程度の評価や外観性状の記録、作業の安全管理等に適正な能力を有し、データの収集及び記録を適正に行うために必要な橋梁の設計、施工又は維持管理に関する知識を有する者とする。

(4) 定期点検

受託人は、次の項目について点検及び資料の作成を行うものとする。

1) 近接目視点検

点検は、近接目視・打音・触診以外の方法も含めて、目的に照らして部材等の状態の客観事実を的確に把握することができる適切な方法により点検を行うものとする。また、必要に応じて機械・器具を用いる場合は、それらの機器及び使用範囲等について監督員と協議するものとする。

2) 損傷程度の評価

点検対象橋梁について、定期点検要領に基づき、損傷程度の評価を行う。

3) 定期点検結果の記録

定期点検結果をもとに定期点検要領に定める点検調書を作成するものとする。

4) 緊急対応が必要な場合の報告

点検時に緊急対応が必要と判断される損傷を発見した場合は、直ちに監督員に報告するものとする。

(5) 第三者被害予防措置

受託人は、次の項目について点検・措置及び資料の作成を行うものとする。

1) 打音検査及び第三者被害予防措置

打音検査は所定の点検ハンマでコンクリート表面を叩いてその打音から損傷の有無を推定する。打音検査で、濁音が認められた箇所にはチョークでマーキングを行う。また、マーキングされたうき、剥離箇所に対して、所定の石刃ハンマでできる限り、その部分のコンクリートを叩き落とすものとする。

なお、うき、剥離の範囲が広い場合やP C桁等叩き落とすことによって構造の安全性が損なわれる恐れのある場合は、監督員と協議するものとする。

2) 遠望目視及び非破壊検査

1次スクリーニングで「遠望目視及び非破壊検査（赤外線サーモグラフィ法）」を採用する場合は、監督員と協議するものとする。

3) 第三者被害予防措置結果の記録

第三者被害予防措置をもとに、第三者要領に定める点検調書を作成するものとする。

4) その他

予防措置時に緊急対応が必要と判断される損傷が発見された場合は、直ちに監督員に報告するものとする。

(6) 関係機関との協議資料作成

受託人は、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。

(7) 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受託人は、業務の成果として、1-2-11 調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、橋梁定期点検結果等において定期点検・カルテ入力システムに入力することにより、データ作成を行うものとする。

第4節 成果品

5-9-4 成果品

受託人は、次の各号について成果品を作成し、1-1-17 成果品の提出に従い、2部提出するものとする。

(1) 道路防災カルテ点検

点検実施結果を反映させた防災カルテ及び特記仕様書によるものとする。

(2) 橋梁定期点検

定期点検及び第三者被害予防措置における点検調書及び特記仕様書によるものとする。

第 6 編 公園緑地編

第 6 編 公園緑地編

目 次

第 1 章 公園緑地環境調査	-----	6- 1
第 2 章 公園緑地計画設計	-----	6- 1
第 1 節 公園緑地計画設計	-----	6- 1
6-2- 1 公園緑地計画設計の区分	-----	6- 1
6-2- 2 公園基本計画	-----	6- 1
6-2- 3 公園基本設計	-----	6- 2
6-2- 4 公園実施設計	-----	6- 4
第 2 節 成 果 品	-----	6- 6
6-2- 5 成 果 品	-----	6- 6

第6編 公園緑地編

第1章 公園緑地環境調査

本調査は、設計図書に則るほか、「第2編 第1章 河川環境調査」に準じて行うものとする。

第2章 公園緑地計画設計

第1節 公園緑地計画設計

6-2-1 公園緑地計画設計の区分

公園緑地計画設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 概略設計（以下、本編に於いては「公園基本計画」という。）
- (2) 予備設計（以下、本編に於いては「公園基本設計」という。）
- (3) 詳細設計（以下、本編に於いては「公園実施設計」という。）

6-2-2 公園基本計画

1. 業務目的

公園基本計画は、1-2-6 設計業務の内容第3項に示す業務に準じて、以下に示す内容により、地形・景観・環境等の諸条件を踏まえ、基本構想に基づき計画案を具体的に示すことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を**確認**し、1-1-12 業務計画書に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、計画区域及びその周辺地域の自然的・社会的・人文的条件について現地を把握し、計画区域の特性・問題点等を把握・**確認**するものとする。なお、現地調査（測量、地質調査）を必要とする場合は、受託人はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、**指示**を受けるものとする。

(3) 作業・検討

受託人は、基本構想の内容及び監督員の**指示**に基づき、計画の前提となる条件の整理、資料の収集を行い、公園基本計画に必要な諸条件を勘案し、基本方針を作成するものとする。

1) ゾーニング

計画方針・敷地条件・地域特性等を考慮し、導入すべき機能をゾーンとして配置し、その規模・形状を定めるものとする。

2) 配置計画

前号に基づき、各々のゾーンが持つべき機能を有する施設を選定し、配置するものとする。

(4) 基本計画平面図

受託人は、計画区域において設定した機能及び施設の配置等を平面図に取りまとめるものとする。

(5) 鳥瞰図及び透視図

受託人は、全体及び主要な部分について、基本計画平面図に基づく鳥瞰図・透視図を作成するものとする。なお、視点・構図等については、監督員と協議の上、決定するものとする。

(6) 基本計画説明書

受託人は、設計業務の成果として、1-2-11 設計業務の成果に準じ、計画の内容及び検討過程を取りまとめた基本計画説明書を作成するものとする。

(7) 概算工事費

受託人は、基本計画平面図を基に、1-2-11 設計業務の成果(5)に基づき、監督員と協議の上、概算工事費を算定するものとする。

(8) 関連機関との協議資料作成

受託人は、設計図書に基づき、関連機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。

3. 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、計画の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 計画条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。又、地形、地質、土地利用、周辺整備などが計画に反映されているかの確認を行う。
- 3) 計画方針及び計画手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 計画図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

4. 報告書作成

受託人は、設計業務の成果として、1-2-11 設計業務の成果に準じて作成するものとする。

5. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 公園基本構想資料
- (2) 地形図

6-2-3 公園基本設計

1. 業務目的

公園基本設計は、1-2-6 設計業務の内容第4項に示す業務に準じて、以下に示す内容により、公園基本計画の条件及び調査結果に基づき、地形・地質・景観・環境等の諸条件を考慮し、公園の基本的な構造を検討し、平面・主要構造物の概算規模の計画及び概算工事費の算出を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、1-1-12 業務計画書に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、現地踏査について、6-2-2 公園基本計画第2項の(2)に準ず

るものとする。

(3) 作業・検討

受託人は、(2) 現地踏査等を基にまとめられた基本的事項及び監督員の指示に基づき、以下の作業・検討を行なうものとする。

- 1) 当該工事に必要な資料の収集・整理
- 2) 整備イメージ・デザインコンセプトの設定
- 3) 造成・各種施設の配置の検討・設定
- 4) 施工計画等

(4) 設計図

受託人は、(3) 作業・検討により取りまとめられた基本的事項及び設計協議等をもとに、以下の設計図を作成するものとする。

1) 全体計画図

設計区域において設定した機能及び主要施設の配置等を、平面図に取りまとめるものとする。

2) 断面図

3) 主要施設計画図

受託人は、施設、給水・排水・電気設備、植栽等の主要施設について、配置位置・形式・規格・基本寸法を計画し、平面図を作成するものとする。

4) 主要施設構造図

主要施設について、特殊な形式・規模・規格の構造物を計画する場合は、参考として構造図を作成するものとする。

(5) 鳥瞰図及び透視図

受託人は、鳥瞰図及び透視図について、6-2-2 公園基本計画第2項の(5)に準ずるものとする。

(6) 数量計算

受託人は、(4) で作成した設計図に基づき、施工数量・資材数量を取りまとめるとともに、必要に応じて、構造計算・容量計算等を行うものとする。

(7) 基本設計説明書

受託人は、設計業務の成果として、1-2-11 設計業務の成果に準じ、計画の内容及び検討過程を取りまとめた基本設計説明書を作成するものとする。

(8) 概算工事費

受託人は、(4) の設計図を基に、1-2-11 設計業務の成果の(5)に基づき、監督員と協議の上、概算工事費を算定するものとする。

(9) 関連機関との協議資料作成

受託人は、設計図書に基づき、関連機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。

3. 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。又、地形、地質、土地利用、周辺整備などが設計に反映されているか

の確認を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

4. 報告書作成

受託人は、設計業務の成果として、1-2-11 設計業務の成果に準じて作成するものとする。

5. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 公園基本計画成果一式
- (2) 地形図

6-2-4 公園実施設計

1. 業務目的

公園実施設計は、1-2-6 設計業務の内容第6項に示す業務に準じて、以下に示す内容により、公園基本設計の条件及び調査結果に基づき、地形・地質・景観・環境等の諸条件を考慮し、工事实施に必要な詳細構造の設計及び工事数量の算出等を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受託人は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、1-1-12 業務計画書に示す事項について、業務計画書を作成し監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受託人は、設計に必要な現地状況を把握するために現地踏査を行うものとする。現地踏査では、公園基本設計で計画されている施設・構造物等の位置等を確認するとともに、当該設計箇所における地形・地質・地物・植生・土地利用状況等についても確認を行う。

(3) 作業・検討

受託人は、(2) 現地踏査等を基にまとめられた基本的事項及び監督員との設計協議等に基づき、以下の作業・検討を行うものとする。

- 1) 当該工事に必要な資料の収集・整理
- 2) 細部設計等の各種検討
- 3) 各種構造物の検討・設計
- 4) 施工計画等

(4) 実施設計図

受託人は、(3) 作業・検討により取りまとめられた基本的事項及び設計協議等をもとに、以下の設計図を作成するものとする。

1) 全体計画図

設計区域において設定した機能及び主要施設の配置等を、平面図に取りまとめるものとする。

2) 各種平面図

6-2-3 公園基本設計第2項(4)に準じ、以下の各項をそれぞれ記載する平面図を作成するものとする。

- ① 施工箇所図(施工位置・範囲)
- ② 施工箇所の現況及び撤去・移設平面図

③ 施設計画図（施設計画平面図、給水・排水・電気設備計画図、植栽計画図等）

3) 詳細図

必要に応じて、上記平面図を補足する詳細図を作成するものとする。

4) 造成平面図（計画高図）

5) 断面図

6) 各種構造図

各種構造物の、形状・寸法及び使用材料表を記入した構造図を作成するものとする。

(5) 数量計算

受託人は、(4) 実施設計図に基づき、施工数量・資材数量を取りまとめるとともに、必要に応じて、構造計算・容量計算等を行うものとする。

(6) 工事費算出書

1) 施工計画書

受託人は、監督員との**協議**に基づき、設計の適正の**確認**・特殊な工法に対する施工方法等をまとめた施工計画書を作成するものとする。また、特殊な工法については、必要に応じて特記仕様書を作成するものとする。

2) 工事費算出書

受託人は、1-2-11 設計業務の成果第5項に基づき、監督員と**協議**の上、工事費を算定するものとする。

(7) 関連機関との**協議**資料作成

受託人は、**設計図書**に基づき、関連機関との**協議**用資料・説明用資料を作成するものとする。

3. 照査

受託人は、1-1-8 照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの**確認**を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの**確認**を行う。

2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。又、地形、地質、土地利用、周辺整備などが設計に反映されているかの**確認**を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計図、工事費算出の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

4. 報告書作成

受託人は、設計業務の成果として、1-2-11 設計業務の成果に準じて作成するものとする。

5. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

(1) 公園基本設計成果一式

(2) 地形図

第2節 成果品

6-2-5 成果品

受託人は、表 6-2-1 に示す成果品を作成し、1-1-17 成果品の提出に従い、2部納品するものとする。

表 6-2-1 公園緑地設計計画 成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺（標準）	摘 要
公園基本計画	設 計	基本計画平面図	1:200～1:500	
		鳥瞰図・透視図		
	報 告 書	基本計画説明書		工事費概算書を含む
公園基本設計	設 計	全体計画図	1:200～1:500	
		断面図	1:100～1:200	
		主要施設計画図	1:200～1:500	施設計画、給水・排水・電気設備計画、植栽計画等
		主要施設構造図	1:10 ～1:100	
		鳥瞰図・透視図		
	数量計算	数量算出書		
		設計計算書		構造計算、容積計算等
	報 告 書	基本設計説明書		
		概算工事費		
公園実施設計	設 計	施工箇所図		
		全体計画図	1:200～1:500	
		現況及び撤去・移設平面図	1:200～1:500	
		造成平面図（計画高図）	1:200～1:500	
		断面図	1:100～1:200	
		施設計画図	1:200～1:500	施設計画平面図、給水・排水・電気設備計画図、植栽計画図等
		詳細図	1:50 ～1:200	
		各種構造図	1:10 ～1:100	
	数量計算	数量算出書		
		設計計算書		
	報 告 書	施工計算書		構造計算、容量計算等
		工事費算出書		施工方法、特記仕様等
共 通		その他参考資料等		関係機関との協議資料等

様式集

様 式 目 次

(第 2 号様式)	業務着手届	7- 1
(第 3 号様式) 甲	業務日程表	7- 2
(第 3 号様式) 乙	日程表	7- 3
(第 4 号様式) 甲	業務変更日程表	7- 4
(第 4 号様式) 乙	変更日程表	7- 5
(第 5 号様式) の 1	管理技術者届	7- 6
(第 5 号様式) の 2	管理技術者変更届	7- 7
(第 6 号様式) の 1	照査技術者届	7- 8
(第 6 号様式) の 2	照査技術者変更届	7- 9
(第 9 号様式)	業務関係者に関する措置請求	7-10
(第 10 号様式) 甲	業務下請負届 (再委託申請書)	7-11
(第 10 号様式) 乙	業務下請負届 (再委託申請書)	7-12
(第 10 号様式) 甲	業務下請負届 (再委託申請書) 記入例	7-13
(第 10 号様式) 乙	業務下請負届 (再委託申請書) 記入例	7-14
(第 11 号様式) の 1	業務用材料出納簿	7-15
(第 12 号様式)	業務用貸与物件整理簿	7-16
(第 13 号様式)	事故発生報告書	7-17
(第 16 号様式)	履行期間延長願	7-18
(第 17 号様式)	業務完了届	7-19
(第 19 号様式)	業務完了確認通知書	7-20
(第 20 号様式)	検査結果通知書	7-21
(第 21 号様式) 甲	出来高調書	7-22
(第 21 号様式) 乙	出来高内訳書	7-23
(第 23 号様式)	出来高確認通知書	7-24
(第 24 号様式)	出来高検査結果通知書	7-25
(第 25 号様式)	業務計画書	7-26
(第 26 号様式)	変更業務計画書	7-27
(第 27 号様式) の 1	委託業務成果品一覧表	7-28
(第 28 号様式)	指示・催告・請求・通知・協議・承諾書	7-29
(第 29 号様式)	請求・通知・協議・承諾・報告書	7-30
(第 30 号様式)	業務打合せ記録簿	7-31
(第 30 号様式)	業務打合せ記録簿 記入例	7-32
(第 31 号様式) 甲	業務記録簿	7-33

		様式集	目次
(第 31 号様式) 乙	業務記録簿		7-34
(第 32 号様式)	身分証明書交付申請書		7-35
(第 33 号様式)	身分証明書		7-36
(第 34 号様式)	身分証明書返納書		7-37
(第 36 号様式)	休日・夜間作業届		7-38

(第2号様式)

業 務 着 手 届

令和 年 月 日

名 古 屋 市 長

受託人 (住所)

(氏名)

次のように、契約書（業務着手届及び業務日程表）の規定に基づき届出します。

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
委 託 代 金 額	
業務着手予定年月日	令和 年 月 日
業務完了予定年月日	令和 年 月 日
特 記 事 項	

※ 業務着手予定年月日の着手とは、業務代理人等が業務の実施のため監督員との打合せまたは現場踏査を開始することをいう。

(日本産業規格A4)

(第3号様式) 甲

業 務 日 程 表

令和 年 月 日

名 古 屋 市 長

受託人 (住所)

(氏名)

次のように、契約書（業務着手届及び業務日程表）の規定に基づき提出します。

委 託 業 務 名

委 託 業 務 場 所

日 程 別紙日程表のとおり

特 記 事 項

(日本産業規格 A 4)

(第3号様式) 乙

目 程 表

[illegible]

(日本産業規格 A 4)

(第4号様式) 甲

業 務 変 更 日 程 表

令和 年 月 日

名 古 屋 市 長

受託人 (住所)

(氏名)

次のように、契約書（変更に伴う手続）の規定に基づき提出します。

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
日 程	別紙変更日程表のとおり
特 記 事 項	

(日本産業規格 A 4)

(第4号様式) 乙

變更日程表

[illegible]

(日本産業規格 A)

(第5号様式) の1

管 理 技 術 者 届

令和 年 月 日

名 古 屋 市 長

受託人 (住所)

(氏名)

次のように、契約書（管理技術者）の規定に基づき、管理技術者を届出します。

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
氏 名	
管 理 技 術 者 の 権 限	
管 理 技 術 者 最 終 学 歴 (卒 業 年) 又 は 資 格	
職 歴 (該 当 業 務 に 類 す る 業 務 に 限 る)	

※ 資格の写しを添付すること。

(日本産業規格A4)

管 理 技 術 者 変 更 届

令和 年 月 日

名 古 屋 市 長

受託人 (住所)

(氏名)

次のように、契約書（管理技術者）の規定に基づき、管理技術者を変更しましたので届出します。

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
氏 名 (変 更 前)	
氏 名 (変 更 後)	
管 理 技 術 者 の 権 限	
管 理 技 術 者 最 終 学 歴 (卒 業 年) 又 は 資 格	
職 歴 (該 当 業 務 に 類 す る 業 務 に 限 る)	

※ 資格の写しを添付すること。

(日本産業規格A4)

照 査 技 術 者 届

令和 年 月 日

名 古 屋 市 長

受託人 (住所)

(氏名)

次のように、契約書（照査技術者）の規定に基づき、照査技術者を届出します。

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
氏 名	
照 査 技 術 者 の 権 限	
照 査 技 術 者 最 終 学 歴 (卒 業 年) 又 は 資 格	
職 歴 (該 当 業 務 に 類 する 業 務 に 限 る)	

※ 資格の写しを添付すること。

照 査 技 術 者 変 更 届

令和 年 月 日

名 古 屋 市 長

受託人 (住所)

(氏名)

次のように、契約書（照査技術者）の規定に基づき、照査技術者を変更しましたので届出します。

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
氏 名 (変 更 前)	
氏 名 (変 更 後)	
照 査 技 術 者 の 権 限	
照 査 技 術 者 最 終 学 歴 (卒 業 年) 又 は 資 格	
職 歴 (該 当 業 務 に 類 す る 業 務 に 限 る)	

※ 資格の写しを添付すること。

(日本産業規格A4)

(第9号様式)

業務関係者に関する措置請求書

令和 年 月 日

受 託 人

名古屋市長

契約書（管理技術者等に対する措置要求）の規定に基づき、下記業務関係者に対し必要な措置をとることを請求します。

委 託 業 務 名		
委 託 業 務 場 所		
関 係 者	該 当 種 別	
	氏 名	
措 置 請 求 理 由		

(日本産業規格A4)

業務下請負届 (再委託申請書)

令和 年 月 日

名古屋市 長

受託人 (商号又は名称)

管理技術者 (氏名)

次のように、契約書（一括再委託等の禁止等）の規定及び情報取扱注意項目に基づき、届出及び申請します。

委託業務名

職種別	下請負人名	住 所	代表者氏名	電 話	許可番号	下請予定金額

機密情報を取り扱う事業者への再委託に係る情報保護措置

1. 再委託に係る業務が、名古屋市からの業務である事を再委託先に了知させます。
2. 再委託先の事業者にも情報取扱注意項目を遵守させ、当社と同等の情報保護対策を講じさせます。
3. 再委託した業務のうち機密情報を取り扱う業務を、再委託先の事業者から更に委託はさせません。
4. 再委託先の事業者が与えた損害等については当社が一切の責任を負います。

※添付書類 再委託に関する契約書の写し等
(日本産業規格 A 4)

(第 10 号様式) 乙

[illegible]

(日本産業規格 A 4)

業務下請負届 (再委託申請書)

令和 年 月 日

名古屋市 長

受託人 (商号又は名称)

管理技術者 (氏名)

次のように、契約書（一括再委託等の禁止等）の規定及び情報取扱注意項目に基づき、届出及び申請します。

委託業務名

職種別	下請負人名	住 所	代表者氏名	電 話	許可番号	下請予定金額
		機密情報を取り扱う事業者				
〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇
		機密情報を取り扱わない事業者				
〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇

機密情報を取り扱う事業者への再委託に係る情報保護措置

- 再委託に係る業務が、名古屋市からの業務である事を再委託先に了知させます。
- 再委託先の事業者にも情報取扱注意項目を遵守させ、当社と同等の情報保護対策を講じさせます。
- 再委託した業務のうち機密情報を取り扱う業務を、再委託先の事業者から更に委託はさせません。
- 再委託先の事業者が与えた損害等については当社が一切の責任を負います。

※添付書類 再委託に関する契約書の写し等

(日本産業規格 A 4)

(第 10 号様式) 乙

[illegible]

(日本産業規格 A 4)

(第 11 号様式) の 1

[illegible]

(日本産業規格 A 4)

業務用貸与物件整理簿

(第 1 2 号様式)

(監督員所属職氏名)

[illegible]

(日本産業規格 A 4)

事故発生報告書

令和 年 月 日

名古屋市 長

受託人（住所）

（氏名）

下記のとおり事故が発生したので報告します。

記

委託業務名	
事故発生場所	
事故発生日時	
事故の内容	
事故発生後の応急措置	
今後の対策	

備考：図面現場写真添付のこと。

(第16号様式)

履行期間延長願

令和 年 月 日

名古屋市 長

受託人 (住所)

(氏名)

次のとおり履行期間延長をしたいので、契約書（受注者の請求による履行期間の延長）の規定に基づき願い出します。

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
履 行 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
希 望 延 長 日 数	令和 年 月 日まで 日間
延 長 理 由	

(日本産業規格A4)

(第17号様式)

業 務 完 了 届

令和 年 月 日

名 古 屋 市 長

受託人 (住所)

(氏名)

次のように、契約書（検査及び引渡し）の規定に基づき届出します。

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
委 託 代 金 額	
履 行 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
完 了 年 月 日	令和 年 月 日
特 記 事 項	

(日本産業規格 A 4)

(第19号様式)

業務完了確認通知書

令和 年 月 日

受 託 人

名 古 屋 市 長

次のとおり業務の完了を確認しましたので通知します。

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
委 託 代 金 額	
履 行 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
完 了 年 月 日	令和 年 月 日
検 査 年 月 日	令和 年 月 日
引 渡 年 月 日	令和 年 月 日
特 記 事 項	

(日本産業規格 A 4)

(第20号様式)

検査結果通知書

令和 年 月 日

受 託 人

名古屋市長

下記業務は 令和 年 月 日の完了検査の結果不合格であるので通知します。

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
履 行 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
理 由	
履 行 要 求 年 月 日	令和 年 月 日 まで

(日本産業規格A4)

(第21号様式) 甲

出 来 高 調 書

令和 年 月 日

名古屋市長

受託人 (商号又は名称)

管理技術者 (氏名)

令和 年 月 日現在における第 回出来高調書を提出します。

委 託 業 務 名

委 託 業 務 場 所

委 託 代 金 額

履 行 期 間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

出 来 高 内 訳

別記出来高内訳書のとおり

特 記 事 項

(日本産業規格A4)

(第21号様式) 乙

出 来 高 内 訳

※ 工 種 ・ 種 別	※ 細 目	※ 数 量		※ 単位	※出来 高率%	単 価(円)	金 額(円)	備 考
		※ 設 計	出来高					

(日本産業規格 A 4)

※印欄は、受託人において記載すること。

(第23号様式)

出来高確認通知書

令和 年 月 日

受 託 人

名古屋市長

次のとおり業務の出来高（第 回）を確認しましたので通知します。

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
履 行 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
確 認 年 月 日	令和 年 月 日
出 来 高 割 合	%
特 記 事 項	

(日本産業規格A4)

(第24号様式)

出来高検査結果通知書

令和 年 月 日

受 託 人

名 古 屋 市 長

下記業務は 令和 年 月 日の 出来高（第 回）検査の結果不合格であるので
通知します。

委 託 業 務 名

委 託 業 務 場 所

履 行 期 間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

理 由

履 行 要 求 年 月 日

令和 年 月 日 まで

(日本産業規格A4)

委託業務名 _____

業 務 計 画 書

受 託 人 (商号又は名称) _____

管理技術者 (氏名) _____

目 次

- (1) 業務概要 P -
- (2) 実施方針 P -
- (3) 実施日程表 P -
- (4) 業務組織計画 P -
- (5) 打合せ計画 P -
- (6) 使用する図書及び基準 P -
- (7) その他 P -

委託業務名 _____

変 更 業 務 計 画 書

受 託 人 (商号又は名称) _____

管理技術者 (氏名) _____

目 次

- (1) 業務概要 P－
- (2) 実施方針 P－
- (3) 実施日程表 P－
- (4) 業務組織計画 P－
- (5) 打合せ計画 P－
- (6) 使用する図書及び基準 P－
- (7) その他 P－

委託業務名 _____

委託業務成果品一覧表

受 託 人 (商号又は名称) _____

管理技術者 (氏名) _____

目 次

(1)	 P -
(2)	 P -
(3)	 P -
(4)	 P -
(5)	 P -
(6)	 P -
(7)	 P -

(第 2 8 号様式)

指示・催告・請求・通知・協議・承諾書

令和 年 月 日

受 託 人

名 古 屋 市 長

下記のように指示・催告・請求・通知・協議・承諾します。

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
内 容	

注 不要な文字は＝で消すこと。

(日本産業規格 A 4)

(第29号様式)

請求・通知・協議・承諾・報告書

令和 年 月 日

名古屋市 長

受託人（住所）
（氏名）

次のように、請求・通知・協議・承諾・報告します。

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
内 容	

注 不要な文字は＝で消すこと。

（日本産業規格A4）

(第30号様式)

業 務 打 合 せ 記 録 簿	
令和 年 月 日	
発 議 者	☐ 発注者 ☐ 受託人
発 議 事 項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☐ 提出 ☐ その他 ()
委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
受 託 人	
内 容	添付書類
処 理 ・ 回 答	上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 ☐ その他 () します。 令和 年 月 日
管理技術者	

注 本様式は「管理技術者」との協議等で使用。

(日本産業規格A4)

(第30号様式)

業務打合せ記録簿(記入例)

令和 〇年 〇月 〇〇日

発議者	☐ 発注者 ☒ 受託人
発議事項	☐ 指示 ☒ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☐ 提出 ☐ その他 ()
委託業務名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
委託業務場所	〇区〇〇〇地内
受託人	〇〇〇〇株式会社
内 容	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について、協議します。 添付書類 図面 〇 枚
処 理 ・ 回 答	上記について ☒ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 ☐ その他 () します。 令和 〇年 〇月 〇〇日

管理技術者

記名

注 本様式は「管理技術者」との協議等で使用。

(日本産業規格A4)

業 務 記 録 簿

委 託 業 務 名 _____

委 託 業 務 場 所 _____

履 行 期 間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

受 託 人 (商号又は名称)

管 理 技 術 者 (氏名)

(第 3 1 号様式) 乙

[illegible]

(日本産業規格 A 4)

(第32号様式)

身分証明書交付申請書

令和 年 月 日

名古屋市 長

受託人 (住所)

(氏名)

下記業務にあたり、契約書（土地への立入り）の規定に基づく土地への立入の際に必要となりますので、身分証明書を下記のとおり申請します。

記

委託業務名

委託業務場所

履行期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

受領代表者

調査員名簿

会社名	氏名	調査内容	調査期間

(日本産業規格A4)

(第 3 3 号様式)

身 分 証 明 書		第	号
会 社 名			
氏 名			
有効期限	令和	年	月 日まで
上記のものは、業務委託における の調査に従事するものであることを証明する。			
名古屋市	土木事務所長		
	氏 名		

※ 大きさは上記を標準とする。

(第34号様式)

身分証明書返納書

令和 年 月 日

名古屋市 長

受託人 (住所)
(氏名)

下記業務にあたり、契約書（土地の立入り）の規定に基づく土地への立入の際に
使用いたしました身分証明書を返納します。

記

委託業務名

委託業務場所

履行期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

返納代表者

返納者名簿

身分証明書番号	氏 名	備 考

※ 身分証明書を添付すること。
(日本産業規格A4)

休日・夜間作業届

令和 年 月 日

名古屋市長

受託人 (商号又は名称) _____

管理技術者 (氏名) _____

次のように休日・夜間作業を行いたいので届け出します。

委託業務名	
委託業務場所	
作業年月日	
作業時間	
作業内容	上記を受理します。

注 不用な文字は＝でけすこと。